

藤 夕 第 1 1 号

平成 2 6 年 9 月 1 6 日

静岡県知事 川勝 平太 様

都市計画決定権者 藤枝市

上記代表者 藤枝市長 北村 正平



志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備に係る
環境影響評価調査実施計画書について（送付）

静岡県環境影響評価条例施行規則第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用する同
条例第 15 条 4 項の規定に基づき、調査実施計画書を送付します。

担 当 藤枝市 環境水道部 クリーンセンター推進課
電話番号 054-631-4525



志太広域事務組合新ごみ処理施設

(仮称)クリーンセンター整備に係る
環境影響評価調査実施計画書

平成26年9月

藤 枝 市

目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地	1
1.1.1 名 称	1
1.1.2 代表者の氏名	1
1.1.3 所在地	1
1.2 事業者の名称及び所在地	1
1.2.1 名 称	1
1.2.2 代表者の氏名	1
1.2.3 所在地	1
第2章 対象事業の名称	3
第3章 対象事業の目的及び内容	5
3.1 対象事業の目的	5
3.2 対象事業の基本方針	6
3.3 対象事業の内容	7
3.3.1 実施区域	7
3.3.2 施設規模等	11
3.3.3 環境保全計画	14
3.3.4 熱エネルギーの利用	16
3.3.5 地域との共生	17
3.3.6 事業スケジュール	17
第4章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	19
4.1 地域の自然的状況	19
4.1.1 気 象	19
4.1.2 水 象	24
4.1.3 地形・地質	27
4.1.4 動物・植物	30
4.1.5 自然災害	40
4.1.6 景 観	44
4.1.7 人と自然との触れ合い活動の場	46
4.2 地域の社会的状況	48
4.2.1 行政区分	48
4.2.2 人 口	48
4.2.3 集落の状況	51
4.2.4 産 業	52
4.2.5 交 通	55
4.2.6 土地利用	57
4.2.7 環境保全施設等	62
4.2.8 水域とその利用	66
4.2.9 廃棄物	69
4.2.10 文化財等	72

4.2.11 開発計画等の策定状況	76
4.3 環境法令等	84
4.3.1 環境関係法令による指定及び規制等	84
4.3.2 生活環境の状況等	114
第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	125
5.1 環境影響評価の項目の選定	125
5.2 調査、予測及び評価の手法	130
5.2.1 大気環境	130
(1) 大気汚染	130
(2) 騒音及び低周波音	137
(3) 振動	142
(4) 悪臭	145
(5) 局地風	148
5.2.2 水環境	149
(1) 水質汚濁	149
(2) 地下水汚染	153
5.2.3 土壌環境	155
(1) 土壌汚染	155
5.2.4 地形及び地質	159
(1) 土地の安定性	159
(2) 地盤沈下	160
(3) 地下水の変化	161
5.2.5 動物・植物・生態系	162
(1) 動物	162
(2) 植物	168
(3) 生態系	170
5.2.6 景観	171
(1) 景観	171
5.2.7 廃棄物	174
(1) 廃棄物	174
5.2.8 地球環境	175
(1) 温室効果ガス	175
5.2.9 その他	176
(1) 日照障害	176
(2) 電波障害	177
5.2.10 配慮事項	178
(1) 地域交通	178

参考資料

- ・用語解説（参考1～19）

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地

1.1.1 名 称

藤枝市

1.1.2 代表者の氏名

藤枝市長 北村 正平

1.1.3 所在地

静岡県藤枝市岡出山一丁目 11 番地の 1

1.2 事業者の名称及び所在地

1.2.1 名 称

志太広域事務組合

1.2.2 代表者の氏名

管理者 焼津市長 中野 弘道

1.2.3 所在地

静岡県藤枝市岡部町岡部 6 番地の 1

(空白)

第2章 対象事業の名称

志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備事業

(空白)

第3章 対象事業の目的及び内容

3.1 対象事業の目的

廃棄物の処理については、国、県ともに大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から物質の効率的な利用やリサイクルを進めることによる資源循環型社会の形成に向けた取り組みが進められており、排出者や行政における適切な分別、収集と資源の循環的利用などの一層の推進が求められている。

藤枝市、焼津市（以下「2市」という。）及び志太広域事務組合（以下「組合」という。）では、一般廃棄物の排出、収集、処理、処分等の方向性を定めた「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制や排出抑制に努め、資源の有効利用や環境への負荷を抑制した循環型社会の構築に向け取り組んでいる。

また、2市では環境衛生活動団体をはじめとした住民の協力により、ごみの減量化や分別による資源化などが積極的に展開されており、住民のごみ減量に対する意識は着実に高まりつつある。

一方、核家族化の進行による世帯数の増加や利便性を求めた経済活動と生活様式の変化などごみの増加要因も抱えており、更なるごみの減量と資源化の推進を図るため、住民・事業者・行政など関係者が協力し、それぞれの役割を果たすことが求められている。

このような状況下、当組合で稼働中のごみ処理施設は、「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」とも整備後、長期間が経過しており、老朽化への対応とあわせ圏域住民の生活環境を向上する上でも、資源循環型を基本とした環境にやさしい新たなごみ処理施設として（仮称）クリーンセンターの整備が急務となっている。

（仮称）クリーンセンターは、「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」3施設の機能を集約し、循環型社会の形成を見据えた基幹的な施設と位置付け、これまでの「燃やして埋める」という処理から、「積極的に資源化を図る」という考え方を主眼に、廃棄物の循環的利用や環境負荷の低減、熱エネルギーの有効利用による地球温暖化抑止への貢献、さらには周辺環境にも充分配慮した地域共生型の施設を目指すものである。

3.2 対象事業の基本方針

(仮称)クリーンセンターは、「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」3施設の機能を集約した施設とし、環境保全と安全性を第一に、併せて、資源化の推進、最終処分量の削減、ごみ処理コストの低減、熱エネルギーの有効利用を図り、地域住民に信頼される「安全で安心な処理施設」を目指す。

① 環境負荷の低減<環境負荷低減>

(仮称)クリーンセンターの整備に当たっては、最新技術を導入し、国・県等で定める環境基準を遵守することは当然のこと、可能な限り環境負荷の低減を図るものとする。

また、処理方式の検討に当たっては、安定的な稼動を第一に、ダイオキシン類をはじめとした有害化学物質等の排出を最大限抑制できる方式とする。

② 最終処分場に依存しない処理システムの整備<資源循環>

全国的に最終処分場の確保が難しくなっている状況に鑑み、最終処分場に依存しない処理システムの構築を目指し、処理の過程で発生する焼却灰等については、可能な限り資源化を図る。

③ 民間資源化ルートを活用<民間活力推進>

これまでも資源化が可能な物については、民間の資源化ルートを活用している。

今後も資源ごみなどの適正な処理と効率的なリサイクルを推進するため、積極的に民間処理施設の活用を進め、公共施設としての処理を出来る限り軽減する。

④ ごみ処理コストの低減<コスト低減>

(仮称)クリーンセンターは、効率的機能を集約した拠点施設とし、建設費及び維持管理費全般について、ごみ処理コストの低減を図る。

⑤ ごみのもつエネルギーの有効利用<地球温暖化抑止>

ごみ焼却に伴って発生する熱エネルギーを有効に活用し、地球温暖化抑止に貢献できる施設整備を図る。

⑥ 地域共生型施設の整備<地域共生>

周辺環境の保全に配慮し、環境学習や環境活動など、さまざまな環境情報を発信する拠点として、住民に開かれた地域共生型の施設とするとともに、地域の防災拠点としての機能整備を図る。

3.3 対象事業の内容

3.3.1 実施区域

(1) 事業予定地の概要

事業予定地の概要は、表 3.1 に示すとおりである。

また、その位置を図 3.1～図 3.3 に示す。

表 3.1 事業予定地の概要

項目	事業予定地の概要
事業予定地	藤枝市仮宿・高田地区にまたがる静岡大学の藤枝フィールド（一部）及びその周辺地域
所在地	藤枝市仮宿・高田地内
計画面積	概ね 2.5ha
都市計画区域	都市計画区域
用途地域	市街化調整区域
現況地目	学校用地等
電力供給	岡部変電所（内容）より一般高圧での受電可能 ※特別高圧での受電については、電気事業者（中電）と別途協議が必要
地下水利用	静岡県地下水の採取に関する条例で定める大井川適正化地域
上水道	藤枝市上水道給水区域
下水道	公共下水道計画区域外
都市ガス	供給区域外
周辺主要道路	国道 1 号及び国道 1 号藤枝バイパス、主要地方道焼津森線、県道静岡朝比奈藤枝線 国道 1 号藤枝バイパスランプ

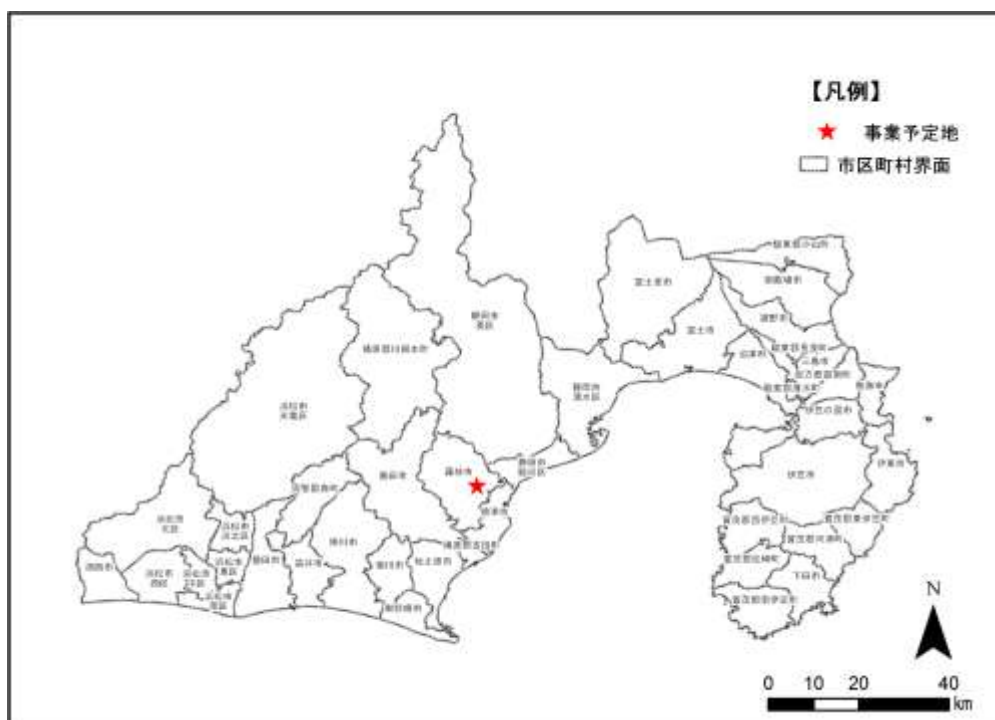


図 3.1 事業予定地の位置

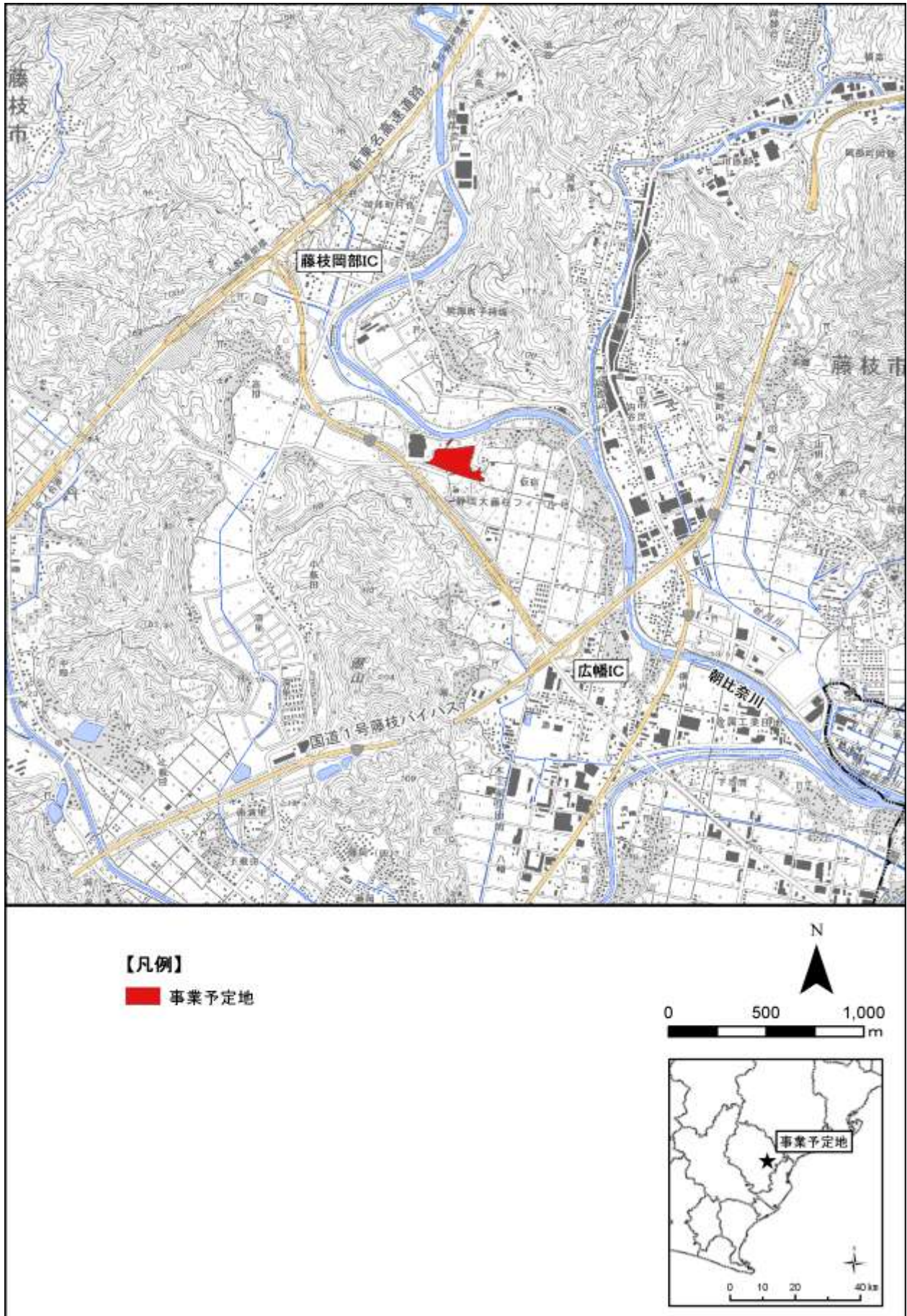


図 3.2 事業予定地の位置



【凡例】

 事業予定地



図 3.3 事業予定地の位置（平成 23 年 12 月 20 日撮影）

(2) 施設配置計画 (案)

事業予定地を、図 3.4 に赤枠で示す。

現地測量調査等の結果、その施設配置計画は以下のとおりである。今後、環境影響評価調査等と並行して詳細な配置計画を定めるものとする。

※施設配置は一例

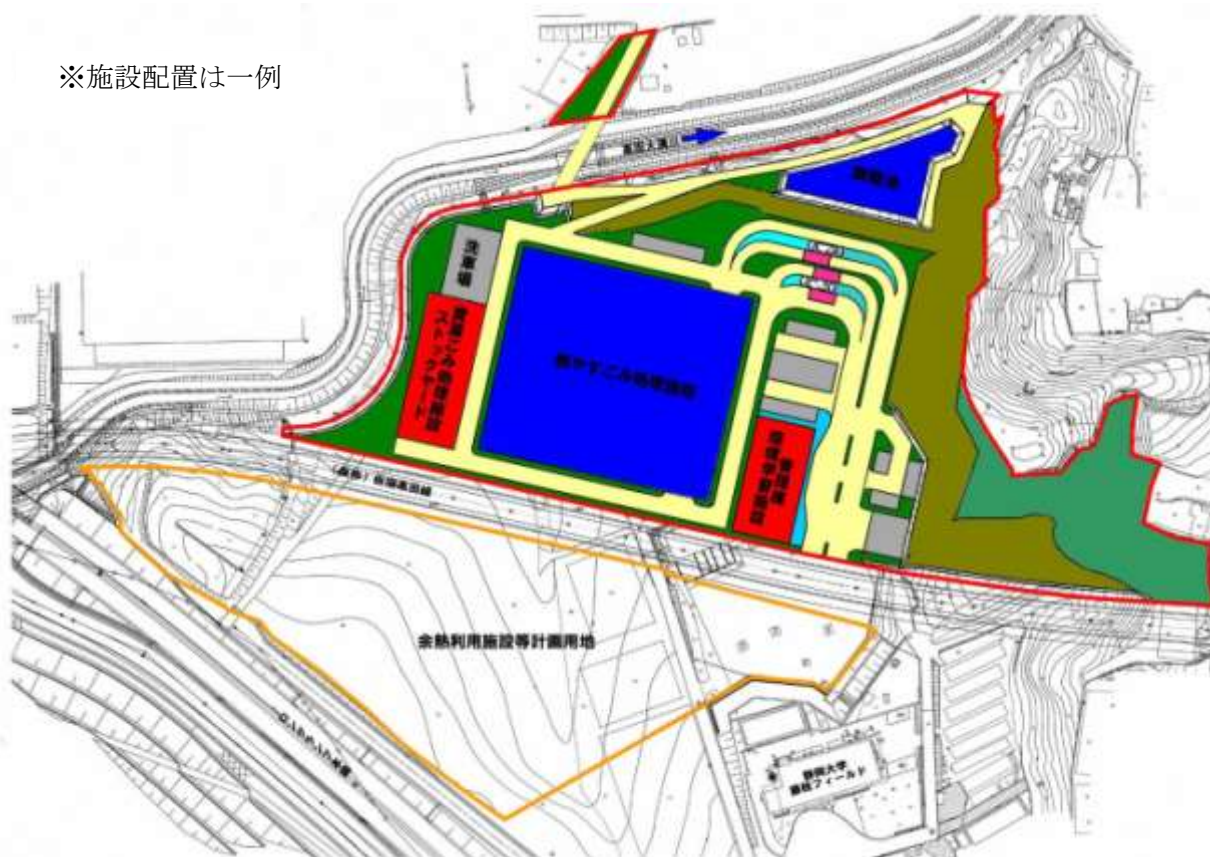


図 3.4 施設配置計画 (案)

(3) 施設への搬入車両のルート

施設の建設工事中並びに供用後の施設への搬入車両は、国道 1 号藤枝バイパスロングランプ側道から今後整備する市道仮宿高田線を利用するルートを基本とする。

3.3.2 施設規模等

(1) 燃やすごみ処理施設

ア 施設規模

稼動目標年度の一般廃棄物処理基本計画平成 32 年度における燃やすごみ計画処理量 59,746 t/年より、燃やすごみ処理施設の施設規模は 230 t/日（115 t/日×2 炉）とする。

イ 計画ごみ質

計画ごみ質は、燃やすごみの低位発熱量において、基準ごみを 2,000kcal/kg とする。また、基準ごみの 3 成分については、水分 50%、灰分 7%、可燃分 43%とする。

表 3.2 計画ごみ質

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
発熱量	ごみ低位 kcal/kg	1,200	2,000	2,600
三成分	水分 %	60	50	40
	灰分 %	6	7	8
	可燃分 %	34	43	52
見かけ比重 t/m ³		0.36	0.26	0.16
元素組成	C % 湿物ベース	-	56.3	-
	H % 湿物ベース	-	7.6	-
	N % 湿物ベース	-	1.6	-
	S % 湿物ベース	-	0.1	-
	Cl % 湿物ベース	-	0.9	-
	O % 湿物ベース	-	33.5	-

ウ 採用を検討する処理方式

本事業において採用を検討する燃やすごみ処理施設の処理方式を図 3.5 に示す。

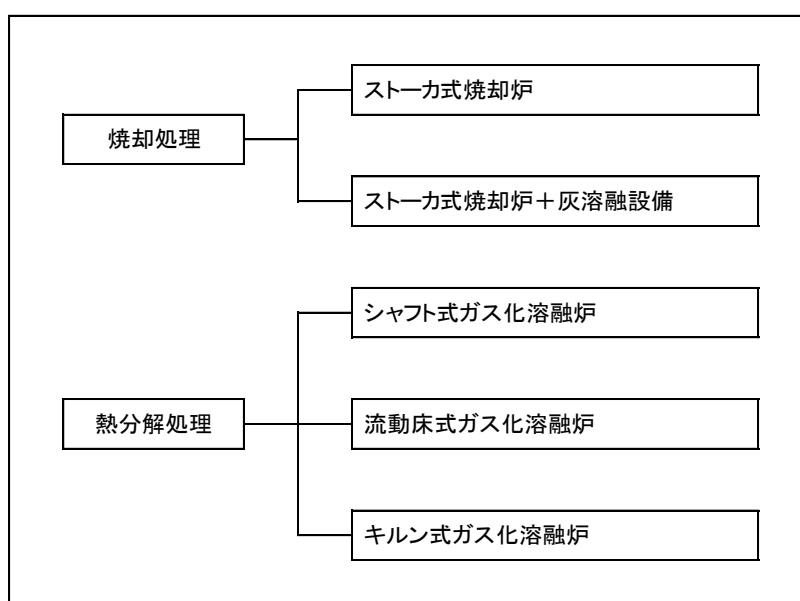


図 3.5 燃やすごみ処理施設の処理方式

エ 処理システム

焼却灰等の副生成物の処理までを含めた全体処理システムを図 3.6 に示す。

今後、安全性、信頼性を基本に、環境負荷の低減と経済性に優れた処理システムの構築を検討する。

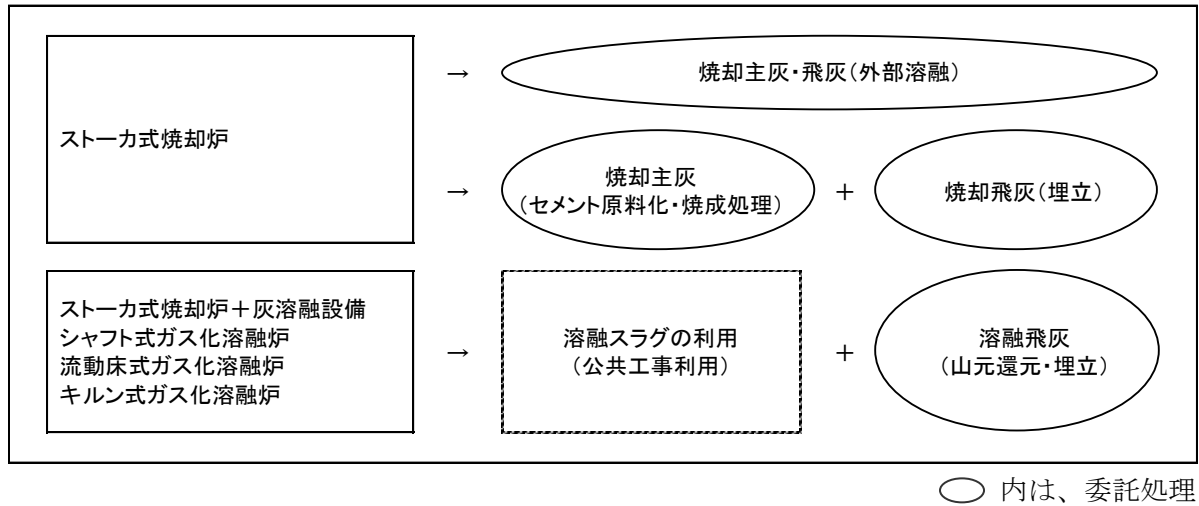


図 3.6 処理システム

(2) 資源ごみ処理施設

ア 施設規模

稼動目標年度の一般廃棄物処理基本計画平成 32 年度における資源ごみ計画処理量 20,154 t/年、その内、資源ごみ処理施設に搬入される 1,412 t/年より、資源ごみ処理施設の施設規模 5 t/日（日平均取扱い量）とする。

イ 取扱い品目

資源ごみのほとんどが既に民間資源化ルートでの積極的な活用により、民間資源化業者への直接搬入を行っており、（仮称）クリーンセンターで扱う品目は以下のとおりである。

分別された資源物の保管を主な目的としたストックヤード機能を主体に整備する。

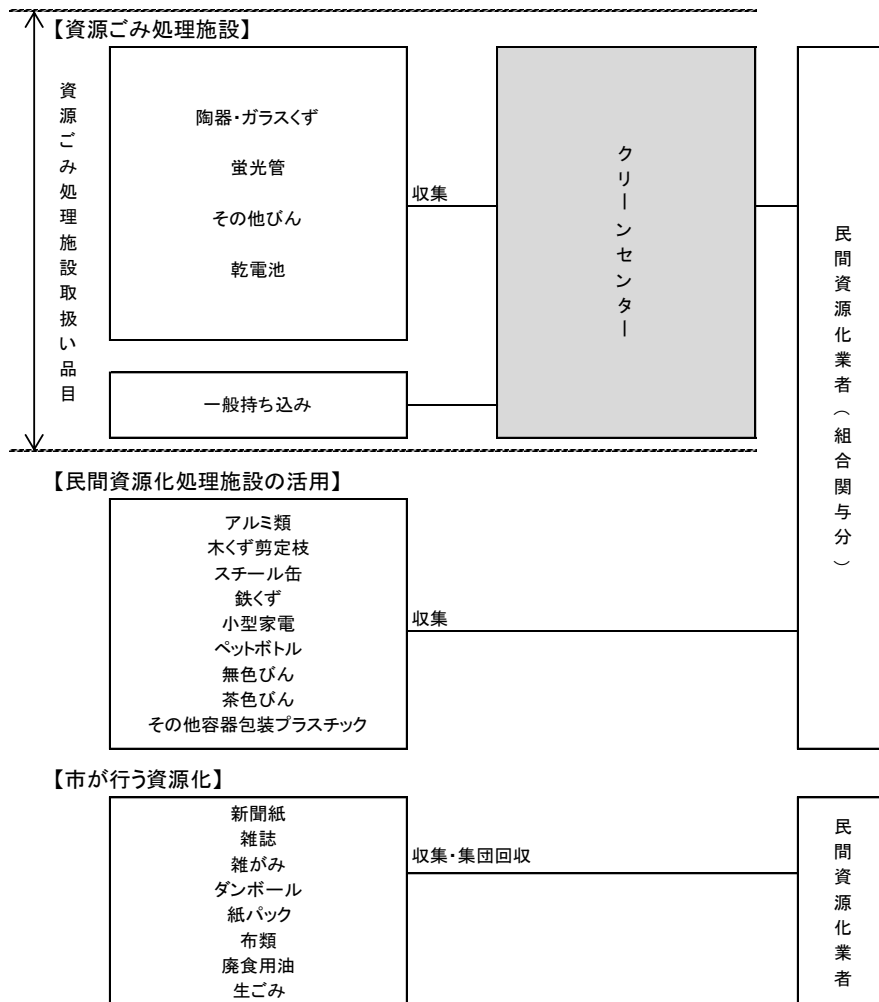


図 3.7 資源ごみの処理ルート

3.3.3 環境保全計画

(1) 排出ガス

排出ガス対策については、最新の処理設備を導入し、国の基準よりさらに厳しく抑えることを基本とする。

本施設の排出ガスの自主規制値（案）は、表 3.3 に示すとおり、近隣最新施設の規制値等を参考として検討を進めており、今後、施設整備計画のなかで策定する。

表 3.3 排出ガスの自主規制値（案）

項目	単位	規制値（法令）	自主規制値（案）	参考	
				高柳清掃工場の自主規制値	近隣最新施設の自主規制値
ばいじん	g/m ³ N	0.04 以下 ^{注1} (焼却能力 4t/h 以上)	0.01 以下	0.1 以下 ^{注4}	0.02 以下
硫黄酸化物	K 値	17.5 以下 ^{注2}	—	7.0 以下	—
	ppm	—	20 以下	—	20 以下
窒素酸化物	ppm	250 以下 ^{注1}	50 以下	150 以下	50 以下
塩化水素	ppm	430 以下 ^{注1、注3}	40 以下	200 以下	40 以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.1 以下 ^{注1} (焼却能力 4t/h 以上)	0.05 以下	1.0 以下 ^{注5}	0.05 以下
一酸化炭素	ppm	100 以下 (1 時間平均値)	30 以下 (4 時間平均値)	—	30 以下

注)1. 規制値は酸素濃度 12%での換算値である。

注)2. 硫黄酸化物の K 値 17.5 は、概ね 3,000ppm~5,000ppm に相当する。

注)3. 規制値は 700mg/m³N を ppm に換算した値である。

注)4. 高柳清掃工場での大気汚染防止法における規制値は、0.15g/m³N 以下である。

注)5. 高柳清掃工場でのダイオキシン類対策特別措置法における規制値は、5.0ng-TEQ/m³N 以下である。

(2) 排水

処理施設からのプラント排水については、施設内で処理・再利用するものとし、周囲の河川に放流しないクローズドシステムを採用する。

生活排水については浄化槽などで適正な処理を行ったうえで敷地外へ放流する。

雨水については、調整池により流量調整を行ったうえで、敷地外へ放流する。

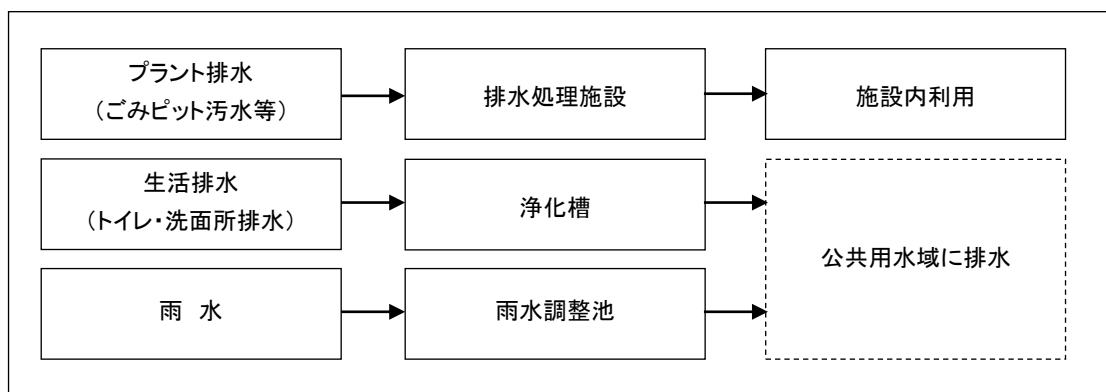


図 3.8 排水の処理フロー

(3) 騒音

騒音については、「騒音規制法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に定められた規制基準を遵守する。特定工場等の敷地境界において地域毎に定められた規制基準については、表 3.4 に示すとおりである。

プラント機器類については、屋内に設置することを原則とし、低騒音型もしくは防音対策を講じたものとする。

表 3.4 特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分	規制基準			
	朝 (6～8 時)	昼 間 (8～18 時)	夕 (18～22 時)	夜 間 (22～翌 6 時)
第 2 種区域	50 dB	55 dB	50 dB	45 dB

(4) 振 動

振動については、「振動規制法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に定められた規制基準を遵守する。特定工場等の敷地境界において地域毎に定められた規制基準については、表 3.5 に示すとおりである。

プラント機器類については、屋内に設置することを原則とし、低振動型もしくは防振対策を講じたものとする。

表 3.5 特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分	規制基準	
	昼 間 (8～20 時)	夜 間 (20～翌 8 時)
第 1 種区域 2	65 dB	55 dB

(5) 悪 臭

悪臭について、藤枝市は表 3.6 に示すとおり、悪臭防止法に基づく規制方法を人の嗅覚を用いて全てのおいを判定する「臭気指数規制」としており、全事業場からの悪臭の発生について規制される。

悪臭は、法規制値より厳しい自主規制値を設けるとともに、徹底した防止策を講じる。

具体的な対策としては、臭気の発生源となるごみピット上部から吸気することによって、プラントホームを負圧とし、ごみピット内の臭気を漏洩しないようにするとともに、吸引した臭気を高温の炉内において燃焼分解するなど、施設の外へ臭気を漏洩しない構造とする。

表 3.6 悪臭の規制基準

規制の対象	法規制値	自主規制値 (案)
敷地境界	臭気指数 15 (藤枝市)	臭気指数 10

(6) その他環境保全項目

周辺地域と調和のとれる施設設計にするとともに、周辺環境への環境影響を低減させるため、以下の環境保全対策を講ずる。

- ・温暖化防止、温室効果ガスの吸収及び地下水涵養のため、敷地内の緑地面積を最大限確保するとともに、自然豊かで緑に囲まれた施設整備に努める。
- ・周囲の空間に溶け込み、なじむような景観形成に配慮したデザインとする。

3.3.4 熱エネルギーの利用

(1) 熱エネルギーの有効利用

ア 省資源・省エネルギー

燃やすごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを電気や温水、冷暖房等として利用することは、それに相当する外部からのエネルギー消費を削減でき、同時に、電力や温水等を得るために必要であった化石燃料の使用量を削減することになる。

イ 温室効果ガスの排出抑制

上記の化石燃料の使用量を削減できることが、温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生抑制につながり、地球温暖化対策に貢献することになる。

(2) 熱エネルギーの利用形態

燃やすごみの処理に伴って発生する熱エネルギーの利用形態については、蒸気をそのまま利用するものや、その蒸気によってタービンを動かして発電するものなど多種多様であり、一般的な用途例については、以下のとおりである。

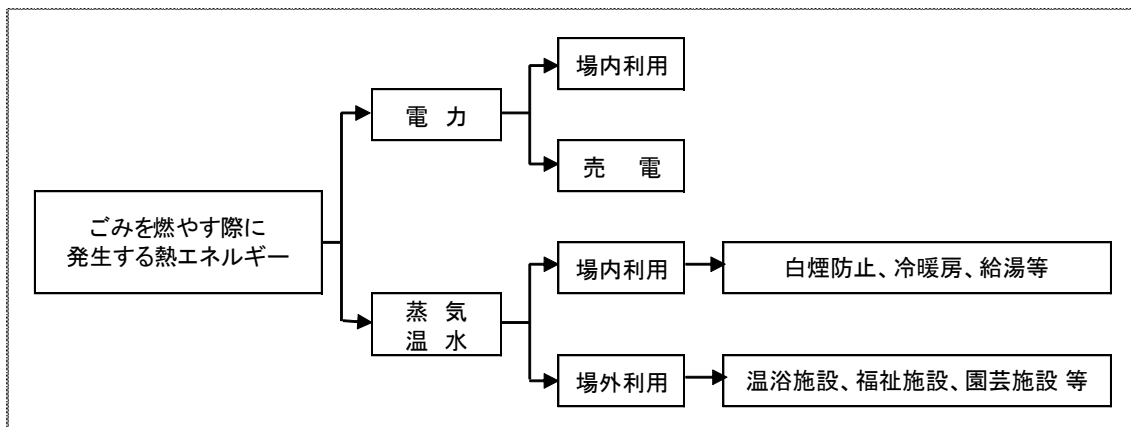


図 3.9 熱エネルギーの利用形態

(3) 熱エネルギーの利用方法

熱エネルギーの利用については、第一に、処理施設の場内利用を優先する。

場内の熱エネルギーの利用方法は、タービン発電を行うことを前提とするが、場内利用分を除く余剰電力については電力会社に売電することも含めて検討する。

3.3.5 地域との共生

(1) 地域共生型施設の整備

周辺の環境保全に配慮しつつ、地域住民に受け入れやすく、かつ、地域との共生を基本とした施設整備計画を進める。

ア 学習の場の提供

地域に向けて開かれた施設を目指し、施設で扱うごみの量などの情報コーナーの設置や、環境関連図書、視聴覚教材など、気軽に関覧できるコーナーを開設するなどして、環境学習の場を提供する。

イ 体験学習の場の提供

誰もが安全に安心して施設の見学ができるような、見学者コースを整備し、適正なごみ処理の状況について知る、学べる、理解が深まる体験学習の場の提供を図る。

ウ 防災拠点

地域の防災拠点として利用が図れる施設とする。

3.3.6 事業スケジュール

(仮称) クリーンセンターの稼働までの概略スケジュールは、以下のとおりを想定している。

表 3.7 事業スケジュール (概略)

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
		実施設計等の検討					稼働
環境影響評価・都市計画決定				施設の建設			

(空白)

第4章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

既存資料調査によって、事業予定地及びその周辺の地域概況を把握した。

既存資料調査の対象範囲は、事業予定地が位置する藤枝市仮宿・高田地内を中心とする、周辺2 km 範囲を基本とし、必要に応じて対象範囲を拡大した。

調査対象範囲に関しては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省）を基に、環境影響要因のなかで最も広範囲に影響が及ぶと想定される大気質において、施設計画からの排ガス最大着地濃度の予想距離のおおむね2倍程度に設定した。

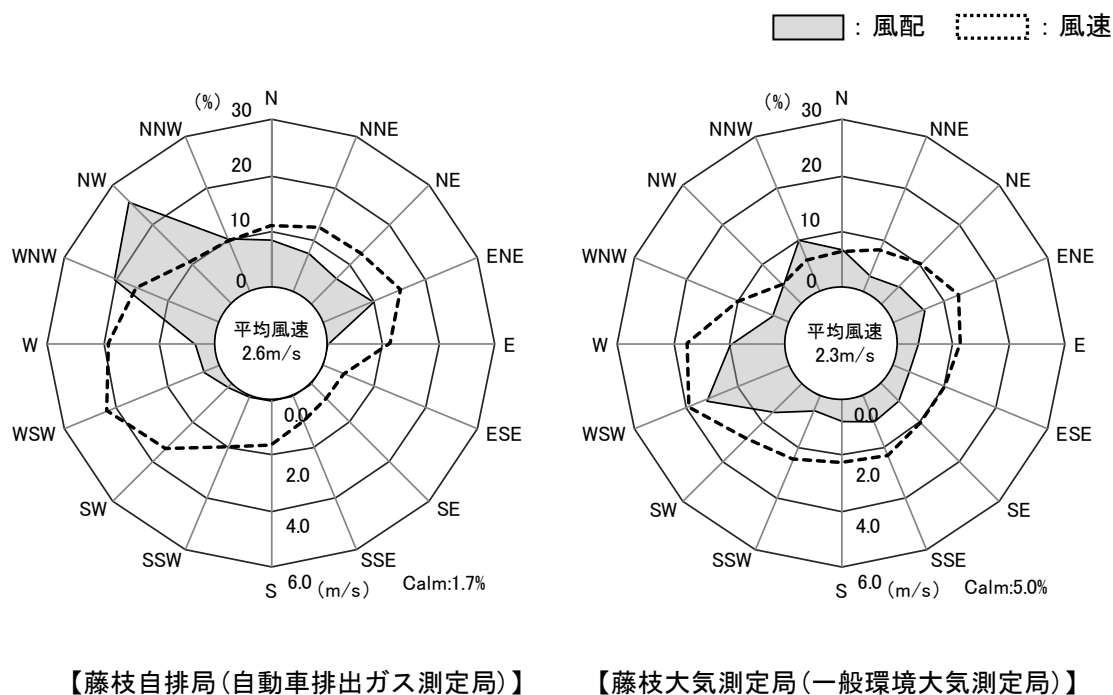
4.1 地域の自然的状況

4.1.1 気象

(1) 風向・風速

事業予定地周辺で静岡県が設置している一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の平成24年の風況（風向・風速の出現率）を図4.1に、それら位置を図4.2に示す。

事業予定地に最も近い観測所は、自動車排ガス測定局の「藤枝自排局」（藤枝市郡970）であり、年間平均風速2.6m/s、北西の風が卓越していた。また、一般環境大気測定局の「藤枝大気測定局」（藤枝市高柳2-361-3）では、年間平均風速2.3m/s、西南西の風が卓越していた。



注) Calmは風速0.4m/s以下を示す。

図4.1 事業予定地周辺における風配図（平成24年）

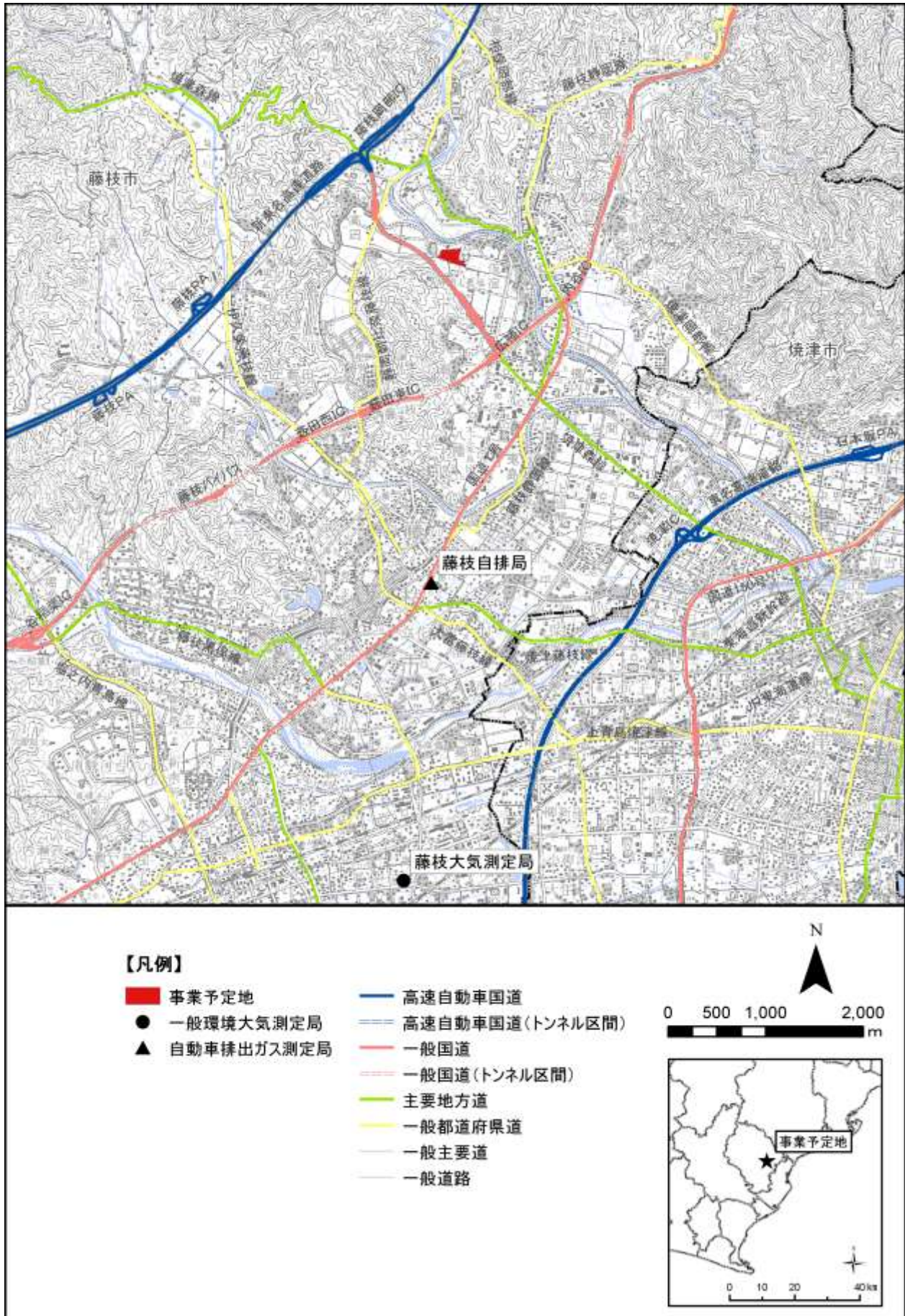


図 4.2 事業予定地周辺の大気測定局の位置

(2) 気温・降水量等

藤枝大気測定局と静岡地方気象台における、平成24年の気温・降水量等を表4.1及び図4.3に示す。また、それら気象観測所の位置を図4.4に示す。

一般環境大気測定局の藤枝大気測定局における観測記録によると、平成24年の年間平均気温17.1℃、最高気温35.8℃（8月）、最低気温-3.7℃（2月）であった。

降水量については、静岡地方気象台における記録があり、年間降水量2,490mm、最大月間降水量322mm（6月）、最小月間降水量43mm（1月）であった。

表 4.1 気温・降水量等（平成24年）

月	藤枝大気測定局			静岡地方気象台						
	気温(℃)			気温(℃)			降水量(mm)	相対湿度(%)	風向・風速(m/s)	
	平均	最高	最低	平均	最高	最低	合計	平均	平均	最多風向
1月	6.3	15.8	-1.5	6.1	16.1	-2.0	43	54	2.2	西北西
2月	7.1	17.7	-3.7	6.8	17.7	-4.4	248	56	2.6	北東
3月	10.7	22.9	1.5	10.4	23.8	-0.2	290	59	2.8	北東
4月	15.2	26.3	3.5	14.8	25.0	3.3	225	66	2.6	北東
5月	19.7	28.6	10.8	19.2	28.6	10.2	235	69	2.1	南
6月	22.5	31.0	16.9	21.9	32.2	16.8	322	74	2.3	北東
7月	26.8	35.0	20.0	26.0	35.3	19.8	196	79	2.1	南
8月	28.4	35.8	23.4	27.7	34.1	22.9	173	74	2.0	南
9月	26.1	34.3	17.6	25.5	32.6	16.6	288	74	2.1	北西
10月	20.6	30.6	10.5	19.9	31.2	9.9	104	67	2.0	東北東
11月	13.9	23.1	4.7	13.5	23.7	4.6	219	63	2.0	西北西
12月	8.0	18.6	-0.8	7.9	17.6	-0.8	147	59	2.3	西南西
年間	17.1	35.8	-3.7	16.6	35.3	-4.4	2,490	60	2.3	—

資料)「藤枝市大気測定局測定結果」(静岡県提供資料)、「気象統計情報」(静岡地方気象台ホームページ)

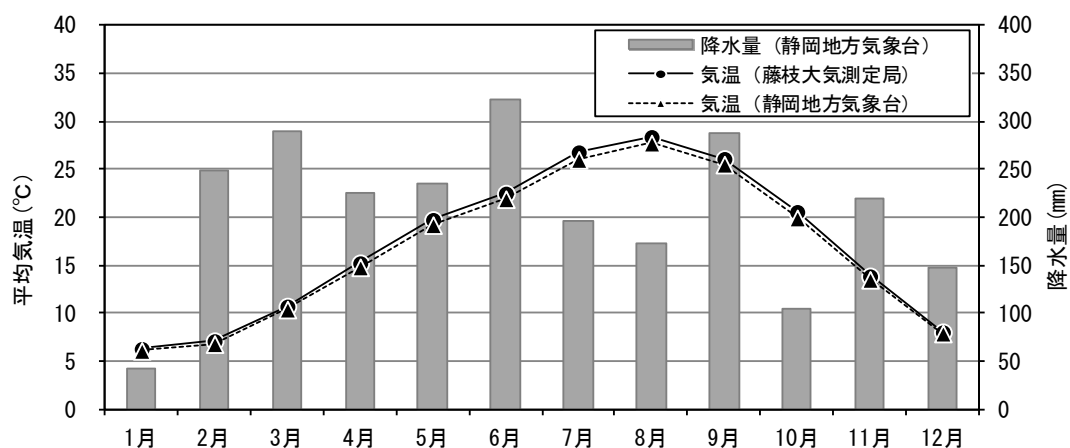


図 4.3 気温・降水量等の推移（平成24年）

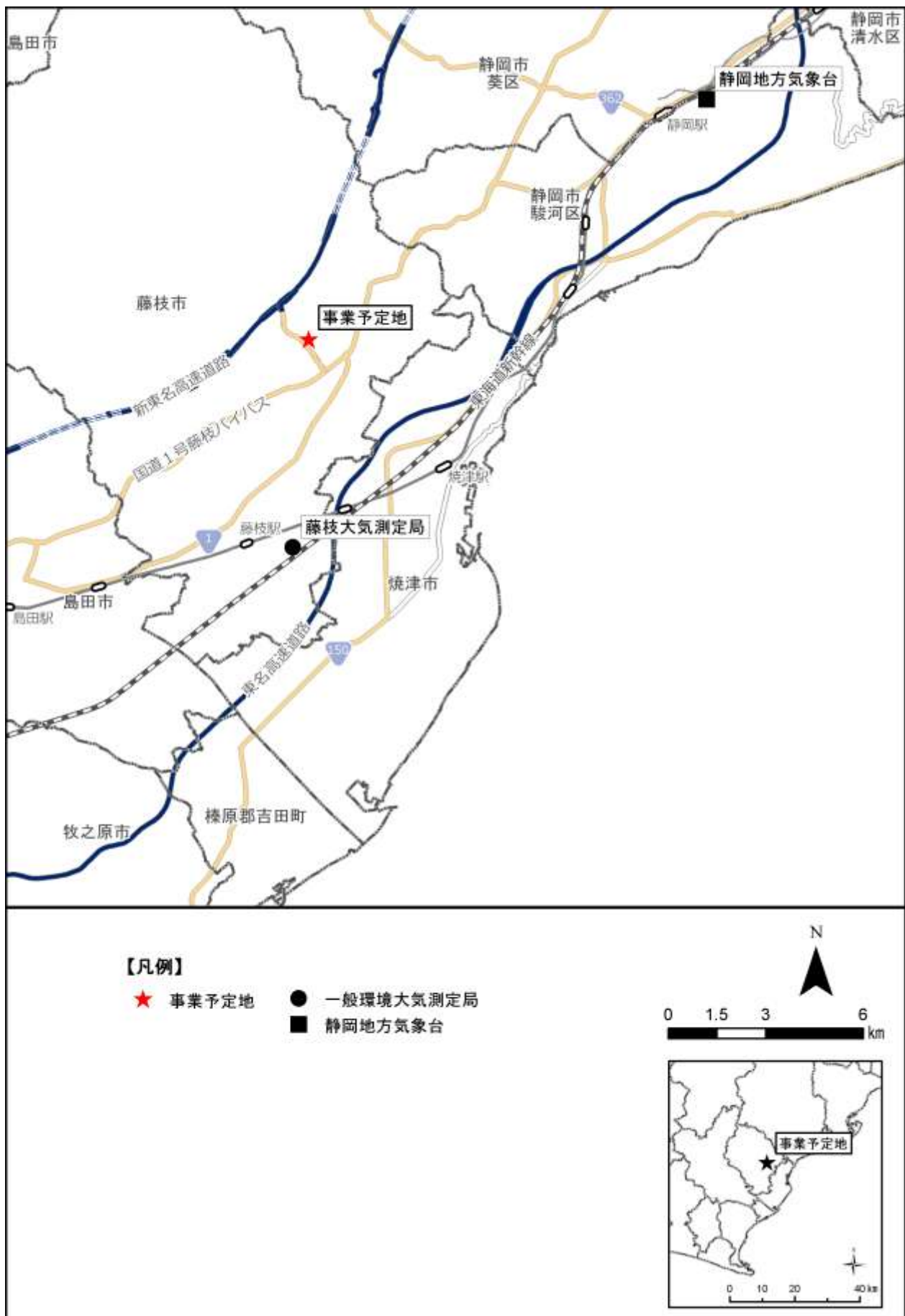


図 4.4 気象観測所の位置

(3) 平年値

風況、気温・降水量等の平年値（1981年～2010年）を表4.2及び図4.5に示す。

静岡地方気象台における記録によると、年間平均気温16.6℃、最高気温30.8℃（8月）、最低気温1.8℃（1月）であり、年間降水量2,325mm、最大月間降水量293mm（6月）、最低月間降水量63mm（12月）であった。一方、風況に関しては、年間平均風速2.2m/s、冬季に西北西の風、夏季に南の風が卓越していた。

表4.2 静岡地方気象台における平年値（過去30年間）

月	気温(℃)			風向・風速(m/s)		降水量(mm)	相対湿度(%)	気圧(hPa)	日照時間(時間)	全天日射(MJ/m ²)
	平均	最高	最低	平均	最多風向	合計	平均	平均	合計	平均
1月	6.7	11.5	1.8	2.2	西北西	75	57	1013.7	201.6	9.9
2月	7.3	12.0	2.5	2.4	西北西	103	57	1013.3	181.0	12.1
3月	10.3	14.8	5.7	2.4	北東	217	63	1012.9	179.1	13.9
4月	14.9	19.5	10.4	2.4	北東	210	66	1012.1	185.1	16.7
5月	18.8	23.0	14.7	2.3	南	213	71	1010.0	183.3	17.7
6月	22.0	25.7	18.8	2.1	南	293	78	1007.3	132.1	15.8
7月	25.7	29.5	22.7	2.1	南	278	79	1006.9	154.2	16.7
8月	27.0	30.8	23.8	2.2	南	251	77	1008.2	201.4	18.0
9月	24.1	27.9	20.8	2.1	北東	292	75	1010.5	148.9	13.7
10月	18.9	23.1	15.0	2.0	北東	200	70	1013.8	160.9	11.4
11月	13.9	18.4	9.4	2.0	北東	132	66	1015.6	170.3	9.5
12月	9.0	14.0	4.1	2.0	西北西	63	60	1014.8	201.1	9.0
年間	16.6	30.8	1.8	2.2	—	2,325	68	1011.6	2099.0	13.7

注)1. 平年値は、その時々気象や天候を評価する基準として、連続する30年間について算出した累年平均値を示す。現在の平年値は、1981～2010年の資料から算出された2010年平年値である。

注)2. 表中の平年値については、最多風向のみ過去21年間の値であるが、その他は過去30年間の値を示す。

資料)「平年値」(静岡地方気象台ホームページ)

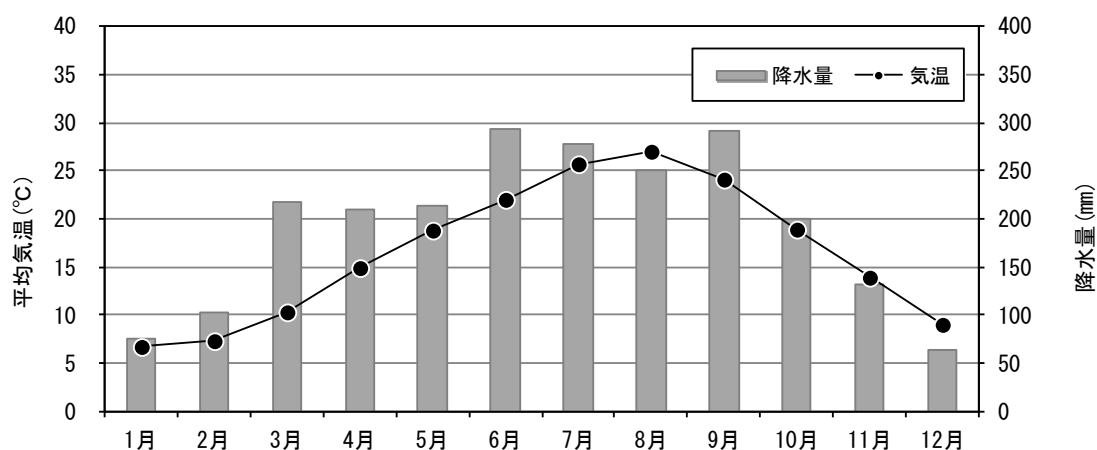


図4.5 静岡地方気象台における平年値（気温及び降水量）

4.1.2 水 象

(1) 河 川

事業予定地周辺における河川の概要を表 4.3 及び図 4.6 に示す。

事業予定地に近接する河川は準用河川の高田大溝川であり、事業予定地の近傍で瀬戸川水系の朝比奈川に合流している。高田大溝川の最上流部は藪田川と接続しており、高田大溝川の上流部において現況河床勾配が逆転していることから、高田大溝川の流域の一部が藪田川へ流入している。なお、この逆転勾配は河川改修事業により今後解消される計画である。

その他、朝比奈川では、高田大溝川との合流点から下流約 50m の位置に白岩頭首工（電動ゴム引布製起伏堰）が設けられているとともに、高田大溝川には朝比奈川の合流点から上流約 200m の位置に水門が設置されている。

事業予定地の 2 km 圏内における河川の平均流量は表 4.3 に示すとおりであり、朝比奈川における平成 23 年度の平均流量は、仮宿橋では 1.62m³/s、その下流側の横内新橋では 1.81m³/s であった。

表 4.3 事業予定地周辺の河川の概要

水系名	区分	河川名	延長 (m)	終点	平均流量 (m ³ /s)
瀬戸川水系	二級河川	朝比奈川	25,500	瀬戸川への合流点	仮宿橋：1.62 新横内橋：1.81
		岡部川	5,300	朝比奈川への合流点	宮前橋：0.25
		吐呂川	2,110	朝比奈川への合流点	—
	準用河川	高田大溝川	1,127	朝比奈川への合流点	—
		法ノ川	2,630	葉梨川への合流点	広幡小橋：0.07
		藪田川	2,850	葉梨川への合流点	

資料)「静岡県河川指定調書 平成 24 年 4 月 30 日現在」(静岡県)、「平成 24 年版 ふじえだの環境」(藤枝市)

(2) 湖 沼

「日本の湖沼環境」(平成元年 12 月、環境省)によると、事業予定地の 2 km 圏内に湖沼は分布していない。

(3) 地下水

事業予定地周辺における地下水の状況として、水文地質の状況を図 4.7 に示す。

事業予定地の表層地質は、主に瀬戸川層群砂岩の固結堆積物及び泥質堆積物の未固結堆積物からなっている。また、基盤上面等高線 (p26) についてみると、事業予定地は概ね 0 m ~ -10 m ラインに近接しており、比較的浅い深さに岩盤 (不透水層) が分布している。

その他に、「静岡県の湧き水 100」(平成 14 年 3 月、静岡県)によると、事業予定地周辺に湧水 3 件が選定されているが、事業予定地の 2 km 圏内には分布していない。

湧水の分布状況を表 4.4 及び図 4.7 に示す。

表 4.4 湧水の分布状況

名称	所在地	事業予定地からの距離
元井戸	藤枝市音羽町二丁目及び五丁目	約 4,850m
姥が池	藤枝市立花二丁目	約 3,850m
青池	藤枝市緑町二丁目	約 4,250m

資料)「静岡県の湧き水 100」(平成 14 年 3 月、静岡県)

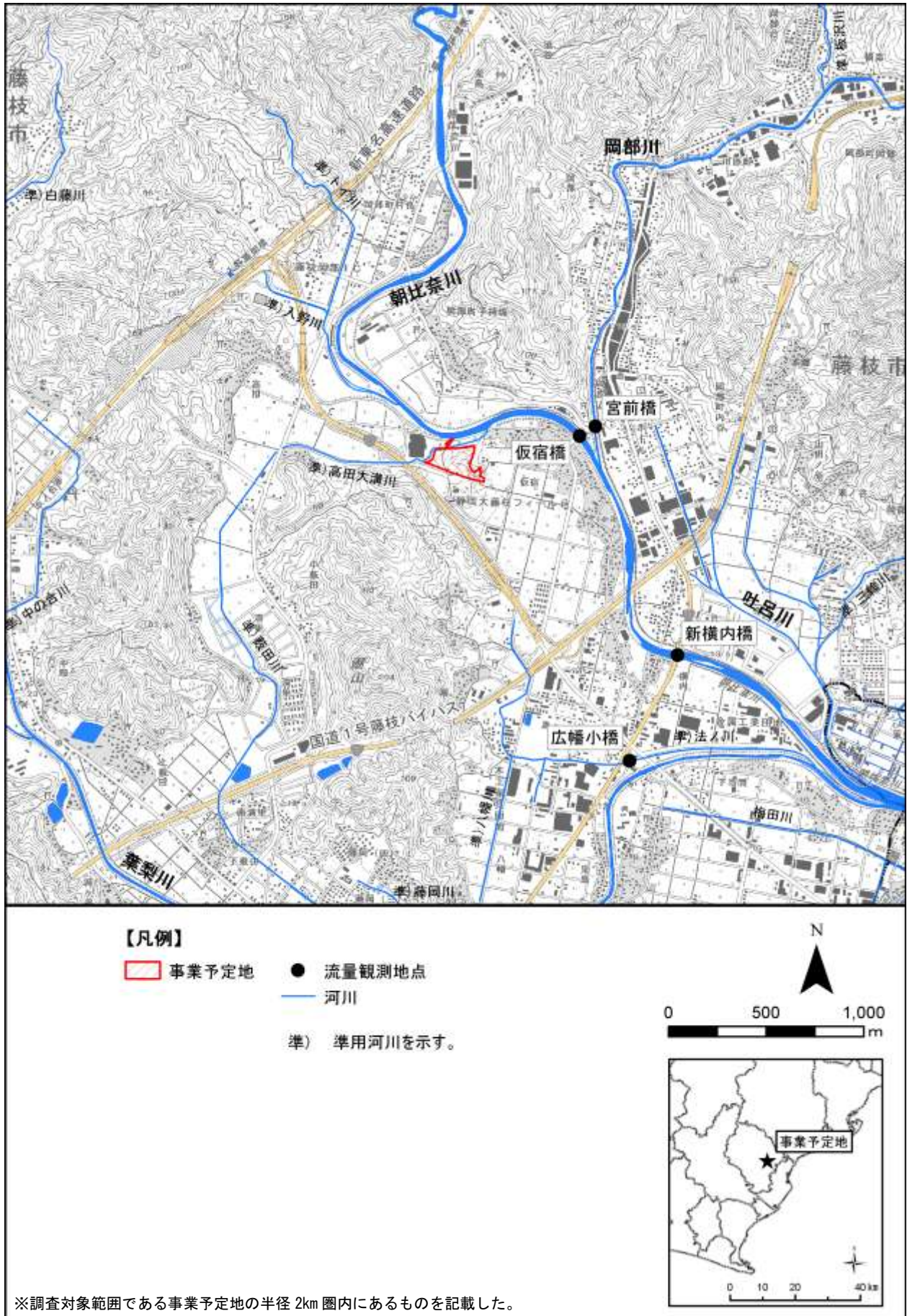
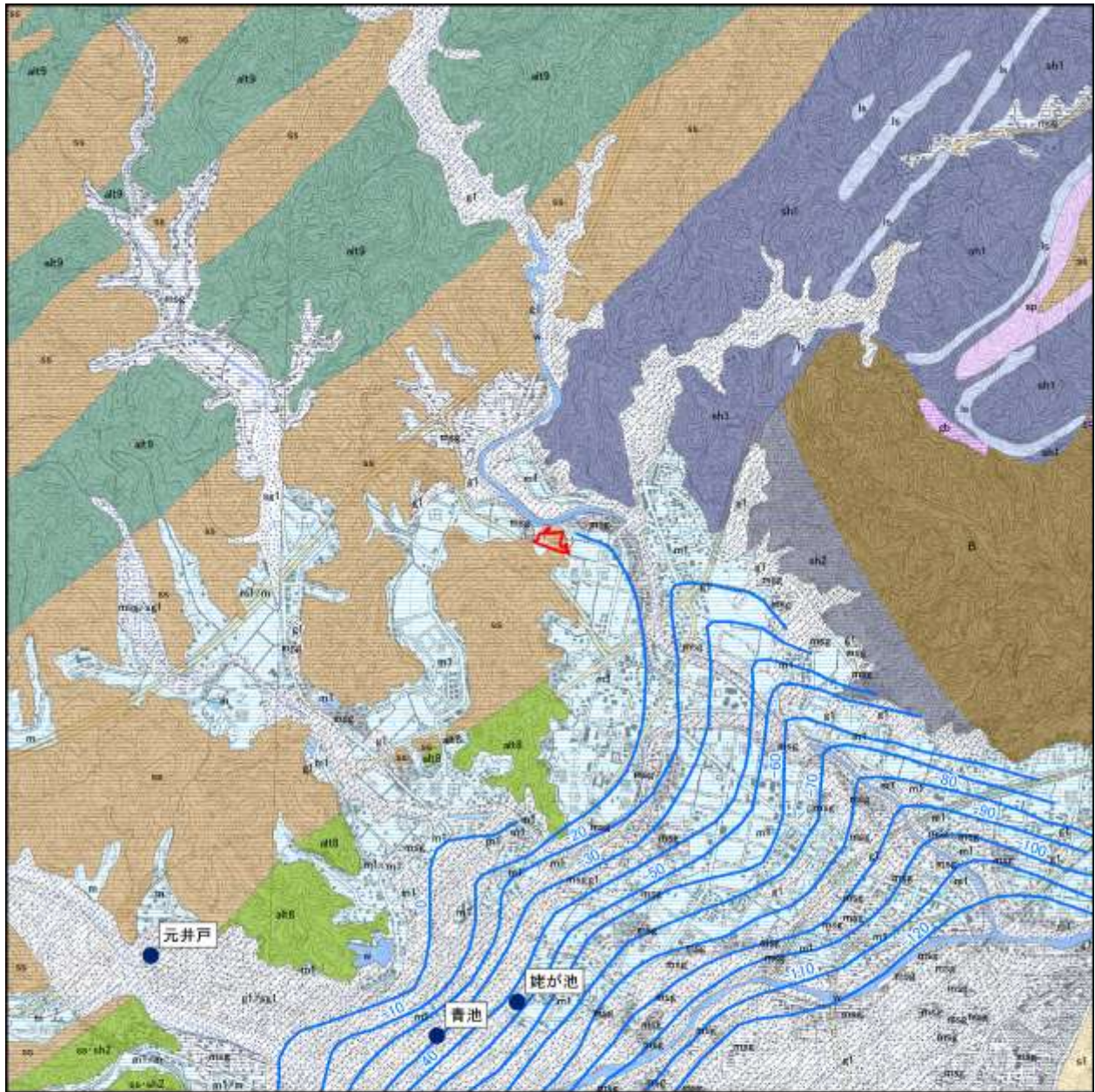


図 4.6 主要な河川と流量観測地点



【凡例】

- | | |
|---|--|
| 事業予定地 | B.竜爪層群アルカリ玄武岩類(中新統) |
| ● 静岡県の湧水100 | ss-sh2.大井川層群砂岩・頁岩層(漸新統) |
| — 基盤上面等高線(T.P.m) | alt8.大井川層群砂岩頁岩互層(中新統) |
| m.泥層 | ss.瀬戸川層群砂岩(古第三系) |
| m1.泥質堆積物 | sh1.瀬戸川層群頁岩(古第三系) |
| m1/m.泥質堆積物/泥層 | sh2.瀬戸川層群黒色頁岩層(古第三系) |
| msg.泥砂礫互層 | alt9.瀬戸川層群砂岩頁岩互層(古第三系) |
| s1.砂質堆積物 | ls.瀬戸川層群石灰岩(古第三系) |
| sg1.砂礫層 | gb.はんれい岩 |
| msg/sg1.泥砂礫互層/砂礫層 | sp.蛇紋岩 |
| g1.礫質堆積物 | w.水域 |
| g1/sg1.礫質堆積物/砂礫層 | |

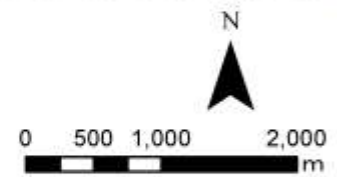


図 4.7 地下水の状況 (水文地質)

4.1.3 地形・地質

(1) 地形

事業予定地周辺における地形分類図を図 4.8 に示す。

事業予定地周辺は、小起伏山地及び中起伏山地からなる山域と、瀬戸川水系に沿って分布する、海岸平野及び谷底平野（泥質）、扇状地（大規模・砂礫質）、自然堤防から主になる低地域に大別される。事業予定地は、潮山（標高 204m）を中心とした小起伏山地の北東縁にあたり、北側で朝比奈川の自然堤防と接している。

なお、「自然環境保全基礎調査 静岡県すぐれた自然図」（昭和 50、51 年、環境庁）、「日本の地形レッドデータブック第 1 集－危機にある地形－」（平成 12 年 12 月、古今書院）及び「日本の地形レッドデータブック第 2 集－保存すべき地形－」（平成 14 年 3 月、古今書院）によれば、事業予定地及びその周辺に、特異な地形、危機にある地形及び保存すべき地形に該当するものは分布していない。

(2) 地質

事業予定地周辺における表層地質図を図 4.9 に示す。

事業予定地周辺は、古第三系の瀬戸川層群砂岩と瀬戸川層群砂岩頁岩互層が北東から南東の走向で帯状分布しており、岡部地区から丸子地区にかけての瀬戸川層群頁岩、南側での中新統の大井川層群砂岩頁岩互層、高草山周辺の竜爪層群アルカリ玄武岩類（中新統）が分布している。事業予定地は、瀬戸川層群砂岩から主になり、谷部に泥質堆積物が分布している。

なお、「自然環境保全基礎調査 静岡県すぐれた自然図」（昭和 50、51 年、環境庁）によれば、事業予定地及びその周辺に、特異な地質に該当するものは分布していない。

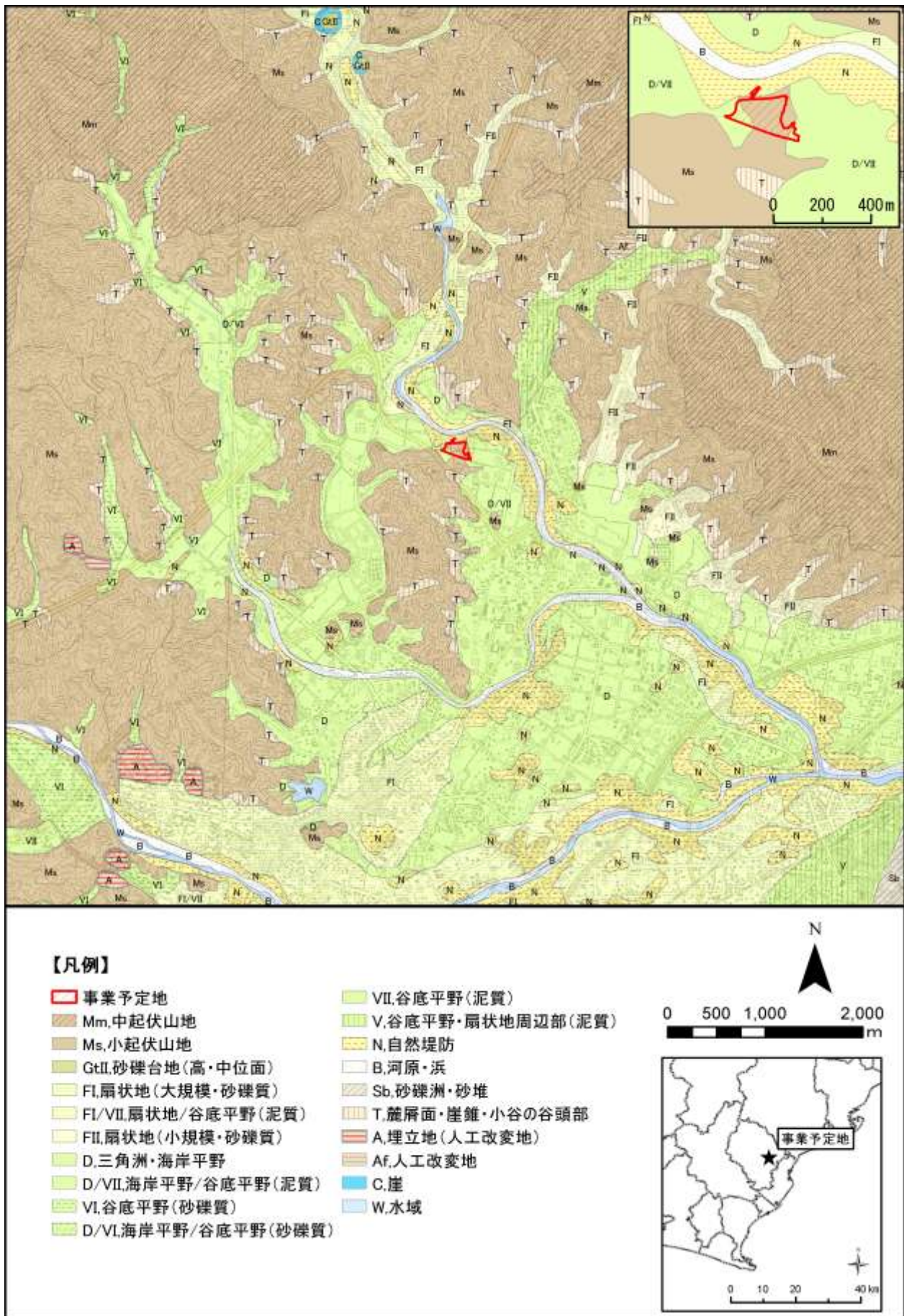


図 4.8 地形分類図

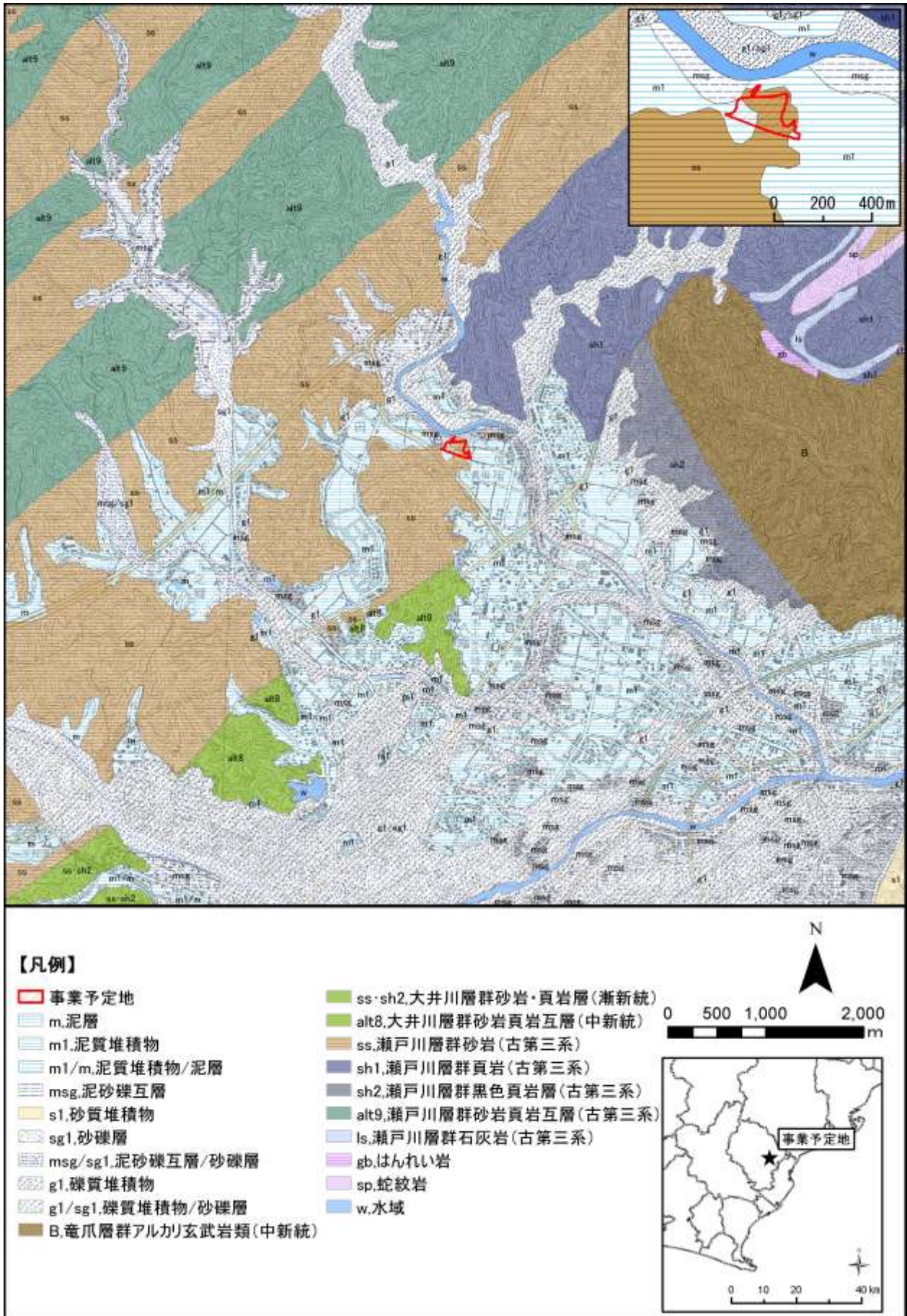


図 4.9 表層地質図

4.1.4 動物・植物

(1) 動物

ア 動物相

事業予定地周辺における哺乳類の生息メッシュを図 4.10 に示す。

事業予定地周辺における既存資料の分布記録を集計した結果、タヌキ、キツネほか哺乳類 5 目 11 科 17 種、キジ、ヒヨドリ、ハシボソガラスほか鳥類 20 目 58 科 247 種、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビほか爬虫類 2 目 7 科 11 種、ニホンアマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエルほか両生類 2 目 6 科 14 種、オイカワ、モツゴ、ドジョウほか淡水魚類 10 目 18 科 49 種、シオカラトンボ、クマゼミ、コクワガタ、ナミアゲハほか昆虫類 6 目 48 科 189 種、ヒメタニシ、カワニナ、オナジマイマイほか陸・淡水産貝類 5 目 21 科 48 種の生息が確認された。

上記の確認種は、事業予定地を含む里地・里山環境でみられる種がほとんどであるが、事業予定地での分布記録はなかった。

イ 注目すべき動物

「まもりたい静岡県の野生生物—県版レッドデータブック—動物編 2004」（平成 16 年、静岡県）によれば、事業予定地を包含する国土地理院地形図の 2 次メッシュ、2.5 次メッシュ（2 次メッシュの 4 分割図）に、表 4.5 に示すとおり注目すべき動物の分布記録があった。その内訳は、鳥類 14 科 22 種、爬虫類 3 科 5 種、両生類 3 科 3 種、淡水魚類 5 科 8 種、昆虫類 2 科 2 種、陸・淡水産貝類 1 科 1 種の合計 28 科 41 種である。

カテゴリー別にみると、絶滅危惧 IA 類のメダカ、カワバタモロコ（藪田川水系）、絶滅危惧 IB 類のミゾゴイ、コアジサシ（沿岸域）の他に、絶滅危惧 II 類 9 種、準絶滅危惧 12 種、情報不足や分布上注目種等 16 種が確認されている。

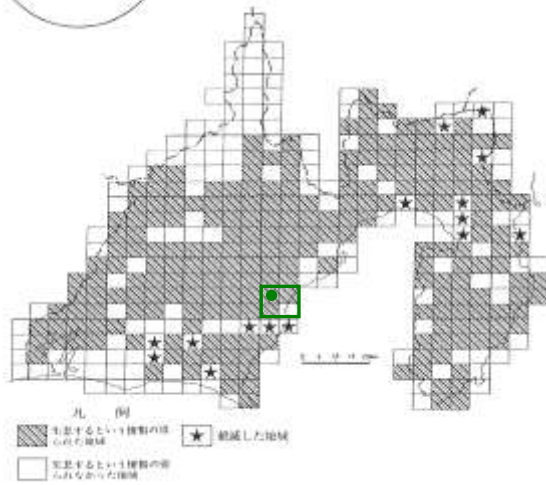
また、「まもりたい静岡県の野生生物—県版レッドデータブック—動物編 2004」（平成 16 年、静岡県）では、「今守りたい大切な自然」として 10 か所の重要生息生育地を選定している。事業予定地付近では「藪田川とその周辺」が選定されており、カワバタモロコやニホンアカガエルなどが確認されている。

このほか、「第 2 回自然環境保全基礎調査 静岡県動植物分布図」（昭和 55 年、環境庁）によると、事業予定地周辺の山域にモリアオガエル、ウシカメムシ、オオツノカメムシ、瀬戸川水系の低地にタイワンクツワムシ、フタスジサナエ、クロツヤコオロギ等の分布記録があった。

事業予定地周辺における、「第 2 回自然環境保全基礎調査 静岡県動植物分布図」での動植物分布、及び「今守りたい大切な自然」に選定された「藪田川及びその周辺等」の位置を図 4.11 に示す。



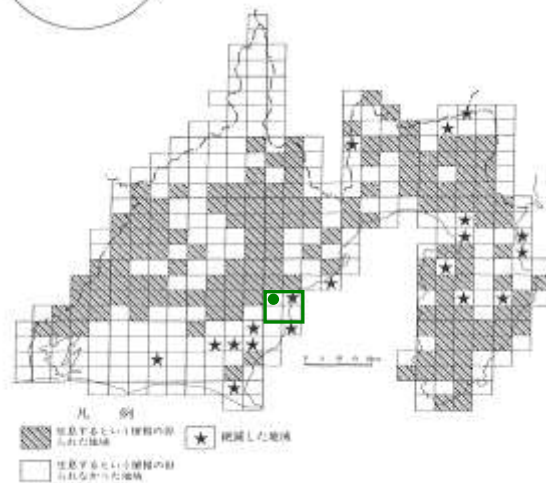
タヌキ
Raccoon-dog (*Nyctarctes procyonoides*)



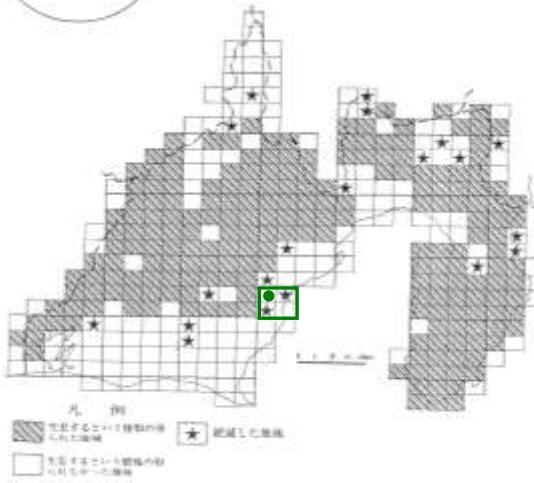
キツネ
Red Fox (*Vulpes vulpes*)



アナグマ
Badger (*Meles meles*)



イノシシ
Wild Boar (*Sus scrofa*)



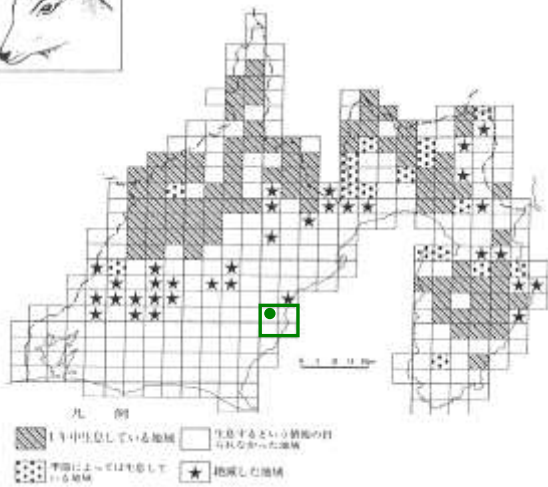
凡例 ● : 事業予定地、□ : 事業予定地周辺

資料)「第2回自然環境保全基礎調査 静岡県動植物分布図」
(昭和56年、環境庁)

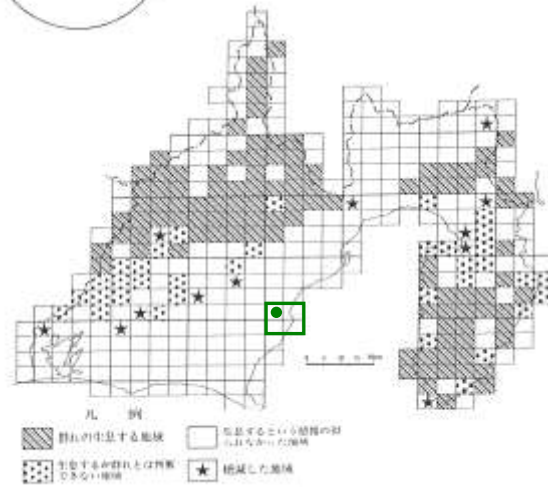
図 4.10(1) 哺乳類の生息メッシュ図



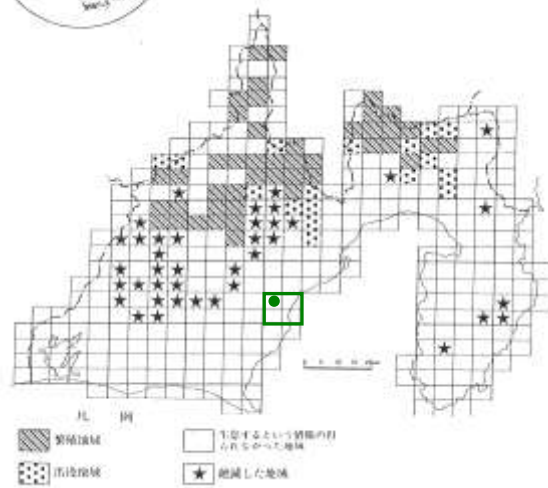
ニホンジカ
Sika Deer (*Cervus nippon*)



ニホンザル
Japanese Monkeys (*Macaca fusata*)



ツキノワグマ
Asiatic Black Bears (*Selenarctos thibetanus*)



凡例 ● : 事業予定地、□ : 事業予定地周辺

資料) 「第2回自然環境保全基礎調査 静岡県動植物分布図」
(昭和56年、環境庁)

図 4.10(2) 哺乳類の生息メッシュ図

表 4.5 静岡県版レッドデータブック掲載種（動物）

分類群	科名	和名	カテゴリー ^{注)2}					メッシュサイズ ^{注)3}
			CR	EN	VU	NT	その他	
鳥類	サギ	ミゾゴイ		●				2次メッシュ
	カモ	トモエガモ			●			2次メッシュ
		シノリガモ				●		2次メッシュ
		ミコアイサ				●		2次メッシュ
	タカ	ミサゴ					N-III	2次メッシュ
		オオワシ					N-II	2次メッシュ
		オオタカ			●			2.5次メッシュ
		ハイタカ			●			2.5次メッシュ
		サシバ			●			2次メッシュ
		クマタカ			●			2次メッシュ
	ハヤブサ	ハヤブサ			●			2次メッシュ
	キジ	ヤマドリ				●		2次メッシュ
	クイナ	クイナ				●		2次メッシュ
	タマシギ	タマシギ			●			2次メッシュ
	チドリ	イカルチドリ				●		2.5次メッシュ
		タゲリ				●		2次メッシュ
	カモメ	コアジサシ		●				2次メッシュ
	フクロウ	オオコノハズク					DD	2次メッシュ
	キツツキ	アリスイ				●		2次メッシュ
	ツバメ	コシアカツバメ				●		2次メッシュ
ヒタキ	コサメビタキ			●			2次メッシュ	
	カササギヒタキ	サンコウチョウ				●	2次メッシュ	
爬虫類	イシガメ	クサガメ					N-III	2.5次メッシュ
	スッポン	スッポン					DD	2次メッシュ
	ヤモリ	ニホンヤモリ					N-III	2次メッシュ
	トカゲ	ニホントカゲ					N-II	2次メッシュ
	へび	シロマダラ					DD	2.5次メッシュ
両生類	アカガエル	ニホンアカガエル			●			2.5次メッシュ
		トノサマガエル					N-III	2次メッシュ
	アオガエル	モリアオガエル				●		2次メッシュ
淡水魚類	コイ	カワバタモロコ	●					2.5次メッシュ
		タカハヤ					N-II	2.5次メッシュ
		タモロコ					N-II	2.5次メッシュ
	メダカ	メダカ	●					2.5次メッシュ
	カワアナゴ	カワアナゴ					N-III	2次メッシュ
		テンジクカワアナゴ					N-III	2次メッシュ
	ハゼ	カワヨシノボリ					N-II	2.5次メッシュ
	カジカ	アユカケ(カマキリ)				●		2次メッシュ
昆虫類	コオロギ	ウミコオロギ(大崩海岸)					LP	2次メッシュ
	バッタ	ヤマトバッタ				●		2次メッシュ
陸・淡水産貝類	ミジンマイマイ	ミジンマイマイ					DD	2次メッシュ

注)1. 本表は、静岡県版レッドデータブック作成に係る調査において確認された種の一覧であり、ここに示した種以外の存在を否定するものではない。

注)2. カテゴリー-記号

CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅の恐れのある地域個体群、N-I：現状不明、N-II：分布上注目種等、N-III：部会注目種

注)3. メッシュサイズのうち、2次メッシュとは「標準地域メッシュ・システム（旧日本測地系による）」の第2次地域区画のことで、1/25,000 地形図1枚と同じ範囲である。2.5次メッシュとは、2次メッシュの1/4の区画で、自然保護課が所管する静岡県鳥獣保護区等位置図のメッシュと同じ範囲である。

資料)「まもりたい静岡県の野生生物—県版レッドデータブック—動物編 2004」（平成16年、静岡県）

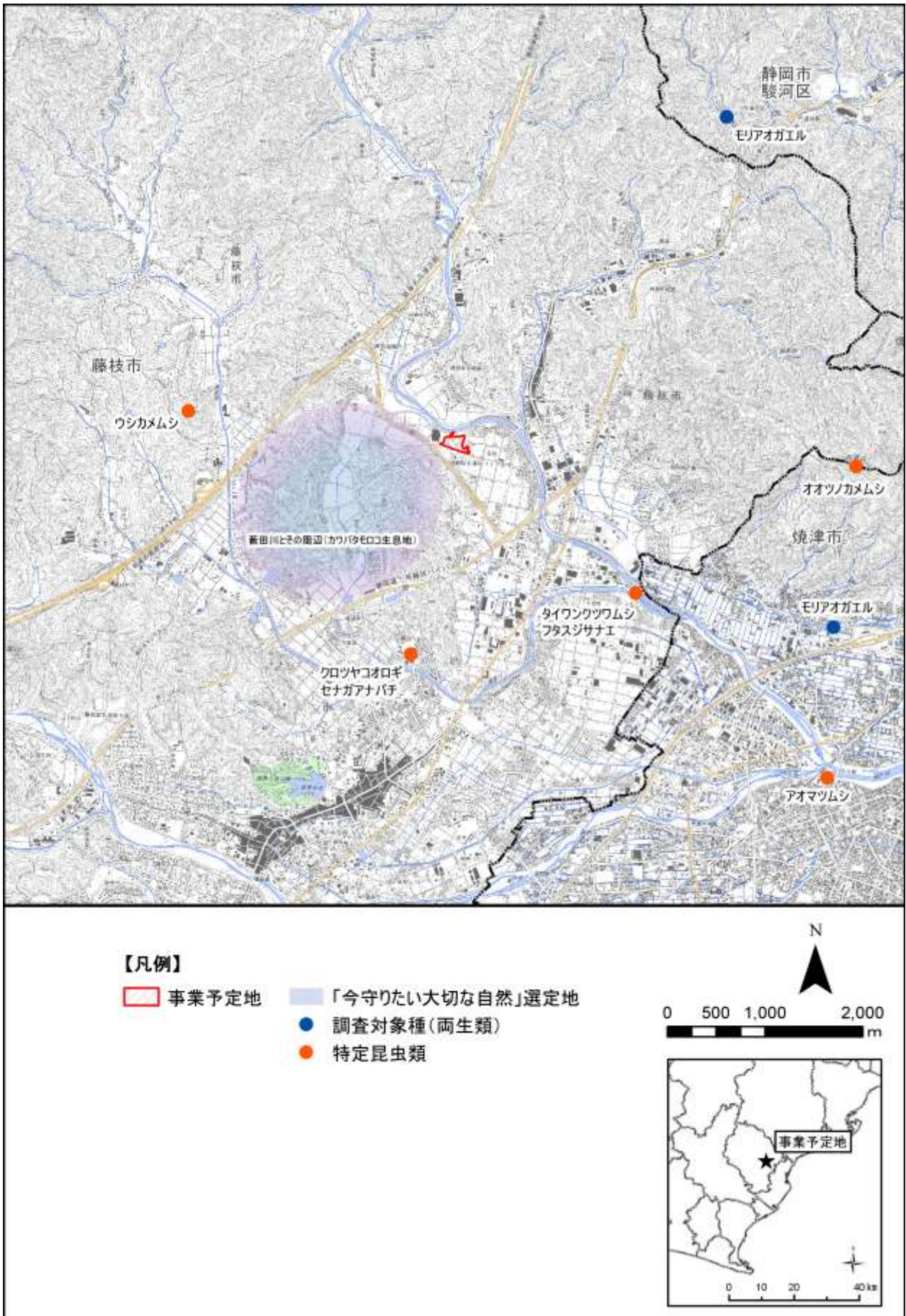


図 4.11 動植物分布及び「今守りたい大切な自然」の選定地

(2) 植 物

ア 植生の状況

事業予定地周辺における現存植生を図 4.12 に示す。

平成 11 年より環境省で整備している 1/2.5 万植生図によると、事業予定地周辺の植生は、丘陵地から山地にかけて、シイ・カシ二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林、果樹園、竹林などが主に分布しており、瀬戸川水系沿いの低地に、水田雑草群落、市街地、緑の多い住宅地などが広がっている。自然植生は代償植生、植林、耕作地及び市街地にほとんど置き換わっており、ミミズバイースダジイ群集など常緑広葉樹自然林が藤枝市岡出山にわずかながら残存している。

事業予定地は、畑雑草群落、竹林、シイ・カシ二次林に被われており、自然植生は分布しない。

イ 植物相の状況

事業予定地周辺における既存資料の分布記録を集計した結果、エノキ、ムクノキ、マダケなど維管束植物（シダ植物及び種子植物）171 科 986 種の生育が確認された。

上記の確認種は、事業予定地を含む里地・里山環境でみられる種がほとんどであるが、事業予定地での分布記録はなかった。

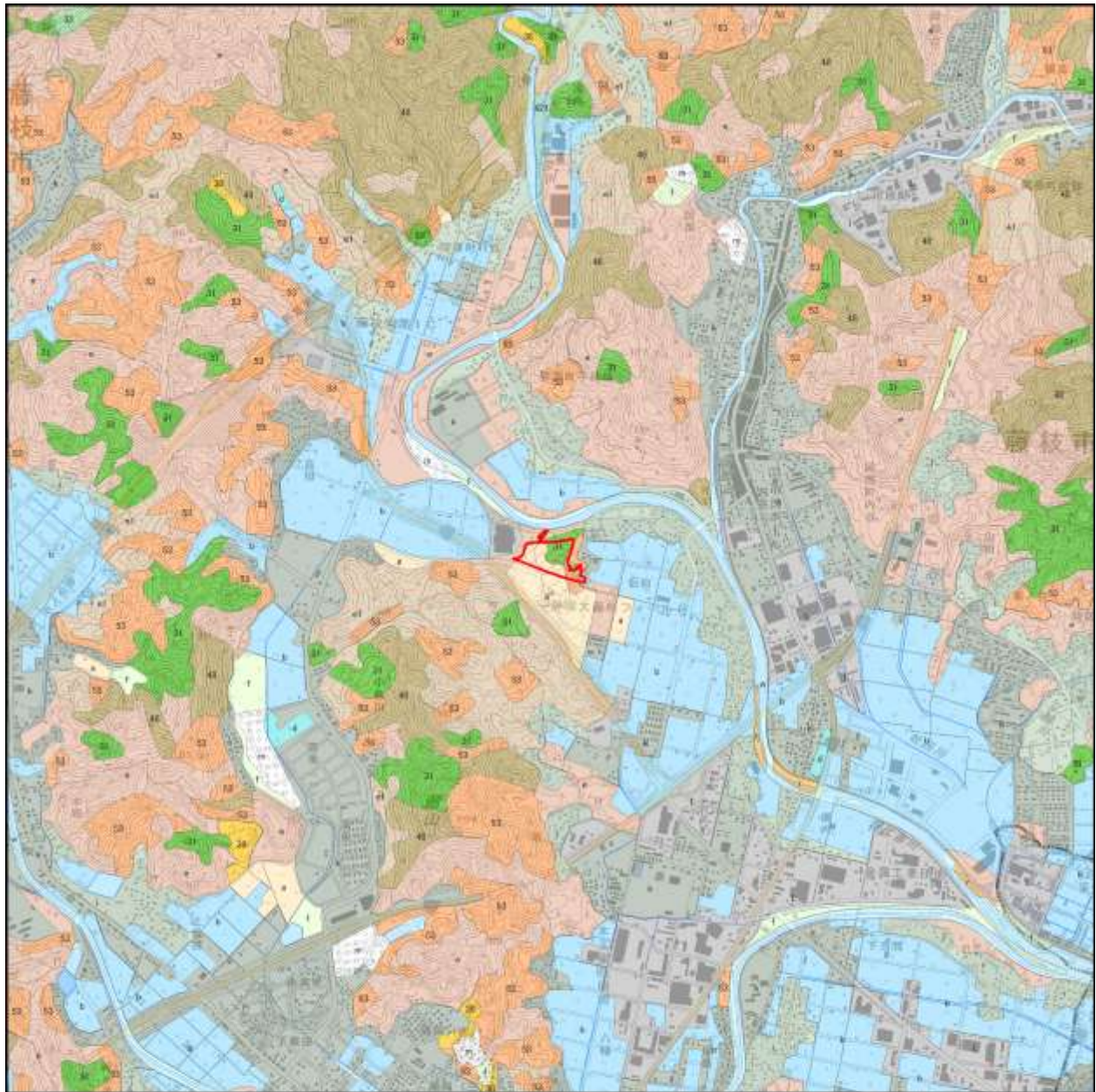
ウ 注目すべき植物種

「まもりたい静岡県の野生生物—県版レッドデータブック—植物編 2004」（平成 16 年、静岡県）によれば、事業予定地を包含する国土地理院地形図の 2 次メッシュ、2.5 次メッシュ（2 次メッシュの 4 分割図）に、表 4.6 に示すとおり注目すべき植物の分布記録があった。その内訳は、シダ植物 2 科 2 種、離弁花類 12 科 12 種、合弁花類 5 科 9 種、単子葉植物 4 科 12 種の合計 23 科 35 種である。

カテゴリー別にみると、絶滅危惧ⅠA 類のヤマタバコ、カンラン、絶滅危惧ⅠB 類のコシノコバイモ等 9 種の他に、絶滅危惧Ⅱ類 15 種、準絶滅危惧 3 種、情報不足や分布上注目種等 6 種が確認されている。

また、「第 4 回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林」（平成 3 年、環境庁）によると、事業予定地及びその周辺には、表 4.7 及び図 4.13 に示すとおり、市指定天然記念物 2 件をはじめ、巨樹・巨木 7 本が確認されている。事業予定地には、巨樹・巨木の分布確認はないが、近傍の岡部町子持坂には、常願寺のカヤ（市指定天然記念物）をはじめ、巨樹・巨木 4 本が分布している。

なお、「第 2 回・第 3 回・第 5 回自然環境保全基礎調査」（昭和 53 年、昭和 63 年及び平成 12 年、環境省）によると、事業予定地及びその周辺に、特定植物群落は分布していない。



【凡例】

- | | |
|-----------------|------------|
| 事業予定地 | a.畑雑草群落 |
| 31.シイ・カシ二次林 | b.水田雑草群落 |
| 33.コナラ群落(VII) | d.放棄水田雑草群落 |
| 38.低木群落 | k.市街地 |
| 421.ツルヨシ群集 | i.緑の多い住宅地 |
| 48.スギ・ヒノキ・サワラ植林 | l.工場地帯 |
| 53.竹林 | m.造成地 |
| f.路傍・空地雑草群落 | w.開放水域 |
| e.果樹園 | r.自然裸地 |
| e1.茶畑 | |

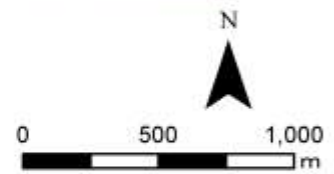


図 4.12 現存植生図

表 4.6 静岡県版レッドデータブック掲載種（植物）

分類群	科名	種名	カテゴリー ^{注)2}					メッシュサイズ ^{注)3}
			CR	EN	VU	NT	その他	
植物	オシダ	ツクシヤブソテツ			●			2次メッシュ
	ウラボシ	アオネカズラ					N-III	2次メッシュ
	タデ	コギシギシ		●				2次メッシュ
	キンボウゲ	ミスミソウ			●			2次メッシュ
	スイレン	オニバス			●			2次メッシュ
	ウマノスズクサ	カギガタアオイ			●			2次メッシュ
	アブラナ	タチスズシロソウ		●				2次メッシュ
	バラ	ピロードイチゴ					N-II	2.5次メッシュ
	トウダイグサ	フジタイゲキ		●				2次メッシュ
	スミレ	キスミレ			●			2次メッシュ
	ヒシ	ヒメビシ		●				2次メッシュ
	アカバナ	ウスゲチョウジタデ				●		2.5次メッシュ
	アリノトウグサ	フサモ					N-III	2次メッシュ
	ミツガシワ	アサザ			●			2次メッシュ
	シソ	ミズトラノオ		●				2次メッシュ
		キセワタ			●			2次メッシュ
		コナミキ		●				2次メッシュ
	ゴマノハグサ	オオアブノメ			●			2次メッシュ
	ハマウツボ	ハマウツボ			●			2次メッシュ
	キキョウ	キキョウ			●			2次メッシュ
	キク	イズハハコ				●		2次メッシュ
		フジバカマ			●			2次メッシュ
		ヤマタバコ	●					2次メッシュ
	ヒルムシロ	コバノヒルムシロ					DD	2次メッシュ
		イトモ			●			2次メッシュ
	ユリ	ヒロハノアマナ		●				2次メッシュ
		カタクリ					N-III	2次メッシュ
		コシノコバイモ		●				2次メッシュ
	カヤツリグサ	ヤブスゲ					N-III	2次メッシュ
	ラン	エビネ				●		2次メッシュ
		カンラン	●					2次メッシュ
		ナギラン			●			2次メッシュ
		クマガイソウ			●			2次メッシュ
ツレサギソウ				●			2次メッシュ	
イイヌママカゴ			●				2次メッシュ	

注)1. 本表は、静岡県版レッドデータブック作成に係る調査において確認された種の一覧であり、ここに示した種以外の存在を否定するものではない。

注)2. カテゴリー-記号

CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅の恐れのある地域個体群、N-I：現状不明、N-II：分布上注目種等、N-III：部会注目種

注)3. メッシュサイズのうち、2次メッシュとは「標準地域メッシュ・システム（旧日本測地系による）」の第2次地域区画のことで、1/25,000 地形図 1 枚と同じ範囲である。2.5次メッシュとは、2次メッシュの 1/4 の区画で、自然保護課が所管する静岡県鳥獣保護区等位置図のメッシュと同じ範囲である。

資料)「まもりたい静岡県の野生生物—県版レッドデータブック—植物編 2004」（平成 16 年、静岡県）

表 4.7 事業予定地周辺の巨樹・巨木

No.	名称	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)	保護の区分
1	白髭神社	クスノキ	400	23	5
2	—	シラカシ	450	28	2C
3	若宮神社	クスノキ	382	25	1
4	子持坂浅間神社	スダジイ	370	13	1
	子持坂浅間神社	スダジイ	380	12	1
	子持坂浅間神社	スダジイ	368	22	1
5	子持坂常願寺	カヤ	464	16	2C

注) 表中の単木の保護の区分を以下に示す。

1: 無

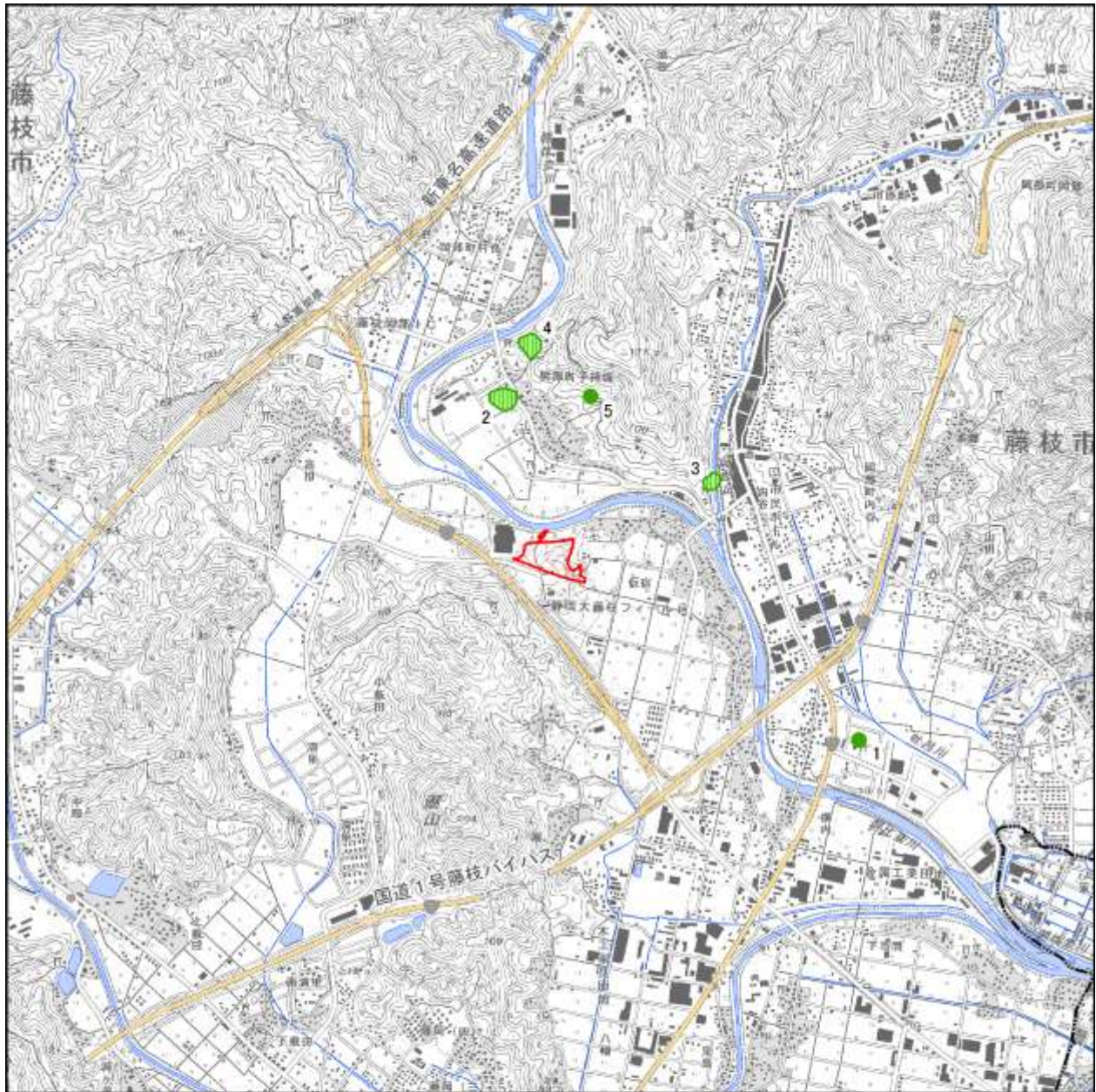
2: 天然記念物等 (A:国、B:都道府県、C:市町村)

3: 保安林・学術参考保護林等

4: 風致地区・緑地保全地区・都市の美観風致を維持するための保存樹木等

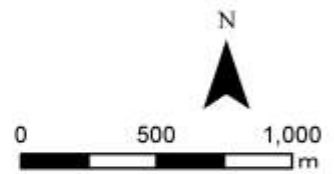
5: 不明

資料) 「第4回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林」(平成3年、環境庁)



【凡例】

- 事業予定地
- 巨樹・巨木(単木)
- 巨樹・巨木を含む林地



※調査対象範囲である事業予定地の半径 2km 圏内にあるものを記載した。

図 4.13 巨樹・巨木の分布

4.1.5 自然災害

事業予定地周辺における土砂災害危険箇所を図4.14に、土砂災害警戒区域等を図4.15に示す。

また、砂防三法指定区域を図4.16に示す。

事業予定地には、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、砂防三法指定区域などに指定されている区域はない。なお、事業予定地の約200m西側に急傾斜地崩壊危険箇所、約150m西側に特別急傾斜地崩壊の警戒区域及び警戒区域（いずれも潮山周辺）、朝比奈川を挟んで約350m北東側に地すべり防止区域が分布している。

また、藤枝市における平成10年から平成24年の過去15年間の災害発生状況を表4.8に示す。

ここでいう「災害」は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象、並びに大規模な事故のうち火災を除いたものである。

藤枝市では、過去に台風、豪雨、地震、突風などの災害が発生しており、被害が大きかったものとして、平成16年6月30日に発生した豪雨（住家床上浸水26棟、住家床下浸水118棟）及び平成21年8月11日に発生した地震（住家一部損壊252棟、軽傷者10人）などが挙げられる。

表4.8 藤枝市における過去15年間の災害発生状況

年	発生した災害及び被害状況
平成10年	・台風5号（9月15日～16日）：住家床下浸水2棟 ・豪雨（9月23日～24日）：住家床下浸水14棟
平成11年	—
平成12年	—
平成13年	・地震（4月3日）：住家一部損壊14棟
平成14年	・台風6号（7月9日～11日）：住家床下浸水7棟 ・台風21号（9月30日～10月2日）：軽傷者2人
平成15年	・豪雨（7月3日～4日）：住家床上浸水20棟、住家床下浸水117棟 ・台風10号（8月8日～10日）：住家床下浸水11棟 ・豪雨（8月14日～18日）：住家床下浸水7棟
平成16年	・豪雨（6月30日）：住家床上浸水26棟、住家床下浸水118棟
平成17年	—
平成18年	—
平成19年	・豪雨（7月30日）：住家床下浸水2棟
平成20年	—
平成21年	・豪雨（7月27日）：住家床下浸水4棟 ・地震（8月11日）：住家一部損壊252棟、軽傷者10人
平成22年	—
平成23年	・地震（8月1日）：軽傷者4人 ・台風15号（9月19日）：住家一部損壊4棟、軽傷者1人
平成24年	・大雨（5月29日）：軽傷者1人 ・台風4号（6月19日）：軽傷者1人 ・突風（10月18日）：住家一部損壊6棟

注)災害は旧岡部町も含めたものを記載した。
資料)「静岡県の災害年報」(静岡県ホームページ)

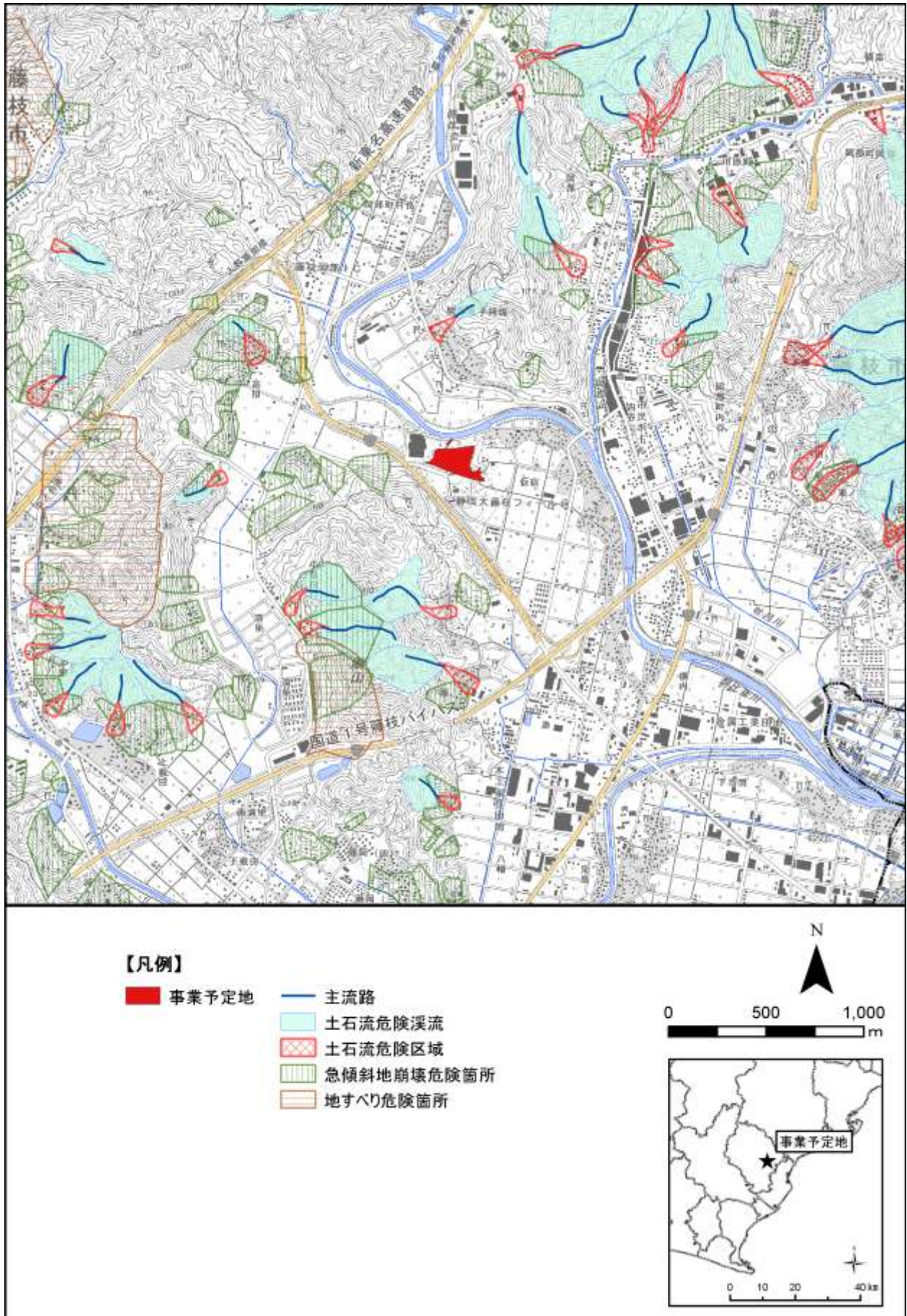


图 4.14 土砂災害危険箇所

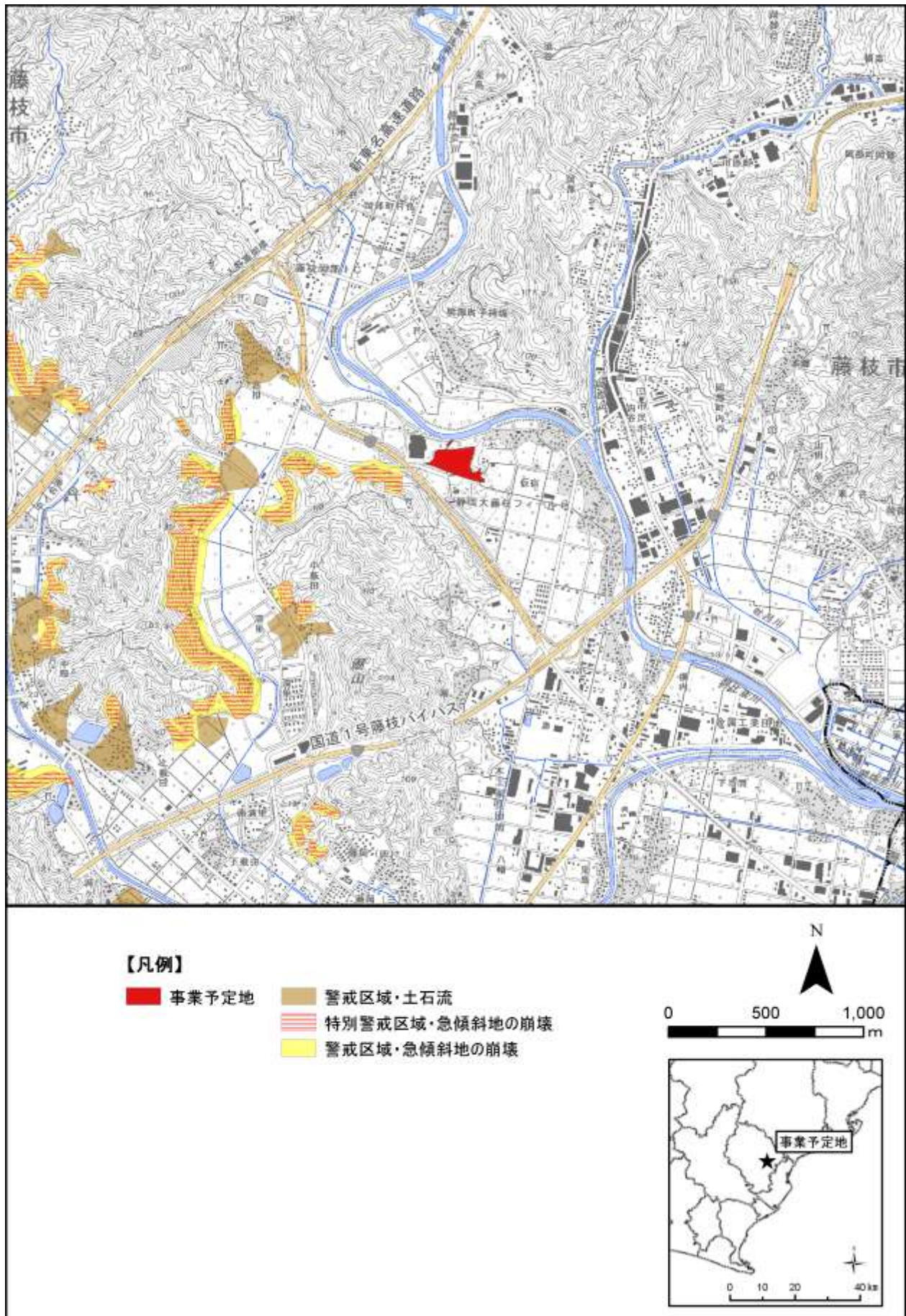


図 4.15 土砂災害警戒区域

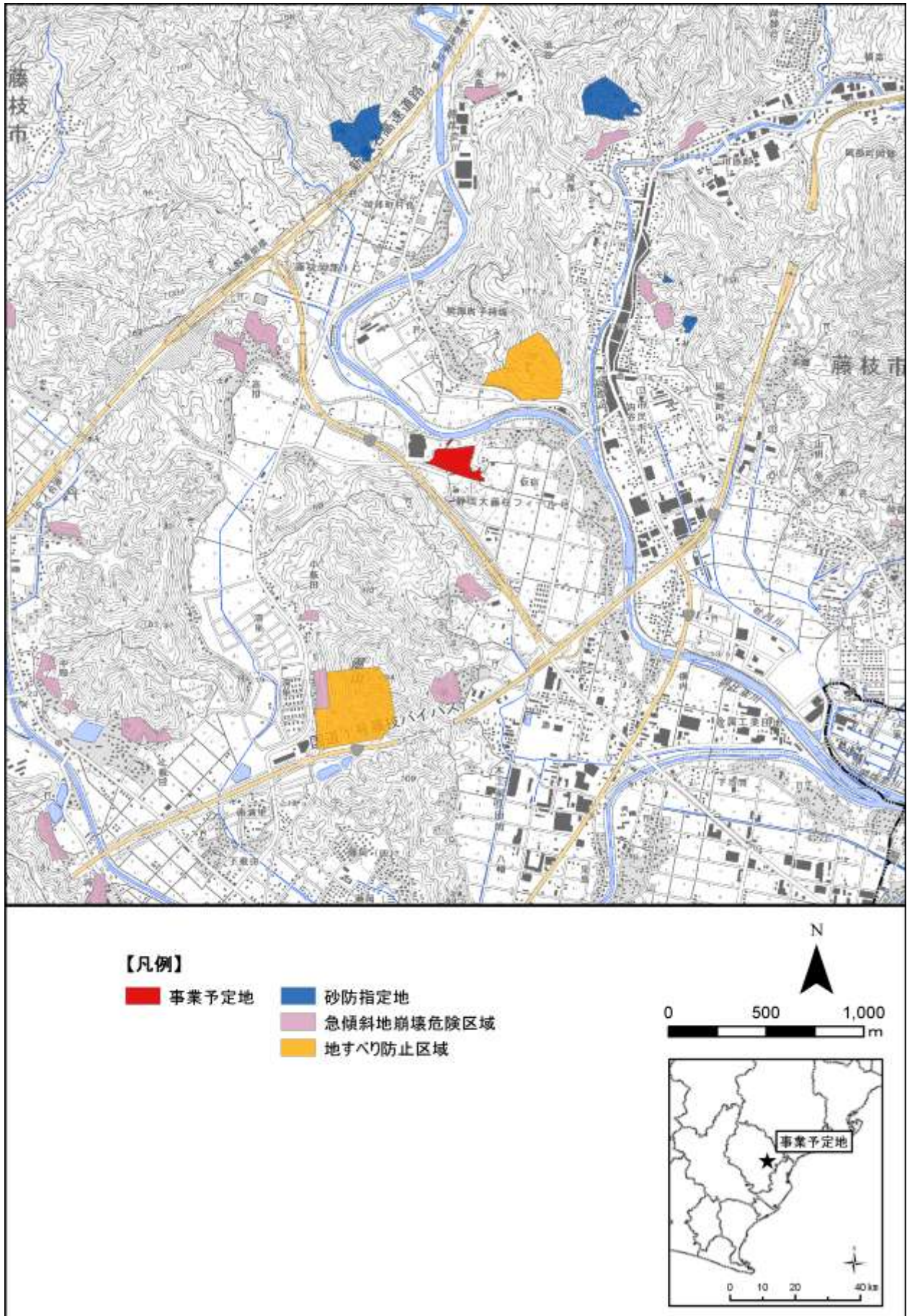


図 4.16 砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域

4.1.6 景 観

(1) 地域景観

事業予定地は、潮山（標高 204m）を中心とした山塊の麓域に位置し、北西から南東にかけて瀬戸川水系朝比奈川が流下している。朝比奈川沿いには農地や住宅地などが広がり、それを取り囲むように、北方向の城山（標高 377m）、北東方向の宇津ノ谷峠、東方向の高草山（標高 501m）、南西方向の京塚山（標高 245m）などの山地が分布している。

景観構成要素は、山地、河川などの自然景観構成要素と、農地、道路及び集落などの人文景観構成要素から主になっている。特に、道路は事業予定地の北東から南西方向にかけて新東名高速道路、その南側に平行して国道 1 号藤枝バイパスが通過しており、さらに新東名高速道路と国道 1 号藤枝バイパスをつなぐ国道 1 号藤枝バイパスロングランプが事業予定地の直近を通過している。

また、「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書—静岡県」（平成元年、環境庁）によると、すぐれた自然景観資源として高草山（非火山性孤峰）が掲げられている。

事業予定地周辺における自然景観資源を表 4.9 及び図 4.17 に示す。

表 4.9 事業予定地周辺の自然景観資源

自然景観資源	名称
非火山性孤峰	高草山

資料）「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書（静岡県）」（平成元年、環境庁）

(2) 主要な眺望点

事業予定地周辺における主要な眺望点を表 4.10 及び図 4.17 に示す。

事業予定地周辺には主要な眺望点 17 件が分布しており、事業予定地の西側の朝日山展望台が最も近くに位置している。

表 4.10 事業予定地周辺の主要な眺望点

区分	No.	名称	No.	名称
眺望点	1	高草山山頂	10	朝比奈川河川敷
	2	高草山無線中継所	11	朝日山展望台
	3	笛吹段公園	12	潮山
	4	富士見峠	13	藤枝 PA（上り側）
	5	金毘羅さん展望台	14	お姫平
	6	ふるさとみかん山展望広場	15	藤枝市総合運動公園
	7	貝立公園	16	駿河台緑地公園
	8	里山の道展望台	17	京塚山（タンク山）
	9	仮宿ふれあい広場		

資料）岡部総合案内所パンフレット類、現地確認等

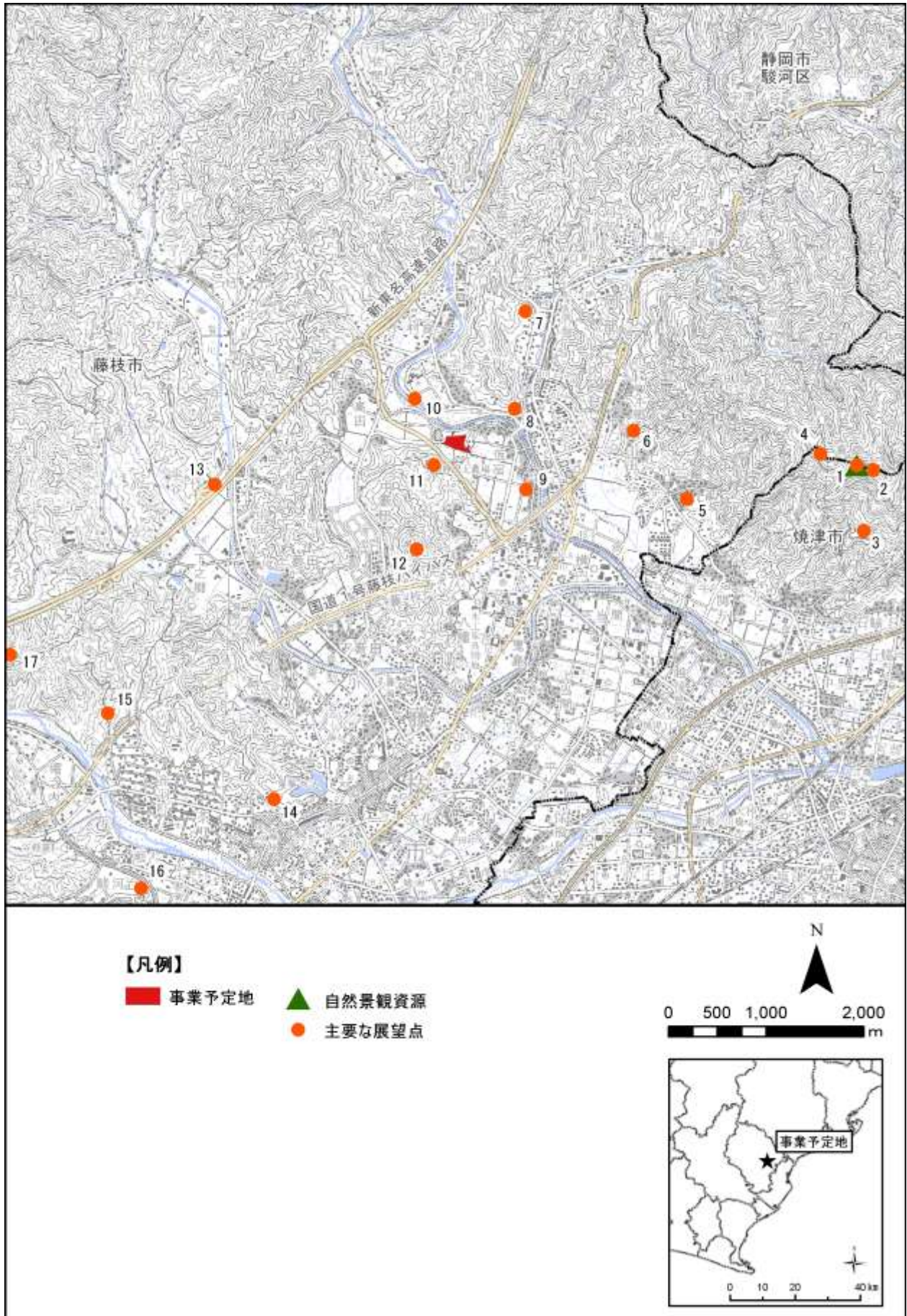


図 4.17 自然景観資源及び主要な眺望点の位置

4.1.7 人と自然との触れ合い活動の場

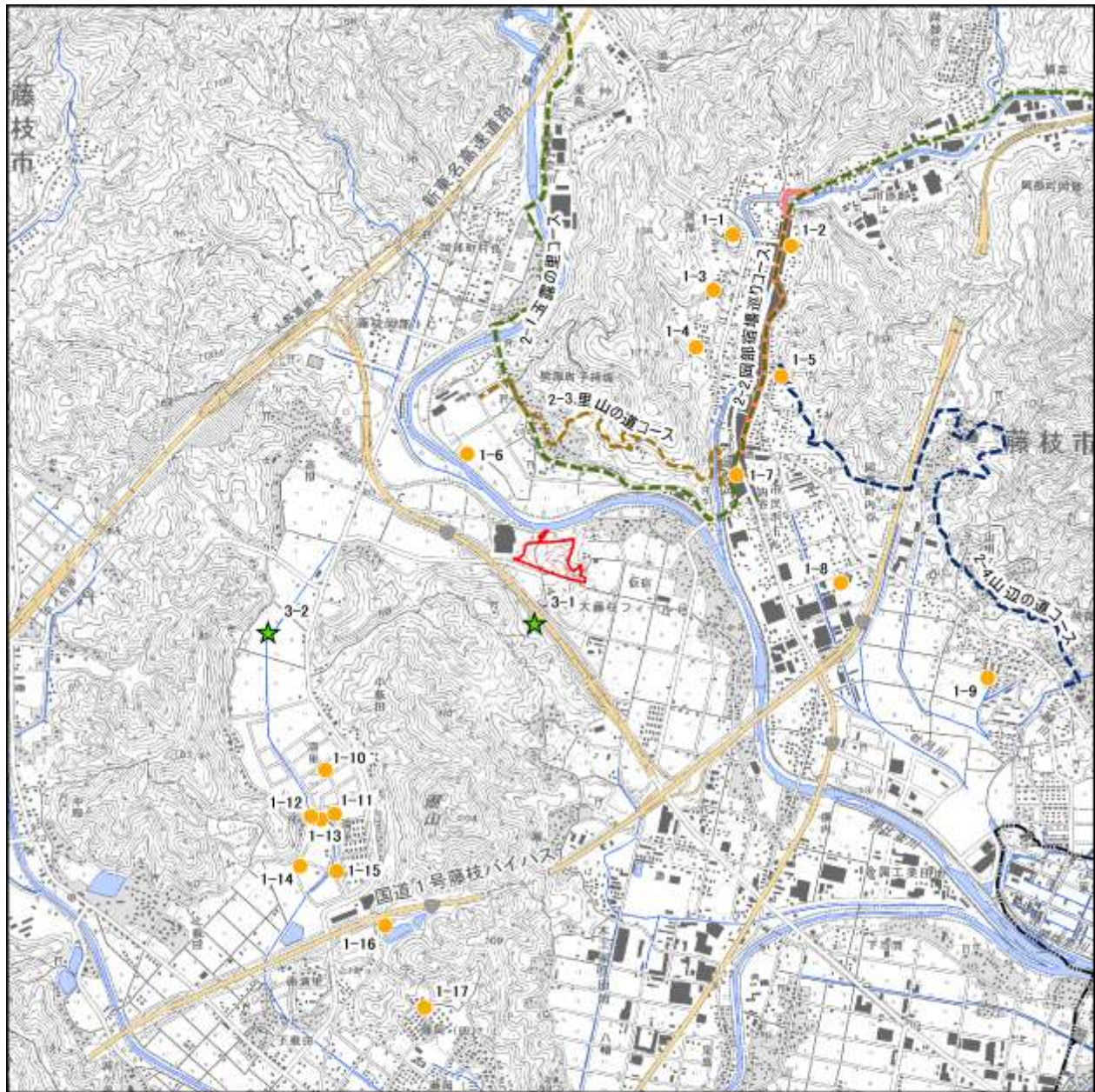
事業予定地周辺における、人と自然との触れ合い活動の場を表 4.11 及び図 4.18 に示す。

事業予定地周辺には、都市公園 17 件、ハイキングコース 4 件、その他の観光施設等 2 件が整備されている。事業予定地に最も近い都市公園は、北側に位置するおかべ巨石の森公園である。

表 4.11 人と自然との触れ合い活動の場

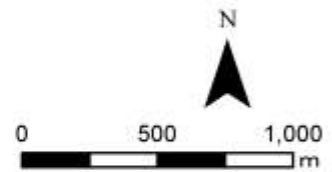
区分	市	No.	名称	所在地・備考
都市公園	藤枝市	1-1	貝立公園	岡部町岡部
		1-2	岡部宿公園	岡部町岡部
		1-3	天神前 2 号公園	岡部町岡部
		1-4	天神前 1 号公園	岡部町岡部
		1-5	うついち公園	岡部町岡部
		1-6	おかべ巨石の森公園	岡部町子持坂
		1-7	五智如来公園	岡部町内谷
		1-8	内谷公園	岡部町内谷
		1-9	三輪公園	岡部町三輪
		1-10	清里まんまる公園	清里 2 丁目
		1-11	清里カリヨン公園	清里 1 丁目
		1-12	清里水の瀬公園	清里 2 丁目
		1-13	清里せせらぎ公園	清里 1 丁目
		1-14	清里ひだまり公園	清里 1 丁目
		1-15	清里噴水公園	清里 1 丁目
		1-16	三ツ池公園	下藪田
		1-17	藤岡グリーン公園	藤岡 4 丁目
ハイキングコース	藤枝市	2-1	玉露の里コース	東海自然歩道(静岡県バイパスコース)
		2-2	岡部宿場巡りコース	田園空間整備事業(駿河岡部)
		2-3	里山の道コース	
		2-4	山辺の道コース	
その他	藤枝市	3-1	朝日山ビオトープ	仮宿
		3-2	カワバタモロコの保護池	中藪田

資料)「田園空間博物館」(農林水産省ホームページ)、「東海自然歩道」(静岡県ホームページ)、「藤枝市観光情報」(藤枝市ホームページ)、観光パンフレット類



【凡例】

- 事業予定地
- 都市公園
- 2-1,玉露の里コース
- 2-2,岡部宿場巡りコース
- 2-3,里山の道コース
- 2-4,山辺の道コース
- ★ その他



※調査対象範囲である事業予定地の半径 2km 圏内にあるものを記載した。

図 4.18 人と自然との触れ合い活動の場の位置

4.2 地域の社会的状況

4.2.1 行政区分

事業予定地は藤枝市仮宿及び高田地内にある。

事業予定地周辺の行政区分を図 4.19 に、また、大字界を図 4.20 に示す。

4.2.2 人口

(1) 人口及び世帯数

藤枝市、焼津市、並びに静岡県の人口及び世帯数等の状況を表 4.12 に示す。

平成 25 年 3 月現在、藤枝市の人口 143,117 人、世帯数 51,781 世帯、人口密度 738 人/km² であり、藤枝市が静岡県全体に占める割合は人口 3.8%、世帯数 3.7%である。

表 4.12 人口及び世帯数等（平成 25 年 3 月 1 日現在）

区分	人口(人)	世帯数(世帯)	人口密度(人/km ²)
藤枝市	143,117(3.8%)	51,781(3.7%)	738
焼津市	141,263(3.8%)	49,681(3.5%)	2,000
静岡県	3,726,908(100%)	1,414,504(100%)	479

注) 表中のかっこ内の数値は、静岡県全体に対する割合を示す。

資料) 「平成 25 年 4 月 市町別推計人口」(統計センターしずおか)

(2) 人口の推移

藤枝市、焼津市、並びに静岡県の人口及び世帯数の推移を表 4.13 に示す。

表 4.13 人口及び世帯数の推移（各年 3 月 1 日現在）

単位：人、世帯

年	藤枝市		焼津市		静岡県	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
平成 21 年	141,677	48,926	143,362	49,649	3,795,306	1,408,183
平成 22 年	141,880	49,600	143,463	50,400	3,780,861	1,414,329
平成 23 年	141,933	49,767	143,183	49,437	3,759,382	1,399,083
平成 24 年	142,386	50,763	142,584	49,755	3,746,471	1,407,416
平成 25 年	143,117	51,781	141,263	49,681	3,726,908	1,414,504

資料) 「月報 静岡県の統計」(統計センターしずおか)

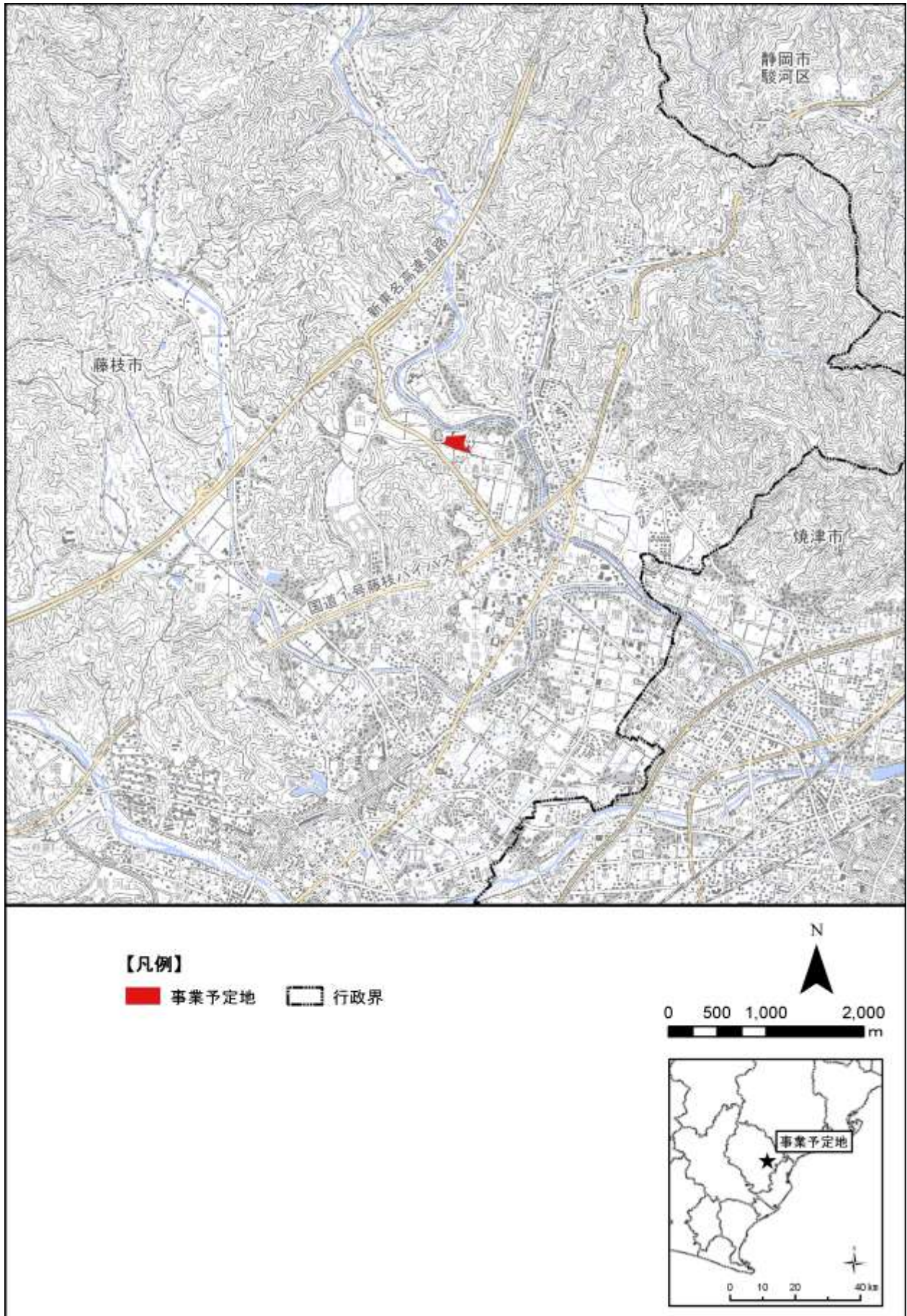


图 4.19 事業予定地周辺の行政区分

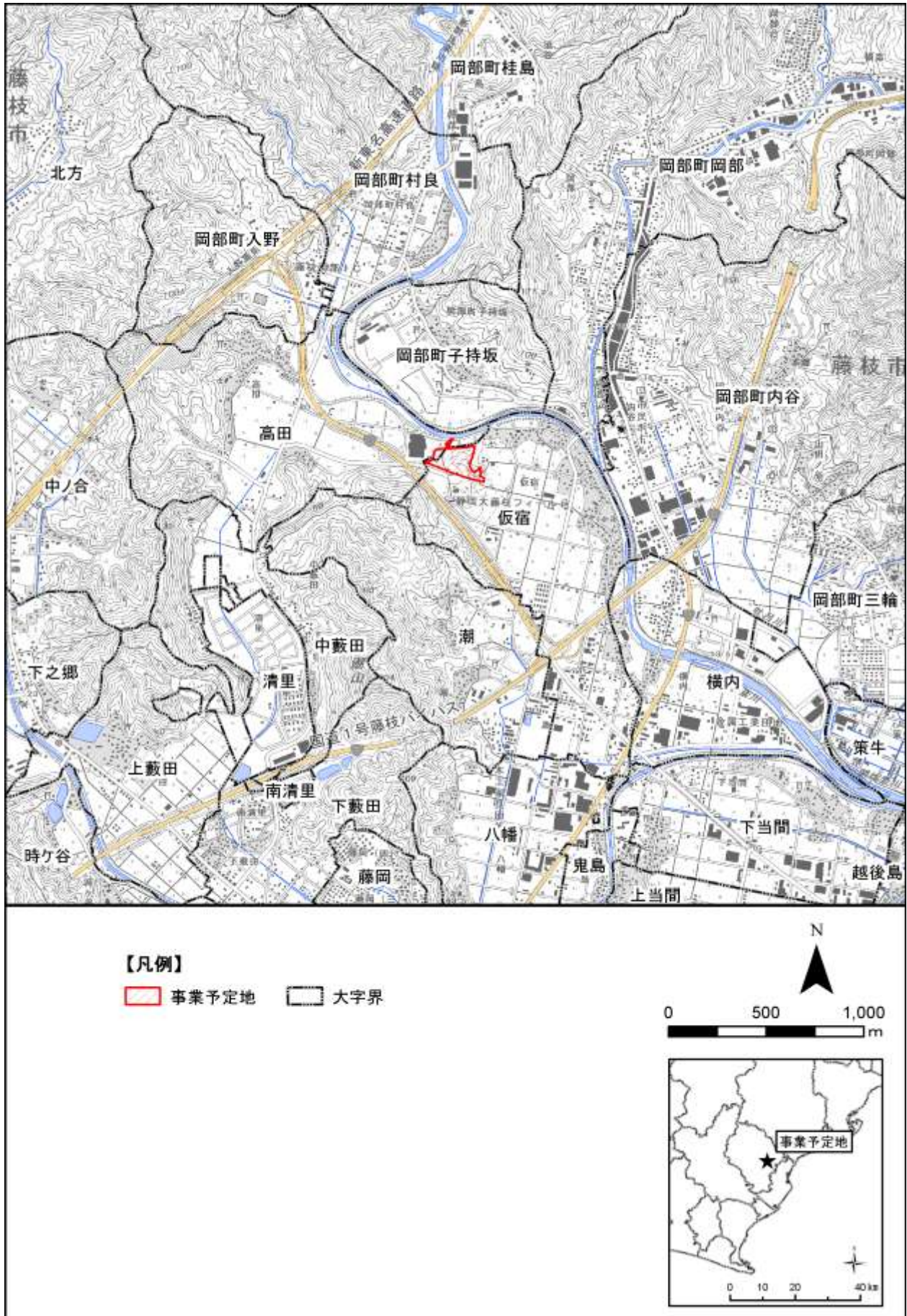


図 4.20 事業予定地周辺の大字界

4.2.3 集落の状況

事業予定地周辺に位置する各集落の人口及び世帯数を表 4.14 に示す。

事業予定地が位置する、仮宿地内の平成 25 年 3 月現在の人口 1,483 人、世帯数 526 世帯、また、高田地内の人口 474 人、世帯数 155 世帯である。

表 4.14 各集落の人口及び世帯数（平成 25 年 3 月末現在）

単位：人、世帯

地区	人口	世帯数	地区	人口	世帯数
北方	1,124	402	仮宿	1,483	526
中ノ合	524	201	潮	410	158
上藪田	1,309	454	横内	1,020	376
中藪田	187	68	藤岡 4 丁目	800	273
下藪田	1,917	702	岡部町岡部	2,682	956
高田	474	155	岡部町内谷	2,959	1,069
清里 1 丁目	773	269	岡部町三輪	2,918	1,064
清里 2 丁目	750	248	岡部町子持坂	234	77
南清里	248	75	岡部町入野	92	33
八幡	630	251	岡部町村良	536	185
下当間	914	301	岡部町桂島	428	132

資料)「2013 年 3 月末現在自治会・町内会別人口」(藤枝市ホームページ)

4.2.4 産 業

(1) 事業所及び従業者

藤枝市、焼津市、並びに静岡県の産業別事業所数と従業者数を表 4.15 及び図 4.21 に示す。

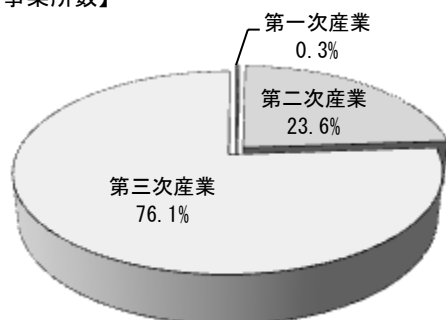
藤枝市では、平成 21 年現在、産業分類別構成比が事業所数及び従業者数ともに、第三次産業の占める割合が最も高く、一方、第一次産業の占める割合はそれぞれ 1.0%未満であった。なお、事業所数では卸売業・小売業が最も多く、従業者数では製造業が最も多かった。

表 4.15 産業別事業所数と従業者数（平成 21 年 7 月 1 日現在）

区分	産業分類	藤枝市		焼津市		静岡県	
		事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
第一次産業	農業，林業	17	200	18	343	600	6,853
	漁業	-	-	31	768	164	2,234
	計 構成比 (%)	17 (0.3)	200 (0.3)	49 (0.7)	1,111 (1.6)	764 (0.4)	9,087 (0.5)
第二次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	1	2	4	44	99	947
	建設業	758	4,385	732	4,118	21,247	128,407
	製造業	799	15,422	1,188	19,483	22,740	482,320
	計 構成比 (%)	1,558 (23.6)	19,809 (32.1)	1,924 (26.7)	23,645 (34.6)	44,086 (22.7)	611,674 (31.6)
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	6	245	5	228	290	8,768
	情報通信業	32	168	37	359	1,611	23,298
	運輸業，郵便業	127	2,803	234	5,624	4,418	106,803
	卸売業，小売業	1,725	12,525	1,855	12,389	49,591	356,046
	金融業，保険業	107	1,205	85	981	2,804	37,545
	不動産業，物品賃貸業	505	1,173	290	914	12,325	37,472
	学術研究，専門・技術サービス業	203	1,030	222	1,210	7,143	50,634
	宿泊業，飲食サービス業	700	4,930	838	5,803	24,761	175,220
	生活関連サービス業，娯楽業	576	2,618	597	2,650	16,027	81,326
	教育，学習支援業	310	3,279	276	2,252	7,366	82,716
	医療，福祉	359	5,747	352	5,393	10,200	166,995
	複合サービス事業	30	469	36	443	1,147	13,469
	サービス業(他に分類されないもの)	329	3,511	377	3,976	11,152	126,397
	公務(他に分類されるものを除く)	19	1,951	16	1,326	904	45,579
	計 構成比 (%)	5,028 (76.1)	41,654 (67.6)	5,220 (72.6)	43,548 (63.8)	149,739 (77.0)	1,312,268 (67.9)
総数 構成比 (%)	6,603 (100)	61,663 (100)	7,193 (100)	68,304 (100)	194,589 (100)	1,933,029 (100)	

資料)「平成 21 年静岡県の事業所」(統計センターしずおか)

【事業所数】



【従業者数】

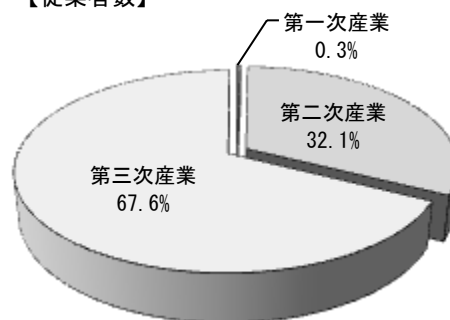


図 4.21 産業別事業所数と従業者数の構成割合（藤枝市）

(2) 農林業

藤枝市、焼津市、並びに静岡県における農林業の状況を表 4.16 に示す。

藤枝市では、平成 22 年現在、農業のみの経営体 51.4%、林業のみの経営体 0.2%、農業と林業との複合経営体 48.5%の構成比である。

表 4.16 農林業の状況（平成 22 年 2 月 1 日現在）

区分		農林業計	農業のみを行う 経営体	林業のみを行う 経営体	農業と林業を併 せて行う経営体
藤枝市	経営体数	1,850	950	3	897
	構成比 (%)	100	51.4	0.2	48.5
焼津市	経営体数	1,314	1,216	1	97
	構成比 (%)	100	92.5	0.1	7.4
静岡県	経営体数	41,047	21,213	595	19,239
	構成比 (%)	100	51.7	1.4	46.9

資料)「農林業センサス結果報告書、県の独自集計」(統計センターしずおか)

(3) 漁業

藤枝市、焼津市、並びに静岡県における漁業の状況を表 4.17 に示す。

藤枝市は内陸に位置しており、平成 20 年現在、漁業を行っている経営体の登録はない。

表 4.17 漁業の状況（平成 20 年 11 月 1 日現在）

区分		計	個人	会社	漁業協同 組合	漁業生産 組合	協同 経営	官公庁・学 校・試験場
藤枝市	経営体数	—	—	—	—	—	—	—
	構成比 (%)	—	—	—	—	—	—	—
焼津市	経営体数	89	67	14	—	3	5	—
	構成比 (%)	100	75.3	15.7	0	3.4	5.6	0
静岡県	経営体数	2,956	2,801	75	6	4	69	1
	構成比 (%)	100	94.8	2.5	0.2	0.1	2.3	0

資料)「漁業センサス結果報告書」(統計センターしずおか)

(4) 工業

藤枝市、焼津市、並びに静岡県における工業の状況を表 4.18 に示す。

藤枝市では、平成 22 年現在、事業所数 389 所、従業者数 12,304 人であり、製造品出荷額等 3,871 億円に及ぶ。静岡県全体での構成比は、事業所数 3.6%、従業者数 3.0%、製造品出荷額等 2.5%を占めている。

表 4.18 工業の状況（平成 22 年 12 月 31 日現在）

区分	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	事業所数 (所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	出荷額 (万円)	構成比 (%)
藤枝市	389	3.6	12,304	3.0	38,707,677	2.5
焼津市	633	5.9	17,340	4.2	53,677,924	3.4
静岡県	10,768	100	409,030	100	1,579,310,901	100

注) 表中の事業所数、従業者数、製造品出荷額等は、従業者数 4 人以上の事業所を集計したものである。
資料) 「平成 22 年工業統計調査 静岡県の工業」(統計センターしずおか)

(5) 商業

藤枝市、焼津市、並びに静岡県における商業の状況を表 4.19 に示す。

藤枝市では、平成 19 年現在、事業所数 1,652 所、従業者数 10,952 人であり、年間商品販売額 3,211 億円に及ぶ。静岡県全体での構成比は、事業所数 3.5%、従業者数 3.5%、年間商品販売額 2.9%を占めている。

表 4.19 商業の状況（平成 19 年 6 月 1 日現在）

区分	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	事業所数 (所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	販売額 (万円)	構成比 (%)
藤枝市	1,652	3.5	10,952	3.5	32,111,392	2.9
焼津市	1,809	3.8	11,678	3.7	36,696,354	3.3
静岡県	47,394	100	317,092	100	1,105,461,509	100

資料) 「平成 22 年工業統計調査 静岡県の工業」(統計センターしずおか)

4.2.5 交通

(1) 主要道路

事業予定地周辺の主要道路の状況を図 4.22 に示す。

事業予定地周辺の主要な道路としては、新東名高速道路、国道 1 号及び国道 1 号藤枝バイパス、主要地方道焼津森線、県道静岡朝比奈藤枝線等が挙げられる。

事業予定地の最寄りのインターチェンジは、北西方向約 1 km にある藤枝岡部 IC（新東名高速道路）であり、事業予定地直近には新東名高速道路と国道 1 号藤枝バイパスをつなぐ国道 1 号藤枝バイパスロングランプが接続している。

(2) 交通量

事業予定地周辺における交通量の状況を表 4.20 に、また、交通量観測地点を図 4.22 に示す。

事業予定地に最も近い交通量観測地点は、主要地方道焼津森線（県道 81 号）の No. 4 であり、平日 12 時間の断面交通量 2,713 台、大型混入率 8.1%、ピーク比率 13.9%であった。

また、新東名高速道路の藤枝岡部 IC における出入交通量は表 4.21 に示すとおり、年間交通量 2,102,518 台、日平均交通量 5,760 台であった。

表 4.20 自動車交通量の状況（平成 22 年度道路交通センサス）

No	路線	観測地点	断面交通量（台） 平日 12 時間（7～19 時）			大型車 混入率 （%）	ピーク 比率 （%）
			小型車	大型車	合計		
1	一般国道 1 号 （藤枝 B P）	藤枝市横内	13,843	5,910	19,753	29.9	9.5
2	一般国道 1 号 （藤枝 B P）	藤枝市潮	19,392	7,266	26,658	27.3	9.2
3	焼津森線	藤枝市岡部町内谷924-2	6,049	1,130	7,179	15.7	8.9
4	焼津森線	藤枝市岡部町子持坂63-3	2,492	221	2,713	8.1	13.9
5	藤枝静岡線	藤枝市岡部町岡部9-2	8,152	720	8,872	8.1	11.5
6	静岡朝比奈藤枝線	藤枝市高田217	3,407	226	3,633	6.2	15.2
7	焼津岡部線	藤枝市岡部町三輪539-9	6,965	517	7,482	6.9	13.4

資料)「平成 22 年度道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省中部地方整備局道路部)

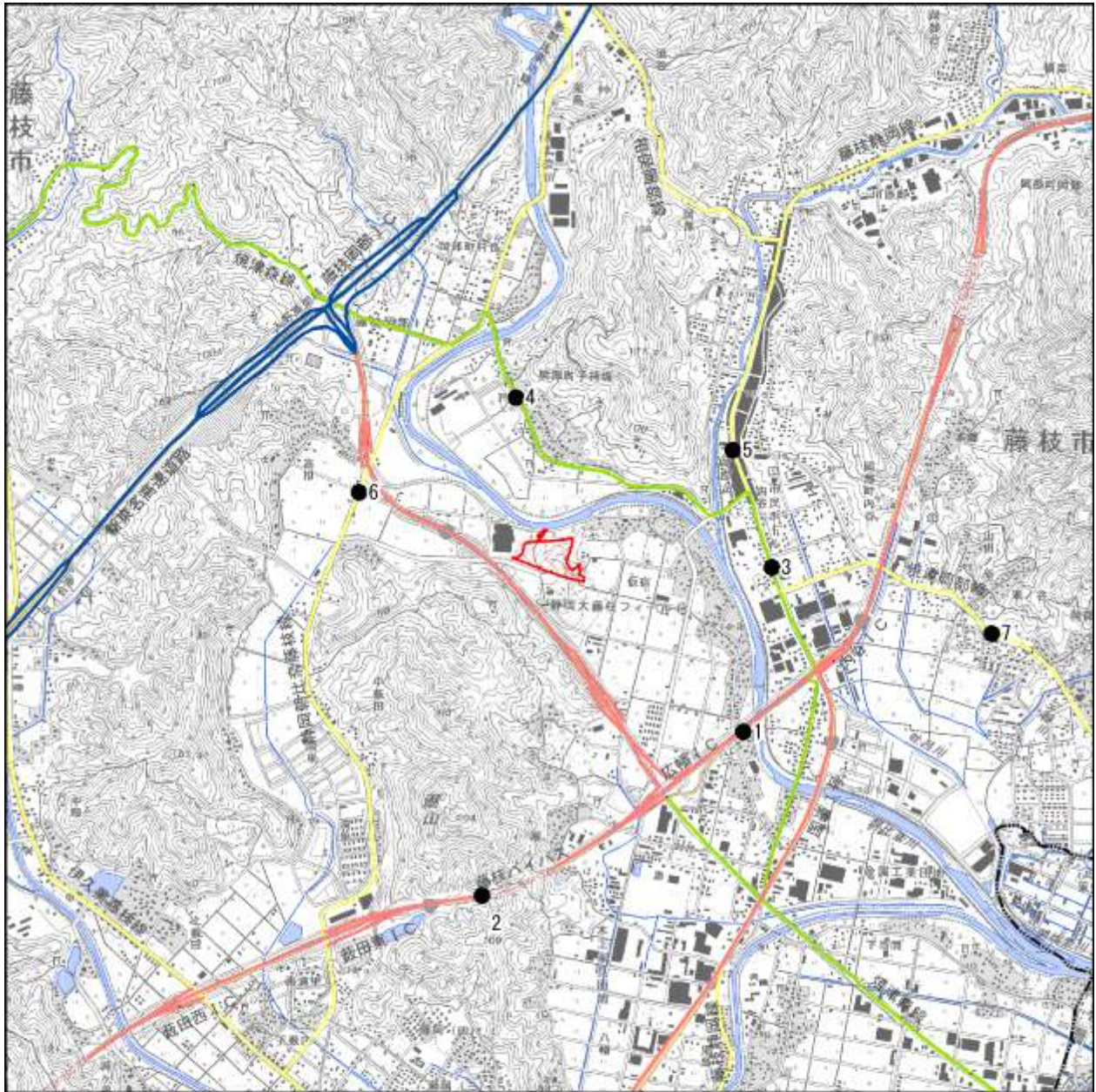
表 4.21 新東名高速道路の藤枝岡部 IC における出入交通量

藤枝岡部 IC 出入交通量（台）：平成 24 年 8 月～平成 25 年 7 月			
年間交通量	月平均交通量	日平均交通量	時間平均交通量
2,102,518	175,210	5,760	240

資料) NEXCO 中日本提供資料

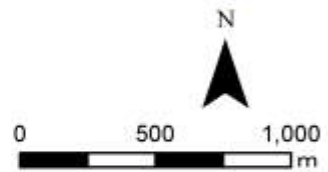
(3) 鉄道

事業予定地の 2 km 圏内には、鉄道は存在しない。



【凡例】

- 事業予定地
- 交通量調査地点
- 高速自動車国道
- 高速自動車国道(トンネル区間)
- 一般国道
- 一般国道(トンネル区間)
- 主要地方道
- 一般都道府県道
- 一般主要道
- 一般道路



※調査対象範囲である事業予定地の半径 2km 圏内にあるものを記載した。

図 4.22 主要道路及び交通量調査地点

4.2.6 土地利用

(1) 地目別土地利用

藤枝市、焼津市、並びに静岡県における地目別土地面積の状況を表 4.22 及び図 4.23 に示す。

藤枝市における地目別面積の構成比は、山林 56.5%、畑 18.8%、宅地 12.7%となっており、山林の占める割合が最も大きい。

事業予定地の地目は、平成 24 年 1 月 1 日現在、学校用地等になっている。

事業予定地周辺における地目別土地利用を図 4.24 に示す。

表 4.22 地目別土地面積の状況（平成 24 年 1 月 1 日現在）

区分	項目	計	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	その他
藤枝市	面積 (ha)	15,128	1,187	2,848	1,918	0	8,551	293	330
	構成比 (%)	100	7.8	18.8	12.7	0.0	56.5	1.9	2.2
焼津市	面積 (ha)	4,615	1,363	478	2,122	40	287	51	274
	構成比 (%)	100	29.5	10.4	46.0	0.9	6.2	1.1	5.9
静岡県	面積 (ha)	409,858	28,528	60,537	55,159	1,068	228,479	18,311	17,775
	構成比 (%)	100	7.0	14.8	13.5	0.3	55.7	4.5	4.3

資料)「静岡県統計年鑑(平成 23 年)」(統計センターしずおか)

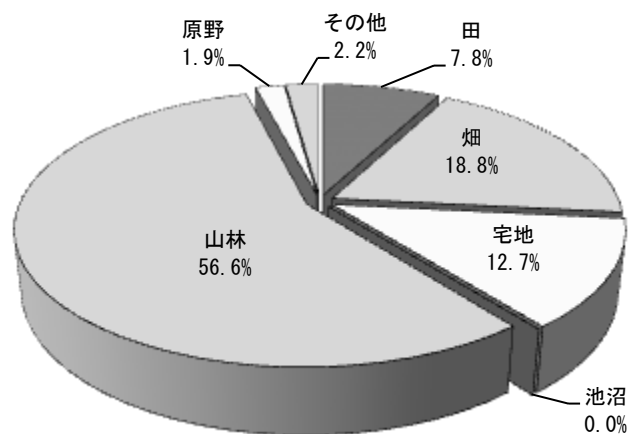


図 4.23 地目別土地面積の構成割合（藤枝市）

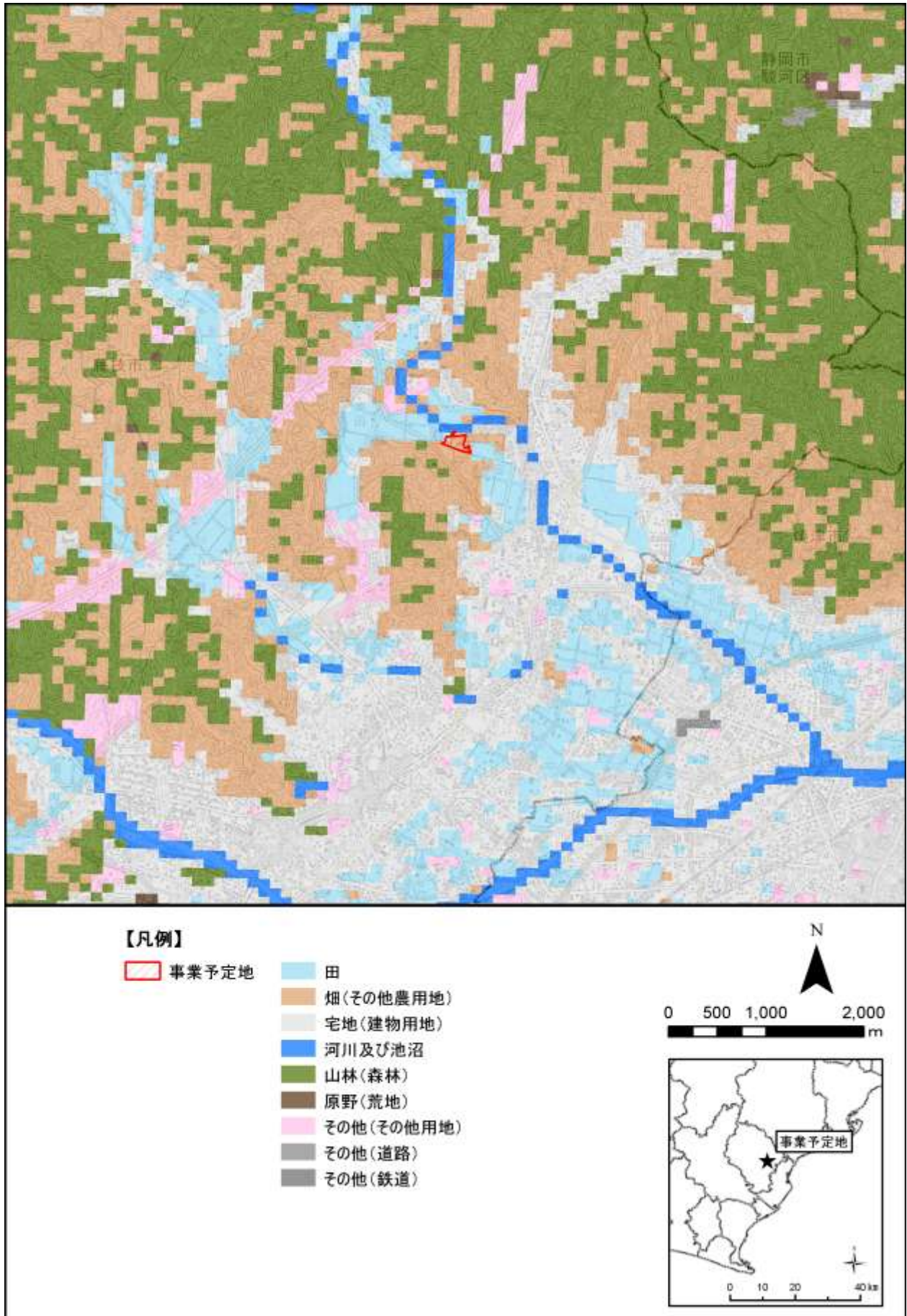


図 4.24 事業予定地周辺における地目別土地利用

(2) 土地利用計画

藤枝市、焼津市、並びに静岡県の都市計画法に基づく用途地域別面積を表 4.23 に示す。

藤枝市における用途地域の構成比は、第 2 種中高層住居専用地域 21.8%、第 1 種低層住居専用地域 18.8%、第 1 種住居地域 12.6%となっているおり、第 2 種中高層住居専用地域の占める割合が大きい。

また、事業予定地及びその周辺における市街化区域、市街化調整区域の指定状況を図 4.25 に、また、用途地域の指定状況を図 4.26 に示す。

事業予定地は、都市計画法に基づく都市計画区域の市街化調整区域に指定されている。

表 4.23 用途地域別面積（平成 24 年 3 月 31 日現在）

項 目	藤枝市		焼津市		静岡県	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
総 数	2038.9	100	2120.9	100	57068.6	100
第 1 種低層住居専用地域	383.2	18.8	236	11.1	6868.7	12
第 2 種低層住居専用地域	17.9	0.9	0	0	200	0.4
第 1 種中高層住居専用地域	150.2	7.4	232	10.9	7269.7	12.7
第 2 種中高層住居専用地域	445.1	21.8	157.7	7.4	6478	11.4
第 1 種住居地域	256.8	12.6	444.9	21	11873.1	20.8
第 2 種住居地域	128.9	6.3	164	7.7	4428.5	7.8
準住居地域	90.1	4.4	9.9	0.5	974.1	1.7
近隣商業地域	83.7	4.1	49.3	2.3	2720.1	4.8
商業地域	52.9	2.6	53.6	2.5	1601.2	2.8
準工業地域	199.1	9.8	383.4	18.1	4078.3	7.1
工業地域	66.5	3.3	250.5	11.8	6215.3	10.9
工業専用地域	164.5	8.1	139.6	6.6	4361.6	7.6

資料)「静岡県統計年鑑(平成 23 年)」(統計センターしずおか)

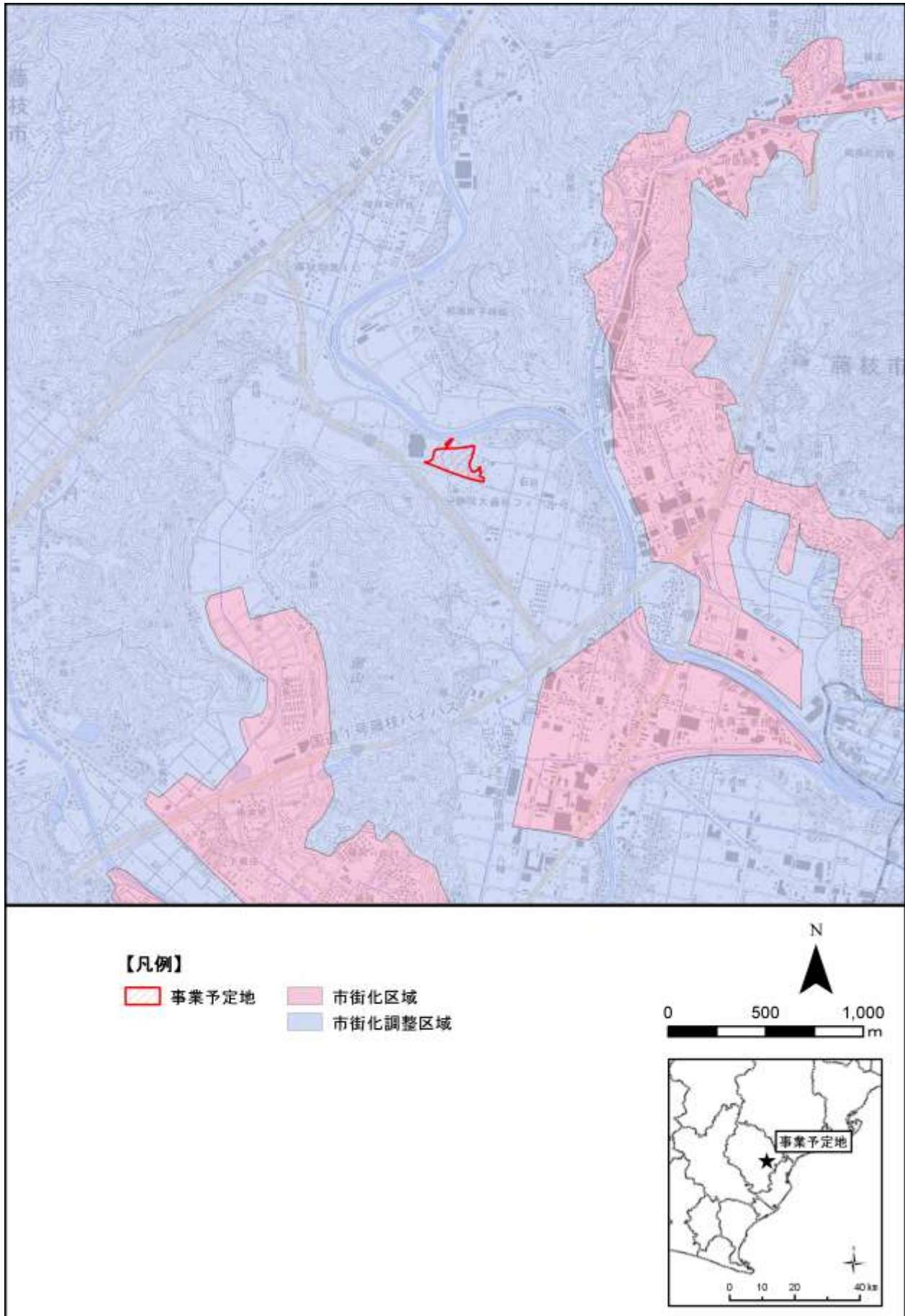


図 4.25 市街化区域と市街化調整区域の指定状況

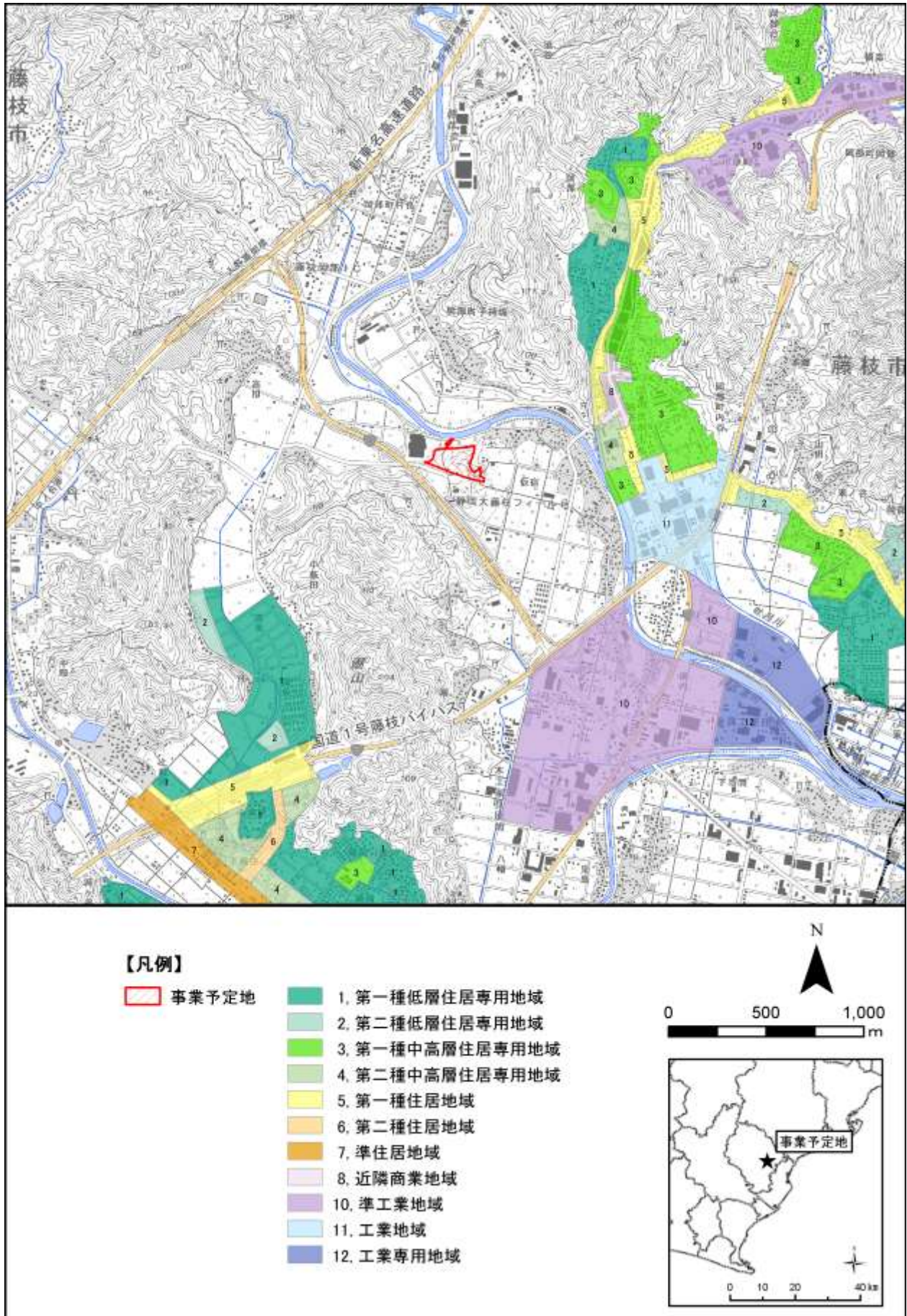


図 4.26 用途地域の指定状況

4.2.7 環境保全施設等

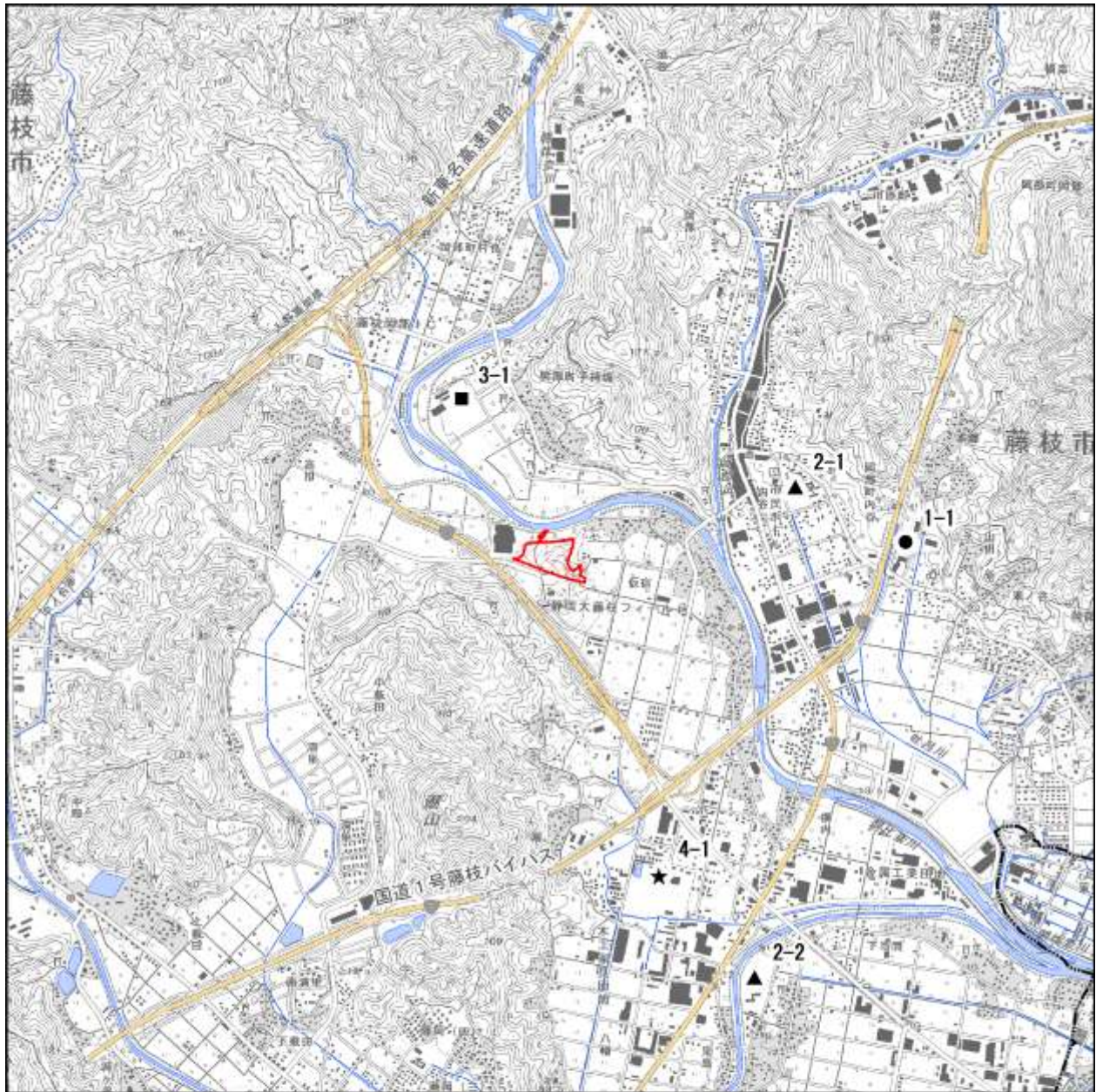
事業予定地周辺の環境保全施設の分布状況を表 4.24 及び図 4.27 に示す。

事業予定地の 2km 圏内における環境保全施設は、教育施設 5 施設、医療施設 1 施設、社会福祉施設等 26 施設が分布している。なお、事業予定地に最も近い環境保全施設は、教育施設の岡部中学校である。

表 4.24 事業予定地周辺の環境保全施設

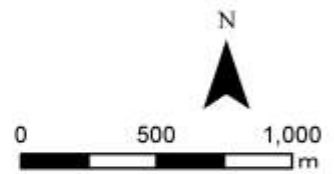
区分		No.	名称	住所	
教育施設	幼稚園	1-1	岡部聖母幼稚園	岡部町内谷1327-1	
	小学校	2-1	岡部小学校	岡部町内谷997-2	
		2-2	広幡小学校	鬼島 424	
	中学校	3-1	岡部中学校	岡部町子持坂102	
	高等学校・その他	4-1	静清高等学校	潮87	
医療施設	病院及び病床数 1 以上の診療所	1	ほしのクリニック	岡部町内谷650	
社会福祉施設等	児童福祉施設	保育所	1-1	岡部聖母保育園	岡部町内谷581-2
			1-2	岡部みわ保育園	岡部町内谷1629-1
			1-3	ちびっこハウスおかべ園	岡部町岡部437-3
		地域子育て支援センター	2-1	ちびっこルーム	岡部町内谷1400-1
		放課後児童クラブ	3-1	おかべっこ児童クラブ	岡部町内谷997-2
			3-2	ゆたかっこ児童クラブ	鬼島424
		特別養護老人ホーム	4-1	亀寿の郷	岡部町内谷 1334-4
			4-2	開寿園	中ノ合 252-1
		老人短期入所施設	5-1	亀寿の郷指定短期入所生活介護事業所	岡部町内谷 1334-4
	老人福祉施設	軽費老人ホーム	6-1	ケアハウスみどりの風・おかべ	岡部町内谷 581-8
		介護老人保護施設	7-1	ユニケア岡部	岡部町内谷 147-3
		老人デイサービスセンター	8-1	生きがい対応型デイサービスセンター きすみれの里	岡部町内谷 1400-1
			8-2	デイサービスセンター高草指定通所介護事業所	岡部町内谷 1334-4
			8-3	デイサービスセンターみどりの風	岡部町内谷 581-8
			8-4	みわさんち	岡部町内谷 60-2
		地域包括支援センター	9-1	藤枝市地域包括支援センター亀寿の郷	岡部町内谷 1334-4
			9-2	藤枝市地域包括支援センター開寿園	中ノ合 252-1
		在宅介護支援センター	10-1	亀寿の郷在宅介護支援センター	岡部町内谷 1334-4
			10-2	開寿園在宅介護支援センター	中ノ合 252-1
		認知症高齢者グループホーム	11-1	こでまり	横内 2221
		居宅介護支援事業所	12-1	三輪医院居住介護支援センター	岡部町内谷 1473-3
		訪問介護事業所	13-1	亀寿の郷指定訪問介護事業所	岡部町内谷 1334-4
	障害者自立支援施設	就労移行支援事業	14-1	藤枝第一心愛	横内 532
		就労継続支援 (B 型) 事業	15-1	藤枝第一心愛	横内 532
		共同生活介護事業	16-1	グループホームおかべ	横内 532
		共同生活援助事業	17-1	グループホームおかべ	横内 532

資料) 「平成 25 年度 静岡県学校名簿 (暫定版)」(静岡県教育委員会)、「平成 24 年度 静岡県診療所名簿」(静岡県健康福祉部)
「平成 24 年度 静岡県社会福祉施設・事業所・団体要覧」(社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会)



【凡例】

- 事業予定地
- 幼稚園
- ▲ 小学校
- 中学校
- ★ 高等学校



※調査対象範囲である事業予定地の半径 2km 圏内にあるものを記載した。

図 4.27(1) 環境保全施設（教育施設）の分布状況

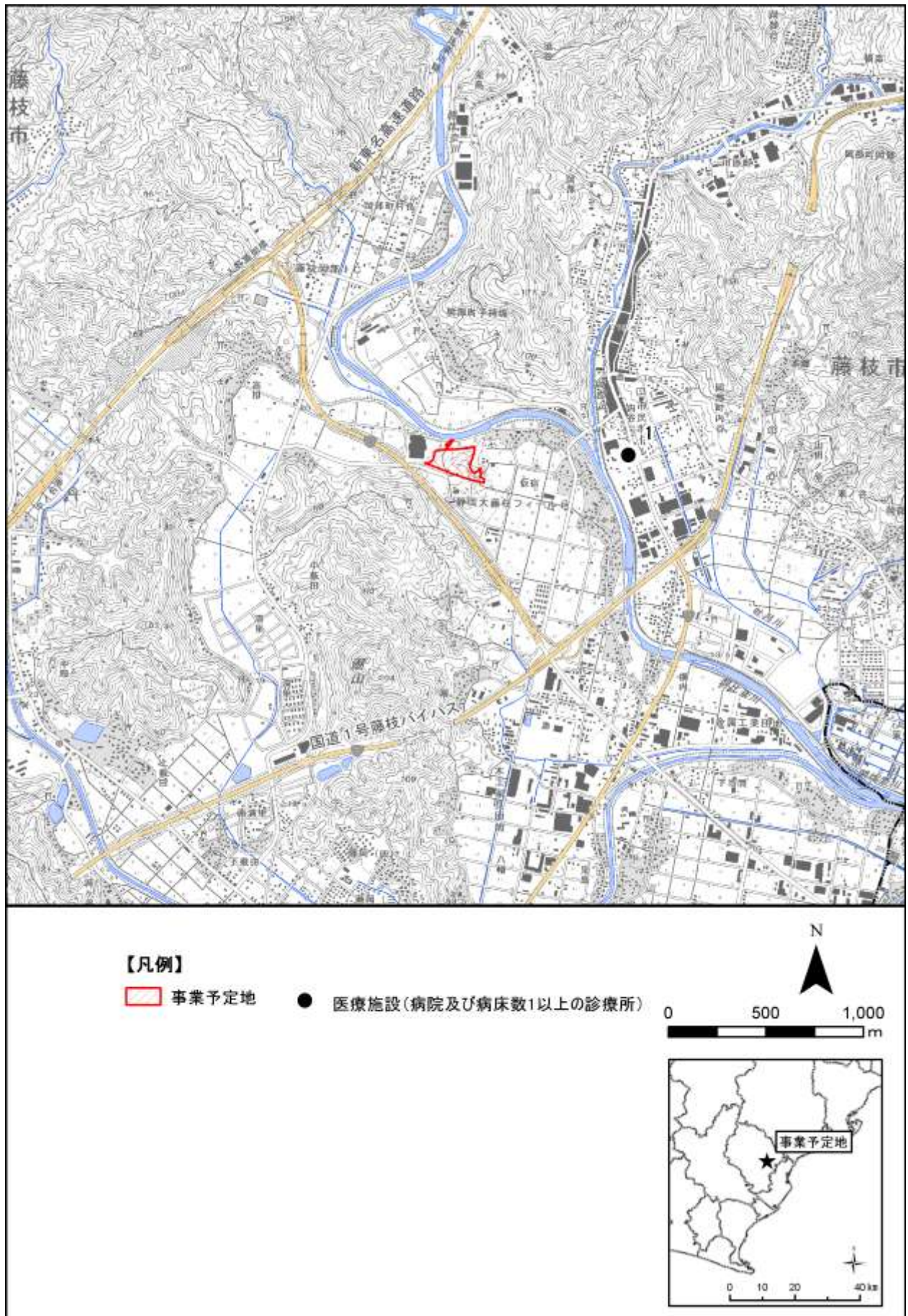


図 4.27(2) 環境保全施設（医療施設）の分布状況

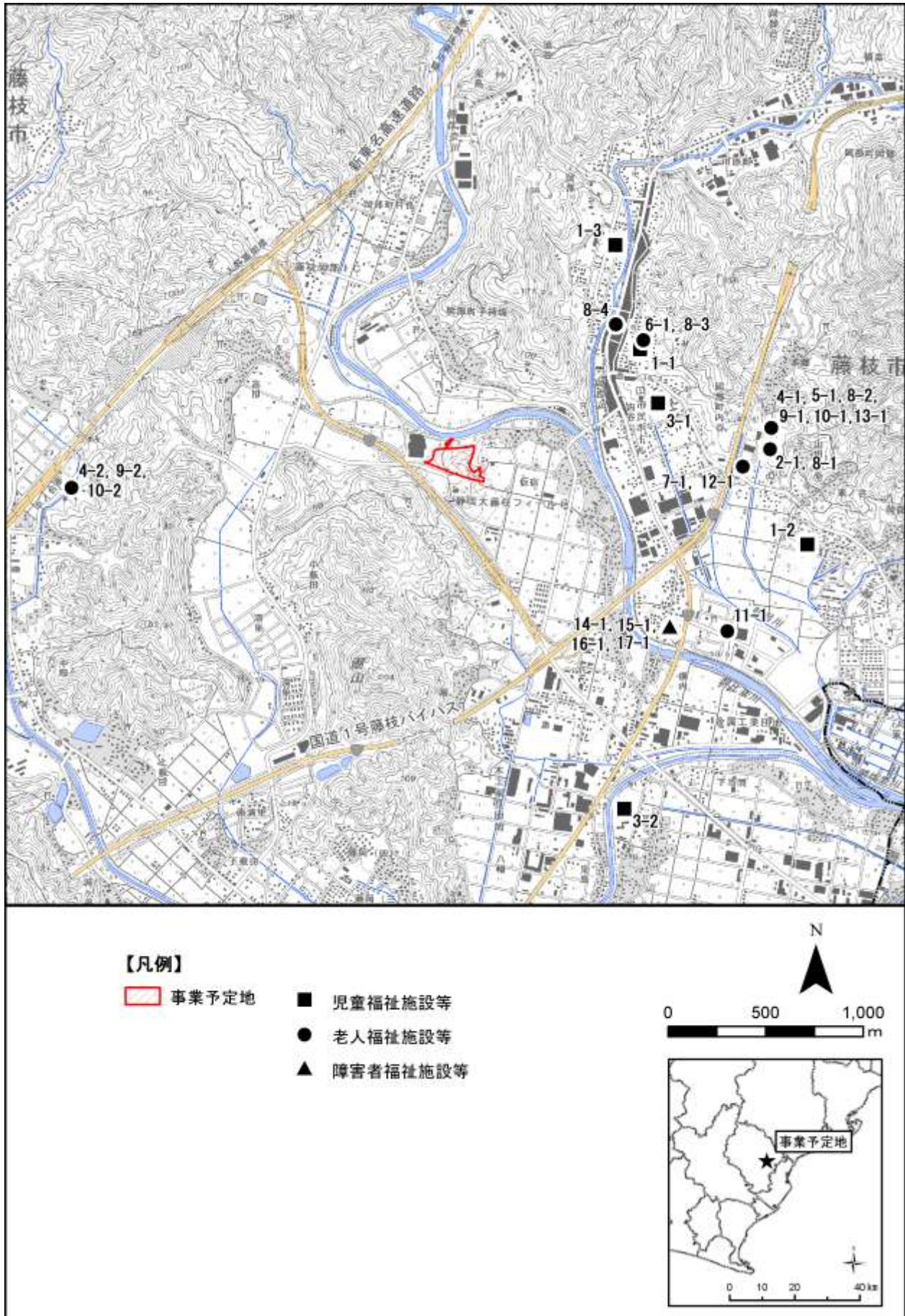


図 4.27(3) 環境保全施設（社会福祉施設等）の分布状況

4.2.8 水域とその利用

(1) 水域の概況

事業予定地周辺の水域の概況として、河川の分布状況を表 4.25 及び図 4.28 に示す。

二級河川である朝比奈川は、静岡市葵区黒俣字向川 298 番地先の中瀬橋を起点とし、瀬戸川の合流点までの全延長 25.5km の中規模河川であり、岡部川などの支川を有している。また、事業予定地の近くで大きく蛇行しながら南東方向に流下し、事業予定地から約 3 km 下流（市境）で瀬戸川に合流している。また、事業予定地北側に沿って準用河川である高田大溝川が流れている。

表 4.25 事業予定地周辺の河川の状況

水系名	区分	河川名	延長 (km)
瀬戸川水系	二級河川	朝比奈川	25,500
		岡部川	5,300
		吐呂川	2,110
	準用河川	高田大溝川	1,127
		法ノ川	2,630
		藪田川	2,850

注) 準用河川は、事業予定地に最も近いものを記載した。

資料) 「静岡県河川指定調書 平成 24 年 4 月 30 日現在」(静岡県)

(2) 水利用

藤枝市の水利用として、平成 20 年から平成 24 年までの過去 5 年間ににおける上水道の取水状況を表 4.26 に示す。

藤枝市の上水道における 1 日平均取水量の合計は、平成 20 年から平成 22 年までは 52,000^m³ 前後であったが、平成 23 年以降は 3,000^m³ から 5,000^m³ 程度増加している。また、地下水取水比率は、平成 20 年から平成 22 年までは 71% 程度であったが、平成 23 年以降は 3% 程度増加している。

事業予定地周辺では、瀬戸川水系（朝比奈川）の河川水を農業用水として主に利用しているが、瀬戸川水系の平常時の流量は少なく、安定した取水が困難なため、瀬戸川下流域の一部では大井川用水を利用している。

また、「しずおか河川ナビゲーション」(静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課)によれば、現在のところ、上水道は地下水の汲み上げと大井川広域水道に依存しており、瀬戸川水系からの取水は行っていない。

なお、事業予定地が位置する仮宿地区及び高田地区においては、井戸による地下水利用が行われている。

このほか、漁業権として、瀬戸川本支流を区域とし、あゆ、あまご、おいかわを対象とした内水面漁業権が設定されている。

表 4.26 上水道の取水状況

年	1 日平均取水量			
	地下水 (m ³)	大井川広域水道 による受水 (m ³)	合計 (m ³)	地下水取水比率 (%)
平成 20 年	36,941	15,030	51,971	71.1
平成 21 年	36,987	15,082	52,069	71.0
平成 22 年	37,445	15,084	52,529	71.3
平成 23 年	43,016	14,518	57,534	74.8
平成 24 年	41,042	14,431	55,473	74.0

資料) 「藤枝市水道事業基本計画 (平成 23 年 12 月)」(藤枝市) 及び藤枝市提供資料

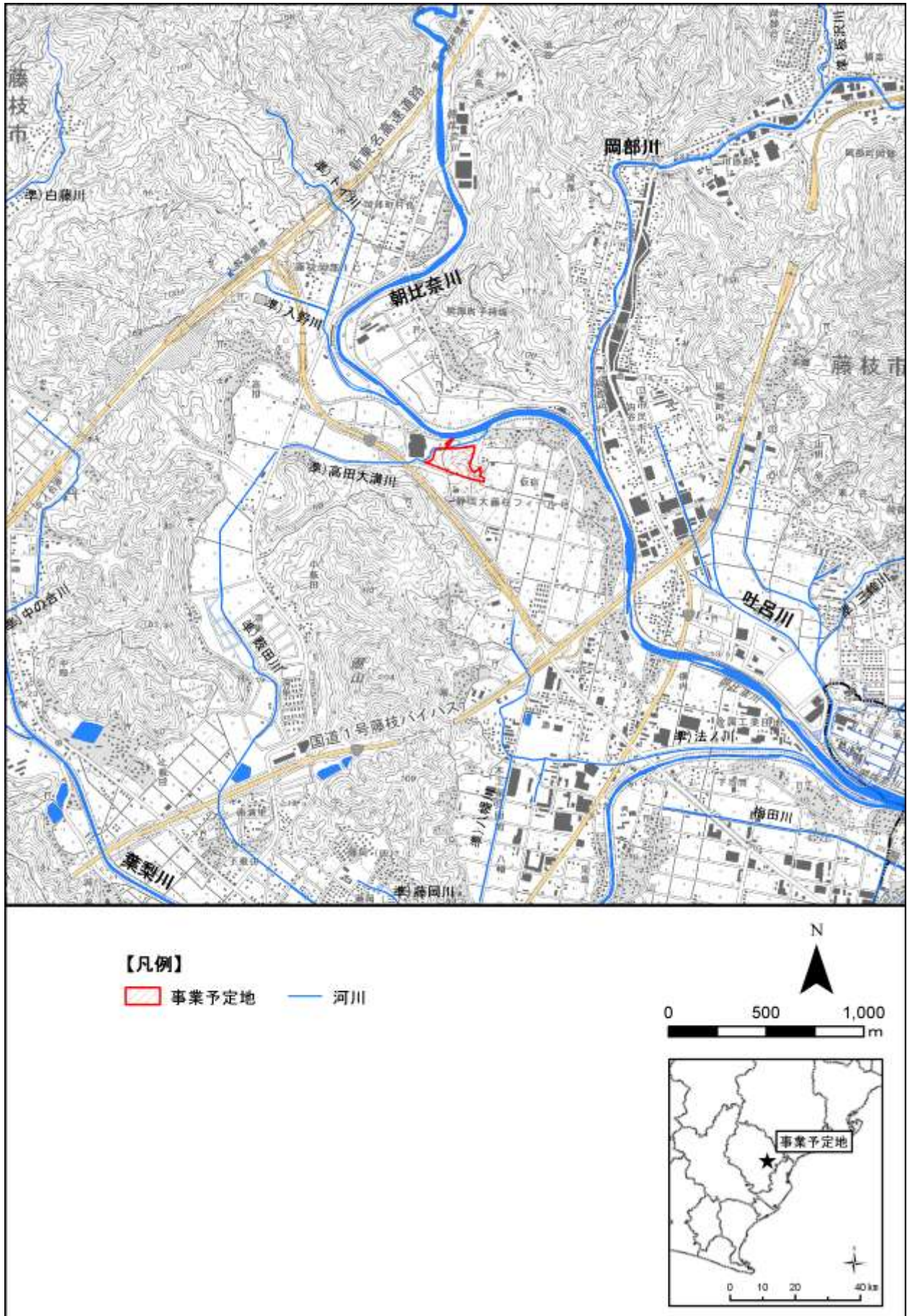


図 4.28 河川の分布状況

(3) 上水道

藤枝市、焼津市、並びに静岡県における上水道の普及状況を表 4.27 に示す。

平成 24 年現在、藤枝市の水道の普及率 93.4%である。

事業予定地は上水道給水区域となっており、上水道が整備されている。

表 4.27 上水道の普及状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

行政区分	総人口 (千人) (A)	現在供給人口 (千人)					普及率 (%) (B)/(A)
		上水道	簡易水道	専用水道 (自己水源のみ)	合計 (B)	飲料水供給 施設	
藤枝市	142.3	130.8	1.4	0.7	132.9	1.6	93.4
焼津市	142.3	141.5	—	0.7	142.2	—	99.9
静岡県	3,740.1	3574.3	102.1	31.8	3708.2	13.8	99.1

資料)「静岡県統計年鑑(平成 23 年)」(統計センターしずおか)

(4) 下水道

藤枝市、焼津市、並びに静岡県における下水道の普及状況を表 4.28 に示す。

平成 24 年現在、藤枝市の下水道の普及率 39.5%である。

事業予定地は下水道計画区域外となっており、下水道は整備されていない。

表 4.28 下水道の普及状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

区 分	行政区域 内総人口 (千人) (A)	下水道管渠 (km)			処理区 域面積 (ha)	処理区 域人口 (千人) (B)	終末処理場	普及率 (%) (B)/(A)
		污水管	雨水管	合流管			処理能力 水量 (千 m ³ /日)	
藤枝市	143.9	297.0	45.9	—	1,044.9	56.9	32.3	39.5
焼津市	142.8	167.0	19.0	—	535.0	32.3	22.6	22.7
静岡県	3,750.6	9,976.7	271.4	820.4	43,656.1	2,236.6	1,055.0	59.6

資料)「静岡県統計年鑑(平成 23 年)」(統計センターしずおか)

4.2.9 廃棄物

(1) 一般廃棄物

藤枝市及び焼津市のごみ処理施設の概要を表 4.29 に、し尿処理施設の概要を表 4.30 に示す。

2市で発生する燃やすごみは、志太広域事務組合が運営するごみ処理施設で処理し、焼却灰等の処分を民間業者に委託している。

資源ごみの一部（陶器・ガラスくず、非鉄スクラップ、乾電池、蛍光灯、びん（その他））は、同組合が運営するリサイクルセンター（選別・圧縮・保管）を経由して、民間業者が資源化を行っている。その他の資源ごみ（ペットボトル、その他プラスチック、びん（茶色・白）、鉄スクラップ（缶他）、非鉄スクラップ（アルミ缶）、木くず・剪定枝）は、民間業者が直接資源化を行っている。

し尿及び浄化槽汚泥については、同組合運営のし尿処理施設で処理を行っている。

表 4.29 ごみ処理施設の概要

名称	高柳清掃工場	一色清掃工場	リサイクルセンター
処理能力	255 t/日 (24h) 85t×3基	120 t/日 (24h) 120t×1基	50 t/日 (5h)
処理対象物	燃やすごみ	燃やすごみ	資源ごみの一部
処理方法	焼却	焼却	選別・圧縮・保管
稼働開始	昭和 59 年 4 月	平成元年 9 月	昭和 53 年 10 月
所在地	藤枝市高柳	焼津市一色	藤枝市岡部町内谷

資料)「一般廃棄物処理基本計画(平成 24 年 3 月)」(焼津市・藤枝市・志太広域事務組合)

表 4.30 し尿処理施設の概要

名称	藤枝環境管理センター	大井川環境管理センター
処理能力	160kL/日	90kL/日
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式 +高度処理	膜分離高負荷脱窒素処理方式 +高度処理
稼働開始	平成 7 年 4 月	平成 11 年 4 月
所在地	藤枝市善左衛門 20	焼津市飯淵 2035 番地

資料)「一般廃棄物処理基本計画(平成 24 年 3 月)」(焼津市・藤枝市・志太広域事務組合)

また、藤枝市及び焼津市の過去 5 年間のごみ搬入状況を表 4.31 に、し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況を表 4.32 に示す。

2市におけるごみ搬入状況は、燃やすごみが減少傾向にあるが、資源・埋立ごみは横ばい状態であった。一方、し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況は、生し尿が減少傾向にあるが、浄化槽汚泥は増加傾向にある。

表 4.31 ごみ搬入状況

単位：t/年

自治体名	ごみ区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
藤枝市	燃やすごみ	26,528	25,439	24,907	24,722	23,836
	資源・埋立ごみ	5,136	5,122	4,855	5,160	5,065
	小計	31,664	30,561	29,762	29,882	28,901
焼津市	燃やすごみ	29,008	28,004	27,299	27,534	27,203
	資源・埋立ごみ	5,054	5,122	5,160	5,284	5,220
	小計	34,062	33,126	32,459	32,818	32,423
持込み等	燃やすごみ	13,961	13,711	14,330	14,872	15,115
	資源・埋立ごみ	577	637	600	626	589
	小計	14,538	14,348	14,930	15,498	15,704
計	燃やすごみ	69,497	67,154	66,536	67,128	66,154
	資源・埋立ごみ	10,767	10,881	10,615	11,070	10,874
	合計	80,264	78,035	77,151	78,198	77,028

資料)「組合の概要 平成 25 年度版」(志太広域事務組合)

表 4.32 し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況

単位：kL/年

自治体名	ごみ区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
藤枝市	生し尿	4,017	3,868	3,541	3,543	2,786
	浄化槽汚泥	37,632	36,959	38,386	38,092	38,943
	小計	41,649	40,827	41,927	41,635	41,729
焼津市	生し尿	4,077	3,943	3,730	3,383	3,283
	浄化槽汚泥	39,258	38,795	40,151	41,378	41,380
	小計	43,335	42,738	43,882	44,761	44,663
計	生し尿	8,094	7,811	7,271	6,926	6,069
	浄化槽汚泥	76,890	75,754	78,537	79,470	80,323
	合計	84,984	83,565	85,808	86,396	86,392

資料)「組合の概要 平成 25 年度版」(志太広域事務組合)

(2) 産業廃棄物

静岡県における産業廃棄物の排出及び処理状況を表 4.33 に示す。

平成 23 年度現在、静岡県内の産業廃棄物排出量は年間 11.4 百万 t であり、構成比は汚泥 57.4%、がれき類 19.5%、動物のふん尿 8.7%となっている。

再生利用量は年間 4.8 百万 t であり、構成比はがれき類 45.1%、動物のふん尿 20.6%、汚泥 8.9%となっている。

また、最終処分量は年間 68 万 t であり、構成比は汚泥 73.3%、ガラス陶磁器くず 8.5%、廃プラスチック類 4.2%となっている。

表 4.33 産業廃棄物の排出及び処理状況（平成 23 年度）

単位：千 t/年

種 類	排出量		再生利用量		最終処分量	
	排出量	構成比 (%)	利用量	構成比 (%)	処分量	構成比 (%)
燃え殻	45	0.4	157	3.2	23	3.4
汚泥	6,548	57.4	430	8.9	503	73.3
廃油	108	0.9	53	1.1	0	0.0
廃酸	29	0.3	6	0.1	—	0.0
廃アルカリ	43	0.4	1	0.0	0	0.0
廃プラスチック類	319	2.8	206	4.2	29	4.2
紙くず	73	0.6	22	0.5	1	0.1
木くず	264	2.3	244	5.0	4	0.6
繊維くず	3	0.0	3	0.1	1	0.1
動植物性残さ	112	1.0	96	2.0	4	0.6
動物系固形不要物	—	0.0	—	0.0	—	0.0
ゴムくず	0	0.0	0	0.0	0	0.0
金属くず	65	0.6	58	1.2	8	1.2
ガラス陶磁器くず	387	3.4	296	6.1	58	8.5
鉱さい	49	0.4	7	0.1	2	0.3
がれき類	2,220	19.5	2189	45.1	27	3.9
ばいじん	75	0.7	50	1.0	2	0.3
動物のふん尿	998	8.7	998	20.6	—	0.0
その他	75	0.7	38	0.8	24	3.5
合 計	11,413	100	4,854	100	686	100

注) 再生利用量及び最終処分量については、中間処理により変化した量を集計したものである。

資料) 「平成 24 年度 静岡県産業廃棄物実態調査報告書」(平成 25 年 3 月 静岡県)

4.2.10 文化財等

(1) 指定文化財及び登録文化財

事業予定地周辺の指定文化財及び登録文化財の状況を表 4.34 及び表 4.35 に、その分布状況を図 4.29 に示す。

事業予定地の 2 km 圏内には、指定文化財 22 件、登録文化財 1 件が分布しているが、事業予定地には指定文化財及び登録文化財は分布していない。

表 4.34 事業予定地周辺の指定文化財の状況

No.	指定	種別		名称	員数	所在地
1	市	有形文化財	建造物	長屋門	1	岡部町子持坂 244
2	市	有形文化財	絵画	木喰上人恵比寿大黒天画像	1	岡部町内谷 100
3	市	有形文化財	彫刻	木喰上人作毘沙門天	1	高田 424
4	市	有形文化財	彫刻	聖徳太子像	1	岡部町内谷 362
5	市	有形文化財	彫刻	准胝観音像	1	岡部町内谷 362
6	市	有形文化財	彫刻	西行像	1	岡部町岡部 663
7	市	有形文化財	彫刻	五智如来像	5	岡部町内谷 29
8	市	有形文化財	彫刻	不動尊像	1	岡部町岡部 663
9	市	有形文化財	工芸	山内家雛人形「御殿飾」	1	岡部町岡部(岡部支所)
10	市	有形文化財	書跡	木喰上人託宣書画	4	岡部町内谷 192
11	市	有形文化財	書跡	木喰上人短歌書軸	1	岡部町子持坂 86
12	市	有形文化財	古文書	岡部宿本陣仁藤文書	17	岡部町岡部(岡部支所)
13	市	有形文化財	歴史資料	高札	1	岡部町岡部(岡部支所)
14	市	有形文化財	歴史資料	岡部長慎奉納絵馬	1	岡部町岡部(岡部支所)
15	市	有形文化財	歴史資料	関札	1	岡部町岡部(岡部支所)
16	市	民俗文化財	無形民俗	カミコロバシ	1	岡部町岡部
17	市	史・名・天	史跡	岡部氏墓	1	岡部町子持坂
18	市	史・名・天	史跡	岡部宿本陣址	1	岡部町岡部
19	市	史・名・天	史跡	入野古墳	1	岡部町入野
20	市	史・名・天	史跡	朝日山城跡	1	仮宿 2 外
21	市	史・名・天	史跡	旧東海道の松並木	1	岡部町内谷
22	市	史・名・天	天然記念物	かや	1	岡部町子持坂 268

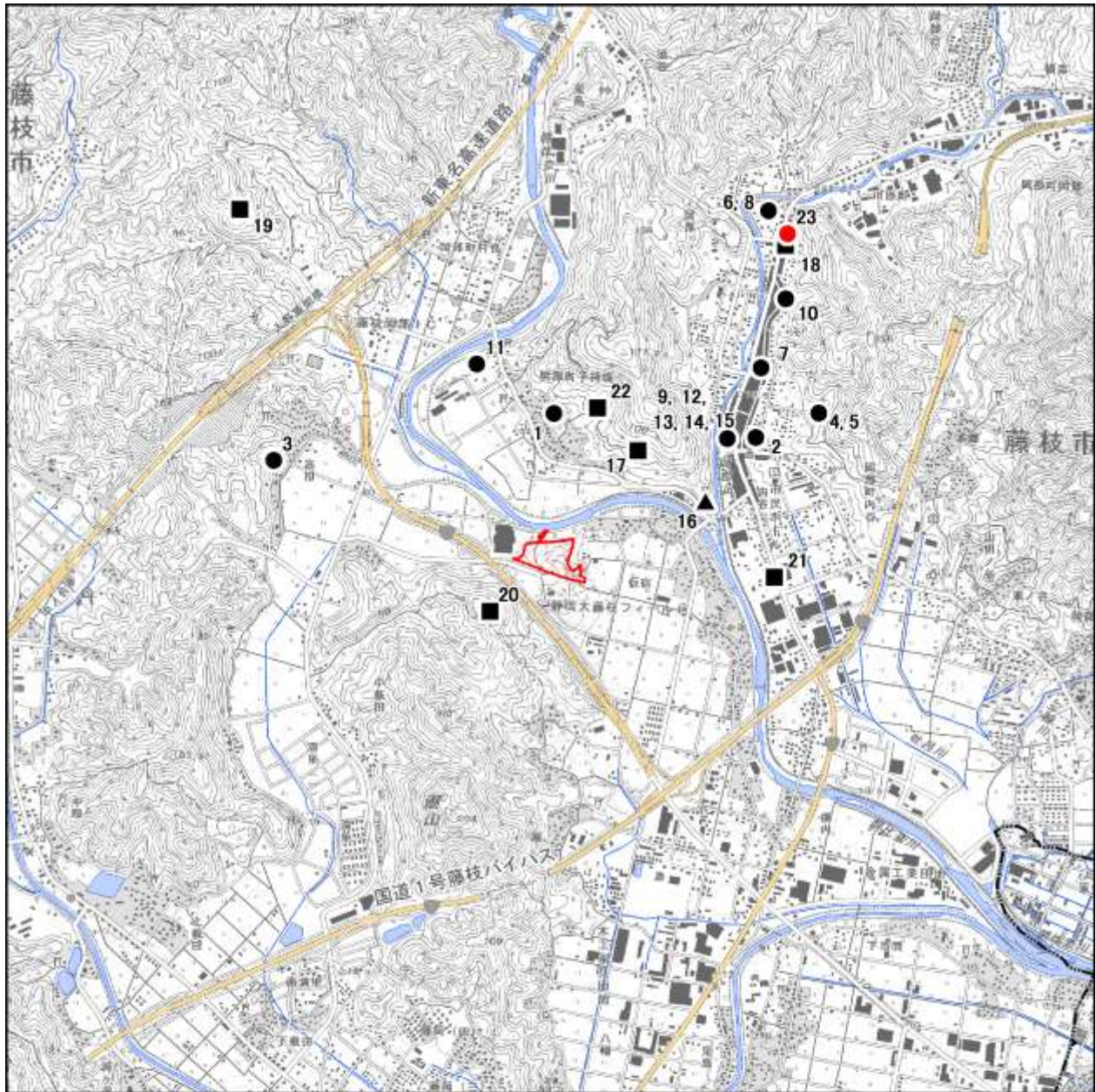
注) 表中の「史・名・天」は、史跡名勝天然記念物を示す。

資料) 「藤枝の教育 2012 年度」(藤枝市教育委員会)

表 4.35 事業予定地周辺の登録文化財の状況

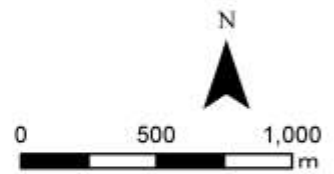
No.	登録	種別		名称	員数	所在地
23	国	登録有形文化財	建造物	大旅籠柏屋	1	岡部町岡部 818

資料) 「藤枝の教育 2012 年度」(藤枝市教育委員会)



【凡例】

- 事業予定地
- 国登録有形文化財
- 市指定有形文化財
- ▲ 市指定民俗文化財
- 市指定史跡・天然記念物



※調査対象範囲である事業予定地の半径 2km 圏内にあるものを記載した。

図 4.29 指定文化財及び登録文化財の分布状況

(2) 埋蔵文化財

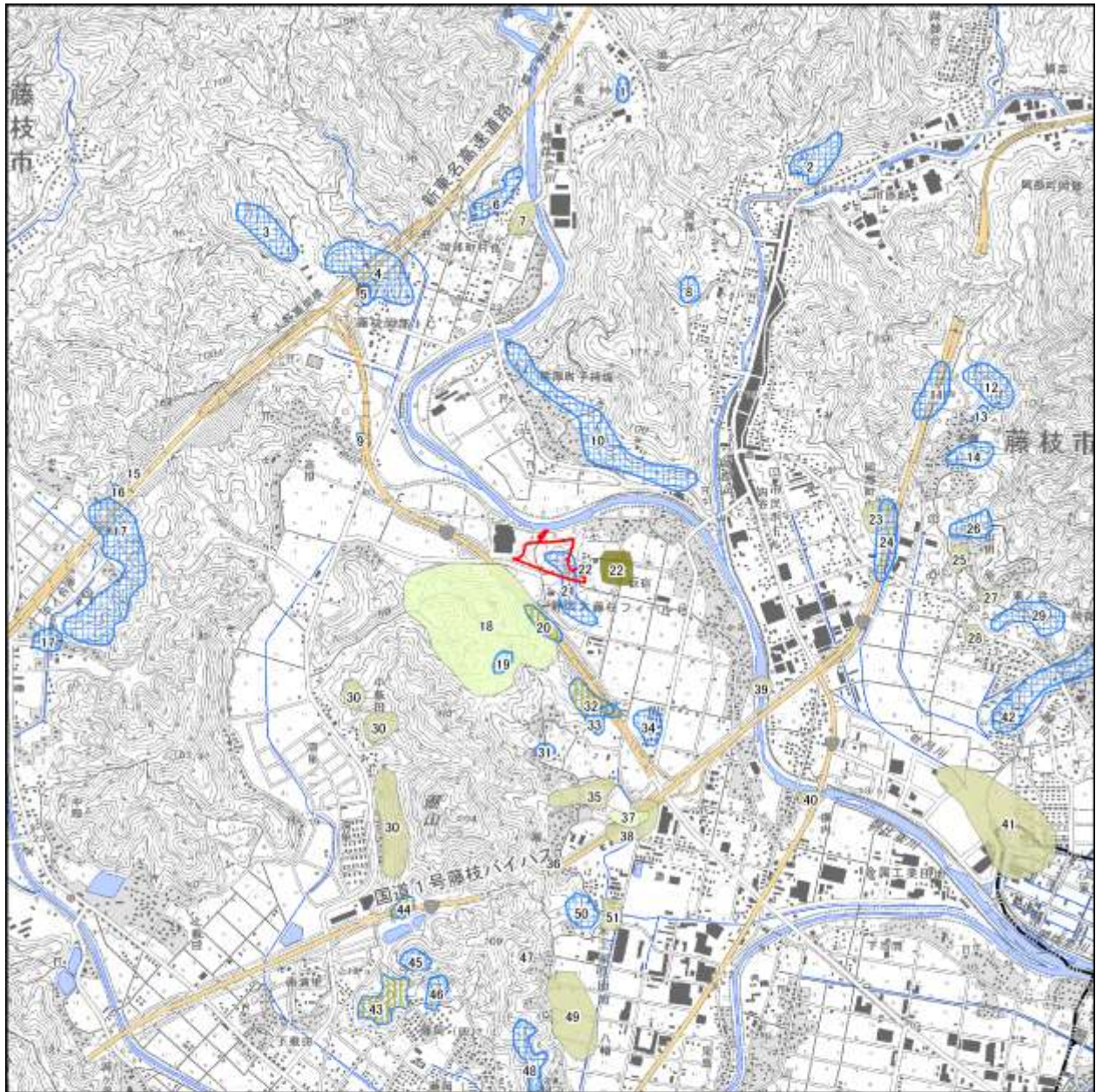
事業予定地周辺の埋蔵文化財の分布状況を表 4.36 及び図 4.30 示す。

事業予定地の 2km 圏内には、埋蔵文化財包蔵地 51 件が分布しており、事業予定地にも調査が完了している古墳群「仮宿山崎」が分布している。

表 4.36 事業予定地周辺の埋蔵文化財

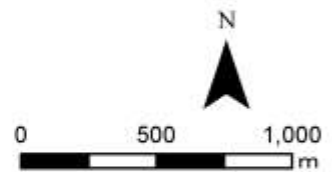
No.	埋蔵文化財包蔵地名	遺跡種類	所在地	No.	埋蔵文化財包蔵地名	遺跡種類	所在地
1	兎島	古墳群	岡部町桂島兎島	26	山田	古墳群	岡部町内谷山田ノ谷
2	新地ヶ段	古墳群	岡部町岡部新地ヶ段	27	東ノ谷	遺跡	岡部町内谷東ノ谷
3	入野西	古墳群	岡部町入野	28	桜本	遺跡	岡部町内谷桜本
4	入野東	古墳群	岡部町入野高岸	29	桐ヶ谷	古墳群	岡部町三輪桐ヶ谷
5	入野高岸	古窯	岡部町入野字高岸	30	中藪田	遺跡	中藪田
6	薬師堂	古墳群	岡部町村良薬師堂	31	塩尻	古墳群	仮宿字塩尻
7	村良	遺跡	岡部町村良相ノ田	32	仮宿沢渡	遺跡・古墳群	仮宿字沢渡
8	永源山	古墳群	岡部町岡部字永源山	33	大島	古墳群	潮字大島
9	高田観音前	遺跡・古墳群	高田字観音前	34	中ノ坪	古墳群	仮宿字中ノ坪
10	子持坂	古墳群	岡部町子持坂	35	潮	遺跡	潮字宮ノ前
11	本郷Ⅰ	古墳群	岡部町内谷姥ヶ谷	36	谷田	城跡	潮字谷田
12	本郷Ⅱ	古墳群	岡部町内谷立石	37	潮	城跡	潮字城山
13	立石	古墳群	岡部町内谷	38	宮塚	遺跡	潮字宮塚
14	本郷Ⅲ	古墳群	岡部町内谷聖銅戸	39	評定	遺跡	横内字評定
15	中ノ合イセ山	遺跡	中ノ合字イセ山、高田字市場ヶ谷	40	横内	遺跡	横内字大坪
				41	清水	遺跡	岡部町三輪
16	中ノ合イセ山	古墳群	中ノ合字イセ山	42	向原	古墳群	岡部町三輪向原
17	中ノ合	遺跡	中ノ合字カンバ川	43	下藪田山崎	遺跡・古墳群	下藪田字山崎
18	朝日山城	城跡	仮宿字堤ノ坪	44	三ツ池	遺跡・古墳群	下藪田字蔵羽沢
19	樽ヶ谷	古墳群	仮宿字樽ヶ谷	45	倉沢	古墳群	下藪田字蔵羽沢
20	仮宿堤ノ坪	遺跡・古墳	仮宿字堤ノ坪	46	下藪田大谷	古墳群	下藪田字大谷
21	仮宿山崎	古墳群	仮宿字白泉	47	八幡大谷	遺跡	八幡字大谷
22	仮宿館	城館	仮宿字一丁田	48	青山	古墳群	八幡字青山
23	上原	遺跡	岡部町内谷坂口	49	松下	遺跡	鬼島字松下
24	本郷Ⅳ	古墳群	岡部町内谷坂口	50	場知郷	古墳群	八幡字場知郷
25	丈丸	遺跡	岡部町内谷丈丸	51	根添	遺跡	潮字根添

資料)「GIS 静岡県統合基盤地理情報システム」(静岡県)



【凡例】

- | | |
|---|--|
|  事業予定地 |  古墳群 |
|  遺跡 |  遺跡・古墳群 |
|  古案 |  城跡 |
|  城館 | |



※調査対象範囲である事業予定地の半径 2km 圏内にあるものを記載した。

図 4.30 埋蔵文化財の分布状況

4.2.11 開発計画等の策定状況

(1) 藤枝市環境基本計画

藤枝市は、藤枝市環境基本条例（平成13年3月28日、条例第11号）に基づき、「藤枝市環境基本計画～“もったいない”推進プラン～」を平成23年3月に策定した。

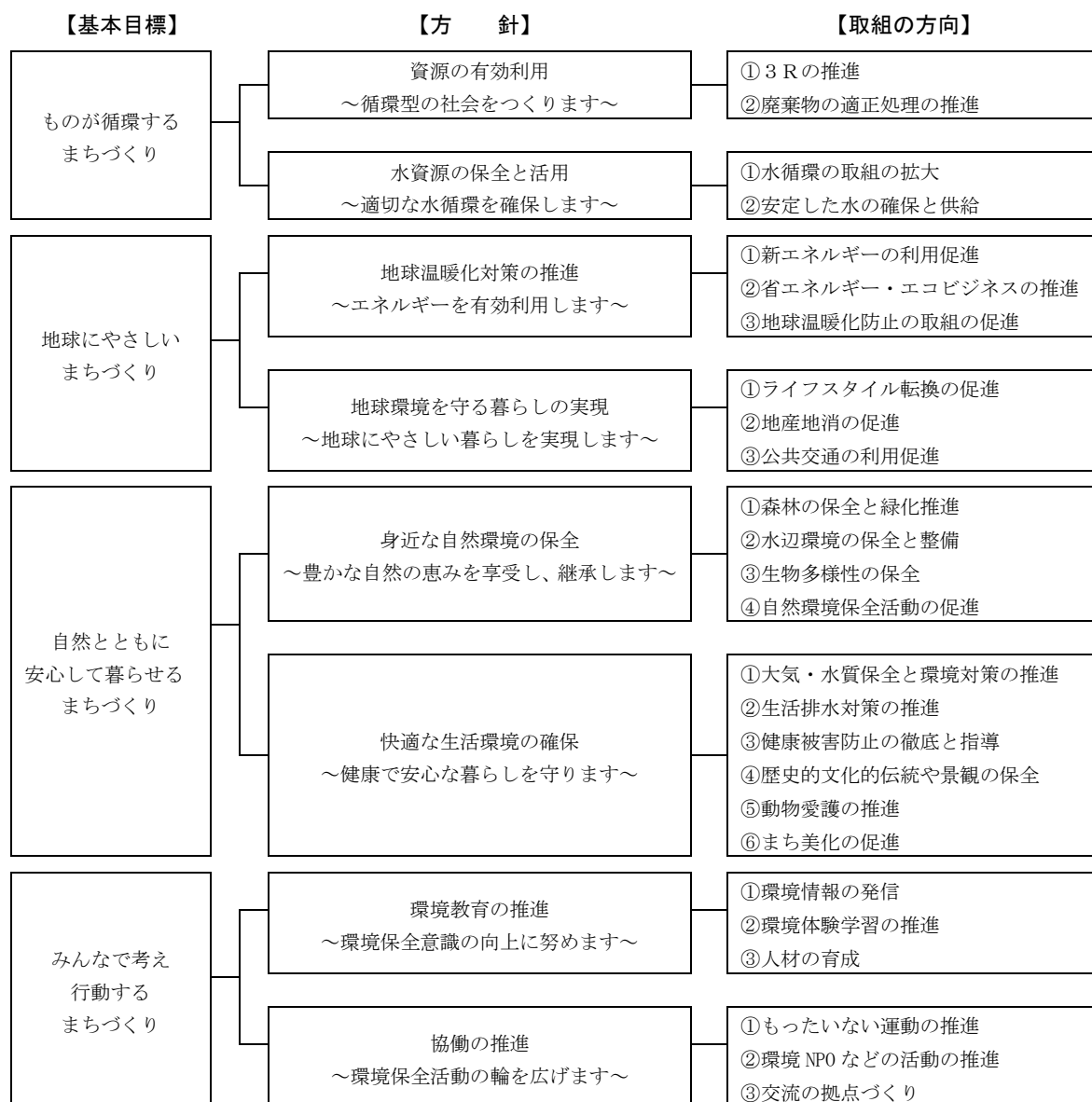
本計画は、自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するものである。

本計画の体系を表4.37及び図4.31に示す。

表 4.37 藤枝市環境基本計画の体系

項目	内容
目指す環境像	“もったいない”を实践する環境行動都市・ふじえだ
基本理念	1. 無駄のない暮らしの実現 2. 低炭素社会の実現 3. 地球市民としての行動

資料)「藤枝市環境基本計画」(平成23年3月 藤枝市)



資料)「藤枝市環境基本計画」(平成23年3月 藤枝市)

図 4.31 藤枝市環境基本計画の体系

(2) 一般廃棄物処理基本計画

藤枝市、焼津市及び志太広域事務組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく一般廃棄物処理基本計画を、平成24年3月に策定した。

本計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間とし、「大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直し、天然資源の保全や環境負荷を低減する『循環型社会』の形成を目指した適正な一般廃棄物の処理、処分」の実現を目指している。

基本的な方針を表4.38に示す。

表 4.38 ごみ処理に関する基本方針

基本方針	基本方針に基づく主な施策
I 3Rの推進	1 リデュース（発生抑制）の促進 2 リユース（再使用）の促進 3 リサイクル（再生利用）の促進
II 環境学習・啓発の推進	4 社会的コスト負担のあり方の検討 5 環境学習・広報啓発の推進
III 住民・事業者・行政の役割分担と協働の推進	6 事業系ごみの排出削減・指導の徹底 7 収集サービスの向上
IV 安心安全で環境にやさしいごみ処理の推進	8 安心安全の処理体制 9 きれいなまちづくり 10 災害時のごみ対策

資料)「一般廃棄物処理基本計画」(平成24年3月 藤枝市・焼津市・志太広域事務組合)

(3) 藤枝市都市計画マスタープラン

藤枝市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月策定）では、都市計画法第 18 条の 2 に規定され、第 5 次藤枝市総合計画に掲げる将来都市像に関して、都市整備の分野から長期的な都市づくりのデザインを基本的な方針として掲げた。

本計画は、平成 22 年を基準年、平成 42 年を目標年として、藤枝市全域に係る「全体構想」と、地域の特性に応じた「地域別構想」を示している。

全体構想における都市づくりの基本理念と目標を表 4.39 に示す。

表 4.39 全体構想における都市づくりの基本理念と目標

都市づくりの基本理念	都市づくりの目標
活力あふれ未来に誇れる 元気な都市ふじえだ	目標 1 ひと・もの・情報が交流・連携する志太榛原地域の中核都市
	目標 2 誰もが安全で安心して暮らせる都市
	目標 3 地球にやさしい都市
	目標 4 歴史・文化が感じられる緑豊かな都市
	目標 5 市民・事業者・行政などが協働する都市

また、都市づくりの基本理念に基づき、都市づくりの目標を実現するための「ゾーン区分」、「拠点」、「軸」、「緑と水」の 4 つの要素を位置づけ、そのあり方を示している。

事業予定地周辺における 4 つの要素を表 4.40 に示す。

表 4.40 要素の指定状況

要 素		内 容
ゾーン区分	新産業地ゾーン	事業予定地西側の道路周辺
拠点	地域拠点	藤枝市役所岡部支所
	文化・ 観光レクリエーション交流拠点	大旅籠柏屋
	地域商業拠点	県道 208 号藤枝静岡線
軸	東西交流連携軸	事業予定地西側の道路
緑と水	緑と水の核	トイ川緑地、おかべ巨石の森公園
	緑のネットワーク	朝比奈川両岸
	水のネットワーク	朝比奈川

さらに、本計画では藤枝市全域を 10 地区に分類し、地区の特性や課題を踏まえた地区構想を示している。事業予定地周辺は、広幡地区及び葉梨地区に属しており、岡部地区にも近い位置にある。

広幡地区、葉梨地区及び岡部地区の地区づくりの目標等を表 4.41 に示す。

表 4.41 地区構想の概要

地 区	地区づくりの目標	地区づくりの基本的考え方
広幡地区	すみつづけたいくなる こちよいまち・広幡	①豊かな川と緑に囲まれた地区づくり ②誰もが安全で安心して暮らせる地区づくり ③快適な住環境が整った地区づくり ④バランスのとれた元気な地区づくり ⑤生き生きとした人を育む地区づくり
葉梨地区	恵まれた自然環境を 大切にしたい 多世代が住みやすいまち・葉梨	①故郷の自然と共生する地区づくり ②多くの人を訪れる地区づくり ③住み良い基盤のある地区づくり ④子どもからお年寄りまでが安心して暮らせる地区づくり
岡部地区	緑と水と歴史・文化の薫る 安全・安心できる環境を みんながつくるまち・岡部	①美しい緑と水と歴史・文化が残された地区づくり ②住みよく活力ある地区づくり ③安全・安心できる地区づくり ④皆が助け合う仲の良いコミュニティがある地区づくり

以下、都市計画マスタープランにおける要素の概要を図 4.32 に、各地区の地区構想を図 4.33～図 4.35 に示す。



図 4.32 都市計画マスタープランにおける要素の概要

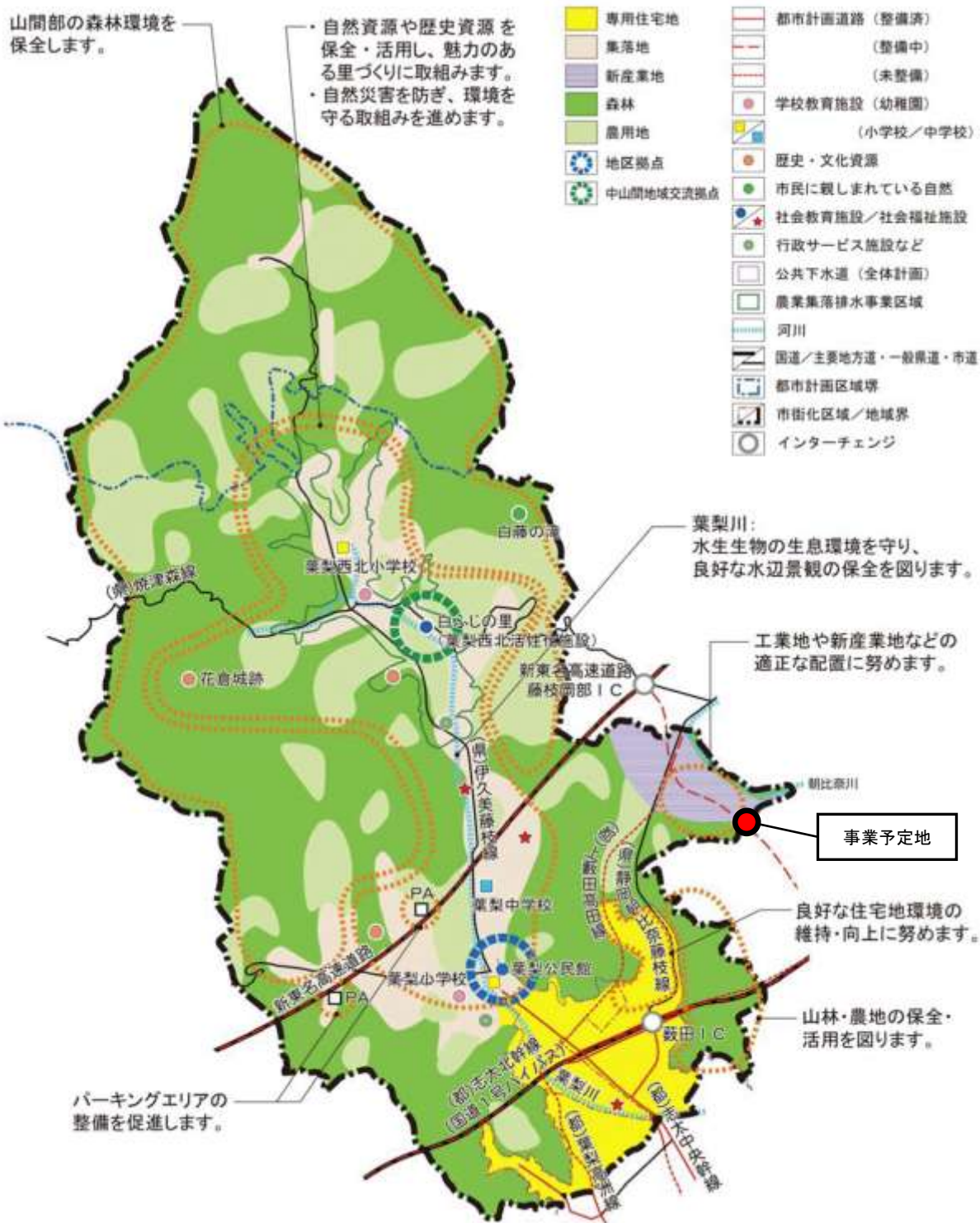


図 4.34 地区構想のイメージ (葉梨地区)



図 4.35 地区構想のイメージ（岡部地区）

4.3 環境法令等

4.3.1 環境関係法令による指定及び規制等

本事業計画に係る主な環境関係法令等を表 4.42 に示す。

表 4.42(1) 主な環境関係法令等一覧—その 1

分類	関係法令等（公布日）	主な指定・規制の内容	指定及び規制	
公害防止	大気汚染	環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）	・大気汚染に係る環境基準	○
		大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）	・ばい煙等の排出規制等 ・粉じんに関する自動車排ガスに係る許容限度等	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号）	・特定地域の指定	—
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）	・ダイオキシン類の環境基準、排出基準	○
		静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・ばい煙の排出の規制 ・粉じんに関する規制	○
		今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）（平成 15 年中環審 143 号）	・有害大気汚染物質の指針	○
	騒音	環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）	・騒音に係る環境基準	○
		騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）	・特定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制 ・自動車騒音に係る許容限度等	○
		静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・特定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制等	○
	振動	振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）	・特定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制 ・道路交通振動に係る要請等	○
		静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・特定工場等に関する規制 ・特定建設作業に関する規制等	○
	悪臭	悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）	・悪臭原因物質の排出規制	○
		静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・特定施設等に対する悪臭規制	—
	水質汚濁	環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）	・水質の汚濁に係る環境基準	○
		水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）	・公共用水域への排水規制 ・排水の地下浸透の規制	○
		ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）	・ダイオキシン類の環境基準、排出基準	○
		静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）	・公共用水域への排水規制 ・排水の地下浸透の規制	○
		水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準に関する条例（昭和 47 年 7 月 11 日条例第 27 号）	・特定事業場への上乘せ排出基準	○
		下水道法施行令（昭和 34 年 4 月 22 日政令第 147 号） 藤枝市下水道条例（昭和 60 年 6 月 27 日条例第 19 号）	・下水道への排水控除基準	—
	土壌汚染	環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）	・土壌の汚染に係る環境基準	○
		土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）	・区域の指定	—
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号）		・農用地土壌汚染対策の地域の指定	—	
ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）		・ダイオキシン類の環境基準	○	
静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号）		・農用地の土壌汚染の防止等	—	
地盤沈下	静岡県地下水の採取に関する条例（昭和 52 年 8 月 1 日条例第 25 号）	・地下水の取水基準	○	
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）	・事業者の責務及び適切な処理等	○	

注) 表中の「○」は、本事業計画に対して、環境関係法令等の指定及び規制を受けるものを示す。

表 4.42(2) 主な環境関係法令等—その2

分類	関係法令等（公布日）	主な指定・規制の内容	指定 又は 規制
自然環境 保全	自然環境保全法（昭和47年6月22日法律第85号）	・自然環境保全地域の指定	—
	静岡県自然環境保全条例（昭和48年3月23日条例第9号）	・自然環境保全地域の指定	—
	自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）	・国立公園、国定公園区域の指定	—
	静岡県立自然公園条例（昭和36年10月4日条例第53号）	・県立自然公園区域の指定	—
	都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）	・風致地区の指定	—
	静岡県風致地区条例（昭和45年3月20日条例第21号）	・風致地区の指定	—
	森林法（昭和26年6月26日法律第249号）	・森林計画対象民有林、保安林の指定	○
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）	・鳥獣保護区等の指定等	—
	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）	・希少野生動植物種及び生息地等保護区の指定	—
	静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年8月6日条例第37号）	・指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定	—
文化財	文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）	・国の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	○
	静岡県文化財保護条例（昭和36年3月28日条例第23号）	・県の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	○
	藤枝市文化財保護条例（昭和52年3月31日条例第9号）	・市の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	○
防災	砂防法（明治30年3月30日法律第30号）	・砂防指定地の指定	—
	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）	・地すべり防止区域の指定	—
	住宅造成等規制法（昭和36年11月7日法律第191号）	・住宅造成工事規制区域の指定	—
	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）	・急傾斜地崩壊危険地区の指定	—
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）	・土砂災害警戒区域の指定	—
その他	土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）	・形質変更	○
	都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）	・都市計画区域の指定	○

注) 表中の「○」は、本事業計画に対して、環境関係法令等の指定及び規制を受けるものを示す。

(1) 大気汚染

ア 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」として、表 4.43 に示すとおり定められている。

また、大気汚染に係る環境基準の評価方法を表 4.44 に示す。

表 4.43 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。（S48.5.16 告示）
一酸化炭素（CO）	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。（S48.5.8 告示）
浮遊粒子状物質（SPM）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。（S48.5.8 告示）
二酸化窒素（NO ₂ ）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11 告示）
光化学オキシダント（O _x ）	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。（S48.5.8 告示）
ダイオキシン類（DXNs）	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。（H11.12.27 告示）
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。（H21.9.9 告示）
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4 告示）
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。（H13.4.20 告示）
備 考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 6. ダイオキシンの基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 7. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

資料) 昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号、平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号、平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号

表 4.44 大気の汚染に係る環境基準の評価方法

評価項目	評価方法	
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価	日平均値の2%除外値(年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したもの)が0.04ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	長期的評価	日平均値の2%除外値(年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したもの)が10ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的評価	日平均値の2%除外値(年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したもの)が0.1mg/m ³ を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.1mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	長期的評価	日平均値の年間98%値(年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの)が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	短期的評価	昼間(5時~20時)の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であること。
ダイオキシン類 (DXNs)	長期的評価	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	長期的評価	1年平均値が長期基準の15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98%が短期基準の35μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	長期的評価	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	長期的評価	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	長期的評価	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	長期的評価	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

資料) 昭和48年6月12日環大企第143号環境庁大気保全局長通知、昭和53年7月17日環大企第262号環境庁大気保全局長通知、平成12年1月12日環企企11号・環保安6号・環大企11号・環大規5号・環水企14号・環水管1号・環水規5号・環水土7号環境庁企画調整局長・大気保全局長・水質保全局長通知、平成13年6月12日環管総182号環境省環境管理局长通知、平成21年9月9日環水大総発第090909001号環境省水・大気環境局長通知

イ 排出基準

大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場など）から排出、または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出規制を行っている。

本事業計画は、同法のばい煙発生施設に該当し、廃棄物焼却炉の排出基準は表 4.45 に示すとおりである。

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を排出する施設を特定施設と呼び、特定施設の種類・規模ごとにダイオキシン類の排出規制を行っている。

本事業計画は、同法の特定施設に該当し、廃棄物焼却炉の規制基準は表 4.46 に示すとおりである。

また、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、次の6種類の施設をばい煙の発生が見込まれる施設として指定している。

- ① 硫黄燃焼施設（パルプ、紙の製造業）
- ② アルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉及び溶解めっき施設
- ③ 溶射施設、溶解めっき施設（鉛又は鉛合金用）
- ④ 反応施設（ふっ化炭化水素、ふっ化系合成樹脂用）
- ⑤ 湯煮施設（食料品、飲料製造用）
- ⑥ 漂白施設（塩素又は塩素ガス使用のもの）

表 4.45 ばい煙発生施設の排出基準（廃棄物焼却炉 抜粋）

物質	ばい煙発生施設	排出基準	
硫黄酸化物	政令で定める地域ごとに設定されるK値を一定の算式に代入して、ばい煙発生施設の排出口の高さに応じて算出される1時間当たりの硫黄酸化物の排出量として定められている。（K値規制方式と呼ばれるものでK値が小さいほど規制が厳しい。） $q = K \times 10^{-3} H e^2$ q：硫黄酸化物の量(Nm ³ /h) K：K値（地域別に定める定数） He：補正された排出口の高さ	藤枝市 K値：17.5	
窒素酸化物	①浮遊回転燃焼方式 （連続炉に限る）	最大排ガス量：4万m ³ N/h以上	450ppm
		最大排ガス量：4万m ³ N/h未満	450ppm
	②特殊廃棄物焼却炉 （連続炉に限る）	最大排ガス量：4万m ³ N/h以上	250ppm
		最大排ガス量：4万m ³ N/h未満	700ppm
③廃棄物焼却炉 （連続炉①、②以外）	最大排ガス量：4万m ³ N/h以上	250ppm	
	最大排ガス量：4万m ³ N/h未満	250ppm	
	④廃棄物焼却炉（連続炉以外）	最大排ガス量：4万m ³ N/h以上	250ppm
ばいじん	廃棄物焼却炉（新設）	処理能力：4t/h以上	0.04g/Nm ³
		処理能力：2t/h以上4t/h未満	0.08g/Nm ³
		処理能力：2t/h未満	0.15g/Nm ³
塩化水素	廃棄物焼却炉	700g/Nm ³	

注）対象となる施設は、火格子面積2m²以上又は焼却能力200kg/h以上である。

資料）昭和46年6月22日厚・通令第1号

表 4.46 ダイオキシン類の排ガス排出基準（廃棄物焼却炉 抜粋）

施設名	施設の種類	新設施設の排出基準
廃棄物焼却炉（新設）	処理能力：4t/h 以上	0.1ng-TEQ/Nm ³
	処理能力：2t/h 以上 4t/h 未満	1ng-TEQ/Nm ³
	処理能力：2t/h 未満	5ng-TEQ/Nm ³

注) 対象となる施設は、火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上である。

資料) 平成 11 年 12 月 27 日政令第 433 号

ウ その他の指針等

大気汚染に係る環境基準の他に、表 4.47 に示す指針値等が示されている。

なお、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」によれば、指針値は、「環境目標値の一つとして、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」と定義されている。

表 4.47 その他の指針値等

物質	指針値等	根拠
非メタン炭化水素	午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲以下	①
塩化水素	目標環境濃度 0.02ppm 以下	②
アクリロニトリル	年平均値 2 μ g/m ³ 以下	③
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 μ g/m ³ 以下	
水銀	年平均値 0.04 μ gHg/m ³ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 0.025 μ gNi/m ³ 以下	
クロロホルム	年平均値 18 μ g/m ³ 以下	④
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6 μ g/m ³ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 2.5 μ g/m ³ 以下	
砒素及び無機砒素化合物	年平均値 0.006 μ gAs/m ³ 以下	⑤

資料) 表中の根拠は以下に示す。

- ①：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」（昭和 51 年 8 月 13 日環大企 220 号環境庁大気保全局長通知）
- ②：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和 52 年 6 月 16 日環大規第 136 号環境庁大気保全局長通達）
- ③：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成 15 年 7 月 31 日中環審第 143 号）
- ④：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（平成 18 年 11 月 8 日中環審）
- ⑤：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（平成 22 年 10 月 15 日中環審）

(2) 騒音

ア 環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」として、表 4.48 に示すとおり定められている。

事業予定地は、都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されており、騒音に係る環境基準の地域類型B類型である。

表 4.48 騒音に係る環境基準

<道路に面する地域以外の地域（一般地域）>

地域の類型	類型当てはめ地域 (藤枝市)	基準値	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	—	50 dB 以下	40 dB 以下
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	55 dB 以下	45 dB 以下
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域	55 dB 以下	45 dB 以下
C	第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	60 dB 以下	50 dB 以下

<道路に面する地域>

地域の区分	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下

但し、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準の欄に掲げるとおりとする。

<特例>

基準値	
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
70 dB 以下	65 dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

注)1. 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注)2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）を示す。

注)3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

資料) 平成10年9月30日環境庁告示第64号、平成24年3月30日藤枝市告示第70号及び第71号

イ 規制基準

騒音規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、建設工事の作業のうち、著しい騒音を発生させる作業を特定建設作業と呼び、騒音の大きさ、作業時間、作業期間等を規制の対象としている。

また、著しい騒音が発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を「特定工場等」と呼ぶとともに、著しい騒音を発生する作業（特定作業）を行う工場・事業場を「特定作業工場等」と呼び、騒音の大きさを規制の対象としている。

騒音規制法では、自動車騒音が環境省の定める限度値を超え、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、関係市町村長は県公安委員会に対して道路交通法による規制措置をとるよう要請することができるものとして、自動車騒音の限度（要請限度）を定めている。

(7) 特定建設作業

騒音規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく、特定建設作業を表 4.49 に、また、規制基準を表 4.50 に示す。

事業予定地は、都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されており、騒音規制法に基づく区域区分として一号区域が適用される。

表 4.49 特定建設作業の種類

作業の種類	騒音規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
くい打機（もんけんを除く。）を使用する作業	アースオーガーと併用する作業を除く	
くい抜機を使用する作業	すべて	
くい打くい抜機を使用する作業	圧入式を除く	
びょう打機を使用する作業	すべて	
さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m をこえない作業	
空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	電動機以外の原動機を用いるもので原動機定格出力が 15kW 以上	
コンクリートプラントを設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。	
アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。	
バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上	
トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上	
ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上	

資料) 昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号、平成 11 年 03 月 12 日静岡県規則第 9 号

表 4.50 特定建設作業に伴い発生する騒音の規制基準

項目	区域	規制基準	適用除外
騒音の大きさ	一号区域	特定建設作業の場所の敷地の境界線において 85dB を超えないこと。	—
	二号区域		
作業ができない時間	一号区域	午後 7 時～翌日の午前 7 時	①、②、③、④、⑤
	二号区域	午後 10 時～翌日の午前 6 時	
1 日の作業時間	一号区域	10 時間以内	①、②
	二号区域	14 時間以内	
同一場所における作業時間	一号区域	連続して 6 日以内	①、②
	二号区域		
日曜・休日における作業	一号区域	禁止	①、②、③、④、⑤、⑥
	二号区域		
<p>備考</p> <p>【藤枝市】</p> <p>一号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校・病院等の施設の周囲おおむね 80m の区域</p> <p>二号区域：工業地域のうち一号区域以外の区域</p>			

注) 表中の適用除外は、下記の事項に該当する場合において規制基準を適用しないことを示す。

- ① 災害その他非常の事態の発生により、作業を緊急に行う必要がある場合。
- ② 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、作業を行う必要がある場合。
- ③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、夜間において作業を行う必要がある場合。
- ④ 道路法第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に作業を夜間に行うべきとの条件ある場合。また、同法第 35 条の規定に基づく協議において、作業を夜間に行うべきと同意された場合。
- ⑤ 道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に作業を夜間に行う条件が付された場合。また、同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において作業を夜間に行う場合。
- ⑥ 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号に規定する変電所の変更の工事として行う作業であって、近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、作業従事者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、日曜日その他の休日に行う必要がある場合。

資料) 昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示 1 号、平成 24 年 3 月 30 日藤枝市告示第 71 号

(イ) 特定施設等

騒音規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく、特定施設を表 4.51 に、特定作業の種類を表 4.52 に示す。また、特定工場等の規制基準を表 4.53 に示す。

事業予定地は、都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されており、騒音規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく区域区分として第 2 種区域が適用される。

表 4.51 特定施設の種類

大分類	小分類	騒音規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	すべて
	製管機械	すべて	
	ベンディングマシン (ロール式)	原動機の定格出力 3.75kW 以上	
	液圧プレス	矯正プレスを除く	
	機械プレス	呼び加圧能力 294kN 以上	呼び加圧能力 49kN 以上
	せん断機	原動機の定格出力 3.75kW 以上	
	鍛造機	すべて	
	ワイヤフォーミングマシン	すべて	
	ブラスト	タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く	
	タンブラ	すべて	
	旋盤	(規制対象外)	すべて
	ボール盤		
	平削り盤		
	型削り盤		
	切断機	といしを用いるものに限る	高速切断機
研摩機	(規制対象外)	工具用研摩機を除く	
空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力 7.5kW 以上	原動機の定格出力 3.75kW 以上	
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力 7.5kW 以上		
織機	織機	原動機を用いるものに限る	
	紡績機械	(規制対象外)	すべて
	撚糸機		
	製紐機		
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上	すべて
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上	
穀物用製粉機(ロール式)	原動機の定格出力 7.5kW 以上	原動機の定格出力 3.75kW 以上	
木材加工機械	ドラムパーカー	すべて	すべて
	チップパー	原動機の定格出力 2.25kW 以上	
	碎木機	すべて	
	帯のこ盤	製材用…原動機の定格出力 15kW 以上	
	丸のこ盤	木工用…原動機の定格出力 2.25kW 以上	
	かんな盤	原動機の定格出力 2.25kW 以上	
製紙機械及び紙加工機械	抄紙機	すべて	すべて
	トレットペーパーリワインダー	(規制対象外)	
	コルゲートマシン		
	紙ひもより機		
印刷機械	原動機を用いるものに限る		
合成樹脂用射出成形機	すべて		
鋳造型機	ジョルト式のものに限る	すべて	
クーリングタワー	(規制対象外)	原動機の定格出力 0.75kW 以上	
集じん施設		すべて	
冷凍機 (圧縮機を用いるもの)		原動機の定格出力 3.75kW 以上	

資料) 昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号

表 4.52 特定作業の種類

作業の種類	騒音規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
厚さ 0.5mm 以上の材料を用いて行う板金又は製缶の作業	(規制対象外)	すべて
鉄骨又は橋りょうの組立ての作業		
鋼製船舶の建造又は修理の作業		

資料) 昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号

表 4.53 特定工場等の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6~8 時)	昼 間 (8~18 時)	夕 (18~22 時)	夜 間 (22~6 時)
第 1 種区域	45 dB	50 dB	45 dB	40 dB
第 2 種区域	50 dB	55 dB	50 dB	45 dB
第 3 種区域	60 dB	65 dB	60 dB	55 dB
第 4 種区域	65 dB	70 dB	65 dB	60 dB

備 考
【藤枝市】
 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
 第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域(別図に掲げる区域を除く。)、第 2 種住居地域(別図に掲げる区域を除く。)、準住居地域、市街化調整区域
 第 3 種区域：第 1 種住居地域(別図に掲げる区域に限る。)、第 2 種住居地域(別図に掲げる区域に限る。)、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
 第 4 種区域：工業地域、工業専用地域(静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則)

注)1. 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に存在する学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値とする。
 注)2. 第 1 種区域と第 3 種区域又は第 2 種区域と第 4 種区域がその境界線を接している場合における当該境界線から当該第 3 種区域及び第 4 種区域内へ 30 メートル以内の区域における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

資料) 昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号、平成 24 年 3 月 30 日藤枝市告示第 71 号

(ウ) 自動車騒音の限度

騒音規制法に基づく、自動車騒音の限度（要請限度）を表 4.54 に示す。

表 4.54 自動車騒音の限度（要請限度）

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
幹線交通を担う道路に近接する空間	75 dB	70 dB
<p>備 考</p> <p>個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 dB 以下、夜間にあつては 40 dB 以下）によることができる。</p> <p>【藤枝市】</p> <p>a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域</p> <p>b 区域：第 1 種住居地域（別図に掲げる区域を除く。）、第 2 種住居地域（別図に掲げる区域を除く。）、準住居地域、市街化調整区域</p> <p>c 区域：第 1 種住居地域（別図に掲げる区域に限る。）、第 2 種住居地域（別図に掲げる区域に限る。）、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域</p>		

注)1. 「車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注)2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）を示す。

注)3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

資料) 平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、平成 12 年 3 月 31 日静岡県告示第 307 号、平成 24 年 3 月 30 日藤枝市告示第 71 号

(3) 振 動

ア 規制基準

振動規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、建設工事の作業のうち、著しい振動を発生させる作業を「特定建設作業」と呼び、振動の大きさ、作業時間、作業期間等を規制の対象としている。

また、工場・事業場に設置される施設のうち、著しい振動が発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を「特定工場等」と呼び、振動の大きさを規制の対象としている。

振動規制法では、道路交通振動が環境省の定める限度値を超え、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、関係市町村長は道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、または県公安委員会に対して道路交通法の規定による規制措置をとるよう要請することができるものとして、道路交通振動の限度（要請限度）を定めている。

(7) 特定建設作業

振動規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業を表 4.55 に、規制基準を表 4.56 に示す。

事業予定地は、都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されており、振動規制法に基づく区域区分として一号区域が適用される。

表 4.55 特定建設作業の種類

作業の種類	振動規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く	
くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く	
くい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打機くい抜機を除く	
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	すべて	
舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m をこえない作業	
ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m をこえない作業	

資料) 昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号

表 4.56 特定建設作業に伴い発生する振動の規制基準

項目	区域	規制基準	適用除外
振動の大きさ	一号区域	特定建設作業の場所の敷地の境界線において 75dB を超えないこと。	—
	二号区域		
作業ができない時間	一号区域	午後 7 時～翌日の午前 7 時	①、②、③、④、⑤
	二号区域	午後 10 時～翌日の午前 6 時	
1 日の作業時間	一号区域	10 時間以内	①、②
	二号区域	14 時間以内	
同一場所における作業時間	一号区域	連続して 6 日以内	①、②
	二号区域		
日曜・休日における作業	一号区域	禁止	①、②、③、④、⑤、 ⑥
	二号区域		
<p>備考</p> <p>【藤枝市】</p> <p>一号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校・病院等の施設の周囲おおむね 80m の区域</p> <p>二号区域：工業地域のうち一号区域以外の区域</p>			

注) 表中の適用除外は、下記の事項に該当する場合において規制基準を適用しないことを示す。

- ① 災害その他非常の事態の発生により、作業を緊急に行う必要がある場合。
- ② 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、作業を行う必要がある場合。
- ③ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、夜間において作業を行う必要がある場合。
- ④ 道路法第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に作業を夜間に行うべきとの条件ある場合。また、同法第 35 条の規定に基づく協議において、作業を夜間に行うべきと同意された場合。
- ⑤ 道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に作業を夜間に行う条件が付された場合。また、同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において作業を夜間に行う場合。
- ⑥ 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号に規定する変電所の変更の工事として行う作業であって、近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、作業従事者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、日曜日その他の休日に行う必要がある場合。

資料) 昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、平成 24 年 3 月 30 日藤枝市告示第 71 号

(イ) 特定施設等

振動規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設を表 4.57 に、規制基準を表 4.58 に示す。

事業予定地は、都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されており、振動規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく区域区分として第 1 種区域の 2 が適用される。

表 4.57 特定施設の種類

大分類	小分類	振動規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く	振動規制法に同じ
	機械プレス	すべて	
	せん断機	原動機定格出力 1kW 以上	
	鍛造機	すべて	
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機定格出力 37.5kW 以上	
圧縮機		原動機定格出力 7.5kW 以上	
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機定格出力 7.5kW 以上	
織機		原動機を用いるもの	
コンクリート機械	コンクリートブロックマシン	原動機定格出力の合計が 2.95kW 以上	
	コンクリート管製造機械	原動機定格出力の合計が 10kW 以上	
	コンクリート柱製造機械		
木材加工機械	ドラムハンマー	すべて	
	チップパー	原動機定格出力 2.2kW 以上	
印刷機械		原動機定格出力 2.2kW 以上	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外)		原動機定格出力 30kW 以上	
合成樹脂用射出成形機		すべて	
鋳造型機（ジョルト式）		すべて	

資料) 昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号

表 4.58 特定工場等の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8~20 時)	夜間 (20~翌 8 時)
第 1 種区域の 1	60 dB	55 dB
第 1 種区域の 2	65 dB	55 dB
第 2 種区域の 1	70 dB	60 dB
第 2 種区域の 2	70 dB	65 dB
備考 【藤枝市】 第 1 種区域の 1：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種区域の 2：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域(別図に掲げる区域を除く。)、第 2 種住居地域(別図に掲げる区域を除く。)、準住居地域、市街化調整区域 第 2 種区域の 1：第 1 種住居地域(別図に掲げる区域に限る。)、第 2 種住居地域(別図に掲げる区域に限る。)、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 第 2 種区域の 2：工業地域、工業専用地域(静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則)		

注) 病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする

資料) 昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号、平成 24 年 3 月 30 日藤枝市告示第 71 号

(ウ) 道路交通振動の限度

振動規制法に基づく、道路交通振動の限度（要請限度）を表 4.59 に示す。

表 4.59 道路交通振動の限度（要請限度）

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8 時～20 時)	夜 間 (20 時～8 時)
第 1 種区域	65 dB	55 dB
第 2 種区域	70 dB	65 dB

備 考

【藤枝市】

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域(別図に掲げる区域を除く。)、第 2 種住居地域(別図に掲げる区域を除く。)、準住居地域、市街化調整区域

第 2 種区域：第 1 種住居地域(別図に掲げる区域に限る。)、第 2 種住居地域(別図に掲げる区域に限る。)、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

資料) 昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、平成 24 年 3 月 30 日藤枝市告示第 71 号

(4) 悪 臭

ア 規制基準

悪臭防止法では、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制するため、規制地域内のすべての工場・事業場を対象に規制基準を定めている。規制基準は、特定悪臭物質の濃度によって規制する場合と、臭気指数によって規制する場合の2通りがある。

藤枝市では、臭気指数による規制を行っており、その規制基準は表 4.60 に示すとおりである。事業予定地及びその周辺では同基準が適用される。

また、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、次の 10 種類を悪臭の発生が見込まれる施設（特定施設）として指定している。

- ① セロファン製膜施設
- ② アスファルト含滲紙又はコールタール含滲紙の製造の用に供する連続式含滲施設
- ③ パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設
- ④ 調味料の製造又は穀物の加工の用に供する乾燥施設
- ⑤ 合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設
- ⑥ 有機顔料の製造の用に供する反応施設
- ⑦ 木材チップの堆積場であって、面積が 1,000m² 以上のもの
- ⑧ 動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設
(1) 蒸煮施設 (2) 湯煮施設 (3) 真空濃縮施設 (4) 乾燥施設
- ⑨ 鶏舎であって面積が 400m² 以上のもの及び豚舎であって面積が 150m² 以上のもの
- ⑩ サイズの製造の用に供する反応施設

表 4.60 悪臭防止法に基づく規制基準（藤枝市）

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

市町村	規制方法	規制地域	規制基準
藤枝市	臭気指数	市内全域	15

資料) 昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号、平成 24 年 3 月 30 日藤枝市告示第 74 号

(5) 水質汚濁

ア 環境基準

水質に係る環境基準については、環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、表 4.61～表 4.64 に示すとおり定められている。

なお、人の健康の保護に関する環境基準、ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準は、すべての水域に適用され、地下水の水質汚濁に係る環境基準もすべての地下水に適用される。一方、生活環境の保全に関する環境基準は、各水域に対して類型が指定されており、類型指定ごとの基準が適用される。

事業予定地近傍では、準用河川の高田大溝川が未指定であり、朝比奈川（横内新橋より上流側）が河川A類型に指定されている。

表 4.61 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注)1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注)2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注)3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注)4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

資料) 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

表 4. 62(1) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

【河川】（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	-

注)1. 基準値は日間平均とする。

注)2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注)3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注)4. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

注)4. 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

注)4. 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注)5. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

注)5. 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

注)5. 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注)6. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

注)6. 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄化操作を行うもの

注)6. 工業用水3級：特殊の浄化操作を行うもの

注)7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

資料）昭和46年12月28日環境庁告示第59号

表 4. 62(2) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

【河川】（湖沼を除く）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水 生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄 に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼 稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注)基準値は、年間平均値とする。

資料）昭和46年12月28日環境庁告示第59号

表 4.63 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

- 注)1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 注)2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 注)3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 注)4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
 資料) 平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号

表 4.64 ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

- 注)1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
 注)2. 水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。
 資料) 平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号

イ 規制基準

水質汚濁防止法では、特定の要件を備える汚水、または廃液を排出する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を「特定事業場」と呼び、排水に対して規制を行っている。また、特定事業場または有害物質貯蔵指定施設を設置する工場・事業場においては、有害物質を含む水の地下への浸透について規制を行っている。

同法に定める排水基準は表 4.65 に示すとおりであり、本事業は一般廃棄物処理施設である焼却施設であるため、特定施設に該当する。

また、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、次の4種類の施設を水質の汚濁に係る特定施設として指定している。

- ① アスファルトプラントの廃ガス洗浄施設
- ② 非鉄金属製造業の用に供する次に掲げる施設
 - (1) 銅又は銅合金の用に供する圧延施設
 - (2) アルミニウム、アルミニウム合金、亜鉛又は亜鉛合金の用に供するダイカストマシン
- ③ ゴム製品製造業の用に供する混練施設
- ④ ニッケルめっきの用に供する電気めっき施設

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を排出する施設を「特定施設」と呼び、施設の種類・規模ごとにダイオキシン類の排出規制を行っている。

同法に定める廃棄物焼却炉の排水の基準は表 4.66 に示すとおりであり、本事業は特定施設に該当する。

しかし、本事業における焼却施設のプラント排水は、クローズドシステムの採用により、施設外への排水を行わない計画である。さらに、生活排水は合併処理浄化槽により処理した後、公共用水域に放流する計画であり、ダイオキシン類対策特別措置法で定める排水規制は適用されない。

なお、事業予定地は公共下水道の計画区域外であり、本事業の供用時においても下水道が設備される計画はない。

表 4.65(1) 一律排水基準（有害物質）

項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注)1. アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物はアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

注)2. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注)3. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

資料) 昭和46年6月21日総理府令第35号

表 4. 65 (2) 一律排水基準（有害物質以外の項目）

項目	基準値
水素イオン濃度（pH）	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）

- 注)1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 注)2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 注)3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 注)4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 注)5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 注)6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 注)7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

資料) 昭和46年6月21日総理府令第35号

表 4. 65 (3) 上乘せ排水基準（志太水域 抜粋）

項目及び許容限度	排水の区分		
		1日の平均排水量が 50立方メートル以上 2,000立方メートル未満	1日の平均排水量が 50立方メートル未満
生物化学的酸素要求量	日間平均	20mg/L	—
	最大	25mg/L	—
化学的酸素要求量	日間平均	20mg/L	—
	最大	25mg/L	—
浮遊物質	日間平均	40mg/L	—
	最大	50mg/L	—
ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂含有量）		—	—
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類含有量）		—	—
フェノール類含有量		—	—
銅含有量		1mg/L	3mg/L
亜鉛含有量		3mg/L	5mg/L
クロム含有量		—	2mg/L
大腸菌群数		—	—

資料) 昭和47年7月11日静岡県条例第27号

表 4. 65 (4) 特定地下浸透の基準

有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.001mg/L
シアン化合物	シアン 0.1mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メルピト及びEPNに限る)	0.1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.005mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.04mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	アルキル水銀 0.0005mg/L
PCB	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.002mg/L
四塩化炭素	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.004mg/L トランス体 0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/L
チウラム	0.0006mg/L
シマジン	0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.002mg/L
ベンゼン	0.001mg/L
セレン及びその化合物セレンとして	0.002mg/L
ほう素及びその化合物	0.2mg/L
ふっ素及びその化合物	0.2mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 mg/L 亜硝酸性窒素 0.2 mg/L 硝酸性窒素 0.2 mg/L
塩化ビニルモノマー	0.0002mg/L
1,4-ジオキサン	0.005mg/L

資料) 平成元年 8 月 21 日環境庁告示第 39 号

表 4. 66 廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類の排出水の排出基準

特定施設の種類の	排出基準
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5m ² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上) に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10pg-TEQ/L

資料) 平成 11 年 12 月 27 日政令第 433 号

(6) 地盤沈下

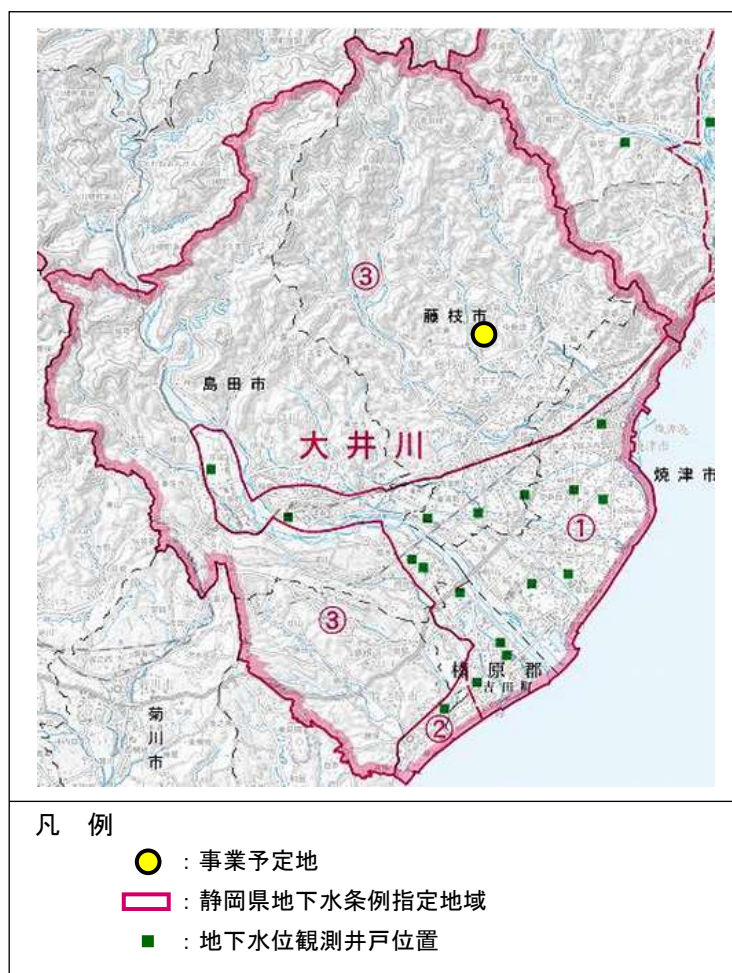
静岡県地下水の採取に関する条例では、図 4.36 に示す特定の区域内において、地下水の採取に伴う障害の防止等を図るため、地下水の採取について規制を行っている。

同条例に定める取水基準は表 4.67 に示すとおりであり、事業予定地及びその周辺は大井川適正化地域に該当する。

表 4.67 静岡県地下水の採取に関する条例に基づく取水基準

地域の名称	区域の区分	揚水設備の揚水機の吐出口の断面積 (m ²)	揚水設備により採取する地下水の量 (m ³ /分)	揚水設備のストレーナの位置 (地表面下 m)
大井川規制地域	①の区域	52 以下	0.70 以下	25 以深
	②の区域	52 以下	0.70 以下	—
大井川適正化地域	③の区域	52 以下	0.70 以下	—

資料) 昭和 54 年 8 月 1 日静岡県告示第 628 号



資料) 「静岡県地下水条例指定区域(大井川)」(静岡県ホームページ)

図 4.36 静岡県地下水条例指定区域 (大井川)

(7) 土壌汚染

ア 環境基準

土壌に係る環境基準については、環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、表 4.68 及び表 4.69 に示すとおり定められている。

表 4.68 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。

注)1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注)2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注)3. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注)4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

資料) 平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号

表 4.69 ダイオキシン類の土壤汚染に係る環境基準

媒体	環境基準
土壤	1,000pg-TEQ/g 以下

注)1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注)2. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。

資料) 平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号

(8) 自然環境保全に係る指定状況

ア 自然環境保全地域

自然環境保全地域とは、自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域である。

藤枝市には、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域に該当する地域はない。また、静岡県自然環境保全条例に基づく、自然環境保全地域に該当する地域もない。

イ 自然公園

自然公園とは、自然公園法に基づき、「優れた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場として、その利用の増進を図ること」を目的に指定された地域である。

藤枝市には、自然公園法に基づく国立公園、国定公園は設定されていない。また、静岡県立自然公園条例に基づく県立自然公園も設定されていない。

ウ 風致地区

風致地区は、都市計画法に定められている地域地区の一つであり、都市計画区域の「自然的環境を主体とした都市景観を維持することが特に必要とされる地区」として指定され、建設物の建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられている。

藤枝市には、静岡県風致地区条例に基づく風致地区は指定されていない。

エ 保安林と民有林

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき指定される森林である。一方、民有林は地方自治体の公有林と、私有林を含めた国有林以外の森林を指し、地域森林計画の対象となっている。いずれの林でも、立木・竹類の伐採や、土地の形質の変更等が規制されている。

事業予定地周辺には、森林法第5条に定める森林計画区に係る民有林が指定されている。保安林と民有林の位置は図4.37に示すとおりである。

オ 鳥獣保護区等

鳥獣保護区等とは、鳥獣保護法に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域である。鳥獣保護区等の指定状況は、表4.70及び図4.38に示すとおりであり、事業予定地に鳥獣保護区等の指定はない。

表 4.70 事業予定地周辺における鳥獣保護区等

No.	名称	設定区分	面積 (ha)	期限
1	蓮華寺池鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	773	平成32年10月31日
2	高草山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	2,055	平成33年10月31日
3	岡部町子持坂特定猟具使用禁止区域	—	180	平成29年10月31日

資料)「(平成24年度)静岡県鳥獣保護区等位置図」(平成24年10月、静岡県)

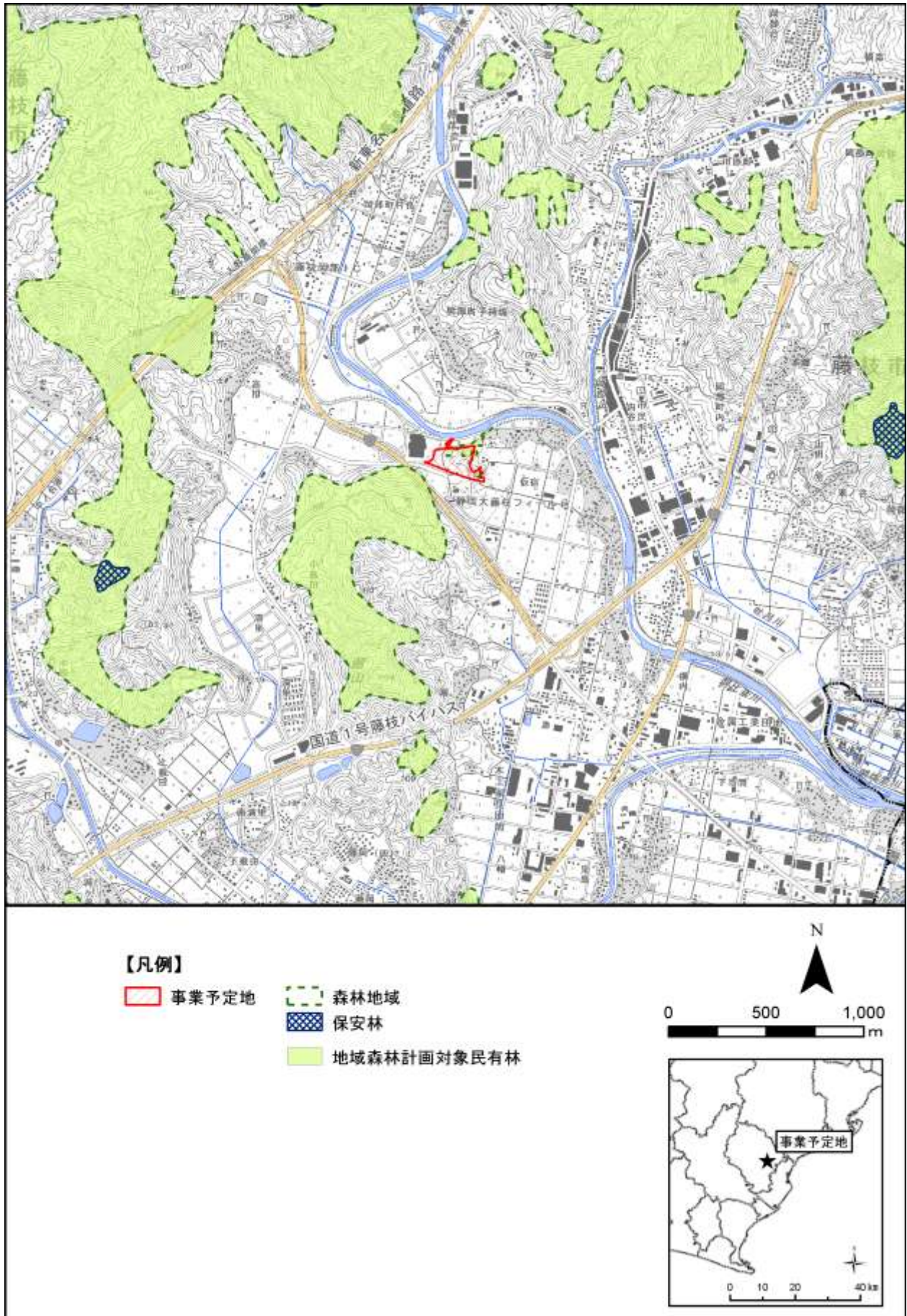


図 4.37 保安林と民有林

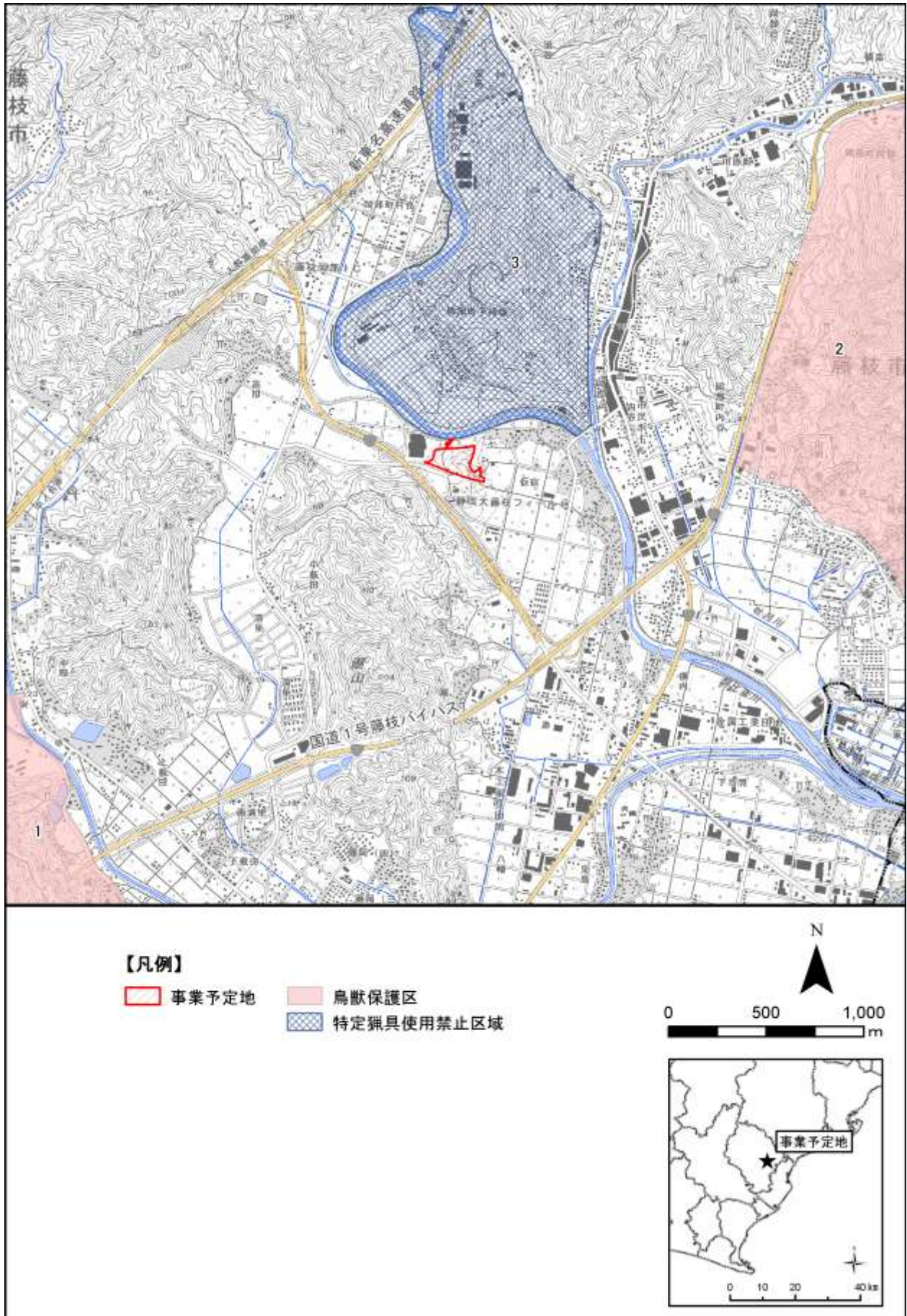


図 4.38 鳥獣保護区等

4.3.2 生活環境の状況等

(1) 大気質

事業予定地周辺に位置する大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局（一般局）の藤枝大気測定局と、自動車排出ガス測定局（自排局）の藤枝自排局の2局が設置されている。

大気汚染常時監視測定局の概要を表 4.71 に、その位置を図 4.39 に示す。

平成 23 年度の測定結果は、表 4.72 に示すとおり、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については2局ともに環境基準に適合していた。

一方、藤枝大気測定局における光化学オキシダントは、環境基準（1 時間値 0.06ppm 以下）を超過した時間が 536 時間であったが、光化学オキシダント注意報の発令基準（1 時間値 0.12ppm 以上）まで超過することはなかった。なお、平成 23 年度における全国の大気測定局（一般局 1152 局、自排局 31 局）における光化学オキシダントの環境基準達成状況は、一般局が 6 局（0.5%）、自排局が 0 局（0%）であり、依然として低い水準のままである。

また、藤枝自排局におけるダイオキシン類は、年平均値 0.015pg-TEQ/m³であり、環境基準に適合していた。

表 4.71 事業予定地周辺の大気汚染常時監視測定局の概要

測定局名	区分	所在地	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	メタン	全炭化水素	浮遊粒子状物質	ダイオキシン類
藤枝大気	一般局	藤枝市高柳 2-361-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
藤枝自排	自排局	藤枝市郡 970	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○

注)表中の○は、測定を実施している項目を示す。

資料)「大気汚染物質広域監視システム」(環境省ホームページ)

「平成 23 年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果」(平成 25 年 3 月、環境省)

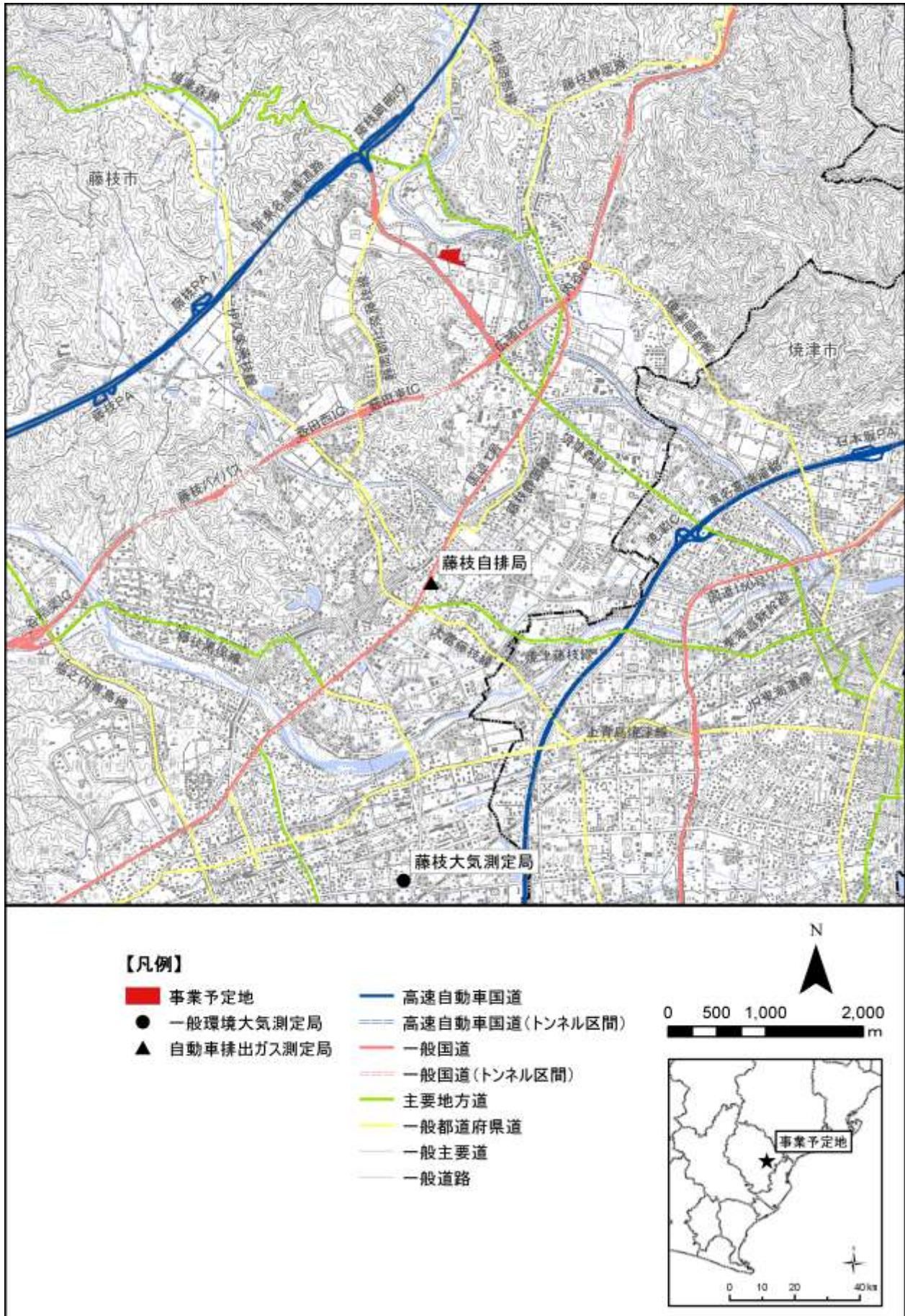


図 4.39 大気汚染常時監視測定局の位置

表 4.72(1) 大気汚染常時監視測定局の測定結果（平成 23 年度）—その 1

<二酸化硫黄 (SO₂)>

測定局 名称	有効 測定 日数	測定 時間	年平 均値	1 時間値が 0.1ppm を超え た時間数とそ の割合		日平均値が 0.04ppm を超 えた日数と その割合		1 時間 値の最 高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超 えた日が 2 日 以上連続した ことの有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.04ppm を超 えた日数	環境基準の適 否
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有:×無:○	日	
藤枝大気	365	8752	0.003	0	0	0	0	0.016	0.005	○	0	○

<一酸化窒素 (NO)>

測定局 名称	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1 時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間 98%値 (ppm)
藤枝大気	365	8747	0.006	0.107	0.021
自排藤枝	365	8646	0.012	0.144	0.034

<二酸化窒素 (NO₂)>

測定局 名称	有効測 定日数	測定 時間	年平 均値	1 時間 値の最 高値	1 時間値が 0.2ppm を 超えた時間 数とその割 合		1 時間値が 0.1ppm 以 上 0.2ppm 以下の時間 数とその割 合		日平均値が 0.06ppm を 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm 以 上 0.06ppm 以下の日数 とその割合		98%値評価 による日平 均値が 0.06ppm を 超えた日数	環境基準の適 否
					時間	%	時間	%	日	%	日	%		
藤枝大気	365	8747	0.011	0.057	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○
自排藤枝	365	8646	0.014	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○

<窒素酸化物 (NO_x)>

測定局 名称	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 年間 98%値	年平均値 (NO ₂ /NO+NO ₂)
	日	時間	ppm	ppm	ppm	%
藤枝大気	365	8747	0.017	0.15	0.043	63.1
自排藤枝	365	8646	0.025	0.193	0.055	53.7

<一酸化炭素 (CO)>

測定局 名称	有効測 定日数	測定 時間	年平 均値	8 時間値が 20ppm を超 えた回数と その割合		日平均値が 10ppm を超 えた日数と その割合		1 時間値が 30ppm 以上と なったこと がある日数 とその割合		1 時間 値の最 高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値が 10ppm を超え た日が 2 日以 上連続したこ との有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 10ppm を超 えた日数	環境基準の適 否
				回	%	回	%	回	%					
藤枝大気	364	8702	0.2	0	0	0	0	0	0	3	0.4	0	0	○
自排藤枝	365	8769	0.2	0	0	0	0	0	0	1.2	0.4	0	0	○

<光化学オキシダント (O_x)>

測定局 名称	昼間 測定 日数	昼間測 定時間	昼間の 1 時間 値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日 数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数 と時間数		昼間の 1 時間 値の最高値	昼間の日最高 1 時間値の 年平均値	環境基準の適 否
				日	時間	日	時間			
藤枝大気	362	5399	0.034	95	536	0	0	0.111	0.048	×

表 4.72 (2) 大気汚染常時監視測定局の測定結果（平成 23 年度）—その 2

<非メタン炭化水素（NMHC）>

測定局 名称	測定 時間	年平 均値	6～9 時にお ける年平均 値	6～9 時測 定日数	6～9 時 3 時間平均 値の 最高値	6～9 時 3 時間平均 値の 最低値	6～9 時 3 時間平均 値が 0.20ppmC を 超えた日数とそ の割合		6～9 時 3 時間平均 値が 0.31ppmC を 超えた日数とそ の割合	
	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%
藤枝大気	8227	0.11	0.13	342	0.55	0.01	41	12	3	0.9
自排藤枝	8329	0.10	0.11	349	1.21	0.01	18	5.2	8	2.3

<メタン（CH₄）>

測定局 名称	測定時間	年平均値	6～9 時における 年平均値	6～9 時測定 日数	6～9 時 3 時間 平均値の最高値	6～9 時 3 時間 平均値の最低値
	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC
藤枝大気	8227	1.89	1.9	342	2.07	1.72
自排藤枝	8329	1.84	1.85	349	2.03	1.68

<全炭化水素（THC）>

測定局 名称	測定時間	年平均値	6～9 時における 年平均値	6～9 時測定 日数	6～9 時 3 時間 平均値の最高値	6～9 時 3 時間 平均値の最低値
	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC
藤枝大気	8227	2.00	2.03	342	2.45	1.77
自排藤枝	8329	1.94	1.96	349	3.04	1.72

<浮遊粒子状物質（SPM）>

測定局 名称	有効測 定日数	測定 時間	年平 均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超 えた時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超 えた日数とそ の割合		1 時間 値の 最高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超 えた日が 2 日 以上連続した ことの有無	環境基準の長期 的評価による日 平均値が 0.10mg/m ³ を超 えた日数	環境 基準 の 適 否
				時間	%	日	%					
藤枝大気	365	8751	0.017	0	0	0	0	0.146	0.046	0	0	○
自排藤枝	336	8268	0.017	0	0	0	0	0.172	0.04	0	0	○

<ダイオキシン類（DXNs）>

測定局 名称	地域 分類	平均値	濃度範囲	環境基準の適否
		pg-TEQ/m ³	pg-TEQ/m ³	
自排藤枝	沿道	0.015	0.011～0.018	○

資料) 「環境数値データベース」(国立環境研究所ホームページ)、
「平成 23 年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果」(平成 25 年 3 月、環境省)

(2) 騒音

事業予定地周辺における自動車騒音の調査結果を表 4.73 に、それら調査地点を図 4.40 に示す。

事業予定地の 2 km 圏内においては、近年、環境騒音の調査は実施されていない。一方、自動車騒音については、すべての時間帯において環境基準に適合していた。

表 4.73 自動車騒音の調査結果

区分	測定地点	対象道路	環境基準			
			昼間：6～22 時 (基準値 70dB)		夜間：22～翌 6 時 (基準値 65dB)	
			評価値	適否	評価値	適否
藤枝市	岡部町内谷	藤枝バイパス	59 dB	○	58 dB	○

注) 調査日：平成 23 年 12 月 26 日～27 日

資料) 「平成 24 年版 ふじえだの環境」(藤枝市)

(3) 振動

事業予定地の 2 km 圏内においては、近年、環境振動及び道路交通振動の調査は実施されていない。

(4) 悪臭

事業予定地の 2 km 圏内においては、近年、悪臭の調査は実施されていない。

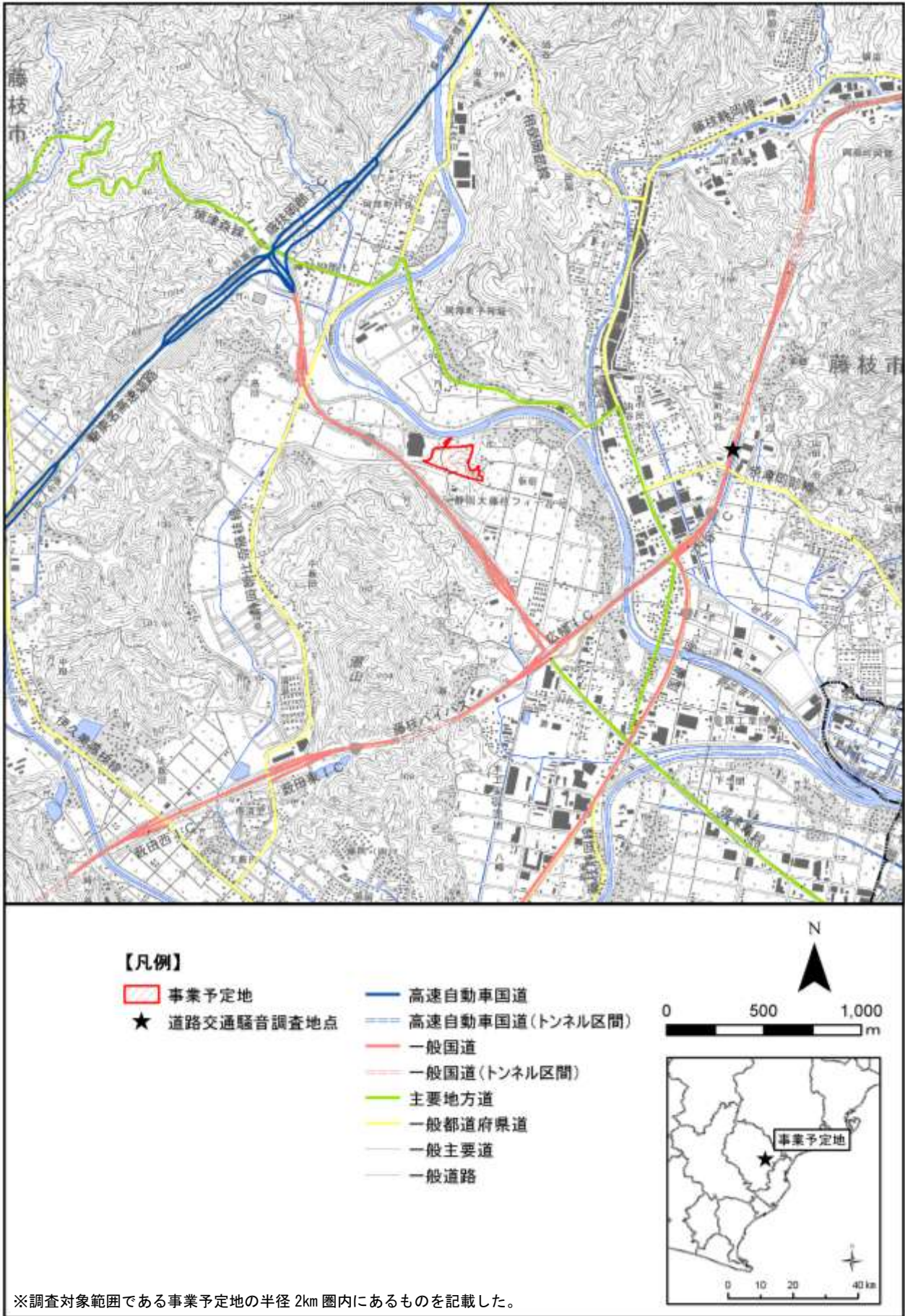


図 4.40 事業予定地周辺の騒音の状況

(5) 水質

事業予定地周辺の河川水質調査結果を表 4.74 に、河川水質調査地点及び環境基準の指定類型状況を図 4.41 に示す。

事業予定地の 2 km 圏内における河川水質調査結果は、生活環境項目については大腸菌群数を除くすべての項目が環境基準に適合しており、健康項目及びダイオキシン類についてはすべての項目が環境基準に適合していた。

なお、事業予定地の 2 km 圏内においては、近年、地下水水質に関する調査は実施されていない。

表 4.74(1) 平成 23 年度の河川水質調査結果（生活環境項目）

地点名		項目		水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数	類型指定	環境基準の適否
		—	mg/L							
環境基準 (類型指定)	河川 A	6.5~8.5	7.5 以上	2 以下	25 以下	1,000 以下	—	—		
	河川 B	6.5~8.5	5 以上	3 以下	25 以下	5,000 以下	—	—		
朝比奈川	仮宿橋	6.8 ~ 8.8	8.0 ~ 11	<0.5 ~ 0.9	<1 ~ 5	2,300	河川 A	×		
	横内新橋	7.2 ~ 8.8	8.2 ~ 12	<0.5 ~ 1.0	<1 ~ 2	7,900	河川 A	×		
葉梨川	広幡橋	7.5 ~ 8.0	8.9 ~ 12.3	<0.5 ~ 1.2	1 ~ 6	—	—	—		
岡部川	宮前橋	7.2 ~ 9.9	8.7 ~ 14	<0.5 ~ 2.2	<1 ~ 1	24,000	—	—		
法ノ川	広幡小橋	6.9 ~ 8.0	5.3 ~ 8.4	1.7 ~ 6.2	4 ~ 20	22,000	—	—		

注) 表中の「<」は未満であることを示す。

資料)「平成 24 年版 ふじえだの環境」(藤枝市)

表 4.74(2) 平成 23 年度の河川水質調査結果（健康項目）

項目	藤枝市実施	静岡県実施
全シアン	<調査1> 調査日 平成23年11月14日 調査箇所 法ノ川（広幡小橋） 朝比奈川（横内新橋） 岡部川（宮前橋） 調査結果 全シアン以下27項目についてすべて環境基準値内	<調査2> 調査日 平成23年4月11日 平成23年10月12日 調査箇所 朝比奈川（横内新橋） 調査結果 トリクロロエチレン以下19項目についてすべて環境基準値内
六価クロム		
鉛		
カドミウム		
総水銀		
アルキル水銀		
砒素		
PCB		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
1,1,1-トリクロロエタン		
四塩化炭素		
1,1,2-トリクロロエタン		
ジクロロメタン		
1,2-ジクロロエタン		
1,1-ジクロロエチレン		
シス-1,2-ジクロロエチレン		
1,3-ジクロロプロペン		
ベンゼン		
チウラム		
シマジン		
チオベンカルブ		
セレン及びその化合物		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
ふっ素		
ほう素		
1,4-ジオキサン		

資料)「平成 24 年版 ふじえだの環境」(藤枝市)

表 4.74(3) 平成 23 年度の河川水質調査結果（ダイオキシン類）

地点名	測定値	環境基準の適否	
	pg-TEQ/L	適否	基準値
朝比奈川（横内新橋）	0.029	○	1pg-TEQ/L 以下

資料)「平成 24 年版 ふじえだの環境」(藤枝市)

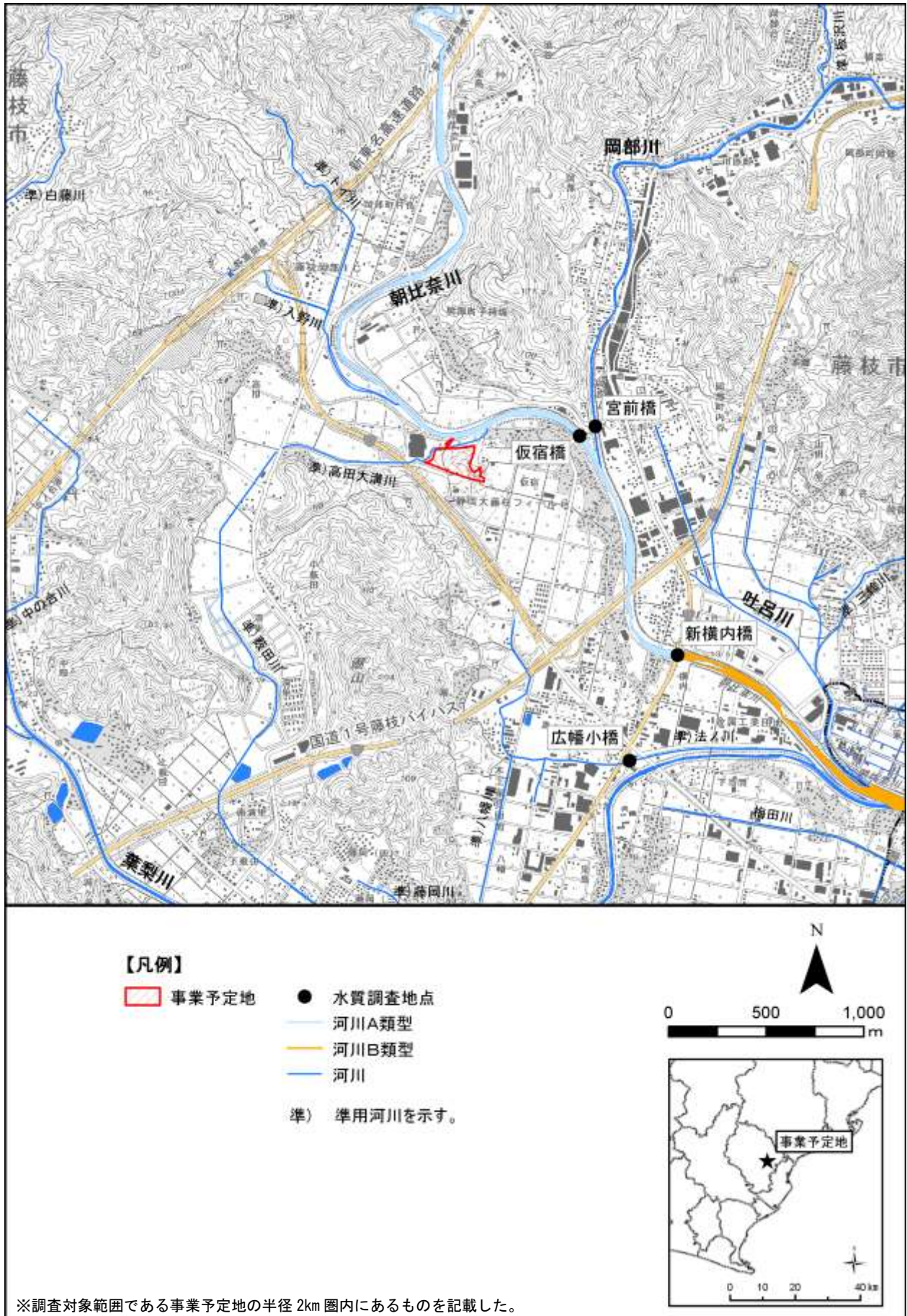


図 4.41 水質調査地点及び環境基準の類型指定の状況

(6) 土壌汚染

事業予定地の2km圏内においては、近年、土壌汚染に関する調査は実施されていない。

(7) 公害苦情の状況

藤枝市、焼津市、並びに静岡県における苦情発生件数を表4.75に、藤枝市における公害苦情の発生割合を図4.42に示す。

藤枝市の平成23年度における苦情件数は、合計56件発生しており、大気汚染30件の苦情が最も多かった。なお、主な苦情内容としては、大気汚染では野焼等から発生する煙が、水質汚濁では油の流出等が挙げられる。

表 4.75 平成23年度の苦情発生件数

区分	藤枝市		焼津市		静岡県		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
典型7公害	大気汚染	30	53.6	47	35.6	625	28.2
	水質汚濁	11	19.6	38	28.8	233	10.5
	土壌汚染	-	0	-	-	5	0.2
	騒音	7	12.5	21	15.9	463	20.9
	振動	-	-	3	2.3	31	1.4
	地盤沈下	-	-	-	-	-	-
	悪臭	7	12.5	20	15.2	603	27.2
典型7公害以外	1	1.8	3	2.3	254	11.5	
合計	56	100	132	100	2,214	100	

資料)「静岡県統計年鑑(平成23年)」(静岡県)

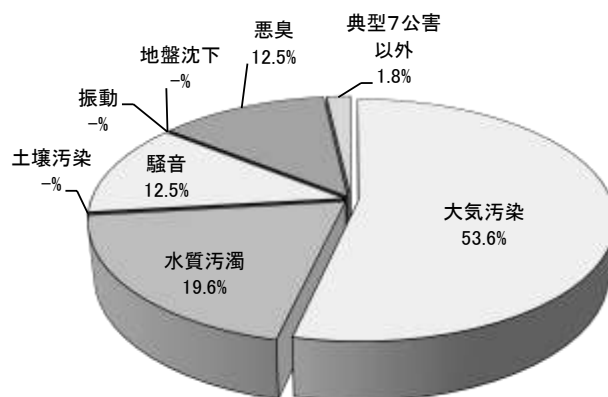


図 4.42 公害苦情の発生割合 (藤枝市)

(空白)

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

5.1 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価項目の選定に当たっては、次に示すとおりの指針及び参考図書を基本的な選定根拠に置きつつ、事業特性及び地域特性について考慮した。

環境影響評価の項目選定を表 5.1 に示す。また、環境影響評価項目への選定理由を表 5.2 に、除外理由を表 5.3 にそれぞれ示す。

1. 「静岡県環境影響評価技術指針」（平成 11 年 6 月 11 日、告示第 525 号）」における別表の『環境要因－環境要素関連表』
2. 「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和 61 年 5 月、社団法人全国都市清掃会議）
3. 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省）

表 5.1 環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分		影響要因の区分 細区分		工事の実施			土地又は 工作物の 存在及び供用		
				建設機械の稼働	土工事等	資材等の運搬	施設の存在	廃棄物運搬車両の運行	焼却施設の稼働
大気環境	大気汚染	一般環境項目	二酸化硫黄						○
			浮遊粒子状物質	○		○		○	○
			微小粒子状物質 (PM2.5)	○		○		○	○
			二酸化窒素	○		○		○	○
			ベンゼン	○		○		○	
		特定環境項目	ダイオキシン類						○
		規制項目	塩化水素						○
	粉じん (降下ばいじん)			○					
	その他の有害項目	水銀						○	
	騒音及び低周波音	騒音		○		○		○	○
		低周波音							○
振動	振動		○		○		○	○	
悪臭	悪臭							○	
局地風	局地風					○			
水環境	水質汚濁	河川の水質			○				○
		水の濁り			○				
		その他の項目							
	底質汚染	生活環境項目等							
地下水汚染	地下水の水質							○	
土壌環境	土壌汚染	環境基準項目						○	
地形及び地質	土地の安定性	事業により形成される傾斜地及び盛土の崩壊			○				
	地盤沈下	事業により生じる地盤沈下							○
	地下水の変化	事業により生じる地下水水位及び湧水量の変化			○				○
	河川の変化	事業により生じる河川等の流量の変化							
	土壌、土砂の流出・堆積	事業により生じる土砂等の流出及び堆積							
	貴重な地形及び地質	事業により生じる地形・地質への影響							
動物・植物・生態系	動物	生息環境の改変、生育状況への影響			○		○		
	植物	植生の改変、注目すべき個体、種及び群落の改変			○		○		
	生態系	指標種に与える影響			○		○		
景観		景観の構成要素、地域景観の特性、可視領域、圧迫感等					○		
文化財		事業により生じる文化財への影響							
人と自然との触れ合い活動の場		事業により生じる変化							
廃棄物		廃棄物の種類及び発生量、リサイクルの状況			○				○
地球環境		温室効果ガス	○		○			○	○
		オゾン層破壊物質							
その他	日照障害	地形の状況、周辺工作物等による日影の状況等					○		
	電波障害	テレビジョン放送の受信状況、テレビジョン放送電波の状況					○		
配慮項目	光害	夜間照明による生活環境や生態系への影響							
	地域交通	交通の安全性				○		○	
	電磁波	事業により生じる電磁波							

注) ○：環境影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を行う。

表 5.2 環境影響評価の選定項目とその理由

環境要素の区分		影響要因の区分	選定理由	
大気環境	大気汚染	二酸化硫黄	工作物の存在及び供用	廃棄物の焼却に伴って生じる二酸化硫黄の影響が考えられるため
		浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 (PM2.5) 二酸化窒素 その他有害物質	工事の実施	建設機械及び資材等運搬車両による燃料の燃焼に伴って生じる、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質 (PM2.5)、二酸化窒素及びその他有害物質の影響が考えられるため。
			工作物の存在及び供用	廃棄物の焼却及び廃棄物運搬車両による燃料の燃焼に伴って生じる浮遊粒子状物質、微小粒子状物質 (PM2.5)、二酸化窒素及びその他有害物質の影響が考えられるため。
		粉じん	工事の実施	土工事に伴って粉じんによる影響が考えられるため。
	騒音及び 低周波音	騒音	工事の実施	建設機械の稼働及び資材運搬車両の走行により生じる騒音の影響が考えられるため。
			工作物の存在及び供用	施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行により生じる騒音の影響が考えられるため。
		低周波音	工作物の存在及び供用	施設の稼働により生じる低周波音の影響が考えられるため。
	振 動	工事の実施	建設機械の稼働及び資材運搬車両の走行により生じる振動の影響が考えられるため。	
		工作物の存在及び供用	施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行により生じる振動の影響が考えられるため。	
	悪 臭	工作物の存在及び供用	施設からの悪臭による影響が考えられるため。	
局 地 風	工作物の存在及び供用	施設の建物による影響が考えられるため。		
水環境	水質汚濁	河川の水質	工事の実施	工事中のコンクリート排水等による影響が考えられるため。
			工作物の存在及び供用	施設からの排水は、浄化槽排水及び雨水排水だけであり、影響は無いと考えられるが、現況把握を行う。
		水の濁り	工事の実施	工事中に、雨水による濁水の影響が考えられるため。
	地下水汚染	工作物の存在及び供用	施設からの排水は、浄化槽排水及び雨水排水だけであり、影響は無いと考えられるが、周辺において地下水が飲用等に用いられていることから、調査を行う。	
土壌環境	土 壌 汚 染	工作物の存在及び供用	廃棄物の焼却により生じるダイオキシン類の影響が考えられるため。	
地形及び 地質	土地の安定性	工事の実施	土工事等による影響が考えられるため。	
	地盤沈下	工作物の存在及び供用	地下水のくみ上げによる影響が考えられるため。	
	地下水の変化	工事の実施	土工事等による影響が考えられるため。	
工作物の存在及び供用		地下水のくみ上げによる影響が考えられるため。		
動物・植物 ・生態系	動物、植物、生態系	工事の実施	土工事等による影響が考えられるため。	
		工作物の存在及び供用	敷地内の植栽、植生の変化による影響が考えられるため。	
景 観		工作物の存在及び供用	施設の建物による影響が考えられるため。	
廃棄物		工事の実施	土工事等で生じる建設廃棄物等の影響が考えられるため。現況調査は行わず、予測・評価のみ行う。	
		工作物の存在及び供用	施設の稼働で生じる焼却灰等の廃棄物の影響が考えられるため。現況調査は行わず、予測・評価のみ行う。	
地球環境	温室効果ガス	工事の実施	工事の実施により生じる温室効果ガスの影響が考えられるため。現況調査は行わず、予測・評価のみ行う。	
		工作物の存在及び供用	施設の稼働により生じる温室効果ガスの影響が考えられるため。現況調査は行わず、予測・評価のみ行う。	
その他	日照障害	工作物の存在及び供用	施設の建物による影響が考えられるため。現況調査は行わず、予測・評価のみ行う。	
	電波障害	工作物の存在及び供用	施設の建物による影響が考えられるため。	
配慮項目	地域交通	工事の実施	車両の走行による影響が考えられるため。	
		工作物の存在及び供用	車両の走行による影響が考えられるため。	

表 5.3(1) 環境影響評価の除外項目とその理由

環境要素の区分		影響要因の区分	除外理由
大気環境	大気汚染	二酸化硫黄	工事の実施 建設機械の燃料には、硫黄分がほとんど含まれておらず（ガソリン・軽油ともに 0.001 質量% 以下）、排出ガス中の二酸化硫黄が環境に影響を及ぼす可能性がないため。
		ダイオキシン類、塩化水素、水銀	工事の実施 工事では、これらの有害物質を含む排出ガスは発生しないため。
		粉じん	工作物の存在及び供用 施設の煙突排ガスには、粒径が大きい粉じんがほとんど含まれておらず、排出ガスが環境に影響を及ぼす可能性がないため（粒径が小さい浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質は調査する）。
	騒音及び低周波音	低周波音	工事の実施 建設機械の稼働による低周波音は、発生程度が小さく、環境に影響を及ぼす可能性がないため。
	悪臭	工事の実施 工事による悪臭の発生はないため。	
	局地風	工事の実施 工事による周辺の風への影響はないため。	
水環境	水質汚濁	水の濁り	工作物の存在及び供用 施設稼働後の排水では、濁水（水の濁り）は発生しないため。
		その他の項目	工事の実施 工事では、濁水（水の濁り）以外の水質汚濁物質は発生しないため。 工作物の存在及び供用 施設稼働後の排水は、処理後の生活排水と雨水排水だけであり、有害物質は含まれないため。
	底質汚染	工事の実施	工事中及び施設稼働後において、有害物質を含む排水を排出しないため。
		工作物の存在及び供用	
	地下水汚染	工事の実施 工事では地下水に影響を及ぼす有害物質は生じないため。	
土壌環境	土壌汚染	工事の実施 工事では土壌に影響を及ぼす有害物質は生じないため。	
地形及び地質	土地の安定性	工作物の存在及び供用 施設稼働後は周辺の地形等の改変を行わないため。	
	地盤沈下	工事の実施 工事中は地下水のくみ上げは行わないため。	
	河川の変化	工事の実施	工事中及び施設稼働後において、河川水の取水等を行わず、また、雨水についても調整池で流量調整をしたうえで放流するため、河川流量を変化させる活動を行わない。
		工作物の存在及び供用	
	土壌、土砂の流出・堆積	工事の実施	土工事に伴う発生土は、適正に管理することから、河川等に流出し、河川内に堆積することはないため。
		工作物の存在及び供用	施設稼働後、土壌や土砂を含む排水は排出しないため。
貴重な地形及び地質	工事の実施	事業実施範囲に、貴重な地形及び地質は存在しないため。	
	工作物の存在及び供用		

表 5.3(2) 環境影響評価の除外項目とその理由

環境要素の区分		影響要因の区分	除外理由
景観		工事の実施	工事そのものでの景観への影響は小さいため。 (施設稼働後における、地形の変化と建物による景観への影響を調査する。)
文化財		工事の実施	事業実施範囲に、未調査の文化財は存在しないため。
		工作物の存在及び供用	
人と自然との触れ合い活動の場		工事の実施	事業実施範囲に、人と自然との触れ合い活動の場は存在しないため。
		工作物の存在及び供用	
地球環境	オゾン層破壊物質	工事の実施	工事中及び施設稼働後において、オゾン層破壊物質に排出はないため。
		工作物の存在及び供用	
その他	日照障害	工事の実施	工事による地形の改変は、周辺の日照に影響を及ぼさないため。
	電波障害	工事の実施	工事による地形の改変は、周辺でのテレビ電波の受信に影響を及ぼさないため。
配慮項目	光害	工事の実施	工事中は夜間照明を行わないため。
		工作物の存在及び供用	敷地内で広範囲を照らす夜間照明は行わないため。
	電磁波	工事の実施	工事中及び施設稼働後において、電磁波は発生させないため。
		工作物の存在及び供用	

5.2 調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目に選定した項目について、調査、予測及び評価の手法、並びにその設定理由を以下に示す。

5.2.1 大気環境

(1) 大気汚染

ア 調査の手法

大気汚染に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.4(1)に示す。

表 5.4(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工事の実施	建設機械の稼働	一般環境項目、規制項目	<一般環境大気質> 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン、粉じん（降下ばいじん）
	土工事等		
	資材等の運搬		<沿道大気質> 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン
工作物の存在及び供用	廃棄物運搬車両の運行	一般環境項目、特定環境項目、規制項目、その他の有害項目	<沿道大気質> 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン
	焼却施設の稼働		<一般環境大気質> 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、塩化水素、水銀

一般環境大気質に係る現地調査の内容を表 5.4(2)に、また、沿道大気質に係る現地調査の内容を表 5.4(3)に示し、その設定理由を表 5.4(4)～(5)に示す。

なお、一般環境大気質における調査地点のうち、事業予定地周辺の5つの地区（仮宿地区、高田地区、子持坂地区、内谷地区、清里地区）においては、人家等が存在する地域を代表する地点とし、施設計画により算出した排ガス最大着地濃度の予測距離を参考に選定した。

このほか、地上気象については、近隣において継続的な気象観測を行っている藤枝自排局及び藤枝大気測定局における気象観測結果を整理し、現地調査結果との比較検討を行う。

大気汚染に係る現地調査地点を図 5.1 に示す。

表 5.4(2) 現地調査の内容（一般環境大気質）

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
大気汚染	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に規定される方法	事業予定地 1 地点及び周辺 8 地点の計 9 地点（但し、微小粒子状物質は事業予定地 1 地点のみの実施）	4 季、1 季あたり 7 日間（但し、ベンゼンは 7 日間中の 1 日、降下ばいじんは 1 ヶ月間）
	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に規定される方法		
	微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月環境省告示第 33 号）及び「大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアル」に規定される方法		
	二酸化硫黄	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年、環境庁告示第 25 号）に規定される方法		
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成 20 年 3 月改定環境省水・大気環境局）に規定される方法		
	ベンゼン	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 23 年 3 月環境省水・大気環境室）に規定される方法		
	粉じん（降下ばいじん）	ダストジャーを用いる方法		
	塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」（昭和 63 年 3 月環境庁大気保全局）に規定される方法		
	水銀	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 23 年 3 月環境省水・大気環境室）に規定される方法		
	地上気象	風向、風速、日射量、放射収支量、気温、湿度		
周辺 2 地点 （仮宿その 1、岡部中学校）			1 年間	
周辺 6 地点		4 季 各季 7 日間、 （大気質と同時に実施）		
上層気象	風向、風速、気温	「高層気象観測指針」（平成 16 年気象庁）に規定される方法	事業予定地 1 地点 （標高の低い場所で実施）	2 季 （夏季・冬季） 各季 7 日間 （1 日あたり 8 回）

表 5.4(3) 現地調査の内容（沿道大気質）

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
大気汚染	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年、環境庁告示第 38 号）に規定される方法	工事用資材等の運搬車両及び廃棄物等の運搬車両の主要運行ルート沿道 7 地点（交通量 7 断面）	4 季 各季 7 日間 （ベンゼンは 7 日間中の 1 日）
	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年、環境庁告示第 25 号）に規定される方法		
	ベンゼン	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 23 年 3 月環境省水・大気環境室）に規定される方法		
	交通量	カウンターによる計測		24 時間×4 季

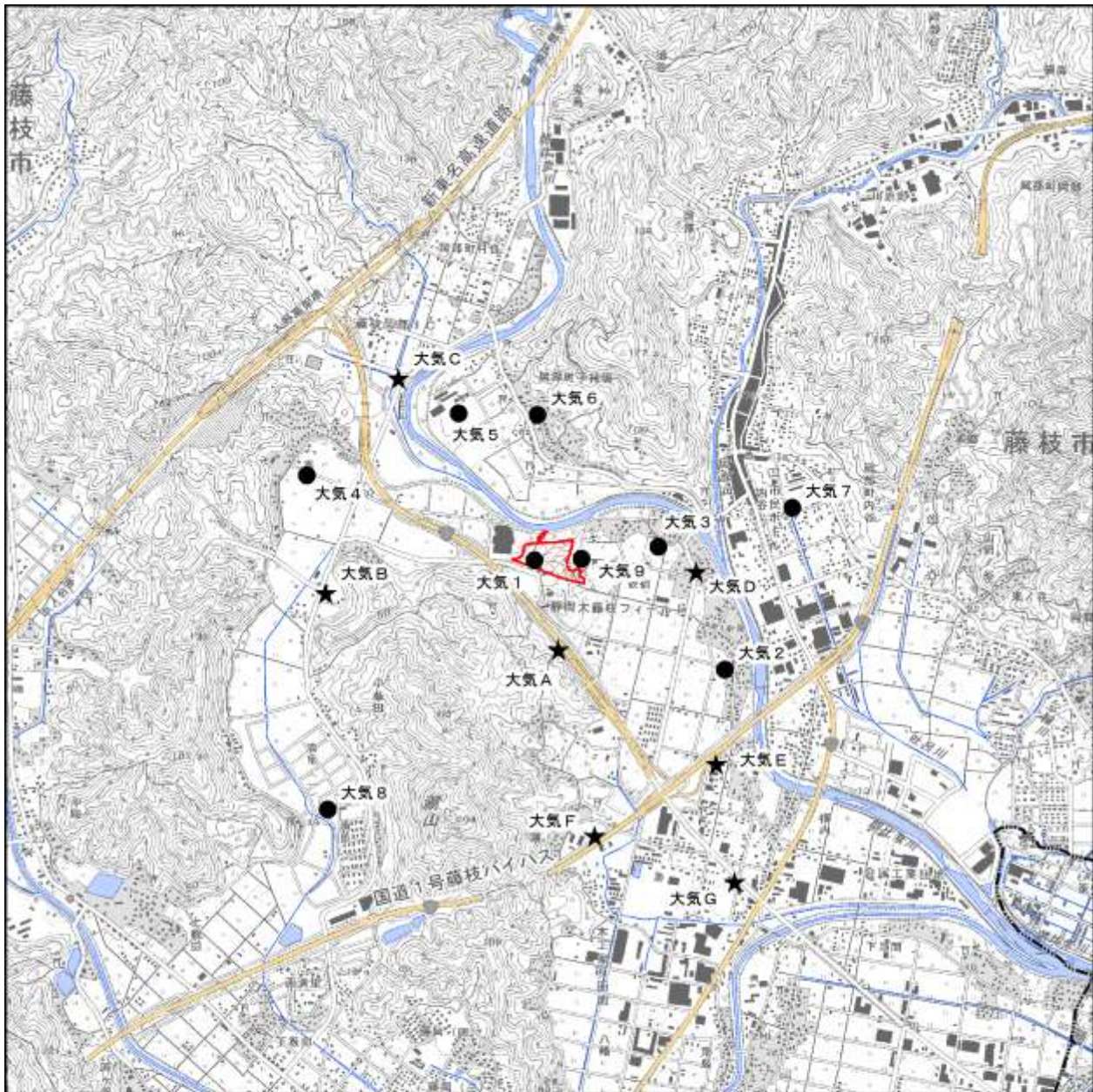
表 5.4(4) 現地調査地点の設定理由（一般環境大気質）

調査項目	地点番号	地点名	測定項目	設定根拠
一般環境大気質	1	事業予定地	一般環境大気質、地上気象、上層気象	事業予定地における大気質及び地上及び上層気象の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	2	仮宿地区その 1	一般環境大気質、地上気象	事業予定地の東南東側約 880m に位置する。東南東側地域の大気質及び地上気象の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	3	仮宿地区その 2		事業予定地の東北東側約 500m に位置する。東北東側地域の大気質及び地上気象の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	4	高田地区		事業予定地の西北西側約 1,090m に位置する。北西側地域の大気質及び地上気象の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	5	岡部中学校		事業予定地の北北西側約 800m に位置する。岡部中学校における大気質及び地上気象の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	6	子持坂地区		事業予定地の北側約 610m に位置する。北側地域の大気質及び地上気象の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	7	内谷地区		事業予定地の東北東側約 1,050m に位置する。東北東側地域の大気質及び地上気象の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	8	清里地区		事業予定地の南西側約 1,420m に位置する。南西側地域の大気質及び地上気象の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	9	最寄りの人家付近		事業予定地の最寄りの住宅地付近である。住宅地の大気質及び地上気象の状況を把握するため、調査地点として選定する。

表 5.4(5) 現地調査地点の設定理由（沿道大気質）

調査項目	地点番号	地点名	測定項目	設定根拠
沿道大気質	A	国道 1 号藤枝バイパスランプ	沿道大気質、交通量	関係車両の主要な走行ルートのうち、走行台数が最も多くなる地点として選定する。
	B	静岡朝比奈藤枝線（県道 209 号）高田側		関係車両の主要な走行ルートの代表地点として選定する。
	C	静岡朝比奈藤枝線（県道 209 号）村良側		
	D	仮宿橋付近		
	E	国道 1 号横内側		
	F	国道 1 号八幡側		
	G	焼津森線（県道 81 号） ^{注)}		

注) 地点Gの交通量は、地域交通（174 ページ）における地点C（仮宿交差点）の交通量調査結果を整理することで把握する。



【凡例】

- | | |
|---|---|
|  事業予定地 |  一般環境大気質 |
| |  沿道大気質 |

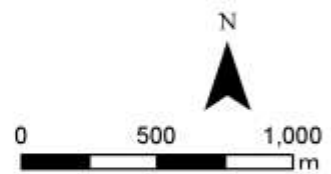


図 5.1 大気汚染調査地点

イ 予測の手法

大気汚染に関する予測の手法を表 5.4(6) に示す。

表 5.4(6) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工事の実施	建設機械の稼働	〔年平均値〕 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質	大気拡散式（ブルーム・パフ式）により、定量的に算出する。	最大着地濃度出現地点を含む、事業予定地の周辺	建設機械の稼働による環境影響が最大となる時期
	土工事等	降下ばいじん (4季)	「面整備事業環境影響評価マニュアル」（平成11年、建設省建設局都市計画課）に示された、事例の解析により得られた経験式により、定量的に算出する。	事業予定地周辺で、保全対象となる住居が存在する地域を代表する地点	土工事による環境影響が最大となる時期
	資材等の運搬	〔年平均値〕 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質	大気拡散式（ブルーム・パフ式）により、定量的に算出する。	工所用資材等運搬車両の走行ルート沿道	資材等運搬車両の走行による影響が最大となる時期
工作物の存在及び供用	廃棄物運搬車両の運行	〔年平均値〕 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質	大気拡散式（ブルーム・パフ式）により、定量的に算出する。	廃棄物運搬車両の走行ルート沿道	施設の稼働が定常となる時期
	焼却施設の稼働	〔年平均値〕 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質、 二酸化硫黄、 ダイオキシン類、 塩化水素	大気拡散式（ブルーム・パフ式等）により、定量的に算出する。ただし、地形を考慮したものとする。	最大着地濃度出現地点を含む、事業予定地の周辺	施設の稼働が定常の状態となる時期
〔1時間値〕 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質、 二酸化硫黄、 ダイオキシン類、 塩化水素		大気拡散式（ブルーム・パフ式等）により、定量的に算出する。ただし、地形を考慮したものとする。 （一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時、ダウンドラフト時）			

ウ 評価の手法

大気汚染に関する評価の手法を表 5.4(7) に示す。

表 5.4(7) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工事の実施	建設機械の稼働	[年平均値] 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質	<p>[回避または低減に係る評価] 対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で回避または低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。</p> <p>[基準値等との整合性の検討] 国または静岡県または藤枝市により、基準値または目標等が設定されている場合には、その基準値等と予測の結果との間に整合が図られている否かについて評価を行う。 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄は、大気汚染に係る環境基準と比較する。 微小粒子状物質は、微小粒子状物質に係る環境基準と比較する。 ダイオキシン類は、ダイオキシン類による大気の汚染に関する環境基準と比較する。 塩化水素は、「環境庁大気保全局長通達（昭和 52 年 6 月 16 日環大規第 136 号）」に示された目標環境濃度（0.02ppm）と比較する。 降下ばいじんは、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年国土交通省国土技術政策総合研究所）に示された参考値（10t/km²/月）と比較する。</p>
	土工事等	降下ばいじん	
	資材等の運搬	[年平均値] 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質	
工作物の存在及び供用	廃棄物運搬車両の運行	[年平均値] 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質	<p>[1 時間値] 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質、 二酸化硫黄、 ダイオキシン類、 塩化水素</p>
	焼却施設の稼働	[年平均値] 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質、 二酸化硫黄、 ダイオキシン類、 塩化水素	

(2) 騒音及び低周波音

ア 調査の手法

騒音及び低周波音に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.5(1)に示す。

表 5.5(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工事の実施	建設機械の稼働	騒音	<環境騒音> 騒音レベル
	資材等の運搬		<道路交通騒音> 騒音レベル、交通量
工作物の存在及び供用	廃棄物運搬車両の運行	騒音	<道路交通騒音> 騒音レベル、交通量
	焼却施設の稼働	騒音、低周波音	<環境騒音> 騒音レベル、低周波音

環境騒音に係る現地調査の内容を表 5.5(2)に、道路交通騒音に係る現地調査内容を表 5.5(3)に示し、その設定理由を表 5.5(4)～(5)に示す。

騒音及び低周波音に係る現地調査地点を図 5.2 に示す。

表 5.5(2) 現地調査の内容（環境騒音）

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
騒音	騒音レベル	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示 64 号）に規定される方法	事業予定地の敷地境界 4 地点、 周辺 3 地点（仮宿その 1、仮宿その 2、岡部中学校）	24 時間×4 季
低周波音	低周波音	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年環境庁大気保全局）	事業予定地の敷地境界 4 地点、 周辺 2 地点（仮宿その 1、岡部中学校）	24 時間×4 季

表 5.5(3) 現地調査の内容（道路交通騒音）

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
騒音	騒音レベル	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示 64 号）に規定される方法	工事用資材等の運搬車両及び廃棄物等の運搬車両の主要運行ルート沿道 7 地点（交通量 7 断面）	24 時間×4 季 （大気質調査期間中）
	交通量	カウンターによる計測		

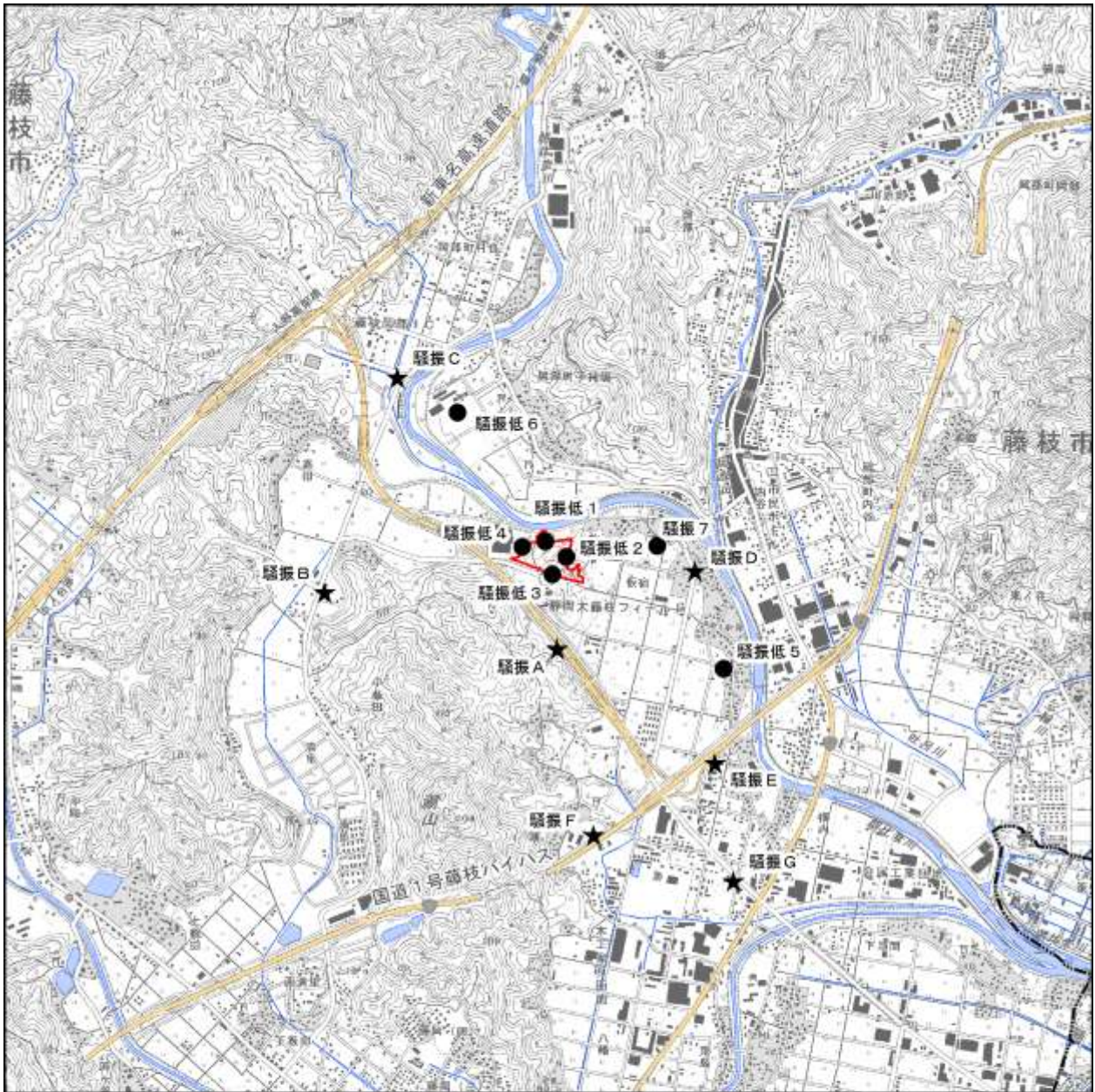
表 5.5(4) 現地調査地点の設定理由（環境騒音）

調査項目	地点番号	地点名	測定項目	設定根拠
環境騒音	1	敷地境界北側	騒音レベル、 低周波音	事業予定地における騒音及び低周波音の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	2	敷地境界東側		
	3	敷地境界南側		
	4	敷地境界西側		
	5	仮宿地区その1		
	6	岡部中学校		
	7	仮宿地区その2	騒音レベル	仮宿地区その2における騒音の状況を把握するため、調査地点として選定する。

表 5.5(5) 現地調査地点の設定理由（道路交通騒音）

調査項目	地点番号	地点名	測定項目	設定根拠
道路交通騒音	A	国道1号藤枝バイパス ロングランプ	騒音レベル、 交通量	関係車両の主要な走行ルートのうち、走行台数が最も多くなる地点として選定する。
	B	静岡朝比奈藤枝線（県道209号）高田側		関係車両の主要な走行ルートの代表地点として選定する。
	C	静岡朝比奈藤枝線（県道209号）村良側		
	D	仮宿橋付近		
	E	国道1号横内側		
	F	国道1号八幡側		
	G	焼津森線（県道81号） ^{注)}		

注) 地点Gの交通量は、地域交通（174ページ）における地点C（仮宿交差点）の交通量調査結果を整理することで把握する。



【凡例】

■ 事業予定地

● 環境騒音・振動・低周波音

★ 道路交通騒音・振動

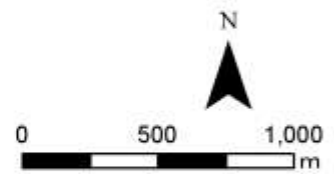


図 5.2 騒音、振動及び低周波音調査地点

イ 予測の手法

騒音及び低周波音に関する予測の手法を表 5.5(6)に示す。

表 5.5(6) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工事の実施	建設機械の稼働	騒音レベル (90%レンジの上端値、等価騒音レベル)	日本音響学会提案の予測式 (ASJ CN-Model 2007) を用いて、定量的に算出する。	事業予定地の敷地境界及び事業予定地の周辺で保全対象となる住居が存在する地域	建設機械の稼働による環境影響が最大となる時期
	資材等の運搬	騒音レベル (等価騒音レベル)	日本音響学会提案の予測式 (ASJ RTN-Model 2008) を用いて、定量的に算出する。	資材等運搬車両の走行ルート沿道	資材等運搬車両の走行による影響が最大となる時期
工作物の存在及び供用	廃棄物運搬車両の運行	騒音レベル (等価騒音レベル)	日本音響学会提案の予測式 (ASJ RTN-Model 2008) を用いて、定量的に算出する。	廃棄物運搬車両の走行ルート沿道	施設の稼働が定常の状態となる時期
	焼却施設の稼働	騒音レベル (90%レンジの上端値、等価騒音レベル)	伝播理論式を用いて、定量的に算出する。	事業予定地の敷地境界及び事業予定地の周辺で保全対象となる住居が存在する地域	施設の稼働が定常の状態となる時期
		低周波音	低周波音を推定するための式を用いて、定量的に算出する。	事業予定地周辺で、保全対象となる住居が存在する地域を代表する地点	

ウ 評価の手法

騒音及び低周波音に関する評価の手法を表 5.5(7)に示す。

表 5.5(7) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工事の実施	建設機械の稼働	騒音レベル	<p>〔回避または低減に係る評価〕</p> <p>対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で回避または低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。</p> <p>〔基準値等との整合性の検討〕</p> <p>国、静岡県または藤枝市により、基準値や目標等が示されている場合には、予測の結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。</p> <p>騒音レベルについては、騒音に係る環境基準または騒音規制法に基づく規制基準と比較する。</p> <p>低周波音については、文献等による参考値と比較する。</p>
	資材等の運搬	騒音レベル	
工作物の存在及び供用	廃棄物運搬車両の運行	騒音レベル	
	焼却施設の稼働	騒音レベル 低周波音	

(3) 振 動

ア 調査の手法

振動に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.6(1)に示す。

表 5.6(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工事の実施	建設機械の稼働	振動	<環境振動> 振動レベル
	資材等の運搬		<道路交通振動> 振動レベル、地盤卓越振動数、交通量
工作物の存在及び供用	廃棄物運搬車両の運行	振動	<道路交通振動> 振動レベル、地盤卓越振動数、交通量
	焼却施設の稼働		<環境振動> 振動レベル

環境振動に係る現地調査内容を表 5.6(2)に、道路交通振動に係る現地調査内容を表 5.6(3)に、調査地点を図 5.2 (騒音と同地点) に示す。なお、設定理由は表 5.6(4)～(5)に示すとおりである。

表 5.6(2) 現地調査の内容 (環境振動)

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
振動	振動レベル	「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号) に規定される方法	事業予定地敷地境界 4 地点、 周辺 3 地点 (仮宿その 1、仮宿その 2、岡部中学校)	24 時間×4 季

表 5.6(3) 現地調査の内容 (道路交通振動)

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
振動	振動レベル	「振動規制法施工規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号) に規定される方法	工事用資材等の運搬車両及び廃棄物等の運搬車両の主要運行ルート沿道 7 地点 (交通量 7 断面)	24 時間×4 季 (大気質調査期間中)
	地盤卓越振動数	「道路環境整備マニュアル」(日本道路協会 平成元年 1 月) に規定される方法		
	交通量	カウンターによる手動計測		

表 5.6(4) 現地調査地点の設定理由（環境振動）

調査項目	地点番号	地点名	測定項目	設定根拠
環境振動	1	敷地境界北側	振動レベル	事業予定地における振動の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	2	敷地境界東側		
	3	敷地境界南側		
	4	敷地境界西側		
	5	仮宿地区その 1		仮宿地区その 1、その 2 及び岡部中学校における振動の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	6	岡部中学校		
	7	仮宿地区その 2		

表 5.6(5) 現地調査地点の設定理由（道路交通振動）

調査項目	地点番号	地点名	測定項目	設定根拠
道路交通振動	A	国道 1 号藤枝バイパス ロングランプ	振動レベル、 地盤卓越振動数、 交通量	関係車両の主要な走行ルートのうち、走行台数が最も多くなる地点として選定する。
	B	静岡朝比奈藤枝線（県道 209 号）高田側		関係車両の主要な走行ルートの代表地点として選定する。
	C	静岡朝比奈藤枝線（県道 209 号）村良側		
	D	仮宿橋付近		
	E	国道 1 号横内側		
	F	国道 1 号八幡側		
	G	焼津森線（県道 81 号） ^{注)}		

注) 地点Gの交通量は、地域交通（174 ページ）における地点C（仮宿交差点）の交通量調査結果を整理することで把握する。

イ 予測の手法

振動に関する予測の手法を表 5.6(6)に示す。

表 5.6(6) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工事の実施	建設機械の稼働	振動レベル (80%レンジの上端値)	伝播理論式を用いて、定量的に算出する。	事業予定地の敷地境界及び事業予定地の周辺で保全対象となる住居が存在する地域	建設機械の稼働による環境影響が最大となる時期
	資材等の運搬	振動レベル (80%レンジの上端値)	旧建設省土木研究所の提案式を用いて、定量的に算出する。	資材等運搬車両の走行ルート沿道	資材等運搬車両の走行による影響が最大となる時期
工作物の存在及び供用	廃棄物運搬車両の運行	振動レベル (80%レンジの上端値)	旧建設省土木研究所の提案式を用いて、定量的に算出する。	廃棄物運搬車両の走行ルート沿道	施設の稼働が定常の状態となる時期
	焼却施設の稼働	振動レベル (80%レンジの上端値)	伝播理論式を用いて、定量的に算出する。	事業予定地の敷地境界及び事業予定地の周辺で保全対象となる住居が存在する地域	施設の稼働が定常の状態となる時期

ウ 評価の手法

振動に関する評価の手法を表 5.6(7)に示す。

表 5.6(7) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工事の実施	建設機械の稼働	振動レベル	<p>〔回避または低減に係る評価〕 対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で回避または低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。</p> <p>〔基準値等との整合性の検討〕 国、静岡県または藤枝市により、基準値や目標等が示されている場合には、予測の結果との間に整合が図られている否かについて評価を行う。 振動レベルについては、振動規制法に基づく規制基準と比較する。</p>
	資材等の運搬	振動レベル	
工作物の存在及び供用	廃棄物運搬車両の運行	振動レベル	
	焼却施設の稼働	振動レベル	

(4) 悪臭

ア 調査の手法

悪臭に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.7(1)に示す。

表 5.7(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働	悪臭	<一般環境> 臭気指数、特定悪臭物質

悪臭に係る現地調査の内容を表 5.7(2)に、その設定理由を表 5.7(3)に示す。

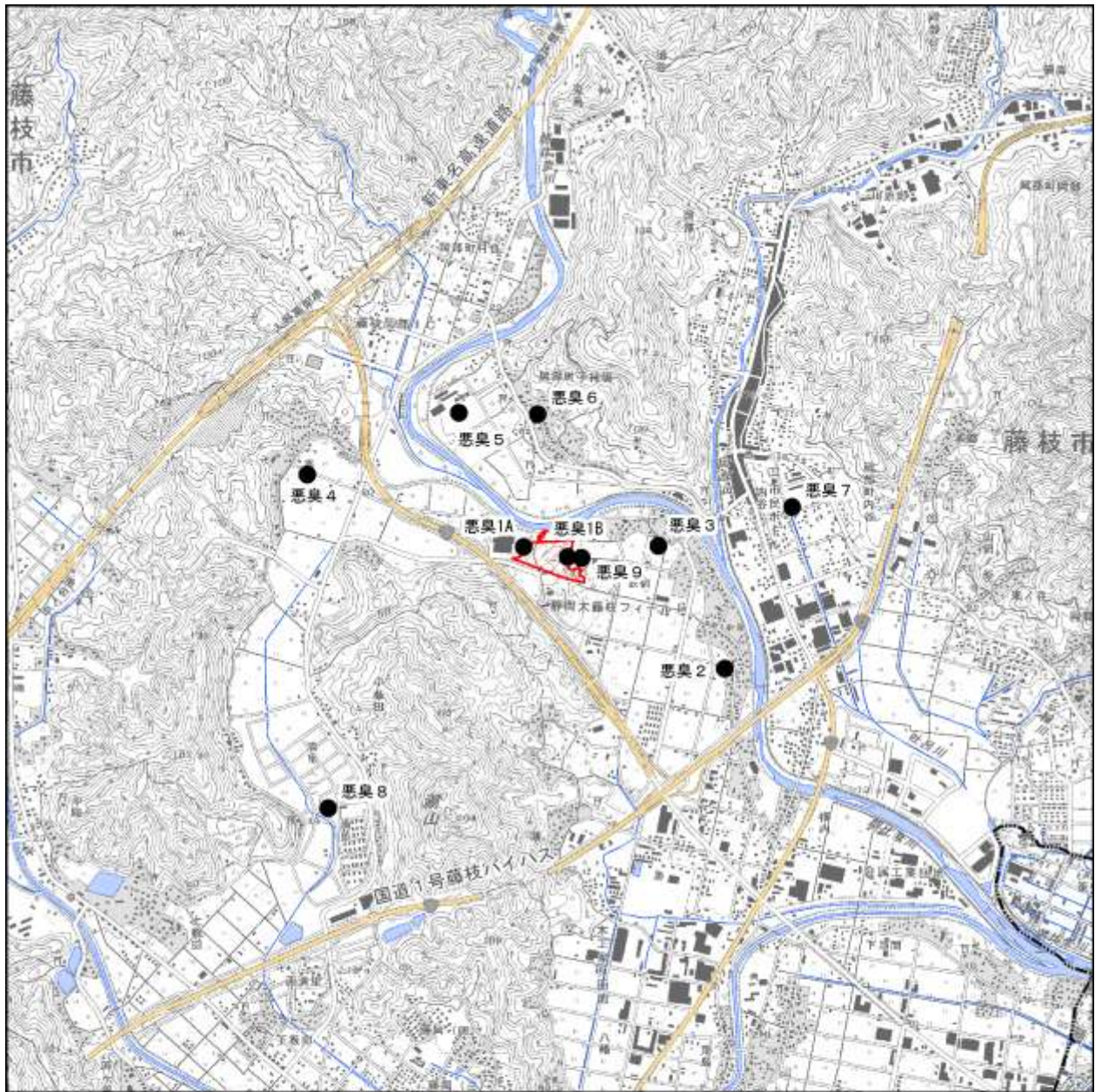
悪臭に係る現地調査地点を図 5.3 に示す。

表 5.7(2) 現地調査の内容

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
悪臭	臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年 9 月環境庁告示第 63 号)に規定される方法	事業予定地敷地境界 2 地点(風上側、風下側)、 周辺 8 地点	4 季 1 日 1 回
	特定悪臭物質	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年 5 月環境庁告示第 9 号)に定める方法		
	気象	風向、風速 気温、湿度 簡易の気温・湿度計及び風向・風速計を用いる方法。		

表 5.7(3) 現地調査地点の設定理由

調査項目	地点番号	地点名	測定項目	設定根拠
悪臭	1A	事業予定地 (風上側、風下側)	臭気指数、 特定悪臭物質、 気象	事業予定地における悪臭の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	1B			
	2	仮宿地区その 1		事業予定地の東南東側約 880m に位置する。東南東側地域の悪臭の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	3	仮宿地区その 2		事業予定地の東北東側約 500m に位置する。東北東側地域の気質及び地上気象の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	4	高田地区		事業予定地の西北西側約 1,090m に位置する。北西側地域の悪臭の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	5	岡部中学校		事業予定地の北北西側約 800m に位置する。岡部中学校における気質及び地上気象の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	6	子持坂地区		事業予定地の北側約 610m に位置する。北側地域の悪臭の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	7	内谷地区		事業予定地の東北東側約 1,050m に位置する。東北東側地域の悪臭の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	8	清里地区		事業予定地の南西側約 1,420m に位置する。南西側地域の悪臭の状況を把握するため、調査地点として選定する。
9	最寄りの人家付近	事業予定地の最寄りの住宅地付近である。住宅地の悪臭の状況を把握するため、調査地点として選定する。		



【凡例】

- 事業予定地
- 悪臭

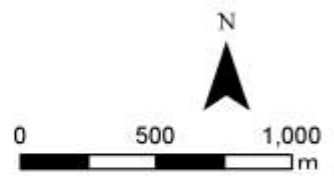


図 5.3 悪臭調査地点

イ 予測の手法

悪臭に関する予測の手法を表 5.7(4)に示す。

表 5.7(4) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働	臭気指数 (煙突排出ガスによる悪臭)	大気拡散式(ブルーム・パフ式等)により、定量的に算出する。ただし、地形を考慮したものとする。	最大着地濃度出現地点を含む、事業予定地の周辺	施設の稼働が定常となる時期
		臭気指数 (施設からの悪臭の漏洩)	類似事例の引用若しくは解析による定性的な予測。		

ウ 評価の手法

悪臭に関する評価の手法を表 5.7(5)に示す。

表 5.7(5) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働	臭気指数	<p>〔回避または低減に係る評価〕 対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で回避または低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。</p> <p>〔基準値等との整合性の検討〕 国、静岡県または藤枝市により、基準値や目標等が設定されている場合には、その基準値等と予測の結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。 臭気指数については、悪臭防止法に基づく規制基準と比較する。</p>

(5) 局地風

ア 調査の手法

局地風に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.8(1)に示す。

局地風については、原則として、局地風独自の現地調査を想定せず、大気質における気象調査結果を解析することで予測評価を行う。

表 5.8(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工作物の存在及び供用	施設が存在	局地風	地上気象（風向、風速）及び上層気象（気温、風向、風速）

イ 予測の手法

局地風に関する予測の手法を表 5.8(2)に示す。

なお、現況調査結果及び予測結果から、局地的な風況が周辺の大気質に影響する可能性がある場合は、大気質の予測においてその結果を考慮する。

表 5.8(2) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工作物の存在及び供用	施設が存在	局地的な強風現象の状況	理論的解析または類似事例等により予測	局地風の発生が予想される地域	供用後

ウ 評価の手法

局地風に関する評価の手法を表 5.8(3)に示す。

表 5.8(3) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工作物の存在及び供用	施設が存在	局地的な強風現象の状況	〔回避または低減に係る評価〕 対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で回避または低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

5.2.2 水環境

(1) 水質汚濁

ア 調査の手法

水質汚濁に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.9 (1) に示す。

表 5.9(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工事の実施	土工事等	生活環境項目等	pH、浮遊物質量 (SS)、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、指標項目 (水温、外観、透明度または透視度)、濁度、流量
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働	生活環境項目等	pH、生物化学的酸素要求量 (BOD)、溶存酸素量 (DO)、浮遊物質量 (SS)、大腸菌群数、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、指標項目 (水温、外観、透明度または透視度)、ダイオキシン類、流量

水質汚濁に係る現地調査の内容を表 5.9(2) に、その設定理由を表 5.9(3) に示す。

水質汚濁に係る現地調査地点を図 5.4 に示す。

表 5.9(2) 現地調査の内容

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
水質汚濁	生活環境項目	「水質汚濁に係る環境基準について (昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号)」に規定される方法。	事業予定地周辺 3 河川のそれぞれを代表する 1 地点 (高田大溝川、法ノ川、朝比奈川)	4 季 1 日 1 回
	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素			
	指標項目			
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁 (水底の底質汚染を含む。) 及び土壌汚染に係る環境基準 (平成 11 年 12 月環境庁告示第 68 号)」に規定される方法		
	流量	流速計を用いる方法または浮子法、容器法による方法		
	濁度	日本工業規格に定める方法またはその他適切な方法		
	降雨時調査 (浮遊物質量、濁度、流量)	「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和 46 年、環境庁告示第 59 号) に規定される方法。 流速計を用いる方法または浮子法、容器法による方法		
土壌沈降試験	土壌を採取し、水とともに攪拌した後、経時の浮遊物質濃度を調査する方法。	事業予定地内 4 地点	1 回	

表 5.9(3) 現地調査地点の設定理由

調査項目	地点番号	地点名	測定項目	設定根拠
水質	1	高田大溝川	生活環境項目、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、指標項目、ダイオキシン類、濁度、流量 [降雨時] 浮遊物質質量、濁度、流量	工事中の濁水、生活排水の排出先として可能性のある河川における現況の水質の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	2	朝比奈川		
	3	法ノ川		
土壌沈降試験	A	事業予定地北西	土壌沈降試験	事業予定地の土壌の性状を把握するため、調査地点として選定する。
	B	事業予定地北東		
	C	事業予定地南東		
	D	事業予定地南西		

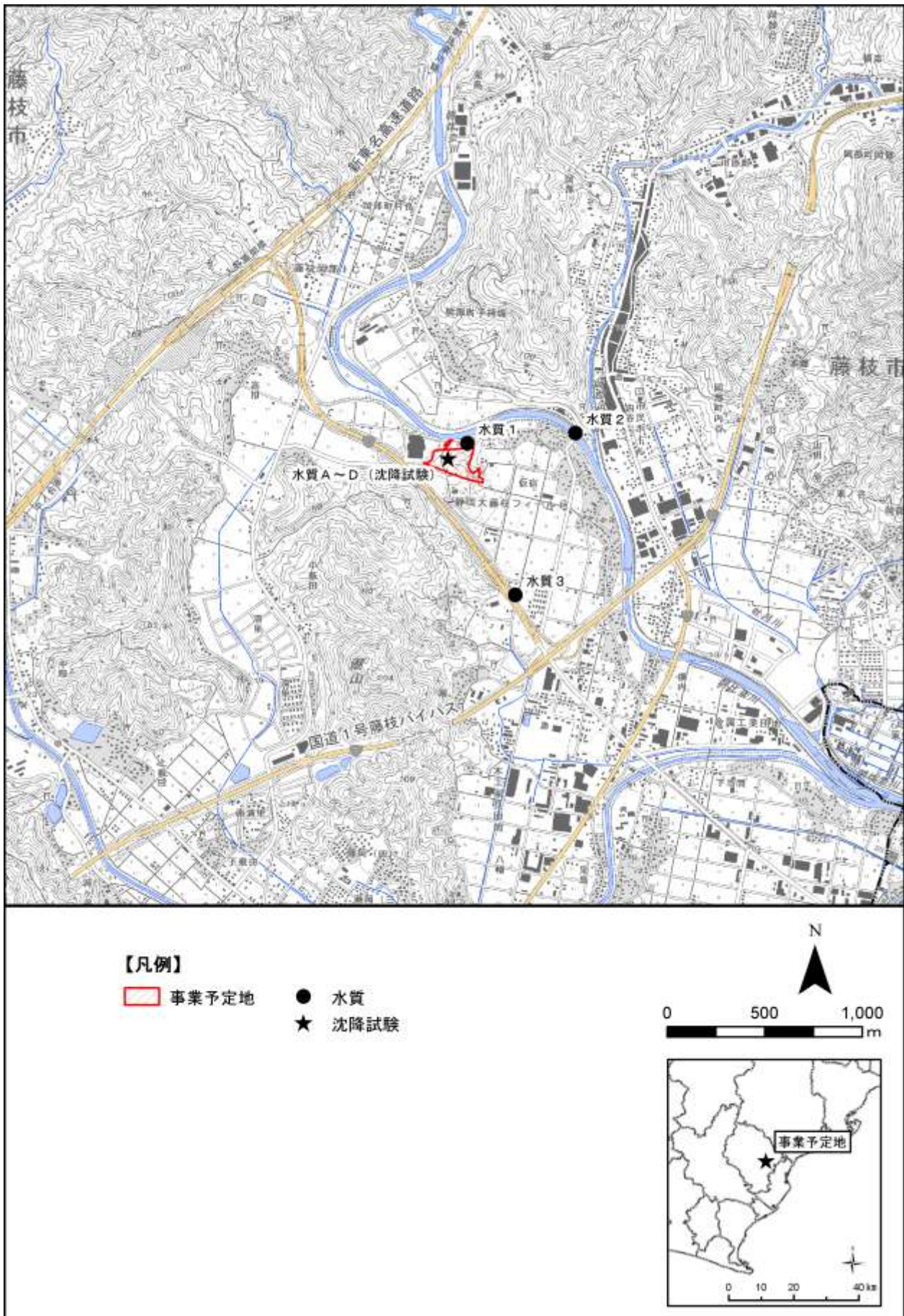


図 5.4 水質汚濁調査地点

イ 予測の手法

水質汚濁に関する予測の手法を表 5.9(4) に示す。

表 5.9(4) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工事の実施	土工事等	水素イオン濃度 (pH)	事例の引用または解析により、定性的に予測する。	コンクリート打設工事に伴うアルカリ排水等の流入する水域	土地の造成に伴うアルカリ排水の影響が最大となる時期
		浮遊物質 (SS)	事例の引用または解析により、定性的に予測する。	土地の造成に伴う濁水等の流入する水域	土地の造成に伴う濁水の影響が最大となる時期

ウ 評価の手法

水質汚濁に関する評価の手法を表 5.9(5) に示す。

表 5.9(5) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工事の実施	土工事等	水素イオン濃度 (pH)	<p>〔回避または低減に係る評価〕</p> <p>対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で回避または低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。</p> <p>〔基準値等との整合性の検討〕</p> <p>国、静岡県または藤枝市により、基準値や目標等が設定されている場合には、その基準値等と予測の結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。</p> <p>水素イオン濃度 (pH)、浮遊物質 (SS) については、水質に係る環境基準と比較する。</p>
		浮遊物質 (SS)	

(2) 地下水汚染

ア 調査の手法

水質に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.10 (1) に示す。

表 5.10(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働	環境基準項目、水道水質基準項目等	環境基準項目（カドミウム等 28 項目）、水道水質基準項目（一般細菌等 51 項目）、地下水に係る指標項目（水温、外観、透視度、塩素イオン、炭酸水素イオン、イオン構成、電気伝導率）、地下水位

地下水汚染に係る現地調査の内容を表 5.10(2)に、その設定理由を表 5.9(3)に示す。

表 5.10(2) 現地調査の内容

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
地下水汚染	環境基準項目（カドミウム等 28 項目）	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第 10 号）」に規定される方法	事業予定地及び仮宿地区の観測井戸（ボーリング孔 2 地点）	2 季（夏季・冬季）
	水道水質基準項目（一般細菌等 51 項目）	「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）」に規定される方法		2 季（夏季・冬季）
	地下水に係る指標項目	日本工業規格に定める方法またはその他適切な方法		2 季（夏季・冬季）
	地下水位	水位測定器による測定		1 年間（連続測定）

表 5.10(3) 現地調査地点の設定理由

調査項目	地点番号	地点名	測定項目	設定根拠
地下水汚染	1	事業予定地	環境基準項目、水道水質基準項目、地下水に係る指標項目、地下水位	事業予定地及び仮宿地区における地下水の状況を把握するため、調査地点として設定する。
	2	仮宿地区		

イ 予測の手法

地下水汚染に関する予測の手法を表 5.10(4)に示す。

表 5.10(4) 予測手法

影響要因の区分	予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働	類似の事例を参考にする方法	事業予定地周辺	事業活動が定常状態となる時期

ウ 評価の手法

地下水汚染に関する評価の手法を表 5.10(5)に示す。

表 5.10(5) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働	環境基準項目	<p>〔回避または低減に係る評価〕 対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で回避または低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。</p> <p>〔基準値等との整合性の検討〕 国、静岡県または藤枝市により、基準値や目標等が設定されている場合には、その基準値等と予測の結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。 環境基準項目については、地下水の水質汚濁に係る環境基準と比較する。</p>

5.2.3 土壤環境

(1) 土壤汚染

ア 調査の手法

土壤汚染に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.11(1) に示す。

表 5.11(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働	環境基準項目	環境基準項目、ダイオキシン類

土壤汚染に係る現地調査の内容を表 5.11(2)に、その設定理由を表 5.11(3)に示す。

土壤汚染に係る現地調査地点を図 5.5 に示す。

表 5.11(2) 現地調査の内容

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
土壤汚染	環境基準項目	「土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）」に規定される方法	事業予定地1地点、周辺8地点	1回
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル（平成21年3月環境省水・大気環境局土壤環境課）」に規定される方法		

表 5.11(3) 現地調査地点の設定理由

調査項目	地点番号	地点名	測定項目	設定根拠
土壌汚染	1	事業予定地	環境基準項目、ダイオキシン類	事業予定地における土壌汚染の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	2	仮宿地区その1		事業予定地の東南東側約 880m に位置する。東南東側地域の土壌汚染の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	3	仮宿地区その2		事業予定地の東北東側約 500m に位置する。東北東側地域の土壌汚染の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	4	高田地区		事業予定地の西北西側約 1,090m に位置する。北西側地域の土壌汚染の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	5	岡部中学校		事業予定地の北北西側約 800m に位置する。岡部中学校における大気質及び地上気象の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	6	子持坂地区		事業予定地の北側約 610m に位置する。北側地域の土壌汚染の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	7	内谷地区		事業予定地の東北東側約 1,050m に位置する。東北東側地域の土壌汚染の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	8	清里地区		事業予定地の南西側約 1,420m に位置する。南西側地域の土壌汚染の状況を把握するため、調査地点として選定する。
	9	最寄りの人家付近		事業予定地の最寄りの住宅地付近である。住宅地の土壌汚染の状況を把握するため、調査地点として選定する。

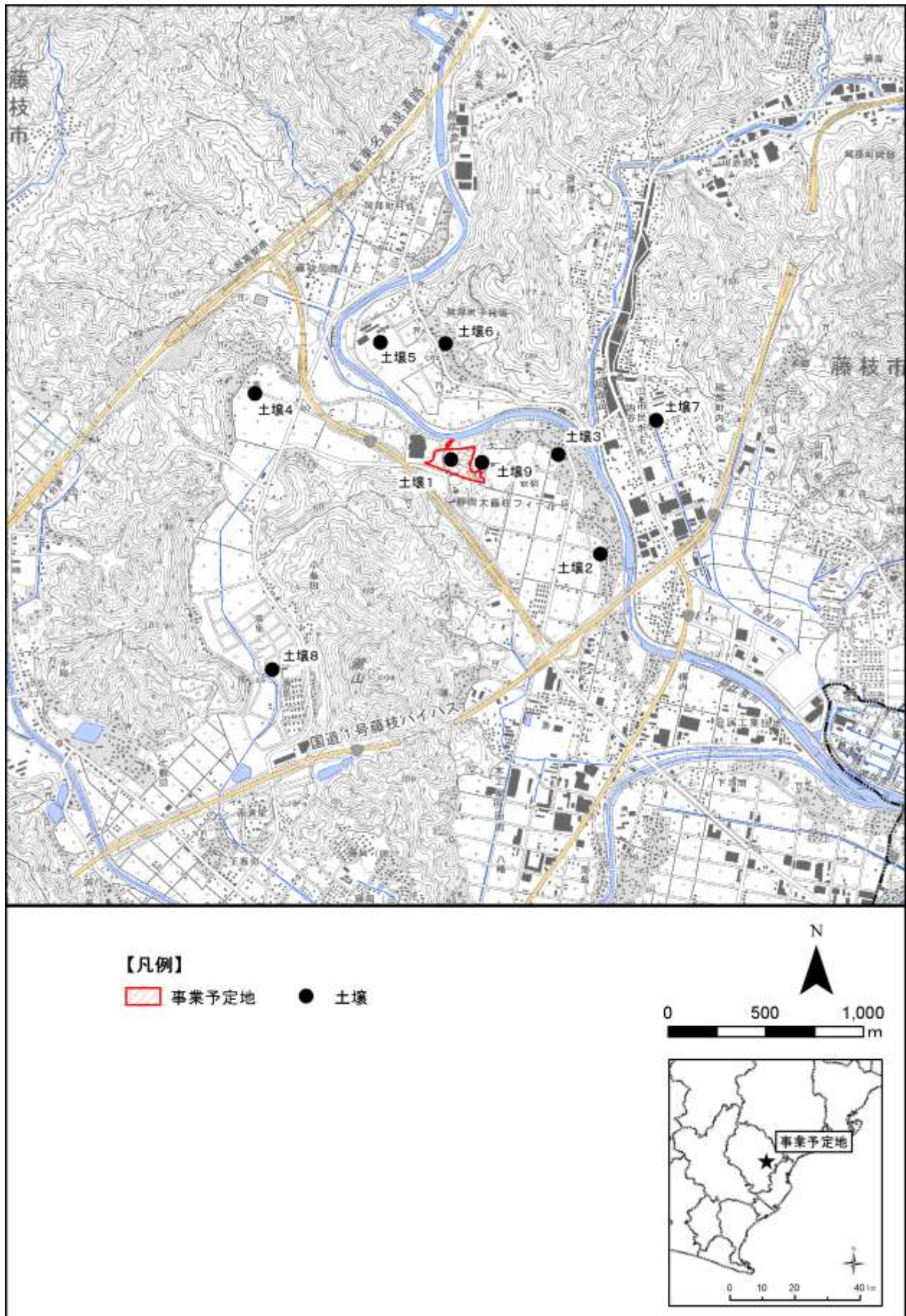


图 5.5 土壤污染調査地点

イ 予測の手法

土壌に関する予測の手法を表 5.11(4)に示す。

表 5.11(4) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働	ダイオキシン類	大気質予測結果に基づく年間降下量、年間蓄積量の予測	事業予定地周辺	事業活動が定常状態となる時期

ウ 評価の手法

土壌に関する評価の手法を表 5.11(5)に示す。

表 5.11(5) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働	ダイオキシン類	<p>〔回避または低減に係る評価〕 対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で回避または低減され、若しくはその他の方法により、環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。</p> <p>〔基準値等との整合性の検討〕 国、静岡県または藤枝市により、基準値や目標等が設定されている場合には、その基準値等と予測の結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。 ダイオキシン類については、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準と比較する</p>

5.2.4 地形及び地質

(1) 土地の安定性

ア 調査の手法

土地の安定性に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.12(1)に示す。

表 5.12(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工事の実施	土工事等	傾斜地及び盛土の崩壊	地形・地質の状況

土地の安定性に係る現地調査の内容を表 5.12(2)に示す。

表 5.12(2) 現地調査の内容

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
土地の安定性	地形・地質の状況	現地踏査または既存資料の収集、整理及び解析	地形及び地質の状況を踏まえて、土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業予定地を含む周辺地域	地形・地質の状況を適切に把握できる時期

イ 予測の手法

土地の安定性に関する予測の手法を表 5.12(3)に示す。

表 5.12(3) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工事の実施	土工事等	地形・地質の状況	類似の事例を参考にする方法	事業予定地周辺	地形・地質の状況を適切に把握できる時期

ウ 評価の手法

土地の安定性に関する評価の手法を表 5.12(4)に示す。

表 5.12(4) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工事の実施	土工事等	地形・地質の状況	〔回避または低減に係る評価〕 対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で回避または低減され、若しくはその他の方法により、環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

(2) 地盤沈下

ア 調査の手法

地盤沈下に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.13(1)に示す。

表 5.13(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働	地盤沈下	地盤沈下の状況 地形・地質の状況

地盤沈下に係る現地調査の内容を表 5.13(2)に示す。

表 5.13(2) 現地調査の内容

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
地盤沈下	地盤沈下の状況 地形・地質の状況	現地踏査または既存資料の収集、整理及び解析	地形及び地質の状況を踏まえて、地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業予定地を含む周辺地域	地形・地質の状況を適切に把握できる時期

イ 予測の手法

地盤沈下に関する予測の手法を表 5.13(3)に示す。

表 5.13(3) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働	地盤沈下の地域及び沈下量	類似の事例を参考にする方法	事業予定地周辺	地形・地質の状況を適切に把握できる時期

ウ 評価の手法

地盤沈下に関する評価の手法を表 5.13(4)に示す。

表 5.13(4) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働	地盤沈下の地域及び沈下量	〔回避または低減に係る評価〕 対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で回避または低減され、若しくはその他の方法により、環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

(3) 地下水の変化

ア 調査の手法

地下水の変化に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.14(1)に示す。

表 5.14(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工事の実施	土工事等	地下水位及び湧水量の変化	地形・地質の状況、地下水位、地下水の利用状況
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働		

地下水の変化に係る現地調査の内容を表 5.14(2)に示す。

表 5.14(2) 現地調査内容

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
地下水位の低下	地形・地質の状況 井戸水利用の状況 (利用目的、取水 深さ等)	現地踏査または既存資料 の収集、整理及び解析	地形及び地質の状況を踏まえて、地下水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業予定地を含む周辺地域	地形・地質の状況を適切に把握できる時期
	地下水位	水位測定機による測定	事業予定地及び仮宿地区の観測井戸（ボーリング孔2地点）	1年間（連続測定）

イ 予測の手法

地下水の変化に関する予測の手法を表 5.14(3)に示す。

表 5.14(3) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工事の実施	土工事等	地下水位	類似の事例を参考にする方法	事業予定地周辺	地下水位の状況を適切に把握できる時期
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働				

ウ 評価の手法

地下水の変化に関する評価の手法を表 5.14(4)に示す。

表 5.14(4) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工事の実施	土工事等	地下水位	〔回避または低減に係る評価〕 対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で回避または低減され、若しくはその他の方法により、環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働		

5.2.5 動物・植物・生態系

(1) 動物

ア 調査の手法

動物に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.15(1)に示す。

表 5.15(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工事の実施	土工事等	動物の生息環境の改変、生息状況への影響	哺乳類、鳥類、希少猛禽類、は虫類、両生類、昆虫類、淡水魚類、底生動物、陸・淡水産貝類
工作物の存在及び供用	施設の存在	動物生活様式や行動様式への影響	

動物に係る現地調査の内容を表 5.15(2)～(3)に示す。

動物調査は、哺乳類、鳥類（希少猛禽類含む）、は虫類・両生類、昆虫類、淡水魚類、底生動物及び陸・淡水産貝類を対象とし、調査範囲の生物目録としてまとめる。現地調査の際には、静岡県レッドデータブック掲載種等の確認に努め、その生息が確認された場合、その個体数及び分布状況を記録し、あわせて個体および生息環境等の写真撮影を可能な限り行う。また、それぞれの繁殖期、産卵期及び成長期等を考慮し、現地調査による生息環境への攪乱、過度な調査圧が及ばないように、調査の際には細心の注意を払う。

その他、昆虫類等の標本を必要に応じて作成し、種の同定根拠となる資料を作成・整理する。なかでも、「静岡県野生生物目録（2005年）」に記載されていない種類が見つかった場合には、後日の検証のために可能な限り標本作成、または写真撮影を行う。

現地調査の日程・調査員数等については、事前に専門家等へヒアリングを行い、その意見を反映した上で、適切かつ十分な調査を実施する。

調査範囲は、事業の実施により、それぞれの動物に影響を及ぼすと予想される地域に設定する。

動物に係る調査範囲を図 5.6(1)～(3)に示す。

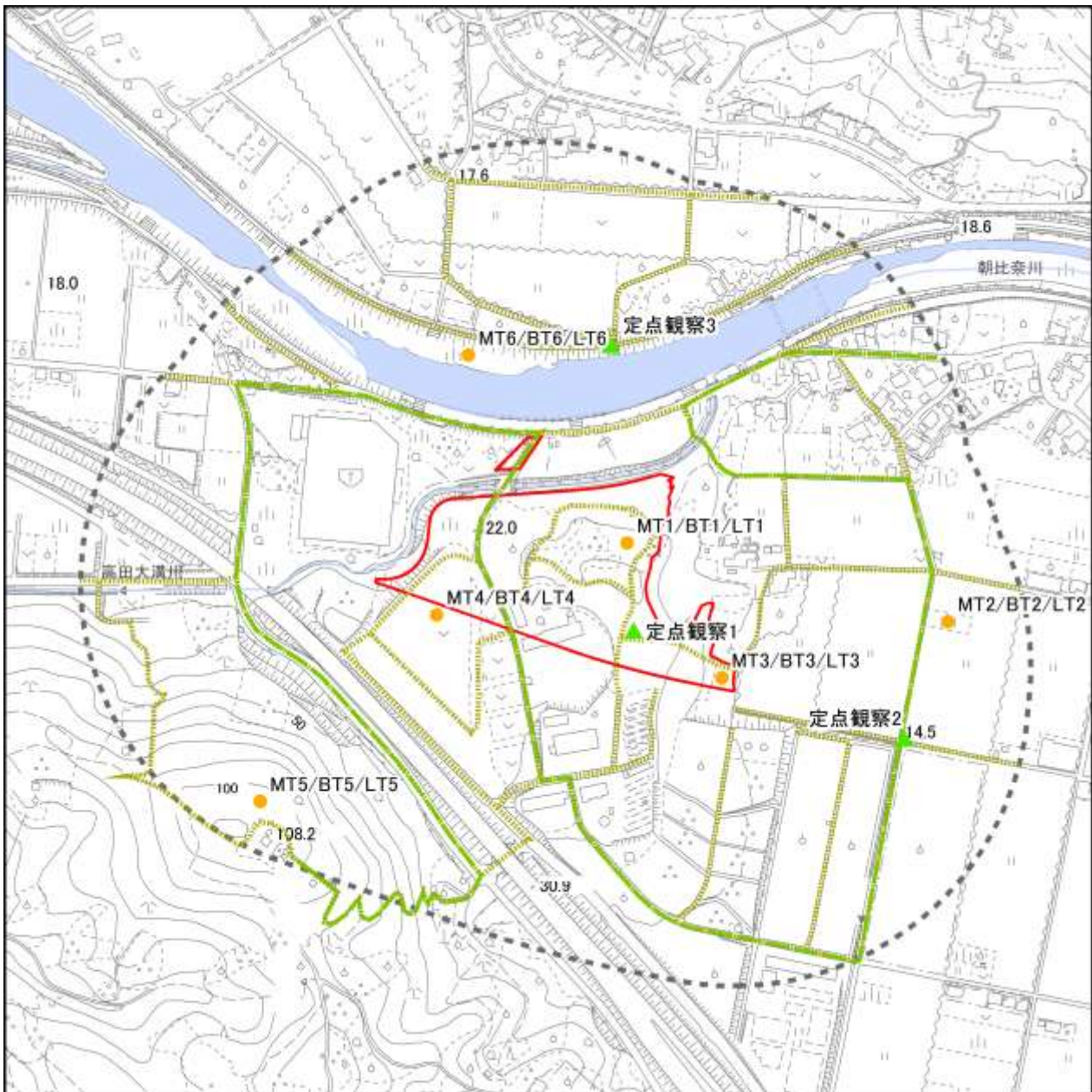
表 5.15 (2) 現地調査内容

環境要素	調査項目	調査方法	調査範囲	調査回数・時期等
生息環境の改変、生育状況への影響	哺乳類	直接観察	希少猛禽類を除く、動物については事業予定地及び周辺 250m 程度の範囲とし、水域については周辺河川流域（高田大溝川、法ノ川、朝比奈川）を含めた範囲を基本とする。 希少猛禽類について、サシバは事業予定地から周辺 1km、オオタカは周辺 3km の範囲とする。	表 5.15 (3) 参照
		フィールドサイン法		
		トラップ法		
		コウモリ類調査		
	鳥類 (希少猛禽類以外)	ラインセンサス法		
		任意観察		
	希少猛禽類	営巣場所の確認調査		
		繁殖状況調査ほか（但し、営巣確認時に限る）		
	は虫類・両生類	直接観察		
		任意採取		
	昆虫類	直接観察		
		任意採集		
		ライトトラップ		
		ベイトトラップ		
淡水魚類	任意採集			
底生動物	定性採集、定量採集			
陸・淡水産貝類	任意採集			

表 5.15 (3) 調査頻度・時期

調査項目	調査方法	調査頻度・時期等
哺乳類	直接観察	春季、夏季、秋季、冬季（4季）
	フィールドサイン法	
	トラップ法	
	コウモリ類調査	
鳥類（希少猛禽類除く）	ラインセンサス法	春季、初夏、夏季、秋季、冬季（5季）
	任意観察	
希少猛禽類	営巣場所の確認調査	1.5 繁殖期の各回概ね連続 4 日間程度（サシバ対象では連続 2 日間程度） 第 1 繁殖期 ^注 （1～8 月各 1 回）、第 2 繁殖期（1～8 月各 1 回。なお、第 2 繁殖期の調査は第 1 繁殖期調査の結果を踏まえて実施する。）
	繁殖状況調査	繁殖期に月 2 回で最大 8 回（但し、営巣が確認された場合に限る）
	行動圏調査	繁殖期に 2 回の最大 4 日間（但し、営巣が確認された場合に限る）
	自然環境調査	非繁殖期に適宜（但し、営巣が確認された場合に限る）
	社会環境調査	非繁殖期に適宜（但し、営巣が確認された場合に限る）
は虫類・両生類	直接観察	早春季、春季、夏季、秋季（4季）
	任意採取	
昆虫類	直接観察	春季、初夏、夏季、秋季（4季）
	任意採集	
	ライトトラップ	
	ベイトトラップ	
淡水魚類	任意採集	春季、夏季、秋季（3季）
底生動物	定性採集、定量採集	早春季、春季、夏季（3季）
陸・淡水産貝類	任意採集	春季、秋季（2季）

注) 第 1 繁殖期調査は、環境影響評価に先行して別途調査を実施。



【凡例】

- 事業予定地
- 調査範囲(周辺250m)
- 哺乳類(マウストラップ)・昆虫類(バイトラップ・ライトトラップ)
- ▲ 鳥類(定点観察)
- 鳥類(ラインセンサス)
- 動植物全般(踏査ルート)

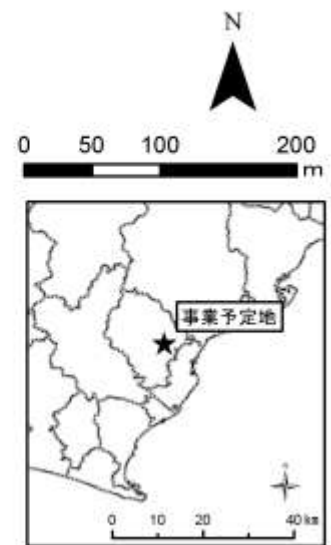
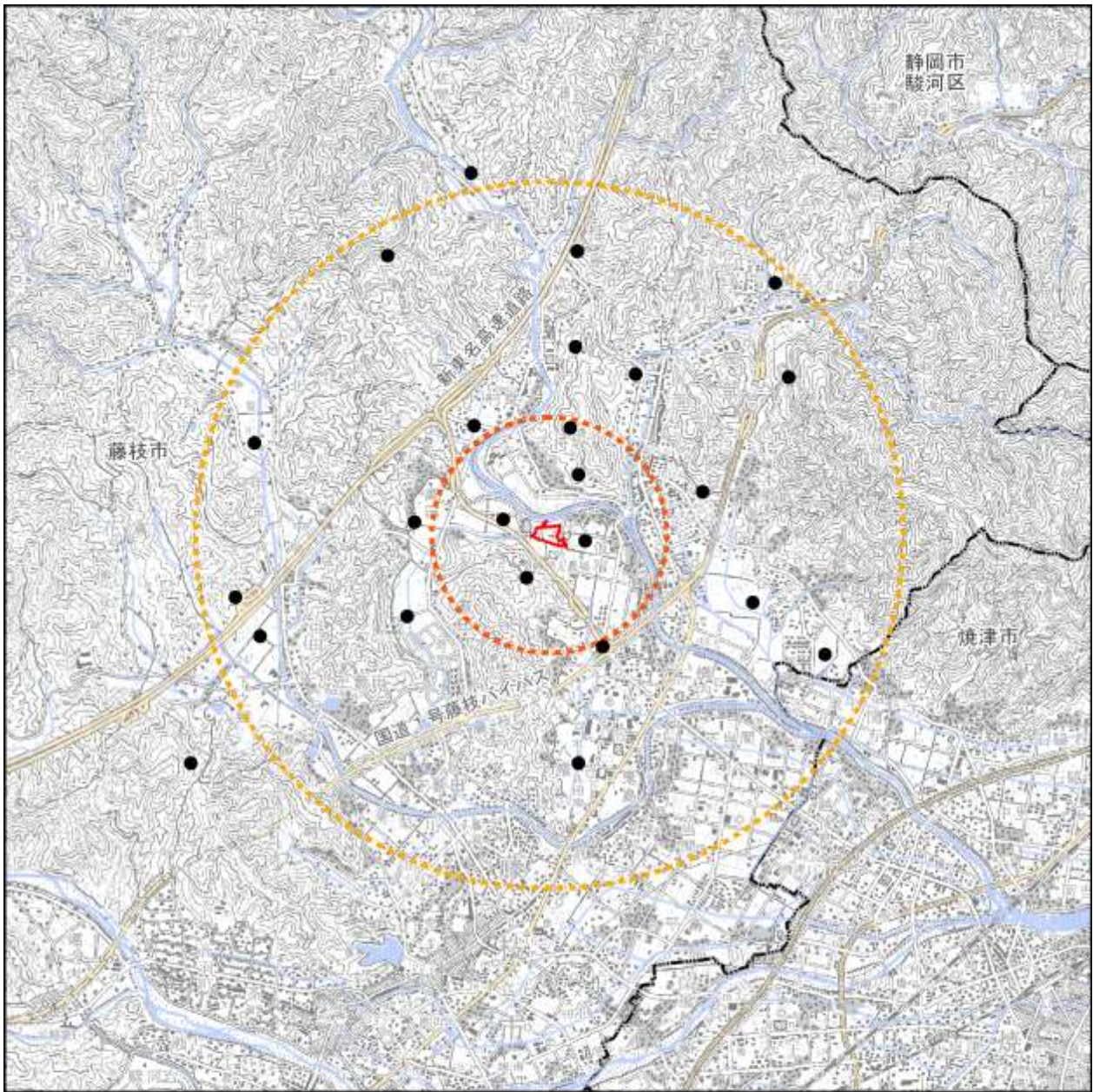


図 5.6(1) 動物(植物・生態系)調査範囲



【凡例】

- 事業予定地
- 希少猛禽類(オオタカ:周辺3km)
- 希少猛禽類(サシバ:周辺1km)
- 調査定点(第1繁殖期調査)

※調査定点は、調査時の希少猛禽類の出現状況等によって、調査定点間を移動できる移動定点とする。

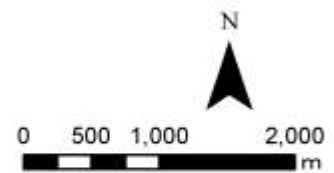


図 5.6(2) 動物(植物・生態系)調査範囲

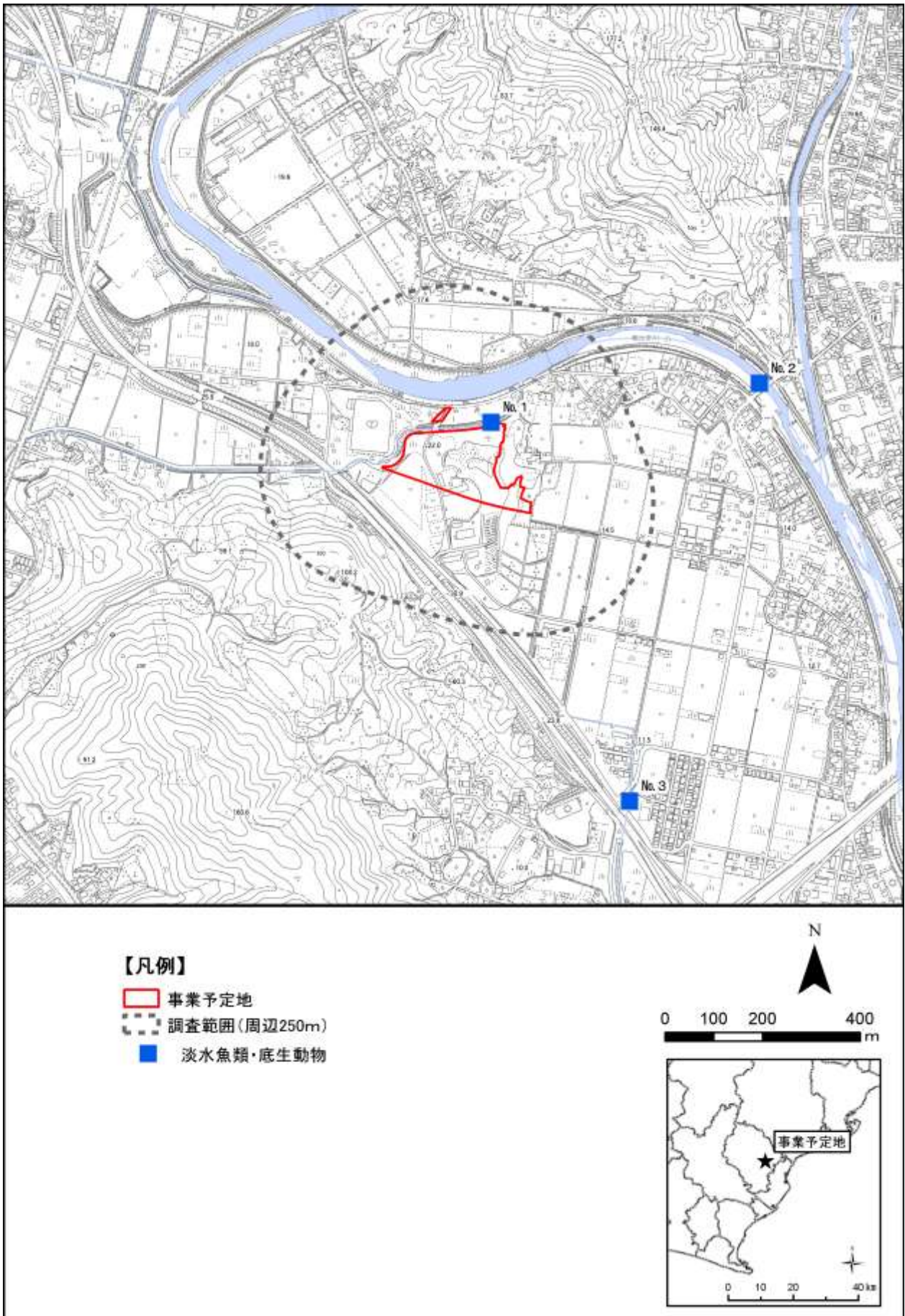


図 5.6(3) 動物（植物・生態系）調査範囲

イ 予測の手法

動物に関する予測の手法を表 5.15(4)に示す。

表 5.15(4) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工事の実施	土工事等	動物相 注目すべき種及び 個体群	直接的・間接的影響による変化の程度、または消滅の有無について、対象事業計画との重ね合わせ、類似事例等により予測	調査地域に準じる	工事中及び 供用後
工作物の存在 及び供用	施設が存在				

ウ 評価の手法

動物に関する評価の手法を表 5.15(5)に示す。

表 5.15(5) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工事の実施	土工事等	動物相 注目すべき種及び 個体群	動物相、注目すべき種及び個体群に係る環境影響が実行可能な範囲で回避、または低減されているか否かを評価する。
工作物の存在 及び供用	施設が存在		

(2) 植 物

ア 調査の手法

植物に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.16(1)に示す。

表 5.16(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工事の実施	土工事等	植生の改変、注目すべき 個体、種及び群落の消失	植物相、植生、注目すべき個体、種及 び群落
工作物の存在 及び供用	施設が存在	注目すべき個体、種及び 群落への影響	

また、植物に係る現地調査の内容を表 5.16(2)に示す。

植物調査は、シダ植物以上の維管束植物を対象とし、調査範囲の生物目録としてまとめる。現地調査の際には、静岡県レッドデータブック掲載種等の確認に努め、その生育が確認された場合、その個体数及び分布状況を記録し、あわせて個体および生育環境等の写真撮影を行う。また、現地調査による生育環境への攪乱、過度な調査圧が及ばないように、調査の際には細心の注意を払う。

その他、植物のさく葉標本を必要に応じて作成し、種の同定根拠となる資料を作成・整理する。なかでも、「静岡県野生生物目録（2005年）」に記載されていない種類が見つかった場合には、後日の検証のために可能な限り標本を作成する。

現地調査の日程・調査員数等については、事前に専門家等へヒアリングを行い、その意見を反映した上で、適切かつ十分な調査を実施する。

調査範囲は、生態系として環境影響予測を実施できるように、動物に影響を及ぼすと予想される地域と同一とした。

調査範囲は、前出の図 5.6 に示すとおりである。

表 5.16(2) 現地調査内容

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
植生の改変、注目 すべき個体、種及 び個体群の消失ま たは個体、種及び 個体群への影響	植物相	直接観察	事業予定地及び周辺 250m 程度の範囲と する	4 季（早春季・春季・ 夏季・秋季）
	植生	植物社会学的手法 現存植生図作成		2 季（夏季・秋季）
	注目すべき個体、 種及び群落	注目すべき個体、種及び 群落が確認された場合 に、生育地の環境条件の 確認		4 季（早春季・春季・ 夏季・秋季）

イ 予測の手法

植物に関する予測の手法を表 5.16(3)に示す。

表 5.16(3) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工事の実施	土工事等	植物相、 植生、 注目すべき個体、 種及び群落	直接的・間接的影響 による変化の程度、 または消滅の有無 について、対象事業 計画との重ね合わ せ、類似事例等によ り予測	調査地域に準じ る	工事中及び 供用後
工作物の存在 及び供用	施設が存在				

ウ 評価の手法

植物に関する評価の手法を表 5.16(4)に示す。

表 5.16(4) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工事の実施	土工事等	植物相、植生、 注目すべき個体、種 及び群落	植物に係る環境影響が実行可能な範囲で回避または 低減されているか否かを評価する。
工作物の存在 及び供用	施設が存在		

(3) 生態系

ア 調査の手法

生態系に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.17(1)に示す。

生態系については、原則として、生態系独自の現地調査を想定せず、動物及び植物の調査結果を解析することで予測評価を行う。

表 5.17(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工事の実施	土工事等	生息環境の改変、生息状況への影響	動物、植物の確認時に、その生息条件、周辺環境の状況をあわせて行う。
工作物の存在及び供用	施設の存在	生活様式や行動様式への影響	

イ 予測の手法

生態系に関する予測の手法を表 5.17(2)に示す。

表 5.17(2) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工事の実施	土工事等	指標種	直接的・間接的影響による変化の程度、または消滅の有無について、対象事業計画との重ね合わせ、類似事例等により予測	調査地域に準じる	工事中及び供用後
工作物の存在及び供用	施設の存在				

ウ 評価の手法

生態系に関する評価の手法を表 5.17(3)に示す。

表 5.17(3) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工事の実施	土工事等	指標種	地域生態系の指標種に係る環境影響が実行可能な範囲で回避、または低減されているか否かを評価する。
工作物の存在及び供用	施設の存在		

5.2.6 景観

(1) 景観

ア 調査の手法

景観に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.18(1)に示す。

表 5.18(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工作物の存在及び供用	施設が存在	景観の構成要素、地域景観の特性、可視領域、圧迫感等	景観資源及び構成要素主要な景観

景観に係る現地調査の内容を表 5.18(2)に、その設定理由を表 5.18(3)に示す。

景観に係る現地調査地点を図 5.7 に示す。

表 5.18(2) 現地調査の内容

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
景観	主要な眺望点の状況	眺望点の位置、標高、事業予定地からの距離、利用状況、眺望特性について、既存資料及び現地確認により整理する。	既存資料調査で得られた主要な眺望点等	1回
	主要な眺望景観の状況	主要な眺望点から眺望する景観の状況について、写真撮影により把握する。	事業予定地周辺の主要な眺望点7地点	2回(夏季・冬季)

表 5.18(3) 現地調査地点の設定理由

調査項目	地点番号	地点名	調査項目	設定根拠
主要な眺望景観の状況	1	仮宿ふれあい広場	眺望点から眺望する景観の状況	不特定多数の人が利用し、事業予定地を含む眺望が得られる地点を選定した。
	2	朝日山展望台		
	3	高田地区		
	4	朝比奈川河川敷		
	5	子持坂地区1		
	6	子持坂地区2		
	7	里山の道展望台		

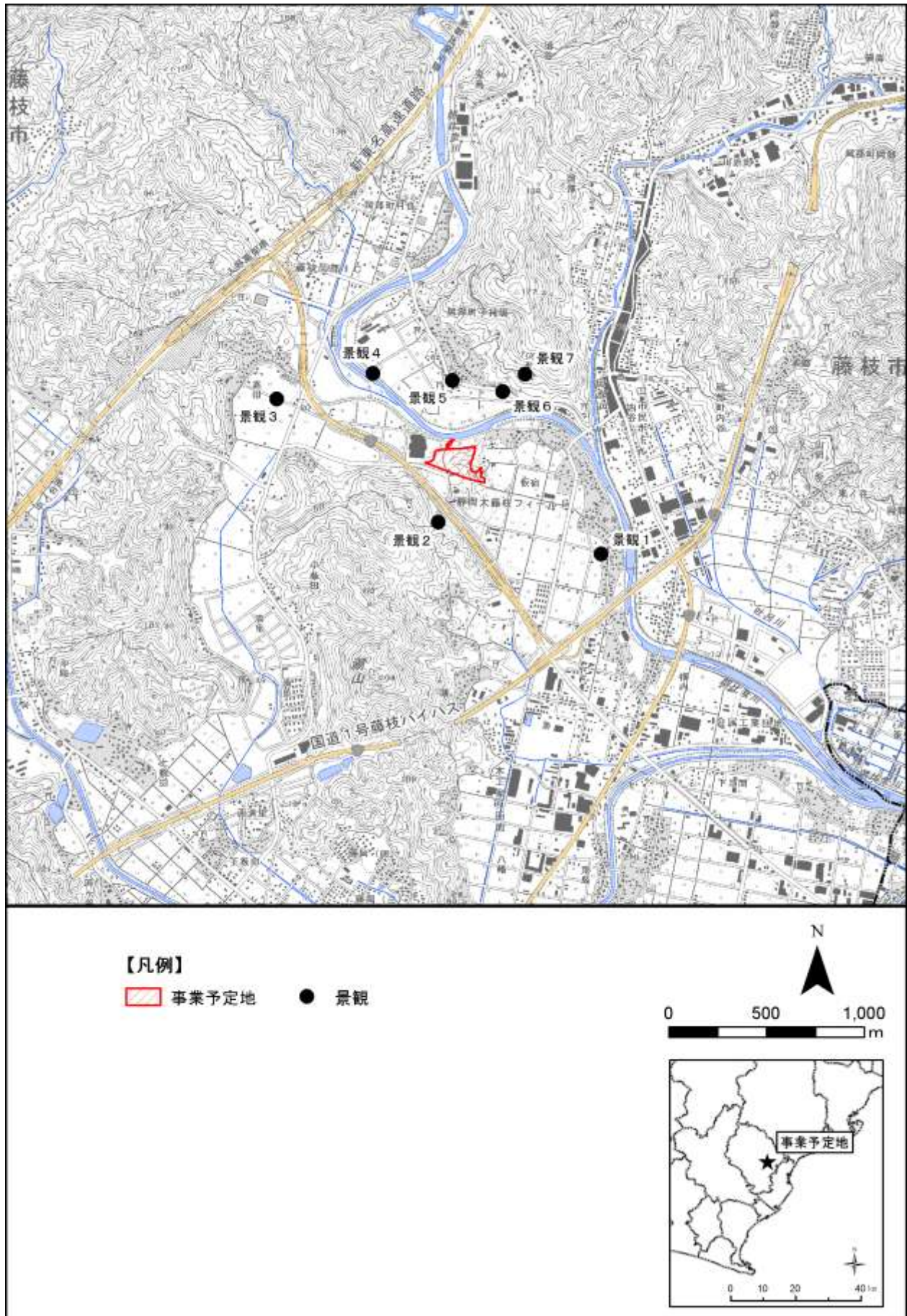


図 5.7 景観調査地点

イ 予測の手法

景観に関する予測の手法を表 5.18(4)に示す。

表 5.18(4) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工作物の存在及び供用	施設の存在	眺望景観の状況	フォトモンタージュ法等による定性的予測	主要眺望地点	環境影響を的確に把握できる時期

ウ 評価の手法

景観に関する評価の手法を表 5.18(5)に示す。

表 5.18(5) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工作物の存在及び供用	施設の存在	眺望景観の状況	〔回避または低減に係る評価〕 対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲で回避または低減され、若しくはその他の方法により、環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

5.2.7 廃棄物

(1) 廃棄物

ア 調査の手法

廃棄物に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.19(1)に示す。

表 5.19(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工事の実施	土工事等	廃棄物の種類及び発生量、リサイクルの状況	建設廃棄物等の種類及び量、並びにリサイクルの状況
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働		焼却施設の稼働に伴う廃棄物の種類及び量ならびにリサイクルの状況

イ 予測の手法

廃棄物に関する予測の手法を表 5.19(2)に示す。

表 5.19(2) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工事の実施	土工事等	建設廃棄物等の発生量	工事計画を基に、建設廃棄物等の種類とその発生量を算出する。また、再利用及び処分の方法と、その量を整理し、把握する。	事業予定地	工事期間のうち、建設廃棄物等の発生する期間
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働	一般廃棄物、産業廃棄物の発生量	事業計画を基に、廃棄物の種類ごとに排出量を予測する。	事業予定地	供用後

ウ 評価の手法

廃棄物に関する評価の手法を表 5.19(3)に示す。

表 5.19(3) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工事の実施	土工事等	建設廃棄物等の発生量	〔回避または低減に係る評価〕 対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で回避または低減され、若しくはその他の方法により、環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。
工作物の存在及び供用	焼却施設の稼働	一般廃棄物、産業廃棄物の発生量	

5.2.8 地球環境

(1) 温室効果ガス

ア 調査の手法

温室効果ガスに係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.20(1)に示す。

表 5.20(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工事の実施	建設機械の稼働	温室効果ガス	建設機械の稼働、資材等の運搬、廃棄物運搬車両の走行及び焼却施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量
	資材等の運搬		
工作物の存在及び供用	廃棄物運搬車両の走行		
	焼却施設の稼働		

イ 予測の手法

温室効果ガスに関する予測の手法を表 5.20(2)に示す。

表 5.20(2) 予測手法

影響要因の区分	予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工事の実施	建設機械の稼働	事業計画を基に、温室効果ガスの種類ごとに排出量を予測する	事業予定地周辺	工事中
	資材等の運搬			
工作物の存在及び供用	廃棄物運搬車両の走行		事業予定地及びごみ収集範囲	供用後
	焼却施設の稼働		事業予定地周辺	

ウ 評価の手法

温室効果ガスに関する評価の手法を表 5.20(3)に示す。

表 5.20(3) 評価手法

影響要因の区分	評価項目	評価手法
工作物の存在及び供用	廃棄物運搬車両の走行	〔回避または低減に係る評価〕 対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で回避または低減され、若しくはその他の方法により、環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。
	焼却施設の稼働	

5.2.9 その他

(1) 日照障害

ア 調査の手法

日照障害に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.21(1)に示す。

表 5.21(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工作物の存在及び供用	施設が存在	地形の状況、周辺工作物等による日影の状況等	地形の状況、土地利用の状況

イ 予測の手法

日照障害に関する予測の手法を表 5.21(2)に示す。

表 5.21(2) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工作物の存在及び供用	施設が存在	日影の状況	時刻別日影図及び等時間日影図の作成による	土地利用の状況及び地形の状況を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがある地域	施設の設置が完了した時期の冬至日

ウ 評価の手法

日照障害に関する評価の手法を表 5.21(3)に示す。

表 5.21(3) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工作物の存在及び供用	施設が存在	日影の状況	〔回避または低減に係る評価〕 対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で回避または低減され、若しくはその他の方法により、環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

(2) 電波障害

ア 調査の手法

電波障害に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.22(1)に示す。

表 5.22(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工作物の存在及び供用	施設が存在	テレビジョン放送の受信状況、テレビジョン放送電波状況	テレビジョン電波の発信状況及び受信状況

電波障害に係る現地調査内容を表 5.22(2)に示す。

表 5.22(2) 現地調査内容

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
電波障害	電波の発信状況	既存資料の収集及び整理	電波障害を受けるおそれがあると認められる地域	1回
	電波の受信状況	電波受信状況測定車を用い、チャンネル毎にテレビジョン画像を受信し画質評価を行う。		1回

イ 予測の手法

電波障害に関する予測の手法を表 5.22(3)に示す。

表 5.22(3) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工作物の存在及び供用	施設が存在	テレビジョンの電波障害	電波障害の理論式による計算	電波障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	供用後

ウ 評価の手法

電波障害に関する評価の手法を表 5.22(4)に示す。

表 5.22(4) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工作物の存在及び供用	施設が存在	テレビジョンの電波障害	〔回避または低減に係る評価〕 対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で回避または低減され、若しくはその他の方法により、環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

5.2.10 配慮事項

(1) 地域交通

ア 調査の手法

地域交通に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を表 5.23(1)に示す。

表 5.23(1) 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工事の実施	資材等の運搬車両の走行	交通の安全性	方向別交通量、交通安全の状況
工作物の存在及び供用	廃棄物運搬車両の運行		

地域交通に係る現地調査内容を表 5.23(2)に、その設定理由を表 5.23(3)に示す。

地域交通に係る現地調査地点を図 5.8 に示す。

表 5.23(2) 現地調査内容

環境要素	調査項目	調査方法	調査地点	調査回数・時期等
地域交通	方向別交通量 (自動車、自転車、歩行者等) 渋滞長・滞留長 (交差点のみ)	交通量はカウンターによる手動計測、渋滞長・滞留長は距離を計測	工所用資材等の運搬車両及び廃棄物等の運搬車両の主要運行ルート上の断面 6 地点及び交差点 3 地点	[断面] 24 時間×1 回×4 季 [交差点] 12 時間×平日 5 日間連続 (うち 1 日は 24 時間)×4 季
	交通安全の状況	現地踏査	地域交通に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	1 回/年

表 5.23(3) 現地調査地点の設定理由

調査項目	地点番号	地点名	測定項目	設定根拠
交通量	1	国道 1 号ロングランプ	方向別交通量 (自動車、自転車、歩行者等)	関係車両の主要な走行ルートのうち、走行台数が最も多くなる地点として選定する。
	2	静岡朝比奈藤枝線(県道 209 号) 高田側		
	3	静岡朝比奈藤枝線(県道 209 号) 村良側		
	4	仮宿橋付近		
	5	国道 1 号横内側		
	6	国道 1 号八幡側		
交通安全	A	広幡交差点北側交差点	方向別交通量、 (自動車、自転車、歩行者等) 渋滞長・滞留長	関係車両の走行ルートと、地域住民が利用する道路が交差し、影響が生じるおそれがある地点として選定する。
	B	広幡交差点		
	C	仮宿交差点		

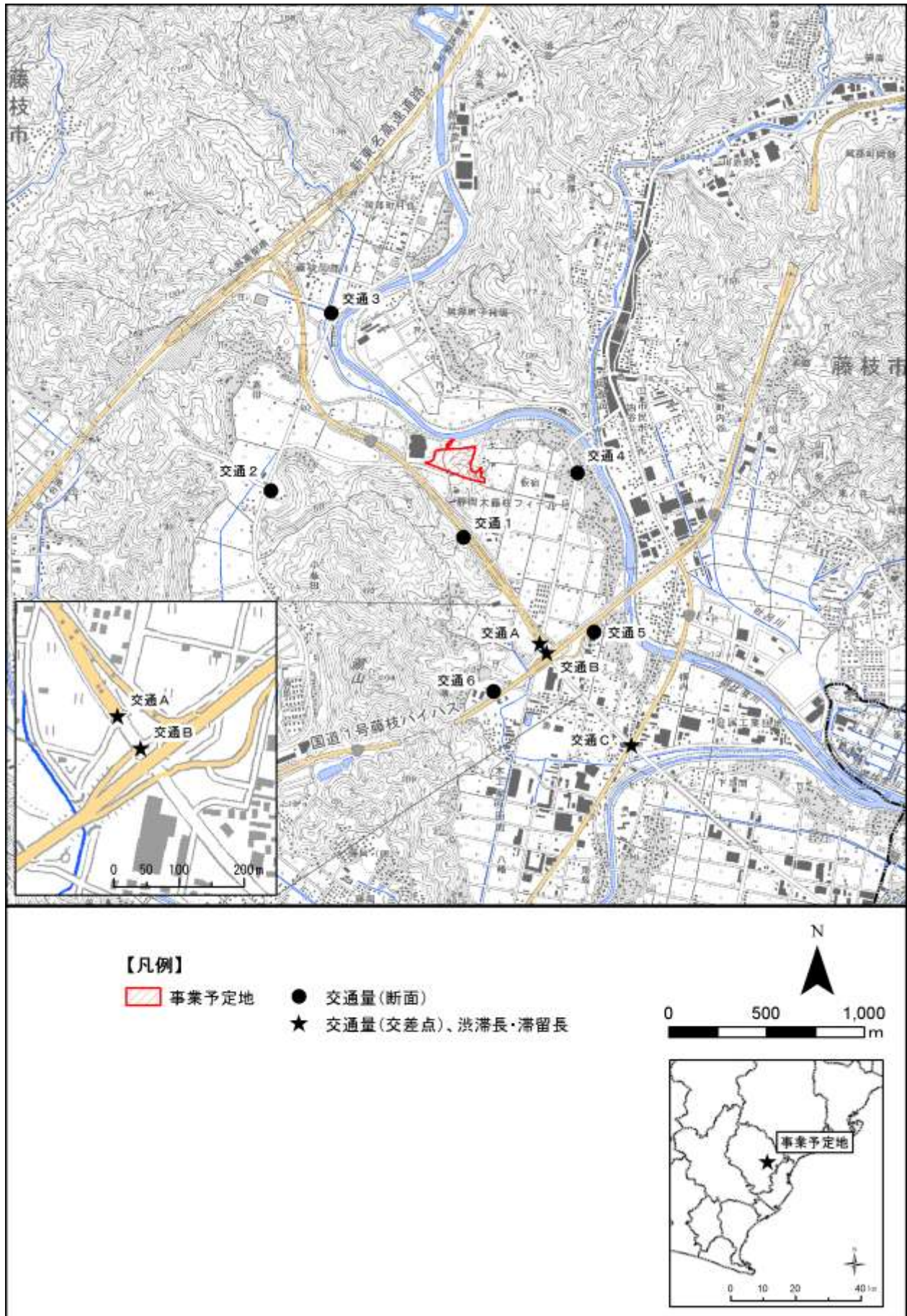


図 5.8 地域交通調査地点

イ 予測の手法

地域交通に関する予測の手法を表 5.23(4)に示す。

表 5.23(4) 予測手法

影響要因の区分		予測項目	予測方法	予測地域	予測対象時期
工事の実施	資材等の運搬車両の走行	資材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の運行道路の混雑度及び交差点の飽和度	「道路の交通容量(昭和 59 年 9 月(社)日本道路協会)」に規定される方法	廃棄物運搬車両の運行道路のうち最も混雑が予想される地点	資材等運搬車両の走行による影響が最大となる時期
工作物の存在及び供用	廃棄物運搬車両の運行				施設の稼働が定常となる時期

ウ 評価の手法

地域交通に関する評価の手法を表 5.23(5)に示す。

表 5.23(5) 評価手法

影響要因の区分		評価項目	評価手法
工事の実施	資材等の運搬車両の走行	交通の混雑度及び安全性	〔回避または低減に係る評価〕 対象事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で回避または低減され、若しくはその他の方法により、環境の保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。
工作物の存在及び供用	廃棄物運搬車両の運行		

参 考 資 料

- ・用語の解説

(空白)

用語の解説

【あ行】

・硫黄酸化物 (SO_x) (14 ページ)

石油や石炭など硫黄分を含むものが燃える時に発生する大気汚染物質。代表的なものに二酸化硫黄 (SO₂) があり、ぜん息や気管支炎などの呼吸器疾患を引き起こし、酸性雨の原因物質にもなる。

・維管束植物 (35 ページ)

維管束と呼ばれる組織を持つ植物の総称。具体的には、シダ植物および種子植物 (裸子植物、被子植物) をいい、菌類、藻類、コケ類などと区別される。

維管束とは、植物が持つ内部組織の 1 つで、水分や根から吸上げた無機養分の通路となる「木部」と、葉で光合成した有機養分の通路となる「師 (ふるい) 部」とを合わせた組織のこと。

・1 時間値 (86 ページ)

大気質の測定において、60 分間の測定値のこと。大気汚染に係る環境基準では、二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM)、二酸化窒素 (NO₂) の各項目について、1 時間値の 1 日平均値 (24 時間分の 1 時間値の算術平均値) による基準値が設定されている。

・一般環境大気測定局 (19 ページ)

自動車排ガスの影響を受けない場所で、住宅地など生活空間の大気汚染を常時監視するために設置された測定局のこと。二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質などを測定している。

・一般廃棄物 (5 ページ)

廃棄物とは不要な物、通常 of 社会生活ではいらなくなった物。

家庭生活などから出る廃棄物を言う。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と定義している。

なお、産業廃棄物は、政令で 20 種類が指定されている。

・一般廃棄物処理基本計画 (5 ページ)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、ごみ、し尿などの処理について市が定める計画のこと。生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、国・県の基本方針を踏まえ、長期的な視点に立った基本方針を明確にするもの。

・上乗せ排出基準 (84 ページ)

大気汚染防止法と水質汚濁防止法に基づき、国は、特定の事業者が排出することができる排ガスや排水の質を、全国一律の排出基準・排水基準として定めている。

しかし、自然的・社会的条件からみて不十分であれば、都道府県は条例でこれらの基準に代えて適用するより厳しい基準を定めることができこの基準値を「上乗せ基準」と呼ぶ。

- ・ ^{エスエス}SS (102 ページ)
→ ^{ふゆうぶつしつりょう}浮遊物質 量

- ・ ^{エスピーエム}SPM (86 ページ)
→ ^{ふゆうりゅうじじょうぶつしつ}浮遊粒子状物質

- ・ ^{えんかすいそ}塩化水素 (14 ページ)

塩素と水素の化合物。水に溶けたものは塩酸という。大気中の濃度が高くなると、呼吸器官等に悪影響がある。塩素や塩を含むごみを焼却すると発生することから、除去等の対策が講じられる。

- ・ ^{おんしつこうか}温室効果ガス (16 ページ)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質をもつ気体のことをいう。

地表から放射された熱が地球外に出て行くことを防ぐ役割があり、この気体の大気中濃度が、人間の活動が原因で上昇したことで、地球温暖化が進んでいると考えられている。

京都議定書では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふっ化硫黄 (SF₆) の6物質を温室効果ガスとして定義している。

【か行】

- ・ ^{かいせき りろんてきかいせき}解析、理論的解析 (135 ページ)

論理的（筋道を立てて）に明らかにすること。環境影響評価では、環境影響について、発生源の状況と影響の大きさとの関係を、明らかになっている事実や事例等から論理的に明らかにし、計画施設等からの影響の大きさについて考察すること。

- ・ ^{かせきねんりょう}化石燃料 (16 ページ)

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。

- ・ ^{がっぺいしよりにじょうかそう}合併処理浄化槽 (104 ページ)

生活に伴って発生し、河川などに排出される水（生活排水）を浄化処理する設備のこと。

生活排水には、し尿のほか、風呂・洗濯・洗面所からの排水がある。

現在、法律で「浄化槽」という場合は、この合併処理浄化槽を指し、生活排水のうちし尿のみ処理する浄化槽（単独処理浄化槽）は、新設が認められない。

- ・ ^{かーむ}Calm (19 ページ)

風がほとんど無い“なぎ”の状態です。静穏時のこと。

・**環境影響評価**（10 ページ）

環境アセスメントともいい、開発事業などを始める前に、その事業が環境に与える影響を調査、予測、評価し、その結果を公表し、住民等の意見を聞いて、環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度のこと。

・**環境影響評価方法書**（表紙）

環境影響評価を行うにあたって、あらかじめどのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくかを示す文書のこと。事業者により公告・縦覧され、住民等は意見書を提出することができる。

・**環境基準**（6 ページ）

人の健康や生活環境を保全する上で望ましい基準として国が定めた基準のこと。国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標であり、現在は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

・**環境騒音、環境振動**（118 ページ）

ある場所における、さまざまな発生源からの騒音・振動を含めた騒音・振動のこと。

騒音・振動の大きさを評価する際は、日常的に発生しない音や振動（救急車のサイレン、建設作業など）を除外して求めた値を用いる。

・**環境負荷**（5 ページ）

人が環境に与える負担のこと。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。」と定義している。

・**環境保全計画**（14 ページ）

施設を運用するにあたって、環境への負荷を抑制する上で必要な事項をまとめた計画のこと。

・**規制基準**（15 ページ）

法律または条例に基づいて定められた、排ガス等に関して工場等が守るべき基準。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。

・**基盤上面等高線**（24 ページ）

基盤とは、古い時代の岩石でできた、陸地の最も基礎となる部分のこと。基盤の上部に、比較的新しい岩石の層や、砂、泥、火山灰などが堆積した層などがあり、地表面に至る。それらの基盤上面形を標高（海拔高度）の等しい地点を連ねた線として地図上に表したものの。

・ **逆転層** (135 ページ)

大気中では通常、高度が上がると気温が低くなるが、より高い高度で気温が上昇することがあり、この気温が逆転している空気の層を逆転層という。逆転層が形成されると、空気の上下運動を弱めるほか、空気の層を分けて風の流れが変わるなどの現象が生じる。また、逆転層の下側では、地上から出た煙などが上空に拡散せずに閉じ込められ、地表付近で高濃度となりやすいとされている。

・ **90%レンジ上端値** (140 ページ)

騒音レベルの大きさを表す数値の一つ。事業場等において、不規則に変動する騒音を規制基準と比較する際に使用する数値のこと。騒音レベルの測定は、瞬間的な騒音レベルの大きさ(瞬時値)を、一定時間、繰り返し把握することで行い、その瞬時値の集団から代表値を求める。

一定時間測定した瞬時値を大きいものから順に並べ、最大値から5%、最小値から5%、それぞれ除外した幅を90%レンジといい、このレンジ内の騒音が測定時間の90%を占めていたことを示す。また、この90%レンジの最も大きな値が、90%レンジの上端値である。

この値以上の騒音レベルが測定時間の5%を占めるという意味合いで、5パーセント時間率騒音レベルともいい、 L_5 と表記することもある。

・ **局地風** (126 ページ)

局地的な要因により、狭い範囲で吹く風のこと。環境影響評価では建造物による強風(ビル風)を対象とするが、山や谷などの地形の影響を受けた風(海陸風や山谷風)も局地風という。

・ **クローズドシステム** (14 ページ)

プラント排水を施設外に出さず、全て施設内で処理する一連の行程のこと。

・ **景観** (44 ページ)

景色や眺めのこと。その構成要素により、自然景観と文化景観に分けられる。

・ **K値規制** (14 ページ)

工場等が、施設ごとに、大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物の許容排出量を算出する際に使用する定数のこと。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さくなる。

・ **光化学オキシダント(Ox)** (86 ページ)

自動車や工場などから排出された窒素酸化物(NO_x)や炭化水素類などの一次汚染物質が、太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こすことで、二次的に生成される酸化性物質のこと。オゾンの主成分とし、アルデヒドなどを多く含む。夏などに日射量が強く、高温で無風などの条件が重なると、濃度が高くなり、人間の目やのどを強く刺激する。

・ **降下ばいじん** (126 ページ)

大気中に排出されたばいじん（燃焼や加熱で生じるすすや固体粒子）や風により地表から舞い上がった粉じん（物の破砕で出た粉や土ぼこり）などのうち、比較的粒径が大きく重いため大気中で浮かんでいられずに落下（降下）するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するものをいう。

・ **公共用水域** (84 ページ)

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域や、それに接続する水路のこと。水質汚濁防止法において定義されている。

・ **個体群** (33 ページ)

ある場所、またはある地域に生育・生息する生物の、同じ種類の集まりのこと。

・ **ごみ質** (11 ページ)

ごみに含まれる成分のこと。焼却炉の設計や、運転管理を行う上で参考にする。

・ **ごみピット** (15 ページ)

ごみの処理施設において、収集してきたごみを一時的に貯留する場所。

【さ行】

・ **最終処分場** (6 ページ)

廃棄物を埋立て処分する場所のこと。一般廃棄物に関しては、焼却処理で生じた灰や、不燃物（資源化できないもの）、がれき類などが埋立処分される。

・ **最大着地濃度** (19 ページ)

煙突などから排出された汚染物質が地上に到着するときの最大濃度のこと。

・ **砂防三法** (40 ページ)

「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」を総称して「砂防三法」という。

・ **3 R** (76 ページ)

「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」、「リユース (Reuse=再使用)」、「リサイクル (Recycle=再資源化)」の3つの頭文字を取ったもの。

・ **産業廃棄物** (71 ページ)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 20 種類が廃棄物の処理および清掃に関する法律（施行令）で定められたもので、排出事業者処理が義務づけられている。この定義に該当しない廃棄物は一般廃棄物となる。

・市街化調整区域 (7 ページ)

都市計画法に基づいて定められる都市計画区域のうち、市街化を抑制するため、原則として開発や建築等が禁止される地域。市街化調整区域内では、農林水産業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除いて開発行為は許可されない。

・敷地境界 (15 ページ)

工場と民地、道路と民地など、隣接する土地や道路の境目のことで、その線を敷地境界線という。

・自主規制値 (14 ページ)

法律の規制を受けないが自主的に基準値を設定したもの、あるいは法律の基準値より厳しい値を設定したものをいう。

・自動車騒音 (84 ページ)

自動車の走行に伴い発生する騒音で、道路交通騒音ともいう。騒音の主な要因は、エンジン本体音、冷却ファンの音、吸気音、排気音、タイヤ音等である。

・自動車排ガス測定局 (19 ページ)

自動車交通の影響を受ける交差点や道路沿道等における大気の汚染状況を常時監視するために設置された測定局。

・地盤卓越振動数 (142 ページ)

地盤固有の特性（地盤の固さなど）を表すひとつの指標（単位：Hz）のこと。

自動車が走行する際に発生する振動の大きさに影響を与える要因のひとつで、地盤条件と相関がある。「道路環境整備マニュアル」（日本道路協会 平成元年1月）では「地盤卓越振動数が15Hz以下であるものを軟弱地盤と呼ぶこととする」としている。

・社会的状況 (48 ページ)

地域特性を表す指標の一つで、主に社会的状況と自然的状況に分けられる。社会的状況では、社会にかかわりのあるものとして、人口・産業の状況、土地利用の状況、交通の状況などが挙げられる。

・臭気指数 (15 ページ)

人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもの。人間の嗅覚を用いて測定するため、多種多様なにおいや複合臭に対応でき、住民の被害感覚と一致しやすい特徴がある。

具体的には、採取した空気を臭気が感じられなくなるまで、無臭空気（水の場合は無臭水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から算出する。

・主灰 (12 ページ)

燃やしたごみの燃えがらのこと。

・循環型社会 (5 ページ)

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、天然資源を有効に使うことで廃棄するものを最小限におさえる社会のこと。

・準用河川 (24 ページ)

二級河川に準じて河川法で市が管理している川のこと。

・上層逆転層 (135 ページ)

→逆転層

・植生、植物群落 (35 ページ)

ある地域に生育している植物の集団のこと。

・植物相 (35 ページ)

特定の地域に生育する植物の種類数。動物相（特定の地域に生息する動物の種類数）と合わせて、生物相（特定の地域に生育・生息する動植物の種類数）を構成する。

・新エネルギー (76 ページ)

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コジェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーが含まれる。

・振動レベル (142 ページ)

人が感じる振動の大きさを数値化し、客観的に表したもの。単位は dB (デシベル)。

専用の振動レベル計で測定した周波数ごとの振動の大きさを、人の感じやすさに応じて補正することで求める。

・水素イオン濃度指数 (pH) (102 ページ)

液体の酸性、アルカリ性を示す指標となるもので、0～14 の間の数値で表現される。pH 7 が中性とされ、pH 7 から小さくなるほど酸性が強くなり、pH 7 を超えるほどアルカリ性が強くなる。

・ **水銀** (89 ページ)

重金属の一種。毒性が強く、特に有機化合物であるメチル水銀は水俣病の原因物質。通常、一般廃棄物に水銀は含まれないことから、一般廃棄物の処理によって水銀が環境中に放出されることはない。しかし、過失による排出や意図的な違法排出によって水銀を含むごみが焼却された場合、水銀を含む排気ガスが発生する。

・ **ストックヤード** (13 ページ)

一時的に保管をしておく場所のこと。一般的には、再利用や再生利用を目的とした再資源可能物を搬出するまでの間、それらを一時的に保管する倉庫などの施設を意味して用いられる。

・ **生活環境の保全に関する環境基準 (生活環境項目)** (101 ページ)

水質の環境基準のひとつで、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準をいう。具体的には、pH、BOD、COD、SS、DO、ノルマルヘキサン抽出物質、大腸菌群数、全窒素、全燐等の基準値が設定されている。

・ **生活排水** (14 ページ)

炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水のこと。し尿とそれ以外（生活雑排水）とに区別することがある。

・ **生態系** (126 ページ)

自然界に存在するすべての種は、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに複雑な関連を持ちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。

・ **生物化学的酸素要求量 (BOD)** (102 ページ)

有機物による水の汚濁の程度を表す指標の一つ。単位は mg/L であり、この数値が大きいかほど水が汚濁していることを意味する。

・ **接地逆転層崩壊時 (フュミゲーション)** (135 ページ)

夜間、地面からの放射冷却により比較的低い高度で逆転層が生じることがあり、これは接地逆転層と呼ばれる。この接地逆転層が日の出から日中にかけて崩壊する際、逆転層の上部に放出されていた排出ガスが、地表近くの不安定層内に取り込まれ、急激な混合が生じて高濃度となる可能性があり、この状況をフュミゲーションと言う。

・ ^{ぼつめつきぐしゆ}絶滅危惧種 (30 ページ)

絶滅の危機にある生物種のこと。(1) 現在知られているすべての生物個体群で、個体数が著しく減少している種、(2) 現在知られている全ての生息地で生息条件が著しく悪化している種、(3) 再生産能力を上回るほど捕獲・採取されている種、(4) ほとんどの分布域で交雑可能な別種・別亜種が侵入しており、種としての純粋性が失われつつある種、(5) 過去 (30～50 年前) に生息記録があるが、絶滅したかどうか判断しにくい種などをいう。

・ ^{そうおん}騒音レベル (137 ページ)

人が感じる騒音の大小を数値化し、客観的に表したもの。単位は dB (デシベル)

専用の騒音計で測定した周波数ごとの騒音の大きさを、人の感じやすさに応じて補正することで求める。

・ ^{ソックス}SO_x (14 ページ)

→ ^{いおうきんかぶつ}硫黄酸化物

【た行】

・ ^{たい}ダイオキシン類 (6 ページ)

物の焼却や薬品類の合成の際に、意図しない副生成物として生成される化学物質。

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーPCB (CO-PCB) からなる 3 種類の化合物群の総称。

毒性が強く、低い濃度でも発がん性などの影響があるとされている。

塩素を含むプラスチック類を不完全燃焼させた場合に発生しやすく、そのため、完全燃焼させることで発生を抑制することができる。

・ ^{たいきしつ}大気質 (19 ページ)

大気中に存在する物質の性質や化学成分のこと。

・ ^{だいちょうきんぐんすう}大腸菌群数 (102 ページ)

大腸菌群数は、大腸菌と大腸菌と性質が似ている細菌の総数のこと。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。

・ ダウンウォッシュ・ダウンドラフト (135 ページ)

煙突排出ガスが、煙突や建物の風下側の空気の渦に巻き込まれることで、煙突から近い位置で大気汚染物質の濃度が高くなる現象のこと。

ダウンウォッシュは煙突の影響、ダウンドラフトは煙突の風上・風下にある建物や地形による影響を受けて生じる。いずれも、煙突排出ガスの勢いが弱く、風邪が強いときに発生しやすい。

・地球温暖化 (5 ページ)

人間の活動の拡大により二酸化炭素 (CO₂) をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいう。温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

・地形レッドデータブック (27 ページ)

一般的なレッドデータブック (絶滅のおそれのある野生生物について記載されたデータブック) の地形版で、日本の自然を代表する地形のなかで破壊の危険があり保存が求められているものをリストアップしている。

・窒素酸化物 (NO_x) (14 ページ)

石油や石炭等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行った際に、燃料や空気中の窒素と酸素が反応して生じる大気汚染物質。代表的なものは、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) であり、総称して窒素酸化物 (NO_x) という。

・着地濃度 (19 ページ)

煙突から排出された煙は、混合・拡散しながら上昇し、風下方向へ運ばれ、ある時間経過すると地表へ到達する。そのときの地表面の濃度を着地濃度という。

・長期的評価、短期的評価 (87 ページ)

長期的評価は、ある地域の大気汚染物質の状況を判断する際、年間にわたる測定結果を観察した上で評価する方法をいい、短期的評価は、測定結果を日毎、または時間毎に環境基準と比較して評価する方法をいう。

・眺望点 (44 ページ)

環境影響調査における眺望点とは、不特定多数の人の集まる可能性のある公共的な場所であり、対象となる事業予定地を望むことができる地点を示す。地域の展望台、車道、歩道沿線等がこれにあたる。

・TEQ (14 ページ)

毒性等量 (Toxicity Equivalency Quantity) の略であり、毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位のこと。ダイオキシン類の毒性は種類によって異なるため、最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-TCDD の毒性の強さに換算して示すこととなっており、その換算値であることを表すため「TEQ」という記号を表記する。

・DO (102 ページ)

→溶存酸素量

・ ていしゅうはおん 低周波音 (126 ページ)

人の耳には感知し難い低い周波数 (0.1Hz~100Hz) の空気振動のことを低周波音という。低周波音の影響は、住宅などの建物や建具のがたつきとして現れたり、また、人体への種々の影響という観点で扱われる。発生源には、コンプレッサー、ブロワー等の工場施設、船舶・鉄道等の交通機関、橋梁や道路等があげられる。

・ デシベル d B (15 ページ)

騒音レベルや振動レベルを表す単位。騒音の場合は耳の感覚に合うように補正した音の「大きさ」を測る単位のこと。振動の場合は感覚に合うよう補正した振動の「大きさ」を測る単位のことをいう。

・ てんぱしょうがい 電波障害 (126 ページ)

高層建築物などが遮蔽物となり生じる、テレビ・ラジオ等の受信障害をいう。環境影響評価では、主にテレビジョン電波障害を対象とする。

・ とうかそうおん 等価騒音レベル (140 ページ)

騒音レベルの大きさを表す数値の一つで、騒音の環境基準と比較する際に用いる。

測定時間内で大きく変動する騒音について、その時間帯の騒音のエネルギー総量と等しくなるような定常音 (変化しない音) を等価騒音レベル (L_{Aeq}) といい、測定時間内の騒音レベルを代表する値とする。

・ どうぶつそう 動物相 (30 ページ)

特定の地域に生息する動物の種類数。植物相 (特定の地域に生育する植物の種類数) と合わせて、生物相 (特定の地域に生育・生息する動植物の種類数) を構成する。種名などを記したリストで表わされる。

・ とくべつこうあつ 特別高圧 (7 ページ)

電圧が 7,000 ボルトを超える電圧のこと。施設に必要な場合は、新たに最寄りの変電所等からの配線が必要で、鉄塔を建てる架空線、地面に埋込む地下埋設等の方法が考えられる。

なお、中部電力から受電する場合、契約区分は 6,000 ボルト以上が高圧、20,000 ボルト以上が特別高圧となっている。

・ どうろこうつうしんどう 道路交通振動 (84 ページ)

自動車が道路を走行することによって発生する振動をいう。自動車の走行そのものが原因ではあるが、道路の舗装等の道路構造も関係する。

・ **特定建設作業** (84 ページ)

騒音規制法及び振動規制法に基づいて指定された、著しい騒音や振動を発生する建設作業をいう。騒音規制法では、くい打ち機や削岩機等を使用する作業等の8種類の作業が、また、振動規制法では、くい打ち機、ブレイカーを使用する作業等の4種類の作業が指定されている。

・ **特定悪臭物質** (100 ページ)

悪臭の原因となる化学物質のこと。

製紙工場や畜産事業場など、悪臭問題の原因となりやすい事業場で特徴的に確認される物質であり、悪臭防止法においてアンモニアなど22物質が指定され、敷地境界における濃度等の規制が行われている。

・ **特定施設、特定工場、特定事業場** (15 ページ)

大気汚染防止法、水質汚濁法、騒音規制法及び振動規制法などに定める物質や騒音・振動などを発生または排出する施設を特定施設といい、これらの施設を設置する工場及び事業場を特定工場という。

・ **都市計画決定** (1 ページ)

都市計画を一定の手続きにより決定すること。都市づくりの基本方針、市街化区域／市街化調整区域の区分、道路・公園・ごみ処理施設の整備など、都市計画に関する様々な内容が都市計画決定された後、その計画に基づく事業等が進められる。

・ **トラップ法(哺乳類)** (161 ページ)

捕獲罠を用いた生物の調査方法。

哺乳類の確認は、主に目撃や生活痕跡(足跡や糞など)によるが、ネズミ等の小型哺乳類の確認は困難であることから、トラップ法を用いる。

【な行】

・ **n g** (14 ページ)

1 ng とは、10 億分の 1 g を指す。 $0.000000001\text{g}=0.000001\text{mg}=0.001\mu\text{g}=1\text{ng}=1,000\text{pg}$

・ **二級河川** (24 ページ)

河川法で県が管理し、国が管理する一級河川の次に大切な川として県が決めた川のこと。

・ **二酸化硫黄** (86 ページ)

重油、石炭などの燃焼により硫黄分が酸化され発生する。無色で腐敗した卵に似た刺激性のある気体。酸性雨の原因ともなる。のどや肺を刺激し、気管支炎、喘息性気管支炎などを起こすとされている。

・ ^{にさんかちつそ}二酸化窒素 (86 ページ)

燃料の燃焼により、主に一酸化窒素として発生し、太陽光のもとで二酸化窒素となる。刺激臭があり、水に溶けやすく酸性雨の原因ともなる。のどや肺を刺激し、気管支炎、肺機能低下などを起こすとされている。

・ ^{にちへいきんち}日平均値 (86 ページ)

1 時間毎に測定を実施している場合、1 日に測定された 24 時間分の 1 時間値の算術平均値のことをいう。1 日を通して大気汚染物質の濃度をみると、自然活動や人間活動の影響を受けて、時間とともに濃度が変動しているため、その日の平均的な汚染レベルを表す指標として日平均値が用いられる。大気汚染物質の環境基準では、二酸化硫黄 (SO₂)、二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM) 等の日平均値が定められている。

・ ^{にちへいきんち}日平均値の 2%^{じよがいち}除外値 (87 ページ)

年間にわたる日平均値のうち、その測定値の高い方から 2% の範囲内にある測定値 (365 日分の測定値がある場合は 7 日分) を除外した値のことをいう。環境基準による二酸化硫黄 (SO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM) の評価を行う際に、長期的評価の方法として日平均値の 2% 除外値で評価する。

・ ^{にちへいきんち}日平均値の年間^{ねんかん}98%^ち値 (87 ページ)

年間にわたる日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値 (365 日の場合、高い方から 8 番目の測定値)。二酸化窒素 (NO₂) の長期的評価の場合、環境基準値とこの値を比較して評価を行う。

・ ^{にっしやりりょう}日射量 (131 ページ)

地表面に到達する単位面積あたりの日射によるエネルギー量。

日射は大気中の水蒸気、ちり及び雲などの影響を受けて変動が激しいため、ある時刻の瞬時値ではなく、一定時間における積算量を用いることが多い。

・ ^{ねんへいきんち}年平均値 (86 ページ)

1 時間毎に測定等を実施している場合、1 年間に測定された全 1 時間値の算術平均値のことをいう。大気汚染物質の濃度は、いろいろな要因で変動するため、1 年間そこに居住するとどのような大気汚染状況にさらされるかという指標の一つとして、1 年間の平均的な汚染レベルを表す指標の年平均値が用いられる。

・ ^{ノックス}NO_x (14 ページ)

→ ^{ちつそさんかぶつ}窒素酸化物

ノルマルリッポウメートル
・ m³N (14 ページ)

0℃、1気圧下での気体体積を表すもので、主として排出ガス量等を表す場合に用いられる。
1 N立方メートルとは、標準状態(0℃、1気圧)に換算した1立方メートルのガス量を表す。

【は行】

・ ばい煙・ ばい煙発生施設 (84 ページ)

ばい煙は、大気汚染防止法では、「硫黄酸化物」、「ばいじん」、「有害物質」の総称と定義しており、また、ばい煙発生施設は、ばい煙を発生させる施設として、大気汚染防止法により定められている施設のこと。

・ ばいじん (14 ページ)

石炭や石油系の化石燃料、または物の燃焼に伴い発生するすす等の固体粒子をいう。このうち大気中に排出されたあと、重くて地上に降りてくるものを降下ばいじんという。なお、燃焼以外から発生する固体粒子は、法的には「粉じん」として区別する。

・ 排出基準・ 排水基準・ 規制基準 (15 ページ)

法律または条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守ることが義務づけられている。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。

・ 80%レンジ上端値 (144 ページ)

振動レベルの大きさを表す数値の一つ。事業場等において、不規則に変動する振動を規制基準と比較する際に使用する数値のこと。振動レベルの測定は、瞬間的な振動レベルの大きさ(瞬時値)を、一定時間、繰り返し把握することで行い、その瞬時値の集団から代表値を求める。

一定時間測定した瞬時値を大きいものから順に並べ、最大値から10%、最小値から10%、それぞれ除外した幅を80%レンジといい、このレンジ内の振動が測定時間の80%を占めていたことを示す。また、この80%レンジの最も大きな値が、80%レンジの上端値である。

この値以上の振動レベルが測定時間の10%を占めるという意味合いで、10パーセント時間率振動レベルともいい、L₁₀と表記することもある。

・ 発熱量 (11 ページ)

一定単位の燃料が完全燃焼するとき発生する熱量のこと。kcal/kg や kJ/kg、J/mol のように、物質の単位あたりのエネルギー単位で表される。それぞれの燃料は固有の発熱量を持ち、燃料の性能を表すもっとも重要な指標である。

・ ^{ピーエッチ} pH (102 ページ)

→ ^{すいそ}水素イオン ^{のうど}濃度

・ ^{ピーオーディー} BOD (102 ページ)

→ ^{せいぶつかがくてきさんそようきゅうりょう}生物化学的酸素要求量

・ ^{ピーピーエム} ppm (14 ページ)

ppm (parts per million) は百万分率であり、主に濃度を表す単位として用いられる。体積ベースでは 1 mL/1,000L、質量ベースでは 1 g/1,000kg に相当する。なお、1 ppb (parts per billion) は 10 億分率を表す。

・ ^{ピコグラム} pg (86 ページ)

1 pg とは、1 兆分の 1 g を指す。

$0.000000000001\text{g}=0.000000001\text{mg}=0.000001\mu\text{g}=0.001\text{ng}=1\text{pg}$

・ ^{びしょうりゅうじじょうぶつしつ} ^{ピーエム} 微小粒子状物質 (PM2.5) (86 ページ)

浮遊粒子状物質のうち、粒径 2.5 μm 以下を微小粒子状物質 (PM2.5) という。より粒径が小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。主に、燃焼で生じたすす、風で舞い上がった土壌粒子 (黄砂など)、工場や建設現場で生じる土埃、燃焼による排出ガスや石油からの揮発成分が大気中で変質してできる粒子などからなる。

・ ^{ひと} ^{しぜん}人と自然との ^{ふれあ} ^{かつどう} ^ば 触れ合い活動の場 (126 ページ)

釣り場、キャンプ場、遊歩道などのレクリエーション施設や花見、紅葉狩り、水遊びなどの自然との触れ合いの場及び住民の日常的な憩いの場となっている自然空間のこと。

・ ^{ひと} ^{けんこう}人の健康の ^{ほご} ^{かん}保護に関する ^{かんきょうきじゆん} ^{けんこうこうもく} 環境基準 (健康項目) (101 ページ)

環境基本法に基づいて定められている水質の環境基準のひとつで、人の健康の保護のために定められた基準である。具体的には、カドミウム、全シアン、鉛、他 26 項目について基準値が設定されている。

・ ^{ひばい} 飛灰 (12 ページ)

ろ過式集じん器などで捕集した排ガスに含まれているダスト (ばいじん) のこと。

・ ^{ほう} フィールドサイン法 (161 ページ)

哺乳類の確認方法の 1 つ。哺乳類の生活痕跡である糞や足跡、食痕、巣、爪痕、塚等 (フィールドサイン) を発見し、生息する動物種を確認する方法。主に大型・中型哺乳類を対象とした調査方法。

・^{ふうはいず}風配図 (19 ページ)

ある地点のある期間における、各方位の風向および風速の頻度を表した図。その場所の卓越風や、その他風の特徴を知ることが主な目的として作成される。

・^{ほう}フォトモンタージュ法 (169 ページ)

主要な眺望地点から撮影した写真に、対象事業の完成予定図を合成して景観の変化を予測する方法。景観の予測に一般的に用いられている手法で、適用範囲も広い。

・プラットホーム (15 ページ)

収集車（パッカー車）からごみをごみピット（貯留場所）へ投入する場所。

・プラント (14 ページ)

複数の機械や装置を組み合わせた大型設備や工場のこと（本書では、ごみ焼却施設を指す）。

・^{はいすい}プラント排水 (14 ページ)

プラントから排出される汚水のこと。

・^{きゅうぶつしつりょう}浮遊物質^{エスエス}量 (SS) (102 ページ)

水質汚濁の程度を表す指標の一つ。水中に浮遊または懸濁している直径 2 mm 以下の粒子状物質の量を表す。沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。

・^{きゅうりゅうじじょうぶつしつ}浮遊粒子状物質^{エスピーエム} (SPM) (86 ページ)

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径 10 μm 以下のものと定義している。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼすことがある。

・^{しほ}ブルーム式・^{しほ}パフ式 (135 ページ)

煙突等の発生源から排出された大気汚染物質がどのように拡散するかを予測する際に使用するシミュレーションモデルの種類のこと。

発生源から排出された汚染物質濃度が、発生源において最も高く、発生源から離れるに従って低くなるものとし、無風状態における拡がりを想定したモデル式をパフ式、一定方向から一定の風が吹いている状況での拡がりを想定したモデル式をブルーム式という。

・**粉じん** (84 ページ)

大気中に浮遊する固体粒子の総称。大気汚染防止法における粉じんは「物の破砕や選別などの機械的処理・堆積に伴い発生しまたは飛散する物質」と定義され、燃焼、化学反応などで生じる「ばいじん」と区別される。なお、粉じんのうち、石綿（アスベスト）等の人の健康に被害を生ずるおそれのあるもので、大気汚染防止法施行令により指定されたものを特定粉じんという。

・**ベイトトラップ法** (161 ページ)

昆虫類を確認するための調査手法の1つ。糖蜜や腐肉等の誘因餌（ベイト）を入れたトラップ（プラスチックコップ等）を、その口が地表面と同じになるように埋設して、落ち込んだ昆虫を採集する方法。主に地表徘徊性の昆虫類を対象とする。

・**ベンゼン** (86 ページ)

炭素と水素で構成される有機化合物。毒性や発がん性がある。ガソリンに含まれており、自動車排出ガスが主要な発生源となっているほか、ごみの焼却によっても発生する。

・**防災拠点** (6 ページ)

災害時に防災活動の拠点（重要な地点）となる施設や場所のこと。平常時には防災講習等の場所として活用される。

・**放射収支量** (131 ページ)

地表面が太陽から受け取るエネルギー（太陽放射）から、地表面から天空に逃げていくエネルギー（地球放射）を差し引いたエネルギー量のこと。地表面が暖まるか冷えるか示す指標となる。単位は、瞬間値についてはキロワット毎平方メートル（kW/m²）、積算量についてはメガジュール毎平方メートル（MJ/m²）で表す。

・**方法書**

→**環境影響評価方法書**

【ま行】

・**μg** (86 ページ)

1 μg とは、100 万分の 1 g を指す。0.000001g=0.001mg=1 μg=1,000ng=1,000,000pg

・**猛禽類** (161 ページ)

タカ、フクロウの仲間をはじめとする、獲物の捕獲のために優れた視覚、鋭い爪とくちばし、強く丈夫な脚を持つように進化した鳥類の総称。生態系の頂点に位置する種が多く、地域の生態系の状態を指標する生物の1つである。

【や行】

・ やまもとかんげん 山元還元 (12 ページ)

ごみを溶融処理する場合、ごみの中の金属はメタルとして回収・再資源化され、そのほかの成分はスラグとして建設資材などに再利用される。しかし、溶融処理の過程で生じたダスト(溶融飛灰)はそのままでは活用されない。山元還元とは、溶融飛灰から非鉄金属(鉛やカドミウム等)を回収して、それぞれの金属として再利用することをいう。

・ ゆうがいかかくぶっしつ 有害化学物質 (6 ページ)

環境を経由して、人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質のこと。

・ ゆうがいたいまおせんぶっしつ 有害大気汚染物質 (84 ページ)

低濃度でも長期にわたってさらされた時に発がん性などの影響が懸念される有害な大気汚染物質のこと。平成8年の大気汚染防止法改正により、健康被害の未然防止の観点から、モニタリング、公表、指定物質の排出抑制基準などが追加された。大気中の濃度の低減を急ぐべき物質(指定物質)として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロエチレン、ダイオキシン類が取上げられ、工場・事業場からの排出抑制対策が進められている。

・ ようせいげんど 要請限度 (91 ページ)

騒音規制法では、自動車騒音がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町村長は都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく対策を講じるよう要請することができるとしている。振動規制法でも同様の規定があり、これらの判断基準となる値を要請限度という。

・ ようぞんさんそりよう ディーオー 溶存酸素量(DO) (102 ページ)

水中に溶けている酸素量のことをいい、水質汚濁に関する環境基準の項目の一つ。

有機物等による水質汚濁が進んでいる水では、微生物等が有機物の分解に伴って酸素を消費することから、水中の溶存酸素量が小さくなる。

・ ようちいま 用途地域 (7 ページ)

都市計画法第8条第1項第1号に定める地域区分のこと。

第1種低層住居専用、第2種低層住居専用、第1種中高層住居専用、第2種中高層住居専用、第1種住居、第2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用の12種類の区分があり、区分により、建築物の用途、高さ、建蔽率などが制限される。

また、騒音規制法、振動規制法において、地域の状況に応じた規制基準を定める場合に、都市計画法の用途地域を準用することが多い。

【ら行】

・ライトトラップ法^{ほう}（161 ページ）

昆虫類を確認するための調査手法の1つ。夜間、白布スクリーンに光を投射して、そこに集まる昆虫を採集するカーテン法、光源に集まる昆虫が捕獲箱に落下するボックス法がある。

・類型指定^{るいけいししてい}、類型当てはめ^{るいけいあ}（101 ページ）

水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準は、国において類型ごとの基準値が示されており、都道府県が河川等の状況や、騒音に係る地域の土地利用状況や時間帯等に応じて、河川の範囲や地域区分に類型をあてはめることで、基準値を指定する。

・レッドデータブック（30 ページ）

野生生物が現在どの程度絶滅の危機にあるのかを種ごとに評価し、仕分けの基準に従って区分した生物種名の生態や生息分布状況などのデータを紹介した解説書で、環境省または地方公共団体などが発行・編集している。

本県では、「まもりたい静岡県の野生生物―県版レッドデータブック―2004（動物編、植物編、普及版）」が発行（平成16年3月31日）されている。

・カテゴリー（30 ページ）

仕分けの基準。本県では、絶滅の度合いが高い方から、(1)絶滅、(2)野生絶滅、(3)絶滅危惧IA・IB類、(4)絶滅危惧II類、(5)準絶滅危惧、(6)情報不足、(7)絶滅のおそれのある地域個体群、(8)要注目種に区分されている。